

01 管理的職業

事業経営の方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、業務の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に関する仕事をいう。

国・地方公共団体の各機関の公選された公務員を含む。

ただし、経営・管理の仕事に従事するものであっても以下のものは、それぞれ該当する分類項目に分類する。

- (1)学校の長（学長・校長・幼稚園園長）[大分類 05 保育・教育の職業]
- (2)病院長、診療所長、歯科医院長、歯科診療所長、動物病院長、家畜診療所長 [大分類 04 医療・看護・保健の職業]
- (3)研究所長 [大分類 02 研究・技術の職業]
- (4)裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、特許庁審判長、海難審判所審判長 [大分類 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業]
- (5)自衛官、警察官、海上保安官、消防吏員 [大分類 10 警備・保安の職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 001 法人・団体役員
- 002 法人・団体管理職員
- 003 その他の管理的職業

001 法人・団体役員

会社・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体において、事業の方針決定・執行・監査の仕事に従事するものをいう。

法人格を有しない団体の役員を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 001-01 会社役員
- 001-99 その他の法人・団体役員

001-01 会社役員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、事業運営に関する重要事項の決定、事業の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

保険業法によって設立された相互会社の役員を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)特別立法によって設立された株式会社の役員 [001-99]
- (2)執行役員のうち取締役等の役員が兼務していないもの [002-01]

- 会社会長、CEO（会社最高経営責任者）、会社社長、会社取締役、会社監査役、会社執行役、会社部長（取締役であるもの）、会社工場長（取締役であるもの）、会社役員（会長、社長、取締役、監査役など）
- × 特殊会社役員（会長、社長、取締役）[001-99]、会社執行役員（取締役等の役員が兼務していないもの）[002-01]

001-99 その他の法人・団体役員

独立行政法人・公益法人・組合の役員、その他 001-01 に含まれない、法人・団体において事業の方針決定・執行・監査の仕事に従事するものをいう。

- 独立行政法人役員（理事長、理事、監事）、国立大学法人役員（学長、理事、監事）、地方独立行政法人役員（理事長、理事、監事）、公立大学法人役員（学長、理事、監事）、日本放送協会役員（会長、副会長、理事）、日本銀行役員（総裁、理事、監事）、協同組合役員、経営者団体役員、公益財団法人役員、公益社団法人役員、公益法人役員、財団法人役員（理事長、理事、監事）、労働組合役員、医療法人役員、学校法人役員、社会福祉法人役員、農業協同組合役員、漁業協同組合役員、特殊会社役員（会長、社長、取締役）

002 法人・団体管理職員

会社・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

法人格を有しない団体の管理職員を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

002-01 会社管理職員

002-99 その他の法人・団体管理職員

002-01 会社管理職員

株式会社（有限会社を含む）・合同会社・合資会社・合名会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)会社役員 [001-01]

(2)特別立法によって設立された株式会社の管理職員 [002-99]

- 本社部課長、工場・支店・営業所等の長、工場・支店等の部課長、会社執行役員（取締役等の役員が兼務していないもの）、執行役員（取締役等の会社役員ではないもの）、人事課長（会社）、総務課長（会社）、営業課長（主に管理的な仕事に従事するもの）、経理課長（主に管理的な仕事に従事するもの）、銀行支店長、小売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、卸売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、飲食店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、ホテル支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、旅館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、映画館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、温泉施設支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、ガソリンスタンド店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、ハンバーガーショップ店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、レストラン店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）
- × 会社役員（会長、社長、取締役、監査役など）[001-01]、特殊会社の部課長 [002-99]、小売店長（主に販売の仕事に従事するもの）[044-01]、卸売店長（主に販売の仕事に従事するもの）[044-02]、営業課長（主に営業の仕事に従事するもの）[048：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]、飲食店長（主に接客の仕事に従事するもの）[056-01]

なお、主に経営・管理以外の仕事に従事する会社管理職員は、それぞれ該当する分類項目に分類する。

(1)小売店長又は卸売店長であって、主に販売の仕事に従事するもの[044-01 小売店長（主に販売の仕事に従事するもの）、044-02 卸売店長（主に販売の仕事に従事するもの）]

(2)営業課長であって、主に営業の仕事に従事するもの [048 営業課長（主に営

業の仕事に従事するもの)：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]
(3)飲食店長であって、主に接客の仕事に従事するもの [056-01 飲食店長 (主に接客の仕事に従事するもの)]

002-99 その他の法人・団体管理職員

独立行政法人・公益法人・組合の管理職員、その他 002-01 に含まれない、法人・団体において課 (課相当を含む) 以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、独立行政法人・公益法人・組合などの役員 [001-99] を除く。

- 独立行政法人の部課長、国立大学法人の部課長、地方独立行政法人の部課長、公立大学法人の部課長、日本銀行の局長・課長、特殊会社の部課長、協同組合部課長、労働組合支部長、経営者団体部課長、公益財団法人部課長、公益社団法人部課長、私立学校事務長、事務局長 (財団法人)、事務局長 (社会福祉法人)
- × 独立行政法人役員 (理事長、理事、監事) [001-99]、国立大学法人役員 (学長、理事、監事) [001-99]、地方独立行政法人役員 (理事長、理事、監事) [001-99]、公立大学法人役員 (学長、理事、監事) [001-99]、特殊会社役員 (会長、社長、取締役) [001-99]、公益法人役員 [001-99]、労働組合役員 [001-99]

003 その他の管理的職業

国会・地方議会における法律案・条例案などの審議・採決、国・地方公共団体の機関又はその課以上の内部組織の業務の管理・監督、その他の〔001 法人・団体役員〕及び〔002 法人・団体管理職員〕に含まれない管理的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

003-01 管理的公務員

003-99 他に分類されない管理的職業

003-01 管理的公務員

国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等の審議・採決などを行う仕事に従事するもの及び国・地方公共団体の機関又はその課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1) 裁判所長〔012-01〕

(2) 検事総長、検事正〔012-01〕

(3) 公正取引委員会審査長〔012-99〕

(4) 特許庁審判官〔012-99〕

(5) 海難審判所審判官〔012-99〕

(6) 国・地方公共団体の研究機関の長〔004 研究者〕

(7) 国・地方公共団体の病院の長〔021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師〕

(8) 国・地方公共団体の学校の長〔031 学校等教員〕

(9) 自衛官の階級を有するもの〔060-01〕

(10) 警察官の階級を有するもの〔061-01〕

(11) 海上保安官の階級を有するもの〔061-01〕

(12) 消防吏員の階級を有するもの〔062-02〕

- 国会議員、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体議会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員、国務大臣、副大臣、政務官、事務次官、中央府省の局・部・課長、地方支分部局の局・部・課長、知事、副知事、会計管理者（都道府県）、市町村長、副市町村長、会計管理者（市町村）、地方公共団体の局・部・課長、地方公共団体出先機関の長・課長、刑務所長

- × 裁判所長〔012-01〕、検事総長〔012-01〕、検事正〔012-01〕、公正取引委員会審査長〔012-99〕、特許庁審判官〔012-99〕、海難審判所審判官〔012-99〕、自衛官〔060-01〕、警察官〔061-01〕、海上保安官〔061-01〕、消防吏員〔062-02〕

なお、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人などにおい

て経営・管理の仕事に従事するものは、[001 法人・団体役員] 又は [002 法人・団体管理職員] に分類する。

003-99 他に分類されない管理的職業

個人が営む事業の経営・管理、その他 003-01 に含まれない管理的な仕事をいう。

○ 飲食店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）、卸売店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）、小売店長（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）、旅館支配人（個人事業：主に管理的な仕事に従事するもの）

× 小売店長（主に販売の仕事に従事するもの）[044-01]、飲食店長（主に接客の仕事に従事するもの）[056-01]、旅館支配人（主に接客の仕事に従事するもの）[056-02]

なお、主に経営・管理以外の仕事に従事する個人事業の経営者は、それぞれ該当する分類項目に分類する。

(1)小売店長であって、主に販売の仕事に従事するもの [044-01 小売店長（主に販売の仕事に従事するもの）]

(2)飲食店長であって、主に接客の仕事に従事するもの [056-01 飲食店長（主に接客の仕事に従事するもの）]

(3)旅館支配人であって、主に接客の仕事に従事するもの [056-02 旅館支配人（主に接客の仕事に従事するもの）]

02 研究・技術の職業

高度の専門的水準において行う、科学的知識を応用した技術的な仕事及び専門的性質の仕事を行う。

この仕事を遂行するには、通例、大学の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 004 研究者
- 005 農林水産技術者
- 006 開発技術者
- 007 製造技術者
- 008 建築・土木・測量技術者
- 009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）
- 010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）
- 011 その他の技術の職業

004 研究者

公的研究機関、大学の附属研究所又は企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文科学、社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するために行う、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学、大学院の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学の附属研究所の研究者のうち教育活動にも従事するもの〔031 学校等教員〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、製品開発・技術開発などの技術的な仕事に従事するもの〔006 開発技術者〕
- (2) 工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、製品の設計情報にもとづく工程設計、作業設計、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するもの〔007 製造技術者〕
- (3) 公的研究機関、大学の附属研究所、試験場などにおいて試験・研究に関連する技術的な仕事に従事するもの〔従事する仕事に即して分類する〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 004-01 自然科学系研究者
- 004-02 人文・社会科学系等研究者

004-01 自然科学系研究者

公的研究機関、大学の附属研究所又は企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学などの自然科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の構築、製品開発・技術開発などの技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

ただし、大学の附属研究所の研究者のうち教育活動にも従事するもの〔031-07 医学系大学教授、031-07 工学系大学教授、031-07 農学系大学教授、031-07 理学系大学教授 など〕を除く。

- 医学研究者、医薬品研究者、疫学研究者、化学研究者、解剖学研究者、科学捜査研究所鑑定技術職員、機械工学研究者、気象学研究者、建築工学研究者、工学研究者、材料工学研究者、歯学研究者、獣医学研究者、情報工学研究者、食品化学研究者、水産学研究者、水産試験場研究員、数学研究者、生物学研究者、生命工学研究者、生理学研究者、地質学研究者、畜産学研究者、畜産試験場研究員、通信工学研究者、天文学研究者、電気工学研究者、電子工学研究者、統計学研究者、土木工学研究者、農学研究者、農業試験場研究員、バイオテクノロジー研究者、病理学研究者、物理学研究者、メカトロニクス研究者、免疫学研究者、薬学研究者、理学研究者、林学研究者、林業試験場研究員
- × 水産技術者〔005-01〕、畜産技術者〔005-01〕、農業技術者〔005-01〕、林業技術者〔005-01〕、食品開発技術者〔006-01〕、電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）〔006-02〕、機械開発技術者〔006-03〕、自動車開発技術者〔006-04〕、輸送用機器開発技術者（自動車を除く）〔006-05〕、金属製錬・材料開発技術者〔006-06〕、化学製品開発技術者〔006-07〕、電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）〔007-02〕、工作機械生産技術者〔007-04〕、分析化学技術者〔007-08〕、薬品分析試験技術者〔007-08〕、学芸員〔019-02〕、医学系大学教授〔031-07〕、工学系大学教授〔031-07〕、農学系大学教授〔031-07〕、理学系大学教授〔031-07〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 専門的・科学的な知識と手段を応用して、農林水産業の生産に関する技術指導などを行う仕事に従事するもの〔005-01 水産技術者、005-01 畜産技術者、005-01 農業技術者、005-01 林業技術者〕
- (2) 専門的・科学的な知識と手段を応用して、食品、電気・電子機器、機械器具、化学製品などの製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの〔006-01 食品開発技術者、006-02 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）、006-03 機械開発技術者、006-04 自動車開発技術者、006-05 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）、006-07 化学製品開発技術者〕
- (3) 専門的・科学的な知識と手段を応用して、金属の製錬・圧延・鋳造・鍛造・熱処理などに関する技術開発を行う仕事に従事するもの〔006-06 金属製錬・材料開発技術者〕

- (4)食品、電気・電子機器、機械器具、化学製品などの工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、製品の設計情報にもとづく工程設計及び作業設計などを行う技術的な仕事に従事するもの [007-02 電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）、007-04 工作機械生産技術者]
- (5)試料に含まれる化学成分の種類と量を解析する技術的な仕事に従事するもの [007-08 分析化学技術者、007-08 薬品分析試験技術者]
- (6)博物館において生物などの自然科学系の専門分野の調査・研究の仕事に従事するもの [019-02 学芸員]

004-02 人文・社会科学系等研究者

公的研究機関、大学の附属研究所又は企業の研究所、研究室などの研究施設において、人文科学、社会科学及び家政学・商船学・栄養学など自然科学以外の分野の専門的知識にもとづく調査・分析を通じて、新事実の発見、新たな理論の構築などを目標とする専門的・科学的な研究の仕事に従事するものをいう。

ただし、大学の附属研究所などの研究者のうち教育活動にも従事するもの [031-07 社会科学系大学教授、031-07 人文科学系大学教授 など] を除く。

- 栄養学研究者、エコノミスト、家政学研究者、教育学研究者、経営学研究者、経済学研究者、史学研究者、社会学研究者、商学研究者、商船学研究者、心理学研究者、政治学研究者、哲学研究者、美術研究者、文学研究者、法学研究者
- × 経営コンサルタント [013-99]、社会科学系大学教授 [031-07]、人文科学系大学教授 [031-07]

なお、企業経営の分析、改善方法の提案、経営に関する相談・指導などの仕事に従事するものは、[013-99 経営コンサルタント] に分類する。

005 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・研究・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関、大学の附属研究所、試験場などの試験・研究施設において、農林水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) 専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、食品の開発、加工食品を製造するための工程設計・作業設計などの技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者、007 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

005-01 農林水産技術者

005-01 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、作物の栽培及び土壌・肥料・病虫害に関する技術の普及指導、農作物の生産流通に関する指導、農家の経営指導などの技術的な仕事に従事するもの（農業技術者）、家畜・家きん（家禽）・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼育に関する技術の普及指導、飼料作物の栽培などに関する技術指導、畜産農家の経営指導などの技術的な仕事に従事するもの（畜産技術者）、山林用種苗の育成・生産、苗木の植栽、林木の保育・保護、林産物の生産・利用に関する技術の普及指導、森林の施業に関する指導などの技術的な仕事に従事するもの（林業技術者）、水産動植物の採捕・養殖に関する技術の普及指導などの技術的な仕事に従事するもの（水産技術者）をいう。

- 家畜人工授精師（獣医師でないもの）、山林用種苗技術者、植物工場研究開発者、植物防疫官、森林病虫害防除技術者、水産技術者、水産資源保護指導員、畜産技術指導員、畜産技術者、土壌改良技術指導員、農業技術指導員、農業技術者、農業経営指導員、ひな鑑別員、普及指導員（水産業）、普及指導員（畜産）、普及指導員（農業）、普及指導員（林業）、孵卵（ふらん）技術者、ふん尿処理技術者、養殖技術者、林業技術者
- × 水産試験場研究員 [004-01]、畜産試験場研究員 [004-01]、農業試験場研究員 [004-01]、食品缶詰開発技術者 [006-01]、水産食品開発技術者 [006-01]、乳製品開発技術者 [006-01]、食品缶詰製造技術者 [007-01]、食品冷凍技術者（開発技術者を除く） [007-01]、水産食品製造技術者 [007-01]、乳製品製造技術者 [007-01]、農業土木技術者 [008：主に従事する仕事に即して分類する]、林業土木技術者 [008：主

に従事する仕事に即して分類する]、と畜検査員 [021-03]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農学・林学・水産学の分野の基礎的・応用的な問題を解明するため、専門的・科学的な試験・調査・研究の仕事に従事するもの [004-01 水産試験場研究員、004-01 畜産試験場研究員、004-01 農業試験場研究員]
- (2)加工食品を開発するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、原材料の分析、加工法の検討などの技術的な仕事に従事するもの [006-01 食品缶詰開発技術者、006-01 水産食品開発技術者、006-01 乳製品開発技術者]
- (3)加工食品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、製造工程・作業工程の設計、品質管理、衛生管理などを行う技術的な仕事に従事するもの [007-01 食品缶詰製造技術者、007-01 食品冷凍技術者（開発技術者を除く）、007-01 水産食品製造技術者、007-01 乳製品製造技術者]
- (4)灌漑・農業給排水・圃場整備などの土木に関する技術的な仕事に従事するもの [008 農業土木技術者：主に従事する仕事に即して分類する]
- (5)山地災害の防止、水源のかん養などの治山に関する技術的な仕事に従事するもの [008 林業土木技術者：主に従事する仕事に即して分類する]
- (6)と畜検査の仕事に従事するもの [021-03 と畜検査員]

006 開発技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、食品・飲料、電気機械器具、はん用・生産用・業務用機械器具、輸送用機械器具、金属製錬、化学製品などの製品開発、技術開発、技術改良などの技術的な仕事及び金属の製錬・ casting・鍛造などの技術開発・技術改良などの仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品の開発に関する技術的な仕事に従事するものは、部品の材質・製法・機能に即して分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関、大学の附属研究所などの研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) 食品・飲料、電気機械器具、はん用・生産用・業務用機械器具、輸送用機械器具、化学製品などを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するもの [007 製造技術者]
- (3) 新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するもの [033-03 企画・調査事務員]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 006-01 食品開発技術者
- 006-02 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）
- 006-03 機械開発技術者
- 006-04 自動車開発技術者
- 006-05 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
- 006-06 金属製錬・材料開発技術者
- 006-07 化学製品開発技術者
- 006-99 その他の開発技術者

006-01 食品開発技術者

各種の食品・飲料を開発するため、原材料の分析、原材料の配合割合の検討、仕込み・加工方法の検討、試作品の製造などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 食品缶詰開発技術者、植物油開発技術者、醸造技術者（開発）、水産食品開発技術者、清涼飲料開発技術者、乳製品開発技術者、酪農製品開発技術者
- × 水産学研究者 [004-01]、畜産学研究者 [004-01]、農学研究者 [004-01]、たばこ開発技術者 [006-99]、配合飼料開発技術者 [006-99]、ペットフード開発技術者 [006-99]、清涼飲料製造技術者 [007-01]、食品製造技術者 [007-01]、食品衛生監視員 [027-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関などにおいて、農産物の質の改善、収穫量の増産、水産資源の増養殖などの農学・水産学に関する専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 水産学研究者、004-01 畜産学研究者、004-01 農学研究者]
- (2) たばこの製品開発の仕事に従事するもの [006-99 たばこ開発技術者]
- (3) 家畜・愛がん用動物などの配合飼料を開発する仕事に従事するもの [006-99 配合飼料開発技術者、006-99 ペットフード開発技術者]
- (4) 各種の食品・飲料を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質検査・衛生検査、作業管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-01 清涼飲料製造技術者、007-01 食品製造技術者]
- (5) 保健所の管内で製造・流通する食品の検査、食中毒の調査、飲食店・食品製造事業者への立入調査などの仕事に従事するもの [027-99 食品衛生監視員]

006-02 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

各種の電気機械器具、電子部品・電子デバイス・電子回路、情報通信機械器具の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの、発送電などの電気の技術開発に関する仕事に従事するもの及び発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 液晶ディスプレイ（LCD）設計技術者、LSI 設計技術者、回路設計技術者、計器設計技術者（電気式）、航空機電装品開発技術者、自動車用モータ設計技術者、船舶電装品開発技術者、通信機器設計技術者、鉄道車両用電装品開発技術者、テレビ設計技術者、電気・電子・電気通信機器設計技術者、電気工事設計監督、電気設備設計技術者、電子回路設計技術者、電子機器設計技術者、電動機開発技術者、発送電開発技術者、発電機開発技術者、半導体製品開発技術者、半導体素子開発技術者、放射線利用機器設計技術者、民生用電気機器設計技術者、リチウム電池開発技術者、ワイヤーハーネス設計技術者（電気・電子機器）、X線装置設計技術者、電動機設計技術者
- × 電気化学技術者（開発） [006-07]、CAE 解析技術者 [006-99]、電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く） [007-02]、制御系ソフトウェア開発技術者 [009-02]、システムアーキテクト [010-02]、通信ネットワーク技術者 [010-06]、テレビ放送技術員 [011-01]、工業デザイナー [017-99]、サーチャージャー（特許調査） [020-99]、製図トレーサー（建築・土木製図） [080-04]、製図トレーサー（建築・土木製図を除く） [080-05]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [080-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-07 電気化学技術者（開発）]

- (2)コンピュータシミュレーションを用いて構造・強度などを解析し、設計の検証・評価を行う仕事に従事するもの [006-99 CAE 解析技術者]
- (3)電気機械器具、電子部品・電子デバイス・電子回路、情報通信機械器具を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-02 電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）]
- (4)電気機械器具・情報通信機械器具の動作を制御するために組み込まれるマイクロコンピュータのソフトウェアを作成する仕事に従事するもの [009-02 制御系ソフトウェア開発技術者]
- (5)情報システム全体の構成を計画・設計する仕事に従事するもの [010-02 システムアーキテクト]
- (6)通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [010-06 通信ネットワーク技術者]
- (7)無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [011-01 テレビ放送技術員]
- (8)自動車・家庭用電気製品・事務用機器・玩具・時計などの工業製品をデザインする仕事に従事するもの [017-99 工業デザイナー]
- (9)電気機械器具・電子部品・電子デバイス・電子回路・情報通信機械器具に関する技術動向、特許・意匠を調査する仕事に従事するもの [020-99 サーチャー（特許調査）]
- (10)製図器を用いて、建築物又は土木施設の施工図面などを清書し、仕上げる仕事に従事するもの [080-04 製図トレーサー（建築・土木製図）]
- (11)製図器を用いて、機械器具の製作・組立図面、電気機械器具の回路・基板図面、電気設備の図面などを清書し、仕上げる仕事に従事するもの [080-05 製図トレーサー（建築・土木製図を除く）]
- (12)パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、電気機械器具（電子・電気通信機器を含む）の回路・基板図面を製図する仕事に従事するもの [080-05 CAD オペレーター（電気・電子製図）]

006-03 機械開発技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機械器具及び自動車・航空機・船舶などの輸送用機械器具を除く）・機械設備の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの

- (2)汎用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及びその部品の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの
- 印刷機械開発技術者、エンジン設計技術者、化学プラント設計技術者、金型設計士、ガントリークレーン設計技術者、機械設計技術者、建設機械開発技術者、建設機械設計技術者、原動機開発技術者、原動機設計技術者、工作機械設計技術者、航空機エンジン開発技術者、航空計器設計技術者、産業用ロボット設計技術者、自動化機械開発技術者、自動車用エンジン設計技術者、軸受設計技術者、写真機開発技術者、精密機器技術者、精密測定機開発技術者、精密測定工具設計技術者、染色機械開発技術者、船用機関開発技術者、チェーン設計技術者、土木機械設計技術者、農業用機械設計技術者、半導体製造装置設計技術者、ボイラー設計技術者
 - × CAE 解析技術者 [006-99]、機械製造技術者 [007-04]、機械デザイナー [017-99]、サーチャー（特許調査）[020-99]、製図トレーサー（建築・土木製図を除く）[080-05]、CAD オペレーター（機械製図）[080-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンピュータシミュレーションを用いて構造・強度などを解析し、設計の検証・評価を行う仕事に従事するもの [006-99 CAE 解析技術者]
- (2)各種の機械器具・機械設備を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程设计・作業設計、技術指導、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-04 機械製造技術者]
- (3)機械の意匠設計の仕事に従事するもの [017-99 機械デザイナー]
- (4)各種の機械器具・機械設備に関する技術動向、特許・意匠を調査する仕事に従事するもの [020-99 サーチャー（特許調査）]
- (5)製図器を用いて、機械器具の製作・組立図面、電気機械器具の回路・基板図面、電気設備の図面などを清書し、仕上げる仕事に従事するもの [080-05 製図トレーサー（建築・土木製図を除く）]
- (6)パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、各種の機械器具（電気・電子機械を除く）の製作・組立図面を製図する仕事に従事するもの [080-05 CAD オペレーター（機械製図）]

006-04 自動車開発技術者

自動車（二輪自動車を含む）の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動車用計器の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 計器設計技術者（電気式）]
- (2)自動車用電装部品の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 自動車用モータ設計技術者]

- (3)軸受・チェーンなどの機械部品の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 軸受設計技術者、006-03 チェーン設計技術者]
- (4)自動車エンジンの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 自動車用エンジン設計技術者]
- (5)タイヤの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-07 タイヤ開発技術者]
- (6)自動車用ガラスの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-99 自動車ガラス開発技術者]
- (7)自動車の意匠設計の仕事に従事するもの [017-99 自動車デザイナー]
- 自動車外装部品設計技術者、自動車実験評価技術者、自動車設計技術者、自動車内装部品設計技術者、自動車部品設計技術者、車体設計技術者、トラック内装設計技術者、バスボディー設計技術者、ワイヤーハーネス設計技術者（自動車）
- × 計器設計技術者（電気式）[006-02]、自動車用モータ設計技術者 [006-02]、金型設計士 [006-03]、建設機械設計技術者 [006-03]、軸受設計技術者 [006-03]、自動車用エンジン設計技術者 [006-03]、チェーン設計技術者 [006-03]、農業用機械設計技術者 [006-03]、構内運搬車開発技術者 [006-05]、フォークリフト開発技術者 [006-05]、タイヤ開発技術者 [006-07]、CAE 解析技術者 [006-99]、自動車ガラス開発技術者 [006-99]、自動車生産技術者 [007-05]、自動車デザイナー [017-99]、テストドライバー [086-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車部品用の金型を設計する仕事に従事するもの [006-03 金型設計士]
- (2)農業用・建設用トラクタの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 農業用機械設計技術者、006-03 建設機械設計技術者]
- (3)構内運搬車両の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-05 構内運搬車開発技術者]
- (4)フォークリフトの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-05 フォークリフト開発技術者]
- (5)コンピュータシミュレーションを用いて構造・強度などを解析し、設計の検証・評価を行う仕事に従事するもの [006-99 CAE 解析技術者]
- (6)自動車を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導などの技術的な仕事に従事するもの [007-05 自動車生産技術者]
- (7)走行性能などを評価するためテスト車両を運転する仕事に従事するもの [086-99 テストドライバー]

006-05 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・フォークリフト・構内運搬車・自転車・車いすなどの輸送用機械器具の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)鉄道車両用電動機、船用機関、航空機の原動機的设计・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 電動機設計技術者、006-02 電動機開発技術者、006-03 船用機関開発技術者、006-03 航空機エンジン開発技術者]
 - (2)鉄道車両・船舶・航空機用の電装品の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 航空機電装品開発技術者、006-02 船舶電装品開発技術者、006-02 鉄道車両用電装品開発技術者]
 - (3)鉄道車両・船舶・航空機用の計器の設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 計器設計技術者（電気式）、006-03 航空計器設計技術者]
 - (4)タイヤの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-07 タイヤ開発技術者]
- 車いす開発技術者、航空機設計技術者、構内運搬車開発技術者、自転車部品開発技術者、船舶設計技術者、船舶舵設計技術者、造船技術者（開発）、鉄道車両設計技術者、フォークリフト開発技術者
- × 計器設計技術者（電気式）[006-02]、航空機電装品開発技術者 [006-02]、船舶電装品開発技術者 [006-02]、鉄道車両用電装品開発技術者 [006-02]、電動機開発技術者 [006-02]、電動機設計技術者 [006-02]、ガントリークレーン設計技術者 [006-03]、建設機械開発技術者 [006-03]、建設機械設計技術者 [006-03]、航空機エンジン開発技術者 [006-03]、航空計器設計技術者 [006-03]、船用機関開発技術者 [006-03]、タイヤ開発技術者 [006-07]、子供用自転車（12 インチ未満）開発技術者 [006-99]、ベビーカー開発技術者 [006-99]、CAE 解析技術者 [006-99]、船舶製造技術者 [007-06]、鉄道車両製造技術者 [007-06]、輸送用機器製造技術者（自動車を除く） [007-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ガントリークレーンなどの荷役用可動機械の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 ガントリークレーン設計技術者]
- (2)ショベルカー・ブルドーザなどの建設用機械車両の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 建設機械開発技術者、006-03 建設機械設計技術者]
- (3)子供用自転車・ベビーカーの開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-99 子供用自転車（12 インチ未満）開発技術者、006-99 ベビーカー開発技術者]
- (4)コンピュータシミュレーションを用いて構造・強度などを解析し、設計の検証・評価を行う仕事に従事するもの [006-99 CAE 解析技術者]
- (5)鉄道車両・船舶・航空機などを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-06 船舶製造技術者、007-06 鉄道車両製造技術者、007-06 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）]

006-06 金属製錬・材料開発技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造・溶接などにおける技術開発・技術改良の仕事に従事するもの及び金属製品の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 圧延開発技術者、金属製錬開発技術者、建築金物開発技術者、合金開発技術者、高分子化学技術者、製鉄開発技術者、鍛造開発技術者、鋳造開発技術者、鋳物開発技術者、電気精錬開発技術者、熱処理開発技術者、非鉄金属製錬技術者、溶接開発技術者
- × 非金属精製開発技術者〔006-07〕、圧延技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、鋳物技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、製鉄技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、鍛造技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、鋳造技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、電気精錬技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、熱処理技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕、溶接技術者（開発技術者を除く）〔007-07〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)非金属の精製に関する技術開発・技術改良の仕事に従事するもの〔006-07 非金属精製開発技術者〕
- (2)金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理・溶接などを行うため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの〔007-07 圧延技術者（開発技術者を除く）、007-07 鋳物技術者（開発技術者を除く）、007-07 製鉄技術者（開発技術者を除く）、007-07 鍛造技術者（開発技術者を除く）、007-07 鋳造技術者（開発技術者を除く）、007-07 電気精錬技術者（開発技術者を除く）、007-07 熱処理技術者（開発技術者を除く）、007-07 溶接技術者（開発技術者を除く）〕

006-07 化学製品開発技術者

原油から精製するガソリン・ナフサなどの石油製品、各種の原料から製造するエチレン・ベンゼンなどの基礎化学製品、基礎化学製品から製造するモノマー・有機溶剤・無機工業薬品などの工業薬品・高分子、各種の工業薬品・高分子から製造する化学薬品・合成樹脂・化学肥料・合成洗剤・化学繊維・洗剤・医薬品・化粧品・塗料・農薬・合成ゴム・油脂製品（食用製品を除く）などの化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、研究所などにおいて、医薬品の開発を目標とする専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの〔004-01 医薬品研究者〕を除く。

- 化学繊維開発技術者、化学肥料開発技術者、化学薬品開発技術者、化粧品開発技術者、高分子化学製品開発技術者、合成ゴム開発技術者、タイヤ開発技術者、電気化学技術者（開発）、バイオケミカル開発技術者、バイオテクノロジー開発技術者、非

- 金属精製開発技術者、プラスチック製品開発技術者、無機化学製品開発技術者、油脂製品開発技術者、有機化学製品開発技術者
- × 医薬品研究者 [004-01]、植物油開発技術者 [006-01]、ファインセラミックス製品開発技術者 [006-99]、化学薬品生産技術者 [007-08]、分析化学技術者 [007-08]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)食用油脂製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-01 植物油開発技術者]
 - (2)ファインセラミックス製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-99 ファインセラミックス製品開発技術者]
 - (3)化学薬品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-08 化学薬品生産技術者]
 - (4)物質に含まれる化学成分の種類・量・濃度などを明らかにするため、試料の分析・測定などの技術的な仕事に従事するもの [007-08 分析化学技術者]

006-99 その他の開発技術者

窯業製品（ガラス製品・耐火物・陶磁器（ファインセラミックス製品を含む）・セメント・コンクリート製品・研磨材など）、木製品、紙製品など 006-01～006-07 に含まれない製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの及び紡績・染色・織布・配合飼料・採鉱・原子力などに関する技術開発・技術改良などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- ガラス製品開発技術者、研削材開発技術者、原子力技術者（開発）、鉱山開発技術者、子供用自転車（12インチ未満）開発技術者、自動車ガラス開発技術者、織布開発技術者、セメント開発技術者、染色開発技術者、たばこ開発技術者、陶磁器開発技術者、配合飼料開発技術者、ファインセラミックス製品開発技術者、ペットフード開発技術者、ベビーカー開発技術者、紡績開発技術者、窯業製品開発技術者、CAE 解析技術者

- × ガラス製品製造技術者 [007-99]、セメント製造技術者 [007-99]

なお、ガラス製品・セメントなどの窯業製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するものは、[007-99 ガラス製品製造技術者、007-99 セメント製造技術者] に分類する。

007 製造技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、食品・飲料、電気機械器具、はん用・生産用・業務用機械器具、輸送用機械器具、化学製品などを製造するため及び金属の製錬、金属材料の鋳造・鍛造などのため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、工数計画の作成、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、品質管理、工程管理などの技術的な仕事に従事するものは、部品の材質・製法・機能に即して分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 食品・飲料、電気機械器具、はん用・生産用・業務用機械器具、輸送用機械器具、化学製品などの製品開発・技術開発・技術改良などの技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者]
- (2) 製造現場において作業に従事しながら作業工程を管理する仕事に従事するもの [大分類 12 製造・修理・塗装・製図等の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 007-01 食品製造技術者
- 007-02 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）
- 007-03 電気工事技術者
- 007-04 機械製造技術者
- 007-05 自動車製造技術者
- 007-06 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
- 007-07 金属製錬・材料製造技術者
- 007-08 化学製品製造技術者
- 007-99 その他の製造技術者

007-01 食品製造技術者

各種の食品・飲料を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）及び作業の設計（工程ごとの作業内容・作業手順の設定）、技術指導、品質管理などに関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 缶詰製造技術者、醸造技術者（開発技術者を除く）、植物油製造技術者、食品缶詰製造技術者、食品生産・品質管理技術者、食品冷凍技術者（開発技術者を除く）、水産食品製造技術者、清涼飲料製造技術者、製糖技術者（開発技術者を除く）、製粉技術

- 者（開発技術者を除く）、乳製品製造技術者
- × 食品開発技術者 [006-01]、たばこ製造技術者 [007-99]、配合飼料製造技術者 [007-99]、ペットフード製造技術者 [007-99]、食品衛生監視員 [027-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)各種の食品・飲料の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-01 食品開発技術者]
- (2)たばこを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの仕事に従事するもの [007-99 たばこ製造技術者]
- (3)家畜・愛がん用動物などの配合飼料を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの仕事に従事するもの [007-99 配合飼料製造技術者、007-99 ペットフード製造技術者]
- (4)食品の検査、食中毒の調査、飲食店・食品製造事業者への立入調査などの衛生監視に関する仕事に従事するもの [027-99 食品衛生監視員]

007-02 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）

各種の電気機械器具、電子部品・電子デバイス・電子回路、情報通信機械器具を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）及び作業の設計（工程ごとの作業内容・作業手順の設定）、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導、品質管理、工程管理などの技術的な仕事に従事するもの並びに発送電・電気照明などの電気施設の維持管理、その他の電気・電子・電気通信、電気施設に関する技術的な仕事（開発を除く）に従事するものをいう。

- 計器製造技術者（電気式）、集積回路製造技術者、電気機器生産技術者、電気機械製造技術者、電気主任技術者（設備保守・運用）、電気通信機器生産技術者、電気通信機器製造技術者、電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）、電子機器生産技術者、発送電技術者（開発技術者を除く）、半導体製造技術者
- × 電気工事設計監督 [006-02]、電気・電子・電気通信機器設計技術者 [006-02]、ワイヤーハーネス設計技術者（電気・電子機器） [006-02]、電気化学製品生産技術者 [007-08]、携帯電話基地局工事施工管理技術者 [010-06]、通信ネットワーク技術者 [010-06]、電気通信施設技術者 [010-06]、ミキサー（テレビ・ラジオ） [011-01]、無線通信員 [011-01]、テレビ放送技術員 [011-01]、品質保証事務員 [039-01]、半導体製品製造設備オペレーター [070-02]、機械保全工 [075-01]、半導体製品検査工 [079-02]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [080-05]、自家発電運転員 [089-02]、発電員 [089-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建物の設計図書にもとづいて電気設備の設置場所・配線などを設計する仕事に従事するもの [006-02 電気工事設計監督]
- (2)電気機械器具、電子部品・電子デバイス・電子回路、情報通信機械器具の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 電気・電子・電気通信機器設計技術者、006-02 ワイヤーハーネス設計技術者(電気・電子機器)]
- (3)電気化学製品(電池、バッテリー、LED等)を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-08 電気化学製品生産技術者]
- (4)携帯電話基地局の設置工事において施工管理の仕事に従事するもの [010-06 携帯電話基地局工事施工管理技術者]
- (5)通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [010-06 通信ネットワーク技術者]
- (6)事業用電気通信設備・LAN設備の工事・保守・運用における監督の仕事に従事するもの [010-06 電気通信施設技術者]
- (7)テレビ・ラジオの番組制作において電気音響設備を操作する仕事に従事するもの [011-01 ミキサー(テレビ・ラジオ)]
- (8)無線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [011-01 無線通信員、011-01 テレビ放送技術員]
- (9)製品の企画段階から出荷後まで製品の品質を保証する仕事に従事するもの [039-01 品質保証事務員]
- (10)自動化された生産設備を運転・操作して、半導体集積回路の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 半導体製品製造設備オペレーター]
- (11)工場などの生産設備の点検・修理の作業に従事するもの [075-01 機械保全工]
- (12)半導体製品を検査する作業に従事するもの [079-02 半導体製品検査工]
- (13) パーソナルコンピュータ上で作動するCADソフトウェアを使用して、電気機械器具(電子・電気通信機器を含む)の回路・基板図面を製図する仕事に従事するもの [080-05 CADオペレーター(電気・電子製図)]
- (14)工場の電気動力室において発電装置を操作・点検する仕事に従事するもの [089-02 自家発電運転員]
- (15)発電所において発電装置の操作・監視の仕事に従事するもの [089-02 発電員]

007-03 電気工事技術者

住宅・ビル・工場などの電気工事及び電気設備工事において、施工計画・施工

図・工程表の作成、作業の指揮・監督、工程管理、品質管理、安全管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、建物内の電気配線工事の作業に従事するものは、[094-05 電気工事作業員] に分類する。

- 電気工事施工管理技術者、電気施設施工管理技術者、電気主任技術者（電気工事）、電気設備工事施工管理技術者、内燃機関電装品製造技術者
- × 携帯電話基地局工事施工管理技術者 [010-06]、電気通信施設技術者 [010-06]、自家発電運転員 [089-02]、通信装置据付・保守作業員 [094-04]、電気通信設備作業員 [094-04]、エアコン取付作業員（家庭用） [094-05]、産業用電気機械据付作業員（電気工事） [094-05]、屋内電気配線工事作業員 [094-05]、電気工事作業員 [094-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 携帯電話基地局の設置工事において施工管理の仕事に従事するもの [010-06 携帯電話基地局工事施工管理技術者]
- (2) 事業用電気通信設備・LAN 設備の工事・保守・運用における監督の仕事に従事するもの [010-06 電気通信施設技術者]
- (3) 工場の電気動力室において発電装置を操作・点検する仕事に従事するもの [089-02 自家発電運転員]
- (4) 携帯電話基地局の設置・保守の作業に従事するもの [094-04 通信装置据付・保守作業員]
- (5) 建物内の通信線配線工事の作業に従事するもの [094-04 電気通信設備作業員]
- (6) 家庭用エアコンを据え付ける作業に従事するもの [094-05 エアコン取付作業員（家庭用）]
- (7) 産業用電気機械を据え付ける作業に従事するもの [094-05 産業用電気機械据付作業員（電気工事）]
- (8) 建物内の電気配線工事の仕事に従事するもの [094-05 屋内電気配線工事作業員]

007-04 機械製造技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機械器具及び自動車・航空機・船舶などの輸送用機械器具を除く）・機械設備を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）及び作業の設計（工程ごとの作業内容・作業手順の設定）、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導、品質管理、性能検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機を製造するため、製品の設計情報にもとづく
 工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの
 - (2)汎用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる
 機械器具及びその部品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程
 設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの
- 機械生産技術者、建設機械製造技術者、原動機生産技術者、原動機製造技術者、航空機エンジン生産技術者、航空計器生産技術者、工作機械生産技術者、工作機械製造技術者、軸受製造技術者、自動車用エンジン生産技術者、精密機械生産技術者、精密機械製造技術者、農業用機械製造技術者、船用機関生産技術者
- × 金型設計士 [006-03]、機械開発技術者 [006-03]、電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く） [007-02]、自動車生産技術者 [007-05]、航空機製造技術者 [007-06]、船舶製造技術者 [007-06]、プラント建設工事施工管理技術者 [008-02]、機械保全工 [075-01]、CAD オペレーター（機械製図） [080-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金型を設計する仕事に従事するもの [006-03 金型設計士]
- (2)各種の機械器具及び機械設備の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-03 機械開発技術者]
- (3)各種の電気機械器具、電子部品・電子デバイス・電子回路、情報通信機械器具を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-02 電気・電子・電気通信機器生産技術者（通信ネットワーク・電気工事技術者を除く）]
- (4)自動車・航空機・船舶などの輸送用機械を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-05 自動車生産技術者、007-06 航空機製造技術者、007-06 船舶製造技術者]
- (5)石油化学・発電・水処理・廃棄物処理などのプラント建設工事における施工管理の仕事に従事するもの [008-02 プラント建設工事施工管理技術者]
- (6)工場などの生産設備の点検・修理の作業に従事するもの [075-01 機械保全工]
- (7)パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、各種の機械器具（電気・電子機械を除く）の製作・組立図面を製図する仕事に従事するもの [080-05 CAD オペレーター（機械製図）]

007-05 自動車製造技術者

自動車（二輪自動車を含む）を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程

の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）及び作業の設計（工程ごとの作業内容・作業手順の設定）、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 自動車生産技術者

× 金型設計士 [006-03]、自動車開発技術者 [006-04]、計器製造技術者（電気式） [007-02]、内燃機関電装品製造技術者 [007-03]、農業用機械製造技術者 [007-04]、建設機械製造技術者 [007-04]、軸受製造技術者 [007-04]、自動車用エンジン生産技術者 [007-04]、構内運搬車製造技術者 [007-06]、フォークリフト製造技術者 [007-06]、タイヤ生産技術者 [007-08]、ガラス製品製造技術者 [007-99]、制御系ソフトウェア開発技術者 [009-02]、機械保全工 [075-01]、テストドライバー [086-99] なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車部品用の金型を設計する仕事に従事するもの [006-03 金型設計士]
- (2)自動車の設計・開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-04 自動車開発技術者]
- (3)自動車用計器の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-02 計器製造技術者（電気式）]
- (4)自動車用電装部品の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-03 内燃機関電装品製造技術者]
- (5)農業用・建設用トラクタの製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-04 農業用機械製造技術者、007-04 建設機械製造技術者]
- (6)軸受・チェーンなどの機械部品の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-04 軸受製造技術者]
- (7)自動車エンジン等関連部品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-04 自動車用エンジン生産技術者]
- (8)構内運搬車両の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-06 構内運搬車製造技術者]
- (9)フォークリフトの製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-06 フォークリフト製造技術者]
- (10)タイヤ製造に関する生産技術の仕事に従事するもの [007-08 タイヤ生産技術者]
- (11)自動車用ガラスの製造に関する技術的な仕事に従事するもの [007-99 ガラス製品製造技術者]
- (12)生産設備の動作を制御するために組み込まれるマイクロコンピュータのソフトウェアを作成する仕事に従事するもの [009-02 制御系ソフトウェア]

開発技術者]

(13)工場などの生産設備の点検・修理、部品交換の作業に従事するもの [075-01 機械保全工]

(14)走行性能などを評価するためテスト車両を運転する仕事に従事するもの [086-99 テストドライバー]

007-06 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・フォークリフト・構内運搬車・自転車・車いす（個別受注品は除く）などの輸送用機械器具を製造するため、製品の設計情報にもとづく生産工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）、工程ごとの作業内容・作業手順の設定、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導及び品質管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の前動機・計器及び船用機関を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-04 航空機エンジン生産技術者、007-04 航空計器生産技術者、007-04 船用機関生産技術者] を除く。

- 航空機製造技術者、構内運搬車製造技術者、船舶製造技術者、鉄道車両製造技術者、フォークリフト製造技術者
- × 船舶設計技術者 [006-05]、輸送用機器開発技術者（自動車を除く） [006-05]、航空機エンジン生産技術者 [007-04]、航空計器生産技術者 [007-04]、船用機関生産技術者 [007-04]

なお、鉄道車両・船舶・航空機・フォークリフト・構内運搬車・自転車・車いすなどの設計・開発に関する技術的な仕事に従事するものは、[006-05 船舶設計技術者、006-05 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）] に分類する。

007-07 金属製錬・材料製造技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鋳造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造・溶接などのため及び金属製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく生産工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）、工程ごとの作業内容・作業手順の設定、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導及び品質管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 圧延技術者（開発技術者を除く）、鋳物技術者（開発技術者を除く）、金属製錬技術

者（開発技術者を除く）、金属表面处理技術者（開発技術者を除く）、建築金物製造技術者、合金技術者（開発技術者を除く）、製鉄技術者（開発技術者を除く）、ダイカスト技術者（開発技術者を除く）、鍛造技術者（開発技術者を除く）、鑄造技術者（開発技術者を除く）、電気精錬技術者（開発技術者を除く）、熱処理技術者（開発技術者を除く）、溶接技術者（開発技術者を除く）

× 金属製錬・材料開発技術者 [006-06]、非金属精製開発技術者 [006-07]、アルミナ生産技術者 [007-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面处理・溶接などにおける技術開発・技術改良仕事に従事するもの [006-06 金属製錬・材料開発技術者]
- (2)非金属の精製に関する技術開発・技術改良の仕事に従事するもの [006-07 非金属精製開発技術者]
- (3)非金属を精製するため、工程設計、作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-08 アルミナ生産技術者など]

007-08 化学製品製造技術者

原油から灯油・軽油・重油・ガソリン・ナフサなどの石油製品を製造するため、各種の原料からエチレン・ベンゼンなどの基礎化学品を製造するため、基礎化学品からモノマー・有機溶剤・無機工業薬品などの工業薬品・高分子を製造するため及び各種の工業薬品・高分子から化学薬品・合成樹脂・化学肥料・合成洗剤・化学繊維・洗剤・医薬品・化粧品・塗料・農薬・合成ゴム・油脂製品（食用製品を除く）などの化学製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく生産工程の設計（生産方式・必要な工程・工程順序の設定、機械化・手作業の区分、内製・外注の区分、各工程で使用する機械・設備の仕様の設定、加工・作業時間の設定）、工程ごとの作業内容・作業手順の設定、各工程で使用する機械・設備の管理、工数計画の作成、技術指導及び品質管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

物質に含まれる化学成分の種類・量・濃度などを明らかにするため、試料の分析・測定・検査などの技術的な仕事に従事するものを含む。

- アルミナ生産技術者、医薬品生産技術者、医薬品製造技術者、化学製品生産技術者、化学繊維生産技術者、化学繊維製造技術者、化学肥料生産技術者、化学肥料製造技術者、化学薬品生産技術者、化粧品生産技術者、化粧品製造技術者、工場廃液分析技術員、合成ゴム生産技術者、合成ゴム製造技術者、高分子化学製品生産技術者、高分子化学製品製造技術者、化学薬品製造技術者、残留農薬分析検査員、タイヤ生産技術者、電気化学製品生産技術者、電気化学製品製造技術者、バイオケミカル生産技術者、プラスチック製品生産技術者、プラスチック製品製造技術者、分析化学技術者、無機化学製品生産技術者、無機化学製品製造技術者、無機薬品分析検査技術員、薬品分析試験技術者、有機化学製品生産技術者、有機化学製品製造技術者、有機薬品分析技術員、油脂製品生産技術者、油脂製品製造技術者、油脂分析技術員、

ワクチン製造技術者

- × 化学製品開発技術者 [006-07]、植物油製造技術者 [007-01]、工業用セラミックス製造技術者 [007-99]、環境調査員 [011-99]、作業環境測定士 [011-99]、水質分析技術員（水処理施設） [011-99]、プラント保全工 [075-01]、化学薬品分析工 [078-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-07 化学製品開発技術者]
- (2)食用油脂製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-01 植物油製造技術者]
- (3)ファインセラミックス製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [007-99 工業用セラミックス製造技術者]
- (4)大気・水質・土壌・騒音・振動などの環境要素に関する調査・測定の仕事に従事するもの [011-99 環境調査員]
- (5)作業場内に存在する有機溶剤・特定化学物質・粉じん・金属類・放射性物質などの有害物質を測定・分析する仕事に従事するもの [011-99 作業環境測定士]
- (6)水処理施設において水質検査の仕事に従事するもの [011-99 水質分析技術員（水処理施設）]
- (7)化学工場の機械・装置などの生産設備の保守・点検・修理の作業に従事するもの [075-01 プラント保全工]
- (8)化学薬品の製造事業所において、製品の品質・耐性などの試験・分析の仕事に従事するもの [078-01 化学薬品分析工]

007-99 その他の製造技術者

ガラス製品・耐火物・陶磁器（ファインセラミックス製品を含む）・セメント・コンクリート製品・研磨材などの窯業製品、木製品、紙製品など 007-01～007-08 に含まれない製品を製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計、技術指導、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの及び紡績・染色・織布・採鉱・原子力などに関する開発以外の技術的な仕事に従事するものをいう。

- ガラス製品製造技術者、研削材製造技術者、原子力技術者（開発技術者を除く）、鉱山技術者（開発技術者を除く）、工業用セラミックス製造技術者、合板製造技術者、織布技術者（開発技術者を除く）、製紙技術者（開発技術者を除く）、セメント製造技術者、セラミックス製造技術者、染色技術者（開発技術者を除く）、たばこ製造技術者、陶磁器製造技術者、配合飼料製造技術者、パルプ製造技術者、被服製造技術

者、ファインセラミックス製品製造技術者、ペットフード製造技術者、放射線安全管理技術者、紡績技術者（開発技術者を除く）、木材加工技術者、窯業製品製造技術者

× ガラス製品開発技術者 [006-99]、セメント開発技術者 [006-99]

なお、ガラス・セメントなどの窯業製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものは、[006-99 ガラス製品開発技術者、006-99 セメント開発技術者] に分類する。

008 建築・土木・測量技術者

建築又は土木に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、建築物・土木施設の計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するもの（建築・土木技術者）及び測量に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して行う、測量計画の作成、測量作業の指揮などの技術的な仕事に従事するもの（測量技術者）をいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、公的研究機関、大学の附属研究所などの研究施設において、建築・土木に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは、[004 研究者]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 008-01 建築設計技術者
- 008-02 建築施工管理技術者
- 008-03 建築技術者（設計・施工管理を除く）
- 008-04 土木設計技術者
- 008-05 土木施工管理技術者
- 008-06 土木技術者（設計・施工管理を除く）
- 008-07 測量技術者

008-01 建築設計技術者

住宅・学校・ビル・工場などの建築物の建設・改修において、意匠・構造・設備などの設計図の作成、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 管工事設計技術者、カーテンウォール設計技術者、給排水衛生工事設計技術者、建築構造設計技術者、建築設計士、建築設備設計技術者
- × 建築工学研究者[004-01]、電気設備設計技術者[006-02]、建築施工管理技術者[008-02]、建築主事[008-03]、土地家屋調査士[012-99]、インテリアプランナー[017-99]、エクステリアプランナー[017-99]、不動産鑑定士[020-99]、建築・土木工事監理補助者[039-01]、住宅工事営業員[048-10]、CADオペレーター（建築製図）[080-04]、地盤調査員（建設工事）[091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建築工学に関する専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 建築工学研究者]
- (2)電気設備の設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 電気設備設計技術者]
- (3)建築工事の施工管理の仕事に従事するもの [008-02 建築施工管理技術者]
- (4)地方公共団体において建築物の計画が法令に適合するかどうか審査・確認する仕事に従事するもの [008-03 建築主事]

- (5)不動産登記のために家屋を調査する仕事に従事するもの [012-99 土地家屋調査士]
- (6)建築物の室内空間のデザインを考案し、図上に設計又は表現する仕事に従事するもの [017-99 インテリアプランナー]
- (7)建築物の外構デザインを考案し、図上に設計又は表現する仕事に従事するもの [017-99 エクステリアプランナー]
- (8)建物の鑑定・評価の仕事に従事するもの [020-99 不動産鑑定士]
- (9)建築・土木工事の工事監理の補助業務に従事するもの [039-01 建築・土木工事監理補助者]
- (10)住宅の外壁塗装などの工事を勧誘する仕事に従事するもの [048-10 住宅工事営業員]
- (11)パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、建築物などの図面を作成する仕事に従事するもの [080-04 CAD オペレーター (建築製図)]
- (12)建築工事に先立って工事現場の地盤の固さ、土層の構成などを調査する仕事に従事するもの [091-99 地盤調査員 (建設工事)]

008-02 建築施工管理技術者

住宅・学校・ビル・工場などの建築・改修工事において、施工計画・施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質管理、安全管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、電気工事・電気設備工事の施工管理の仕事に従事するもの [007-03 電気工事施工管理技術者] を除く。

- 管工事施工管理技士、給排水設備工事施工管理者、空調衛生設備施工管理技術者、建築工事監督、建築工事現場監督、植物工場施工管理技術者、プラント建設工事施工管理技術者、内装工事施工管理技術者
- × 電気工事施工管理技術者 [007-03]

008-03 建築技術者（設計・施工管理を除く）

建築確認申請の審査、建築物の検査、住宅の性能評価、建物の耐震診断、建物の被害調査、建築物の工事費用の算定、その他 008-01 及び 008-02 に含まれない、建築に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 建築確認検査員、建築確認審査員、建築主事、住宅性能評価員 (建築士であるもの)、耐震診断士 (建築士であるもの)、建物検査員 (建築士であるもの)、建物被害調査員 (建築士であるもの)

008-04 土木設計技術者

道路・橋・トンネル・堤防などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などにおいて、測量、地質調査、土木構造物の意匠・構造・設備などの設計、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 河川改修設計技術者、橋梁設計技術者、港湾設計技術者、水道工事設計技術者、造園設計技術者、鉄道線路設計技術者、道路建設設計技術者、土木施設設計技術者

× 土木工学研究者 [004-01]、土木施工管理技術者 [008-05]、土木工事検査員 [008-06]、測量士 [008-07]、環境調査員 [011-99]、建築・土木工事監理補助者 [039-01]、測量作業員 [091-99]、地盤調査員（建設工事） [091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)土木工学に関する専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 土木工学研究者]

(2)土木工事の施工管理の仕事に従事するもの [008-05 土木施工管理技術者]

(3)公共工事の品質を確保するため契約図書に定められた出来形・品質などが確保されているか検査する仕事に従事するもの [008-06 土木工事検査員]

(4)土地・水路などの測量に関する計画の作成、測量作業の実施・指揮などの技術的な仕事に従事するもの [008-07 測量士]

(5)環境影響評価のための調査の仕事に従事するもの [011-99 環境調査員]

(6)土木工事の工事監理の補助業務に従事するもの [039-01 建築・土木工事監理補助者]

(7)測量の作業に従事するもの [091-99 測量作業員]

(8)地盤調査の仕事に従事するもの [091-99 地盤調査員（建設工事）]

008-05 土木施工管理技術者

道路・橋・トンネル・堤防などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などの土木工事において、施工計画・施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質管理、安全管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 浄化槽設備士、造園施工管理技術者、土木工事現場監督、土木工事監督

× 施工管理補助者（建築・土木工事） [039-01]

なお、土木工事の施工管理の補助業務に従事するものは、[039-01 施工管理補助者（建築・土木工事）] に分類する。

008-06 土木技術者（設計・施工管理を除く）

土木工事の検査、その他 008-04 及び 008-05 に含まれない、土木に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 工事検査官（地方整備局）、土木工事検査員

008-07 測量技術者

測量士の免許を有し、建築・土木工事、地図作成などのため、測量計画の作成、測量器械の調節、測量作業の実施・指揮、測量結果のとりまとめなどの技術的な仕事に従事するもの及び測量士補の免許を有し、測量士の作成した測量計画にもとづいて測量作業に従事するものをいう。

ただし、土地の境界を確定するための測量に従事するもの〔012-99 土地家屋調査士〕を除く。

- 航空測量技術者、測量士、測量士補、地図測量士
 - × 土地家屋調査士〔012-99〕、測量作業員〔091-99〕、土地家屋調査士補助員〔091-99〕
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)測量士補の免許を有せず、建築・土木工事のための測量作業に従事するもの〔091-99 測量作業員〕
 - (2)土地家屋調査士の指示のもとに土地の境界を確定するための測量作業に従事するもの〔091-99 土地家屋調査士補助員〕

009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

コンピュータ上で作動する Web・オープン系、組込・制御系のシステムソフトウェア（ミドルウェアを含む）及びアプリケーションソフトウェア（パッケージソフトウェアを含む）を作成するため、情報処理及び情報通信に関する専門的知識と手段を応用して行う、要件定義、基本設計書・詳細設計書・仕様書の作成、プログラムの開発、作成したソフトウェアのテストなどの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関、大学の附属研究所などの研究施設において、情報処理・情報通信に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) コンピュータの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者]
- (3) コンピュータを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計などの技術的な仕事に従事するもの [007 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）
- 009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）
- 009-03 プログラマー
- 009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）

ウェブ系・オープン系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するものをいう。

- Web 系ソフトウェア開発技術者、オープン系ソフトウェア開発技術者、システムエンジニア（WEB サイト開発）、システムエンジニア（業務用システム）、ソフトウェア開発技術者（パッケージソフト）、ソフトウェア開発技術者（スマートフォンアプリ）、モバイルアプリケーション開発技術者（スマートフォン・タブレットコンピューター・その他の携帯端末）
- × プログラマー [009-03]

なお、プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するものは、[009-03 プログラマー] に分類する。

009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）

各種の機械器具に組み込まれ、その動作を制御するマイクロコントローラのソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するものをいう。

- 組込系ソフトウェア開発技術者、システムエンジニア（組込、IoT）、制御系ソフトウェア開発技術者、ファームウェア開発技術者
- × プログラマー [009-03]

なお、プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するものは、[009-03 プログラマー] に分類する。

009-03 プログラマー

ソフトウェアの設計書にもとづくプログラムの作成、作成したプログラムのテスト、プログラムの保守に必要な文書の作成などの仕事に従事するものをいう。

- コーダー（プログラミング）、コンピュータゲームプログラマー、産業用ロボットティーチング技術者、ソフトウェアプログラマー、HTML コーダー、NC 工作機械プログラマー、Web アプリケーションプログラマー、Web プログラマー
- × テストエンジニア [009-99]

なお、プログラムの誤り・欠陥などのバグを修正する仕事に従事するものは、[009-99 テストエンジニア] に分類する。

009-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）

プログラムの検査及び誤り・欠陥の修正、外国製ソフトウェアの日本語化、大型汎用コンピュータ用のソフトウェアの保守、その他 009-01～009-03 に含まれない、ソフトウェアの開発に関する仕事に従事するものをいう。

- ソフトウェアテスター（プログラム検査・修正）、ソフトウェアテスト技術者、ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）、テストエンジニア、ローカライズ技術者、デバッガー（プログラム検査・修正）、デバッグ技術員（プログラム検査・修正）、デバッグ作業員（プログラム検査・修正）
- × システムアナリスト [010-01]、ユーザーサポート受付係（電話によるもの） [036-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画・設計する仕事に技術的な従事するもの [010-01 システムアナリスト]
- (2)ソフトウェア開発会社のコールセンターにおいて、電話による、ソフトウェアの設定方法・操作方法などに関する利用者からの問い合わせに対応する仕事に従事するもの [036-01 ユーザーサポート受付係（電話によるもの）]

010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

コンピュータを用いて情報の入出力・変換・計算・検索・蓄積・通信などを行うため、情報処理・情報通信に関する専門的知識と経験を応用して行う、適用業務の分析、情報処理システムの企画・設計、システム開発プロジェクトの管理、コンピュータネットワークの構築、構築されたシステムの運用・管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 公的研究機関・大学の附属研究所などの研究施設において、情報処理・情報通信に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するもの [004 研究者]
- (2) コンピュータの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [006 開発技術者]
- (3) コンピュータを製造するため、製品の設計情報にもとづく工程設計・作業設計などの技術的な仕事に従事するもの [007 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 010-01 IT コンサルタント
- 010-02 IT システム設計技術者
- 010-03 IT プロジェクトマネージャ
- 010-04 IT システム運用管理者
- 010-05 IT ヘルプデスク
- 010-06 通信ネットワーク技術者
- 010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

010-01 IT コンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

- ERP パッケージコンサルタント、システムアナリスト、システムコンサルタント、情報セキュリティコンサルタント、デジタルビジネスイノベーター
- × システム開発営業員 [048-06]

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[048-06 システム開発営業員] に分類する。

010-02 IT システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用した、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステムについて、全体の基本構造を企画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業などにおけるシステムの導入に関する企画及びシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

- システムアーキテクト、社内システムエンジニア（主にシステム的设计に従事するもの）、システムエンジニア（基盤システム）、システム設計技術者、ソフトウェアアーキテクト、ITアーキテクト
- × ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）[009-01]、ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）[009-02]、プログラマー [009-03]、ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）[009-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ウェブ系・オープン系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）]
- (2)各種の機械器具に組み込まれ、その動作を制御するマイクロコントローラのソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）]
- (3)プログラミング言語を使用してコンピュータプログラムのソースコードを記述する仕事に従事するもの [009-03 プログラマー]
- (4)汎用機系のソフトウェアを作成するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、仕様書の作成などの開発の仕事に従事するもの [009-99 ソフトウェア開発技術者（汎用機器系）]

010-03 IT プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・進捗・品質の管理、業務の監督などプロジェクト全体を管理する専門的な仕事に従事するものをいう。

- プロジェクトマネージャ（アプリケーションソフトウェア開発）、プロジェクトマネージャ（システム開発）、プロジェクトマネージャ（情報処理）、プロジェクトマネージャ（IT）
- × プロジェクトリーダー（システム開発）[009:主に従事する仕事に即して分類する]、技術リーダー（システム開発）[009:主に従事する仕事に即して分類する]、チームリーダー（システム開発）[009:主に従事する仕事に即して分類する]、PMO（プロ

ジェクトマネジメントオフィス) 事務員 [035-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)システム開発プロジェクトの一員として担当業務に従事しながら、プロジェクトの下に設置されたチームのリーダーとしてチームを統括し、仕事の割り当て、作業手順の決定、工数・進捗・品質の管理などの管理的な性質の仕事にも従事するもの [009 プロジェクトリーダー (システム開発) : 主に従事する仕事に即して分類する、009 技術リーダー (システム開発) : 主に従事する仕事に即して分類する、009 チームリーダー (システム開発) : 主に従事する仕事に即して分類する]
- (2)プロジェクトマネジメントオフィス (PMO) において、プロジェクト実施の支援、プロジェクト間の調整、プロジェクトの監査などに関する事務の仕事に従事するもの [035-99 PMO (プロジェクトマネジメントオフィス) 事務員]

010-04 IT システム運用管理者

構築されたシステム及びネットワークの運用・監視・維持・管理・安全性確保・保守に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医療情報運用管理者、運用監視オペレーター、サーバー管理者、システム運用オペレーター、システム運用管理者、システム保守員、システム管理者、社内システムエンジニア (主にシステムの運用に従事するもの)、情報セキュリティ技術者、セキュリティアナリスト、セキュリティエキスパート (オペレーション)、セキュリティエンジニア (オペレーション)、ネットワーク管理者
- × システムアーキテクト [010-02]、社内ヘルプデスク [010-05]、ネットワーク技術者 [010-06]、汎用機オペレーター [043-99]、パソコン訪問サポート員 [058-99]、カスタマーエンジニア (コンピュータ) [075-02]、サービスエンジニア (コンピュータ) [075-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画・設計する技術的な仕事に従事するもの [010-02 システムアーキテクト]
- (2)社内に常駐して、システム・ネットワーク・IT 機器・ソフトウェアの操作方法などに関する社員からの問い合わせに対応する仕事に従事するもの [010-05 社内ヘルプデスク]
- (3)コンピュータネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [010-06 ネットワーク技術者]
- (4)大型汎用コンピュータを操作して、情報の入出力・計算・加工・蓄積・検索などを行う仕事に従事するもの [043-99 汎用機オペレーター]
- (5)個人宅に出張し、コンピュータの設定、操作方法の説明などを行う仕事に従

- 事するもの [058-99 パソコン訪問サポート員]
- (6)コンピュータ機器の保守作業に従事するもの [075-02 カスタマーエンジニア (コンピュータ)、075-02 サービスエンジニア (コンピュータ)]

010-05 IT ヘルプデスク

社内に常駐する等して、基幹業務システム・ネットワーク・IT 機器・ソフトウェアなどに関する操作方法等の問い合わせへの電話やメール、出向いて対応、社内に導入したコンピュータの設定、OS・ソフトウェアの保守、システム・ネットワークの障害時の対応などを行う仕事に従事するものをいう。

- 社内サポートデスク、社内ヘルプデスク
- × システム管理者 [010-04]、社外ヘルプデスク受付係 (電話によるもの) [036-01]、テクニカルサポート受付係 (電話によるもの) [036-01]、ユーザーサポート受付係 (電話によるもの) [036-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)システム・ネットワークの運用・監視・管理などの仕事に従事するもの [010-04 システム管理者]
- (2)他の事業所からヘルプデスク機能を受託している会社において、障害・不具合の発生などを電話で受け付け、対応する仕事に従事するもの [036-01 社外ヘルプデスク受付係 (電話によるもの)]
- (3)市販のハードウェア・ソフトウェアの操作方法・設定方法などに関する電話・メールなどによる問い合わせに対応する仕事に従事するもの [036-01 テクニカルサポート受付係 (電話によるもの)、036-01 ユーザーサポート受付係 (電話によるもの)]

010-06 通信ネットワーク技術者

有線又は無線によるデータ通信のネットワークシステムを構築するため、要件定義、基本設計書・詳細設計書の作成、初期設定 (ネットワーク機器・サーバーの設置・設定)、ネットワークの試験などの技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)事業用電気通信設備及び事業所内の LAN 設備に関する企画・設計、設備工事の施工管理、設備の維持管理の仕事に従事するもの
- (2)通信規約 (プロトコル) などの通信技術に関する技術的な仕事に従事するもの
- 携帯電話基地局工事施工管理技術者、サーバーエンジニア (構築・設定を行うもの)、電気通信技術者、電気通信施設技術者、伝送プロトコル技術者、ネットワークエンジニア、ネットワーク技術者、サーバー構築技術者
- × システムアーキテクト [010-02]、システム管理者 [010-04]、通信線配線工 (屋内)

[094-04]、通信装置据付作業員 [094-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画・設計する仕事に従事するもの [010-02 システムアーキテクト]
- (2)システム・ネットワークの運用・監視・管理などの仕事に従事するもの [010-04 システム管理者]
- (3)通信回線を構内に配線する作業に従事するもの [094-04 通信線配線工 (屋内)]
- (4)有線・無線通信用の送信機・受信機の据え付けの作業に従事するもの [094-04 通信装置据付作業員]

010-99 その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）

010-01～010-06 に含まれない、情報処理・通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- AI エンジニア、情報システム監査技術者、セキュリティエキスパート(脆弱性診断)、セキュリティエンジニア(脆弱性診断)、データエンジニア、ビッグデータエンジニア
- × ホームページ更新係員 [043-01]、コンピュータ設定係員 [043-99]、PC キットティング係員 [043-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)インターネットホームページの情報を更新する仕事に従事するもの [043-01 ホームページ更新係員]
- (2)事業所で使用予定のパーソナルコンピュータの環境設定、OS の設定、必要なソフトウェアのインストールなどの作業に従事するもの [043-99 コンピュータ設定係員、043-99 PC キットティング係員]

011 その他の技術の職業

[005 農林水産技術者]～[010 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)]に含まれない、専門的な知識を必要とする技術的な仕事をいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などの専門課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、公的研究機関、大学の附属研究所などの研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする研究の仕事に従事するものは、[004 研究者]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

011-01 通信機器操作員

011-99 他に分類されない技術の職業

011-01 通信機器操作員

無線通信設備を操作して通信、電波の送受信を行う仕事に従事するもの、有線通信設備を操作して通信、映像・音声・データの送受信を行う仕事に従事するもの及び航空交通の管制、テレビ・ラジオ番組の制作における音響調整卓（ミキシングコンソール）の操作などの無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)有線電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内などの仕事に従事するもの [036-03 電話交換手]
- (2)無線通信設備を使用してタクシー運転手に送迎の指示を行う仕事に従事するもの [042-02 タクシー配車オペレーター]
- 海上無線通信士、漁船無線通信士、航空管制官、航空無線通信士、スイッチャー（映像切替操作員）、総合無線通信士、テクニカルディレクター（テレビ・ラジオ）、テレビ放送技術員、放送中継係員、ミキサー（テレビ・ラジオ）、無線技術員、無線通信員、ラジオ放送技術員、有線通信員、有線通信操作員、有線放送技術員、陸上無線技術士
- × テレビカメラマン [016-02]、電話交換手 [036-03]、タクシー配車オペレーター [042-02]、音響係（舞台） [081-01]、ミキサー（録音スタジオ） [081-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)テレビ用撮影機を操作してテレビ番組を撮影する仕事に従事するもの [016-02 テレビカメラマン]
- (2)ホール・劇場などの舞台において音響設備を操作・調整する仕事に従事するもの [081-01 音響係（舞台）]
- (3)CDなどの音楽録音物を制作するため、音響調整卓を操作して複数の音の音

量・音質を調整する仕事に従事するもの〔081-01 ミキサー（録音スタジオ）〕

011-99 他に分類されない技術の職業

労働災害の防止、作業環境の測定、下水・し尿・廃棄物処理施設における機械設備の運転・維持管理業務の監督、高圧ガス設備の保安検査、その他 005-01~011-01 に含まれない、専門的な知識を必要とする技術的な仕事をいう。

- 宇宙開発技術者、エレベータ検査員、海事技術専門官、環境アセスメント技術者、環境衛生技術者、環境調査員、クレーン検査員、下水処理技術者、高圧ガス設備保安検査員、作業環境測定士、産業廃棄物処理技術者、し尿処理施設技術者、浄水場技術者、水質検査員（し尿・下水処理場）、水質分析技術員（水処理施設）、地質調査技術員、特許技術者、廃棄物処理施設技術管理者、データサイエンティスト、ペストコントロール技術監督者、ペストコントロール技術者、ペストコントロール技能師、ボイラー検査員、労働安全衛生技術者、労働安全コンサルタント
- × サーチャージャー（特許調査）〔020-99〕、衛生管理者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師でないもの）〔027-99〕、環境衛生監視員〔027-99〕、環境衛生指導員〔027-99〕、建築物環境衛生管理技術者〔027-99〕、労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）〔027-99〕、地盤調査員（建設工事）〔091-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特許の出願にあたり先行技術・特許を調査する仕事に従事するもの〔020-99 サーチャージャー（特許調査）〕
- (2)作業にともなって発生する有害要因の除去、労働者の健康障害の防止などの労働衛生に関する仕事に従事するもの〔027-99 衛生管理者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師でないもの）〕
- (3)理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場・火葬場などの環境衛生関係の施設に対する監視指導の仕事に従事するもの〔027-99 環境衛生監視員〕
- (4)廃棄物処理事業者・廃棄物処理施設への立入検査、廃棄物の処理に関する指導などの仕事に従事するもの〔027-99 環境衛生指導員〕
- (5)建築物の環境衛生の維持管理に関する計画の作成、技術指導、水質検査、空気環境の測定などの仕事に従事するもの〔027-99 建築物環境衛生管理技術者〕
- (6)事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、事業場の診断や、これに基づく指導を行う仕事に従事するもの〔027-99 労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）〕
- (7)構造物の建設工事、宅地の造成工事などに先だって工事現場の地盤の固さ、土層の構成などを調査する仕事に従事するもの〔091-99 地盤調査員（建設工事）〕

03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業

高度に専門的な法律、経営、宗教、著述、編集、美術、写真、映像撮影、デザイン、音楽、舞台芸術、図書館・博物館の専門的職務、カウンセリング、その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける高度の専門的分野の訓練又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 012 法務の職業
- 013 経営・金融・保険の専門的職業
- 014 宗教家
- 015 著述家、記者、編集者
- 016 美術家、写真家、映像撮影者
- 017 デザイナー
- 018 音楽家、舞台芸術家
- 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
- 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業

012 法務の職業

法律上の争訟の裁判、刑事事件の公訴、訴訟事件などの裁判における依頼者の代理、産業財産権の出願の代理、不動産などの登記申請の代理、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公共の秩序の維持などに関する仕事は、[061 司法警察職員] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 012-01 裁判官、検察官、弁護士
- 012-02 弁理士
- 012-03 司法書士
- 012-99 その他の法務の職業

012-01 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判する仕事に従事するもの（裁判官）、刑事事件についての公訴、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの仕事に従事するもの（検察官）並びに弁護士資格を有し、訴訟事件、非訴訟事件、行政庁に対する不服申立事件の裁判において、当事者・その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、依頼者の代理人・弁護人を務める仕事及び各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するもの（弁護士）をいう。

○ 裁判所長、判事、検事総長、検事正、検事、弁護士、企業内弁護士

- × 国会議員 [003-01]、法学研究者 [004-02]、海難審判所審判官 [012-99]、特許庁審判官 [012-99]、企業法務事務員 [035-01]、コンプライアンスオフィサー（法令遵守責任者） [035-01]、弁護士補助者（パラリーガル） [035-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 裁判官弾がい（効）の裁判を行うもの又は裁判官ひ（罷）免の訴追を行うもの [003-01 国会議員]
- (2) 公的研究機関、大学の附属研究所又は企業の研究所、研究室などの研究施設において、法学の専門的知識に基づく調査・分析を通じて、新事実の発見、新たな理論の構築などを目標とする専門的な研究の仕事に従事するもの [004-02 法学研究者]
- (3) 海難事件の審判、調査、採決の執行などを行う仕事に従事するもの [012-99 海難審判所審判官]
- (4) 産業財産権に関する審判・抗告審判を行う仕事に従事するもの [012-99 特許庁審判官]
- (5) 企業活動に伴う各種契約書の作成・審査、社内規程の作成・改訂の仕事に従事するもの [035-01 企業法務事務員]
- (6) コンプライアンス体制の整備・運用の仕事に従事するもの [035-01 コンプライアンスオフィサー（法令遵守責任者）]
- (7) 法律事務所などにおいて、弁護士の指示・監督のもとに、法律業務に付随する書類の作成、文献調査、資料収集などの仕事に従事するもの [035-99 弁護士補助者（パラリーガル）]

012-02 弁理士

弁理士の資格を有し、他人の求めに応じて、産業財産権である特許権・実用新案権・意匠権・商標権に関する出願・審判請求・異議申立て手続きの代理などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 弁理士

- × 特許技術者 [011-99]、サーチャー（特許調査） [020-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 特許事務所において弁理士の指示のもとに、特許請求の範囲の作成、特許明細書の作成、補正書・意見書の作成などの仕事に従事するもの [011-99 特許技術者]
- (2) 特許の出願にあたり先行技術・特許を調査する仕事又は特許庁に出願された特許の新規性・進歩性について調査する仕事に従事するもの [020-99 サーチャー（特許調査）]

012-03 司法書士

司法書士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産・会社などの登記申請の代理、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類又は事実証明に関する書類の作成、簡易裁判所における民事訴訟の当事者の代理などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 司法書士

× 海事代理士 [012-99]、行政書士 [020-99]、司法書士補助者 [035-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)海事代理士の資格を有し、他人の求めに応じて、船舶の登記・登録・検査の申請などの代理及びそれらの手続きに必要な書類作成の仕事に従事するもの [012-99 海事代理士]
- (2)行政書士の業務に従事するもの [020-99 行政書士]
- (3)司法書士事務所において、司法書士の指示のもとに、登記申請書の作成補助などの補助業務に従事するもの [035-99 司法書士補助者]

012-99 その他の法務の職業

不動産の表示に関する登記申請の代理、公正証書の作成、特許・海難事件の審判、裁判記録・調書の作成、事件の審理・裁判のための調査、船舶の登記・登録・検査申請の代理、その他 012-01～012-03 に含まれない、司法又はこれに関連する専門的な仕事をいう。

○ 海事代理士、海難審判所審判官、家庭裁判所調査官、検察事務官、公正取引委員会審査長、公証人、裁判所書記官、裁判所調査官、土地家屋調査士、特許庁審判官

× 裁判所事務官 [035-99]、警察官 [061-01]、海上保安官 [061-01]、麻薬取締官 [061-99]、土地家屋調査士補助員 [091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)裁判所書記官の指示にもとづく証人の呼出状の送達、法廷における証人の確認、宣誓書の受け渡し、裁判員の選定・選任に関する手続きなどの裁判に関する事務の仕事に従事するもの [035-99 裁判所事務官]
- (2)警察官・海上保安官・麻薬取締官として司法警察権を行使する仕事に従事するもの [061-01 警察官、061-01 海上保安官、061-99 麻薬取締官]
- (3)土地家屋調査士の指示のもとに、不動産の表示登記のための測量作業に従事するもの [091-99 土地家屋調査士補助員]

013 経営・金融・保険の専門的職業

財務書類の監査・証明・調製、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、労働・社会保険に関する書類の作成・提出の代行、財務・税務・人事労務に関する相談・指導、資産運用・金融取引に関する助言、金融・保険商品の開発などの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

013-01 公認会計士

013-02 税理士

013-03 社会保険労務士

013-99 その他の経営・金融・保険の専門的職業

013-01 公認会計士

公認会計士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製及び財務に関する調査・相談などを行う仕事に従事するものをいう。

会計士補として公認会計士・監査法人の行う財務書類の監査・証明業務の補助の仕事に従事するものを含む。

○ 公認会計士、会計士補

× 内部監査員 [033-01]、会計監査係員 [038-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)事業体の内部組織の業務遂行状況を監査する仕事に従事するもの [033-01 内部監査員]

(2)事業体の内部組織が行う会計監査の仕事に従事するもの [038-99 会計監査係員]

013-02 税理士

税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、租税に関する申告書・申請書・請求書・不服申立書などの税務官公署に提出する税務書類の作成、申告・申請・請求・不服申立ての代理、税務に関する相談、会計帳簿の記帳の代行などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 税理士

× 税理士補助者 [038-03]、会計監査係員 [038-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)税理士事務所などにおいて、税理士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するもの [038-03 税理士補助者]

(2)事業体の内部組織が行う会計監査の仕事に従事するもの [038-99 会計監査係員]

013-03 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険、各種助成金等に関する申請書・届出書・報告書などの行政機関等に提出する書類の作成、提出の代行、申請・届出などの手続きの代理、個別労働関係紛争における解決手続きの代理、賃金台帳などの帳簿書類・就業規則の作成、人事労務管理及び年金に関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 社会保険労務士、特定社会保険労務士

× 社会保険労務士補助者 [035-99]

なお、社会保険労務士事務所などにおいて、社会保険労務士の指示のもとに、労働・社会保険関係の申請書・届出書などの書類の作成補助などの仕事に従事するものは、[035-99 社会保険労務士補助者] に分類する。

013-99 その他の経営・金融・保険の専門的職業

企業経営の調査・分析・診断・相談・指導、企業の財務分析などにもとづく株式の投資価値の分析・評価、保険・年金料率の算出その他 013-01～013-03 に含まれない、経営・金融・保険の専門的な仕事をいう。

○ アクチュアリー、M&A アドバイザー、M&A コンサルタント、M&A マネージャー、経営コンサルタント、経営指導員（商工会議所、商工会）、証券アナリスト、人事コンサルタント、中小企業診断士、独立系ファイナンシャル・アドバイザー（IFA）、ファイナンシャル・プランナー、ファンドマネージャ、ISO 審査員（品質等マネジメントに関するもの）

× 公認会計士 [013-01]、税理士 [013-02]、社会保険労務士 [013-03]、保険ブローカー [047-02]、株式トレーダー [047-99]、為替ディーラー [047-99]、証券外務員（内勤のもの） [047-99]、ラウンダー [048：扱う商品の種類に即して分類する]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)公認会計士、税理士又は社会保険労務士の資格を有し、財務、税務又は人事労務に関する相談・指導の仕事に従事するもの [013-01 公認会計士、013-02 税理士、013-03 社会保険労務士]

(2)保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [047-02 保険ブローカー]

(3)銀行・証券会社などにおいて他人の求めに応じて証券などを売買する仕事に従事するもの [047-99 株式トレーダー]

(4)金融機関において外国為替を売買する仕事に従事するもの [047-99 為替ディーラー]

(5)証券会社の店舗において有価証券の売買、売買の媒介などの仕事に従事するもの [047-99 証券外務員（内勤のもの）]

(6)小売店を訪問し、商品陳列方法の提案、商品の説明、販促物の補充などの仕

事に従事するもの [048 ラウンダー：扱う商品の種類に即して分類する]

014 宗教家

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教において、布教、伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

014-01 宗教家

014-01 宗教家

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教において、布教、伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

○ キリスト教聖職者、神職、仏教僧侶

× 助勤巫女（お札・お守を頒布するもの）[058-99]

なお、神社において神札・御守の頒布、祭典の補助、神前結婚式場の用務、境内の清掃、参拝客の案内など特定の型に限定されない各種の仕事に従事するものは、[058-99 助勤巫女（お札・お守を頒布するもの）]に分類する。

015 著述家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作及び文芸作品・学術書などの翻訳の仕事に従事するもの（著述家）、新聞・雑誌などに掲載する記事の取材及び原稿の執筆などの仕事に従事するもの（記者）並びに新聞・雑誌・図書などのための資料の収集・編集などの仕事に従事するもの（編集者）をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

015-01 著述家（翻訳家を除く）

015-02 翻訳家

015-03 記者、編集者

015-01 著述家（翻訳家を除く）

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作、広告・宣伝のための文案（コピー）の作成、テレビ番組・ラジオ番組・演劇などの脚本の執筆、評論などの仕事に従事するものをいう。

○ 音楽評論家、脚本家、コピーライター、作詞家、作家、詩人、シナリオ作家、小説家、随筆家、評論家、文芸家、放送作家

× 通訳 [020-02]、字幕速記者（ステノキャプショナー） [020-99]、反訳者（速記） [020-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)外国語の話し言葉を日本語に又は日本語の話し言葉を外国語に訳す仕事に従事するもの [020-02 通訳]

(2)速記による字幕の作成の仕事に従事するもの [020-99 字幕速記者（ステノキャプショナー）]

(3)速記による反訳の仕事に従事するもの [020-99 反訳者（速記）]

015-02 翻訳家

文学作品・学術書などの著作、ニュース、法律文書、契約書、機械の取扱説明書などの外国語の書き言葉で表現された文章を日本語に又は日本語の書き言葉を外国語に訳す仕事に従事するものをいう。

外国語の映画・放送番組などにおける話し言葉を字幕として表示するため日本語の書き言葉に訳す仕事に従事するものを含む。

○ 映像翻訳者、翻訳者

× 通訳 [020-02]

なお、外国語の話し言葉を日本語に又は日本語の話し言葉を外国語に訳す仕事に従事するものは [020-02 通訳] に分類する。

015-03 記者、編集者

新聞・雑誌などに掲載又はテレビなどで報道するため、事件などを取材し、記事・原稿を執筆する仕事（記者）、各種製品の取扱説明書を作成する仕事などの執筆の仕事に従事するもの（テクニカルライター）及び新聞・雑誌・図書などを発行・出版するため、一定の目的のもとに資料を収集し、整理・配列する仕事に従事するもの（編集者）をいう。

新聞・雑誌の記事として執筆された原稿の用語・データ・事実関係の誤りなどを訂正する仕事に従事するものを含む。

- 校閲員（雑誌）、雑誌記者、雑誌編集者、社内報編集者（編集請負）、新聞記者、新聞編集員、新聞論説員、スポーツライター、図書編集者、通信記者、テクニカルライター、ルポライター、ニュース解説者（放送）、放送記者
- × カメラマン [016-02]、テレビ放送編成員 [020-99]、ラジオ放送編成員 [020-99]、雑誌編集助手 [035-99]、校正作業員 [073-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)新聞に掲載されるスポーツ選手・事件現場などの写真を撮影する仕事に従事するもの [016-02 カメラマン]
- (2)テレビ・ラジオ放送の編成を行う仕事に従事するもの [020-99 テレビ放送編成員、020-99 ラジオ放送編成員]
- (3)編集の補助業務に従事するもの [035-99 雑誌編集助手]
- (4)印刷物の制作工程において印刷物の校正刷りと原稿を照合して、誤字・脱字などの文字の誤りを訂正する作業及びカラー印刷の色を確認する作業に従事するもの [073-06 校正作業員]

016 美術家、写真家、映像撮影者

彫刻・絵画・美術工芸品等の芸術作品の創作及びイラストの制作に従事するもの（美術家）、カメラを使用して肖像写真の撮影をするため又は新聞・雑誌等に掲載するための写真撮影の仕事に従事するもの（写真家）並びに映画・テレビ用撮影機の操作などの仕事に従事するもの（映像撮影者）をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

016-01 美術家、イラストレーター

016-02 写真家、映像撮影者

016-01 美術家、イラストレーター

彫刻（木彫・石彫・ブロンズ像・塑像等）、絵画、版画、書、漫画、美術工芸品（陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・金属工芸品等）などの創作に従事するもの（美術家）及び写真・デフォルメ・戯画化などの手法を用いて人物・植物・動物・風景などをイラストとして描く仕事に従事するもの（イラストレーター）をいう。

- イラストレーター、漆工芸家、画家、刀かじ、ガラス工芸家、金属工芸家、金属彫刻家、劇画家、工芸美術家、コミック作家、書家、書道家、染織工芸家、彫刻家、テクニカルイラストレーター、陶芸家、日本画家、版画家、漫画家、木工芸家、洋画家
- × グラフィックデザイナー [017-02]、七宝工 [073-02]、陶磁器画工 [073-02]、木彫工 [073-04]、指物職 [073-04]、貴金属彫刻工 [073-99]、漆器工 [073-99]、まき絵師 [073-99]、アニメーター [080-03]、看板制作工 [080-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)紙などの平面媒体に文字・色彩・構図などのデザインを考案する仕事に従事するもの [017-02 グラフィックデザイナー]
- (2)七宝を製造する作業に従事するもの [073-02 七宝工]
- (3)陶磁器の表面に絵模様を描く仕事に従事するもの [073-02 陶磁器画工]
- (4)木材料に文字・絵・模様などを彫り込む仕事及び木材料を彫り刻んで立体的な像を製作する仕事に従事するもの [073-04 木彫工]
- (5)小箱・鏡台・神仏具などの指物を製作する作業に従事するもの [073-04 指物職]
- (6)金・銀などの貴金属に文字・絵・模様などを彫り込む仕事に従事するもの [073-99 貴金属彫刻工]
- (7)漆器を製作する作業に従事するもの [073-99 漆器工]
- (8)漆で描いた絵・文様の上に金・銀の粉をま（蒔）いて付着させ、漆器を装飾する作業に従事するもの [073-99 まき絵師]

(9)アニメーションを制作するための描画の作業に従事するもの [080-03 アニメーター]

(10)看板に絵・文字を描（書）く仕事に従事するもの [080-03 看板制作工]

016-02 写真家、映像撮影者

カメラを使用して肖像写真を撮影し、写真の修整、プリント制作などを行う仕事に従事するもの及び新聞・雑誌などに掲載するため、あるいは広告・宣伝に用いるため、カメラを使用して事件・事故の現場、人物、製品などを撮影する仕事に従事するもの（写真家）並びに映画・テレビカメラ等を操作して動画を撮影する仕事に従事するもの（映像撮影者）をいう。

撮影準備・照明補助・画像処理などの写真撮影・動画撮影の補助業務に従事するものを含む。

○ 映画カメラマン、営業写真家、カメラマン、商業カメラマン、テレビカメラマン、動画カメラマン、ドローンパイロット（撮影）、フォトグラファー、報道カメラマン、映像撮影者助手、カメラマン助手、撮影助手、写真家助手

× 診療放射線技師 [024-01]、写真現像オペレーター [080-99]、映写係 [081-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)X線を用いた人体の撮影及び写真処理の仕事に従事するもの [024-01 診療放射線技師]

(2)撮影は行わず、デジタルカメラの記録媒体に保存された写真の電子データを出力してプリント制作を行う仕事に従事するもの [080-99 写真現像オペレーター]

(3)映写機を操作する仕事に従事するもの [081-01 映写係]

017 デザイナー

ウェブサイトの文字・配置・配色・アイコンなどのデザイン、ポスター・広告・包装紙などを対象にした文字・模様・色彩・構図などのデザイン、その他工業・商業製品などのデザインの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 017-01 ウェブデザイナー
- 017-02 グラフィックデザイナー
- 017-99 その他のデザイナー

017-01 ウェブデザイナー

インターネット上のウェブサイトを制作するため、要件定義、サイト・Web ページの構成、文字・配置・配色・アイコンなどの視覚的要素についてソフトウェアを使用してデザインし、ブラウザで表示し、Web サイトを制作する仕事に従事するものをいう。

- Web クリエイター、Web デザイナー、ホームページデザイナー
- × Web プログラマー [009-03]、HTML コーダー [009-03]、キャラクターデザイナー [017-99]、CG デザイナー [017-99]、Web ディレクター [020-99]、Web プロデューサー [020-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) ウェブサイトを制作するため、プログラム設計書にもとづいてプログラムを作成する仕事に従事するもの [009-03 Web プログラマー]
- (2) HTML のコーディングの仕事に従事するもの [009-03 HTML コーダー]
- (3) 家庭ゲーム機用・アーケードゲーム機用・スマートフォン用のゲームを制作するため、ゲームに登場するキャラクター・アイテム・背景などをデザインする仕事に従事するもの [017-99 キャラクターデザイナー]
- (4) コンピュータグラフィックス (CG) を制作する仕事に従事するもの [017-99 CG デザイナー]
- (5) ウェブサイトを制作するため、予算・要員・進捗・品質の管理、業務の監督などの仕事に従事するもの [020-99 Web ディレクター]
- (6) ウェブサイトの企画、予算・制作要員の確保、制作の進捗管理などの仕事に従事するもの [020-99 Web プロデューサー]

017-02 グラフィックデザイナー

ポスター・広告・チラシ・包装紙などの印刷物を対象にして、文字・色彩・構図などについてデザインを考案し、表現する仕事に従事するものをいう。

- 広告デザイナー、サインデザイナー、パッケージデザイナー

× イラストレーター [016-01]、CG デザイナー [017-99]、ブックデザイナー [017-99]、アートディレクター [020-99]、クリエイティブディレクター（広告業） [020-99]、看板図案画工 [080-03]、CG パースデザイナー [080-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)人物・植物・動物・風景などをイラストとして描く仕事に従事するもの [016-01 イラストレーター]
- (2)コンピュータグラフィックス（CG）を制作する仕事に従事するもの [017-99 CG デザイナー]
- (3)図書のカバー・表紙・扉・帯・判型・版面・書体・用紙などをデザインする仕事に従事するもの [017-99 ブックデザイナー]
- (4)印刷物を制作するためグラフィックデザインを中心にして視覚的表現を指示・指揮する仕事に従事するもの [020-99 アートディレクター]
- (5)広告制作においてデザイン・映像・イラスト・宣伝文案（コピー）などを総合的に監督する仕事に従事するもの [020-99 クリエイティブディレクター（広告業）]
- (6)看板を制作する仕事に従事するもの [080-03 看板図案画工]
- (7)建物の透視図（パース）をコンピュータグラフィックス（CG）で作成する仕事に従事するもの [080-03 CG パースデザイナー]

017-99 その他のデザイナー

博覧会・展示会・ショールーム・ショーウィンドウなどにおけるディスプレイ（展示・陳列、飾り付け）のデザイン、自動車・家庭用電気製品・文房具・玩具・時計などの工業製品及び食器類などの生活用品のデザイン、ホテル・店舗などの建築物の室内空間における装飾のデザイン、室内の内装材と家具・織物・照明器具などのインテリア用品との形状・模様・色彩などについての組み合わせ、婦人服・紳士服・子供服・帽子・靴・バッグなどのデザイン、コンピュータグラフィックス（CG）の制作、アクセサリーのデザイン、図書の装丁、花の造形、その他 017-01 及び 017-02 に含まれない、意匠を考案する仕事に従事するものをいう。

- アクセサリーデザイナー、アパレルデザイナー、インダストリアルデザイナー、インテリアコーディネーター、インテリアデザイナー、インテリアプランナー、エクステリアプランナー、カラーコーディネーター、機械デザイナー、キャラクターデザイナー、空間デザイナー、靴デザイナー、クラフトデザイナー、ゲームデザイナー、工業デザイナー、CG 制作者、CG デザイナー、ジュエリーデザイナー、商品装飾展示係、ショーウィンドウ飾付職、スペースデザイナー、装丁家、プロダクトデザイナー、ディスプレイデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー、服飾デザイナー、バッグデザイナー、ブックデザイナー、フラワーデザイナー、自動車デザイナー
- × アートディレクター [020-99]、クリエイティブディレクター（広告業） [020-99]、

ゲームプランナー [020-99]、CG パースデザイナー [080-03]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)印刷物を制作するためグラフィックデザインを中心にして視覚的表現を指示・指揮する仕事に従事するもの [020-99 アートディレクター]
- (2)広告制作においてデザイン・映像・イラスト・宣伝文案（コピー）などを総合的に監督する仕事に従事するもの [020-99 クリエイティブディレクター（広告業）]
- (3)コンピュータゲームの企画及び基本設計を行う仕事に従事するもの [020-99 ゲームプランナー]
- (4)建物の透視図（パース）をコンピュータグラフィックス（CG）で作成する仕事に従事するもの [080-03 CG パースデザイナー]

018 音楽家、舞台芸術家

音楽・演劇などの芸術作品の創作に従事するもの及び音楽の演奏、舞踊・演劇・演芸の上演などに従事するものをいう。なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学校において生徒・学生の音楽・演劇教育に従事するもの [031 学校等教員]
- (2)カルチャースクール、個人教室等において音楽、舞踊等を指導する仕事に従事するもの [032 習い事指導等教育関連の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 018-01 音楽家
- 018-02 舞踊家、俳優、演芸家
- 018-99 プロデューサー、演出家

018-01 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

- 演奏家、歌手、器楽奏者、作曲家、指揮者、声楽家、邦楽師
 - × 音楽評論家 [015-01]、ピアノ調律師 [020-99]、音楽教室講師 [032-03]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)音楽評論の仕事に従事するもの [015-01 音楽評論家]
- (2)ピアノを調律する仕事に従事するもの [020-99 ピアノ調律師]
- (3)カルチャースクール、個人教室等において教養・学習・趣味のための音楽を指導する仕事に従事するもの [032-03 音楽教室講師]

018-02 舞踊家、俳優、演芸家

身体の舞い・踊り・振りによって感情と意思を表現する演技に従事するもの(舞踊家)、映画・演劇・テレビ番組などにおいて演技に従事するもの(俳優)及び講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技に従事するもの(演芸家)をいう。

- 映画俳優、演芸家、歌舞伎俳優、狂言師、奇術師、曲芸師、芸人、講談師、コメディアン、ステージダンサー、声優、西洋舞踊家、テレビ俳優、ナレーター、日本舞踊家、能役者、バレリーナ、腹話術師、舞踊振付師、漫才師、落語家、浪曲師
- × エアロビクスダンスインストラクター [032-02]、ダンス個人教師 [032-02]、バレエ指導員 [032-02]、芸妓 [056-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スポーツ施設などにおいてエアロビクスダンスの指導をする仕事に従事するもの [032-02 エアロビクスダンスインストラクター]
- (2)カルチャースクール、個人教室等においてダンス・バレエの指導をする仕事

- に従事するもの [032-02 ダンス個人教師、032-02 バレエ指導員]
- (3)唄・三味線等の和楽器の演奏、舞踊等で宴席・茶会・舞台等において伝統芸能を披露し、もてなす仕事に従事するもの [056-07 芸妓]

018-03 プロデューサー、演出家

映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作する仕事に従事するもの（プロデューサー）及び映画・演劇・テレビ番組などの制作において、脚本にもとづいて演技を指導し、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督する仕事に従事するもの（演出家）をいう。

- 映画監督、音楽プロデューサー、照明監督、ディレクター（映画、放送）、番組制作者（放送）、番組プロデューサー（放送）、美術監督、舞台演出家、アシスタントディレクター、アシスタントプロデューサー
- × ミキサー（テレビ・ラジオ）[011-01]、放送作家 [015-01]、イベントプロデューサー [020-99]、Web プロデューサー [020-99]、クリエイティブディレクター（広告業）[020-99]、ゲームディレクター [020-99]、プロデューサー（ゲームソフト制作）[020-99]、プロデューサー（広告代理店）[020-99]、レコーディングディレクター [020-99]、音響係（舞台）[081-01]、音響係（コンサート会場）[081-01]、舞台照明係 [081-01]、大道具係 [091-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)テレビ・ラジオ放送において音響設備を操作・調整する仕事に従事するもの [011-01 ミキサー（テレビ・ラジオ）]
- (2)テレビ・ラジオ放送の台本を執筆する仕事に従事するもの [015-01 放送作家]
- (3)催し物、コンピュータゲーム、広告、インターネット上のホームページなどを企画・制作する仕事に従事するもの [020-99 イベントプロデューサー、020-99 Web プロデューサー、020-99 プロデューサー（ゲームソフト制作）、020-99 プロデューサー（広告代理店）]
- (4)広告制作においてデザイン・映像・イラスト・宣伝文案などを総合的に監督する仕事に従事するもの [020-99 クリエイティブディレクター（広告業）]
- (5)コンピュータゲームの制作工程において進行管理、品質管理などの制作チームを監督する仕事に従事するもの [020-99 ゲームディレクター]
- (6)音楽 CD を制作するため楽曲・音楽家の選定、スタジオにおける音源づくりの進行管理などの仕事に従事するもの [020-99 レコーディングディレクター]
- (7)ホール・劇場などの舞台において音響設備を操作・調整する仕事に従事するもの [081-01 音響係（舞台）]
- (8)コンサートの上演会場などにおいて音響設備を操作・調整する仕事に従事

するもの [081-01 音響係 (コンサート会場)]

(9)テレビ番組の制作、演劇などにおいて照明設備を操作・調整する仕事に従事
するもの [081-01 舞台照明係]

(10)演劇の舞台、テレビ番組・映画の撮影で使用する大型のセットを製作する
作業に従事するもの [091-01 大道具係]

019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

図書館資料の収集・分類、レファレンスサービスなどの専門的な仕事に従事するもの（図書館司書）、博物館資料に相当する資料の収集・保管・展示、調査研究などの専門的な仕事に従事するもの（学芸員）及び学校・就労支援機関・事業所などにおけるカウンセリングによる専門的な援助を行う仕事に従事するもの（カウンセラー）をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 019-01 図書館司書
- 019-02 学芸員
- 019-03 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

019-01 図書館司書

司書・司書補の資格を有し、公共図書館・大学図書館等において、図書館資料の収集・分類、蔵書目録の整備、図書館資料の貸出・返却受付、図書館資料に関するレファレンスサービスなどの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 司書、司書補
- × 学校司書 [035-99]、図書館カウンター係 [034-03]、図書館事務補助員 [034-01]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)学校事務職員であって学校図書館において司書に相当する仕事に従事するもの [035-99 学校司書]
 - (2)図書館のカウンターにおいて、図書の貸出・返却受付の仕事にもっぱら従事するもの [034-03 図書館カウンター係]
 - (3)図書館において図書の受入・登録、貸出・返却の受付、図書の配架、書架の整理など特定の型に限定されない各種の仕事に従事するもの [034-01 図書館事務補助員]

019-02 学芸員

学芸員・学芸員補の資格を有し、総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などの博物館法に定められた施設等において、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などに関する資料の収集・整理・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 学芸員、学芸員補
- × プラネタリウム解説員 [020-99]、埋蔵文化財調査員 [020-99]、博物館事務補助員 [034-01]、博物館受付係 [034-03]、施設警備員 [059-01]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)プラネタリウム機器を操作して星空・星座を解説する仕事に従事するもの

[020-99 プラネタリウム解説員]

- (2)埋蔵文化財の確認調査、発掘調査、出土品の整理の仕事に従事するもの[020-99 埋蔵文化財調査員]
- (3)博物館施設において来館者の受付・案内、入場券の発券、改札、館内放送、団体客の誘導など特定の型に限定されない各種の仕事に従事するもの [034-01 博物館事務補助員]
- (4)博物館において来館者の受付の仕事に従事するもの[034-03 博物館受付係]
- (5)博物館施設において展示室の監視、施設内外の巡視などの警備の仕事に従事するもの [059-01 施設警備員]

019-03 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・就労支援機関・事業所などにおいて、生徒・学生・従業員・求職者・その他のクライアントの抱える個人的な課題、キャリア形成、適応上の問題などを把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

事務所を設け報酬を得て、個人の抱える日常生活上の問題を把握し、専門的な援助を行う仕事に従事するものを含む。

- 学生カウンセラー、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、公認心理師（医療・福祉施設を除く）、臨床心理士（医療・福祉施設を除く）、職業相談員（職業相談・職業紹介）、職場カウンセラー、スクールカウンセラー、産業カウンセラー（事業所内相談室）、障害者職業カウンセラー、心理カウンセラー（個人事業主）、スクールアドバイザー、地域若者サポートステーション相談員
- × 経営コンサルタント [013-99]、公認心理師（医療施設） [027-99]、心理カウンセラー（医療施設） [027-99]、臨床心理士（医療施設） [027-99]、公認心理師（福祉施設） [049-99]、臨床心理士（福祉施設） [049-99]、児童心理司 [049-02]、スクールソーシャルワーカー [049-99]、結婚相談員 [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)企業の経営計画・財務計画・労務管理などの経営上の相談・指導の仕事に従事するもの [013-99 経営コンサルタント]
- (2)医療施設の精神科・心療内科などにおいて心理相談・心理検査などの仕事に従事するもの [027-99 公認心理師（医療施設）、027-99 心理カウンセラー（医療施設）、027-99 臨床心理士（医療施設）]
- (3)福祉施設の精神科・心療内科などにおいて心理相談・心理検査などの仕事に従事するもの [049-99 公認心理師（福祉施設）、049-99 臨床心理士（福祉施設）]
- (4)地方自治体の児童相談所等において面接・心理検査・心理療法などの仕事に従事するもの [049-02 児童心理司]

- (5)行動面・情緒面などに問題の認められる児童・生徒について学校と行政機関との連携構築、福祉的援助の必要な家庭に対する自立支援相談など、学校における児童・生徒・学生の福祉について専門的な援助を行う仕事に従事するもの [049-99 スクールソーシャルワーカー]
- (6)結婚相談所において会員の紹介、見合いの設定、交際の支援、入会の勧誘などの仕事に従事するもの [058-99 結婚相談員]

020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業

職業スポーツ家、通訳、その他〔012 法務の職業〕～〔019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）〕に含まれない、法務・経営・文化芸術等の専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

020-01 職業スポーツ家

020-02 通訳

020-99 他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業

020-01 職業スポーツ家

野球・相撲・サッカー・ゴルフなどの競技又は試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの及び監督・審判員など競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

- オートレース選手、監督（プロスポーツ）、騎手、競輪選手、コーチ（プロスポーツ）、スポーツ審判員、トレーナー（プロスポーツ：コーチであるもの）、プロサッカー選手、プロゴルファー、プロ野球選手、モーターボート競走選手、力士
- × 犬訓練士〔020-99〕、馬調教師〔020-99〕、スポーツインストラクター〔032-02〕、きゅう務員〔064-04〕、グラウンド整備員〔099-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)馬・犬などの動物を調教・訓練する仕事に従事するもの〔020-99 犬訓練士、020-99 馬調教師〕
- (2)スポーツの個人教授・指導の仕事に従事するもの〔032-02 スポーツインストラクター〕
- (3)競馬場のきゅう舎、乗馬クラブなどにおいて馬の飼育、馬房の清掃などの作業に従事するもの〔064-04 きゅう務員〕
- (4)競技場の芝刈り、散水、地ならしなどの作業に従事するもの〔099-99 グラウンド整備員〕

020-02 通訳

国際会議・放送・商談などにおいて、外国語の話し言葉を日本語に又は日本語の話し言葉を外国語に訳す仕事に従事するものをいう。

手話通訳の仕事に従事するものを含む。

- 英語通訳、手話通訳、通訳ガイド（観光）
- × 翻訳家〔015-02〕

なお、外国語の文章を日本語に又は日本語の文章を外国語に書き言葉で訳す仕事に従事するものは、〔015-02 翻訳家〕に分類する。

020-99 他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業

官公署に提出する書類の作成、不動産の鑑定評価、テレビ・ラジオのニュース番組における放送原稿の読み上げ、速記、楽器の調律、動物の調教・訓練、通関書類の審査、大気・水質・騒音・振動・土壌・ばい煙などの環境要素の調査・測定・分析、ウェブサイトの制作指揮・監督、コンピュータゲームの企画・制作管理、広告の企画・制作、広告制作の監督、企業の信用調査、自動車・船舶の事故・損害の調査・査定、文化財の調査、特許調査、その他 020-01 及び 020-02 に含まれない、他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを除く。

- (1)司法書士、税理士又は社会保険労務士であるもの [012-03 司法書士、013-02 税理士、013-03 社会保険労務士]
 - (2)動物園・水族館においてショーに出演する動物を訓練する仕事に従事するもの [064-04 トレーナー（動物園）、064-04 トレーナー（水族館）]
- アートディレクター、アナウンサー、遺跡調査員（発掘作業員でないもの）、犬訓練士、イベントプロデューサー、Webディレクター、Webプロデューサー、馬調教師、運航労務監理官、海事鑑定人、環境計量士、企業信用調査員、アジャスター（保険会社、損害査定会社）、気象予報士、行政書士、クリエイティブディレクター（広告業）、ゲームクリエイター（ディレクター）、ゲームディレクター、ゲームプランナー、効果音係、広告プロデューサー、広告ディレクター、鉱務監督官、サーチャー（特許調査）、社会教育主事、速記者、字幕速記者（ステノキャプションナー）、調教師、調香師、調律師、テレビアナウンサー、テレビ放送編成員、動画制作者、動画編集者、反訳者（速記）、ピアノ調律師、不動産鑑定士、フードコーディネーター、通関士、プロデューサー（広告代理店）、プロデューサー（ゲームソフト制作）、プラネタリウム解説員、法務技官（心理）（矯正心理専門職）、補償コンサルタント、埋蔵文化財調査員、ラジオアナウンサー、ラジオ放送編成員、レコーディングディレクター、労働基準監督官
- × コンピュータゲームプログラマー [009-03]、ミキサー（テレビ・ラジオ） [011-01]、環境調査員 [011-99]、司法書士 [012-03]、税理士 [013-02]、社会保険労務士 [013-03]、声優 [018-02]、ナレーター [018-02]、イベントプランナー [033-03]、行政書士補助者 [035-99]、不動産鑑定士補助者 [035-99]、通関業務係 [040-02]、貿易事務員 [040-02]、娯楽場放送係 [056-08]、結婚式場司会者 [058-99]、きゅう務員 [064-04]、水族館飼育係（魚介類） [066-04]、動物園飼育員 [064-04]、トレーナー（動物園） [064-04]、トレーナー（水族館） [064-04]、ピアノ組立工 [073-99]、舞台照明係 [081-01]、遺跡発掘作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンピュータゲームのプログラムを作成する仕事に従事するもの [009-03 コンピュータゲームプログラマー]
- (2)テレビ・ラジオ番組の制作において音響調整卓（ミキシングコンソール）を

- 操作して音量・音質を調整する仕事に従事するもの [011-01 ミキサー (テレビ・ラジオ)]
- (3) 大気・水質・土壌・騒音・振動などの環境要素に関する調査・測定の仕事に従事するもの [011-99 環境調査員]
- (4) テレビ・映画のアニメーション、外国映画などに登場する人物の台詞 (せりふ) を読み上げ、声を演技する仕事に従事するもの [018-02 声優]
- (5) テレビ・ラジオの番組、映画、演劇、商品の宣伝放送などにおいてナレーションの仕事に従事するもの [018-02 ナレーター]
- (6) 販売促進のためのイベントを企画・立案する仕事に従事するもの [033-03 イベントプランナー]
- (7) 行政書士の補助業務に従事するもの [035-99 行政書士補助者]
- (8) 不動産鑑定士の補助業務に従事するもの [035-99 不動産鑑定士補助者]
- (9) 税関において輸出入貨物の申告書受理・審査、輸入貨物の関税の税率適用などの仕事に従事するもの [040-02 通関業務係]
- (10) 貨物の輸出入のための通関書類を作成する仕事に従事するもの [040-02 貿易事務員]
- (11) 映画館・劇場・遊園地などの娯楽場において各種の案内放送をする仕事に従事するもの [056-08 娯楽場放送係]
- (12) 結婚披露宴において司会の仕事に従事するもの [058-99 結婚式場司会者]
- (13) 競馬場などで馬の飼育、馬房の清掃などの作業に従事するもの [064-04 きゅう務員]
- (14) 水族館において水産動物を飼育する仕事に従事するもの [066-04 水族館飼育係 (魚介類)]
- (15) 動物園において動物を飼育する仕事に従事するもの [064-04 動物園飼育員]
- (16) ピアノの製造工程において鍵盤・ハンマー・ペダルなどを調整する作業に従事するもの [073-99 ピアノ組立工]
- (17) 演劇などにおいて舞台照明設備を操作・調整する仕事に従事するもの [081-01 舞台照明係]
- (18) 遺跡・埋蔵物を発掘する作業に従事するもの [099-99 遺跡発掘作業員]

04 医療・看護・保健の職業

医療・看護・保健の分野における、診断・治療・調剤などの専門的・技術的な仕事、保健指導、助産、傷病者の療養上の世話などの仕事、医師又は歯科医師の指示・指導のもとに行う保健衛生に関連する技術的な仕事、給食管理・栄養指導・医業類似行為などの保健衛生に関連する仕事及び保健医療の補助的な仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 022 保健師、助産師
- 023 看護師、准看護師
- 024 医療技術者
- 025 栄養士、管理栄養士
- 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
- 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業
- 028 保健医療関係助手

021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの仕事に従事する自衛官〔060 自衛官〕を除く。

なお、医学・歯学・獣医学・薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、〔004 研究者〕に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 021-01 医師
- 021-02 歯科医師
- 021-03 獣医師
- 021-04 薬剤師

021-01 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう（矯正）保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授又は講師であって学生等に対する教授及び大学付属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの〔031-07 医学系大学教授〕

を除く。

- 検疫官（医師）、小児科医、消化器内科医、外科医、産婦人科医、整形外科医、精神科医、内科医
- × 医学研究者 [004-01]、看護師 [023：主に業務に従事する場所に即して分類する]、准看護師 [023：主に業務に従事する場所に即して分類する]、医学系大学教授 [031-07]、医師事務作業補助者 [037-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)看護師の免許を有し、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [023 看護師:主に業務に従事する場所に即して分類する]
- (2)准看護師の免許を有し、医師・看護師の指示のもとに、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [023 准看護師:主に業務に従事する場所に即して分類する]
- (3)医学分野の基礎的・応用的な問題を解明するための専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 医学研究者]
- (4)病院において、医療文書の作成補助、診療記録の入力代行、診療データの整理などの医師の事務作業を補助する仕事に従事するもの [037-01 医師事務作業補助者]

021-02 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織又は口くう（腔）に生ずる疾患の診断・治療、予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授又は講師であって学生等に対する教授及び大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの [031-07 歯学系大学教授] を除く。

- 小児歯科医
- × 歯学研究者 [004-01]、歯科助手 [028-02]、歯学系大学教授 [031-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)歯学分野の基礎的・応用的な問題を解明するための専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 歯学研究者]
- (2)病院・歯科診療所において、歯科診療の補助業務に従事するもの [028-02 歯科助手]

021-03 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん（禽）・愛がん動物などの疾患・機能障害の診断・治療、飼主に対する保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査など

の専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する動物病院長・家畜診療所長を含む。

- 家畜診療所獣医師、小動物臨床獣医師、と畜検査員、動物病院獣医師
- × 畜産試験場研究員 [004-01]、家畜人工授精師（獣医師でないもの）[005-01]、食品衛生監視員 [027-99]、動物病院助手 [028-99]、獣医学系大学教授 [031-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)畜産試験場において家畜の品種改良・増殖に関する試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 畜産試験場研究員]
- (2)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [005-01 家畜人工授精師（獣医師でないもの）]
- (3)獣医師の免許を有し、保健所において食品の衛生監視の仕事に従事するもの [027-99 食品衛生監視員]
- (4)獣医療の補助業務に従事するもの [028-99 動物病院助手]
- (5)大学の教授・准教授又は講師であって学生等に獣医学の専門分野を教授する仕事に従事するもの [031-07 獣医学系大学教授]

021-04 薬剤師

薬剤師の免許を有し、薬局・病院・診療所などにおいて、処方せんの内容確認、処方せんにもとづく医薬品の調剤、服薬指導、薬品の管理などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)薬剤師の免許を有し、薬局・一般店舗において一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの
 - (2)薬剤師の免許を有し、医薬品の卸売事業所において医薬品の供給管理の仕事に従事するもの
 - (3)薬剤師の免許を有し、医薬品製造事業所において医薬品の製造管理の仕事に従事するもの
- 医薬品管理薬剤師（医薬品卸売業）、医薬品製造管理薬剤師（製薬会社）、医薬品販売員（薬剤師）、管理薬剤師、薬剤師（漢方相談薬局）、薬剤師（調剤薬局）、薬剤師（病院調剤所）
 - × 医薬品研究者 [004-01]、治験コーディネーター（CRC）[027-99]、薬事監視員 [027-99]、臨床開発モニター（CRA）[037-01]、医薬品登録販売者 [045-08]、動物用医薬品登録販売者 [045-08]、医薬情報担当者（MR）[048-03]、医薬品卸販売担当者（MS）[048-03]、麻薬取締官 [061-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)研究所などにおいて医薬品の開発、技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験・研究の仕事に従事するもの [004-01 医薬品研究者]

- (2)新薬開発の臨床試験(治験)を実施する医療機関において、医師の指示のもとに、被験者の募集、検査日程の管理、服薬状況の確認、検査データの収集・管理、被験者のサポートなどの仕事に従事するもの [027-99 治験コーディネーター (CRC)]
- (3)医薬品・医薬部外品などの品質不良、不正表示、虚偽・誇大広告などの指導・取締りの仕事に従事するもの [027-99 薬事監視員]
- (4)新薬開発の臨床試験(治験)において、治験薬の医療機関への引き渡し、治験実施中のモニタリング、モニタリング訪問報告書の作成などの仕事に従事するもの [037-01 臨床開発モニター (CRA)]
- (5)医薬品登録販売者の資格を有し、第二類及び第三類の一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの [045-08 医薬品登録販売者]
- (6)動物用医薬品（要指示医薬品を除く）を販売する仕事に従事するもの [045-08 動物用医薬品登録販売者]
- (7)医薬品に関する専門的な情報を医療機関に提供する仕事に従事するもの [048-03 医薬情報担当者 (MR)]
- (8)薬局・病院などに医薬品を卸販売する仕事に従事するもの [048-03 医薬品卸販売担当者 (MS)]
- (9)麻薬取締官として司法警察権を行使する仕事に従事するもの [061-99 麻薬取締官]

022 保健師、助産師

保健師又は助産師の免許を有し、保健指導・助産などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

022-01 保健師

022-02 助産師

022-01 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。

保健師の免許を有し、保健所・事業所・学校などにおいて地域住民、労働者、幼児・児童・生徒・学生の健康管理・健康相談・健康指導などの仕事に従事するものを含む。

- 保健師長、産業保健師、保健師（医療施設）、保健師（学校）、保健師（行政）
- × 幼稚園養護教諭 [029-02]、小学校養護教諭 [031-01]、中学校養護教諭 [031-02]、義務教育学校養護教諭 [031-03]、高等学校養護教諭 [031-04]、中等教育学校養護教諭 [031-05]、特別支援学校養護教諭 [031-06]

なお、学校において幼児・児童・生徒の健康管理・保健指導などの仕事に従事する養護教諭は、[029 保育士、幼稚園教員] 又は [031 学校等教員] の種類に即して分類する。

022-02 助産師

助産師の免許を有し、病院・診療所・助産所などにおいて、助産、妊婦・じょうく婦・新生児の保健指導などの仕事に従事するものをいう。

- 助産所長、助産師長、助産師
- × 助産師助手 [028-99]

なお、助産師の補助業務に従事するものは、[028-99 助産師助手] に分類する。

023 看護師、准看護師

看護師又は准看護師の免許を有し、診療の補助業務、傷病者の療養上の世話、高齢者の健康管理、訪問看護などの仕事に従事するものをいう。

ただし、看護業務に従事する自衛官〔060 自衛官〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 023-01 看護師・准看護師（病院・診療所）
- 023-02 看護師・准看護師（介護施設）
- 023-03 看護師・准看護師（訪問看護）
- 023-99 その他の看護師・准看護師

023-01 看護師・准看護師（病院・診療所）

看護師の免許を有し、病院・診療所において、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、外来患者等の診療の補助業務などの仕事に従事するもの（看護師）及び准看護師の免許を有し、病院・診療所において、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、外来患者等の診療の補助業務などの仕事に従事するもの（准看護師）をいう。

- 看護師長（クリニック）、看護師（クリニック）、准看護師（クリニック）、専門看護師（クリニック）、認定看護管理者（クリニック）、認定看護師（クリニック）、病棟看護師、臨床看護師
- × 治験コーディネーター（CRC）〔027-99〕、看護助手〔028-01〕、臨床開発モニター（CRA）〔037-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)新薬開発の臨床試験(治験)を実施する医療機関において、医師の指示のもとに、被験者の検査日程の管理、服薬状況の確認、検査データの収集・管理、被験者の世話などの仕事に従事するもの〔027-99 治験コーディネーター（CRC）〕
- (2)看護の補助業務に従事するもの〔028-01 看護助手〕
- (3)新薬開発の臨床試験(治験)において、医療機関への治験薬の引き渡し、治験実施中のモニタリング、モニタリング訪問報告書の作成などの仕事に従事するもの〔037-01 臨床開発モニター（CRA）〕

023-02 看護師・准看護師（介護施設）

看護師又は准看護師の免許を有し、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・老人デイサービスセンター・介護付有料老人ホームなどの介護施設において、高齢者の健康管理、服薬管理、療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。

- 介護施設看護師

× 機能訓練指導員 [027-99]、ケアマネジャー [049-07]、介護助手 [050-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 看護師又は准看護師の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2) 介護支援専門員の資格を有し、介護保険施設などにおいて、要介護者の食事、入浴、排せつなどの日常生活の状況把握、援助目標の設定、介護サービス計画（ケアプラン）の作成・管理などの専門的な仕事に従事するもの [049-07 ケアマネジャー]
- (3) 介護施設において、シーツの交換、洗濯、清掃、食事の配膳、入浴の補助、移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]

023-03 看護師・准看護師（訪問看護）

看護師又は准看護師の免許を有し、医師の指示のもとに、居宅において継続して療養の必要な傷病者を継続して訪問して療養上の世話などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 看護師（訪問入浴業務）、訪問看護師

023-99 その他の看護師・准看護師

看護師又は准看護師の免許を有し、児童養護施設、保育園、企業の医務室、健診センターなどにおいて、幼児・児童・生徒・社員の健康管理、傷病者の応急処置、健康診断の補助業務など 023-01～023-03 に含まれない仕事に従事するものをいう。

○ 健康相談員（看護師・准看護師：電話によるもの）、検診センター看護師、産業看護師、児童養護施設看護師、保育園看護師

× 機能訓練指導員 [027-99]、小学校養護教諭 [031-01]、中学校養護教諭 [031-02]、義務教育学校養護教諭 [031-03]、高等学校養護教諭 [031-04]、中等教育学校養護教諭 [031-05]、特別支援学校養護教諭 [031-06]、看護専門学校教員 [031-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 看護師又は准看護師等の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2) 学校において、健康管理に関する計画の作成、校内で発生したけがの応急処置、保健指導などの仕事に従事する養護教諭 [031：学校の種類に即して分類する]
- (3) 看護専門学校において、学生などに対する、看護に関する教育・指導などの仕事に従事するもの [031-99 看護専門学校教員]

024 医療技術者

診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士、歯科衛生士などの免許を有し、医師又は歯科医師の指示・指導のもとに行う、放射線の人体照射、検体検査・生理学的検査、身体運動機能に障害のあるものに対する日常生活動作の訓練、歯科医療用の補てつ物の製作、歯垢・歯石の除去などの技術的な仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 024-01 診療放射線技師
- 024-02 臨床工学技士
- 024-03 臨床検査技師
- 024-04 理学療法士
- 024-05 作業療法士
- 024-06 視能訓練士
- 024-07 言語聴覚士
- 024-08 歯科衛生士
- 024-09 歯科技工士

024-01 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示のもとに、放射線・磁気を利用した検査装置、核医学検査装置などを操作して人体を撮影する仕事及び疾患の治療のため放射線発生装置を操作して放射線を人体に照射する仕事に従事するものをいう。

- 診療エックス線技師、放射線技師（医療）、レントゲン技師（医療）
- × X線装置設計技術者 [006-02]、放射線利用機器設計技術者 [006-02]、放射線安全管理技術者 [007-99]、レントゲン助手 [028-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)診断用エックス線装置・放射線治療装置の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [006-02 X線装置設計技術者、006-02 放射線利用機器設計技術者]
- (2)放射線機器から照射される放射線量の測定などの放射線安全管理の仕事に従事するもの [007-99 放射線安全管理技術者]
- (3)レントゲン検査の補助業務に従事するもの [028-99 レントゲン助手]

024-02 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて、医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置を操作する仕事、高気圧酸素療法装置を操作する仕事、ペースメーカー・埋め込み型除細動器を管理する仕事及び各種の医療機器を保守・点検・管理する仕事に従事

するものをいう。

○ 臨床工学技士

024-03 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、病院・診療所・衛生検査所などにおいて医師又は歯科医師の指示のもとに、血液学的検査・一般検査（尿、便）・生化学的検査・免疫血清学的検査・病理学的検査・微生物学的検査などの検体検査及び心電図検査・脳波検査・呼吸機能検査・超音波検査・磁気共鳴画像検査などの生理学的検査を行う仕事に従事するものをいう。

衛生検査技師の免許を有し、微生物学的検査など各種の検体検査を行う仕事に従事するものを含む。

○ 衛生検査技師、心電図検査員、超音波検査員（臨床検査）、細胞検査士

× 食品検査員 [027-99]、治験コーディネーター（CRC）[027-99]、胚細胞培養技術員 [027-99]、臨床検査補助員 [028-99]、臨床開発モニター（CRA）[037-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)食品の微生物検査・成分分析・添加物検査・残留農薬検査などの検査の仕事に従事するもの [027-99 食品検査員]

(2)新薬開発の臨床試験(治験)を実施する医療機関において、医師の指示のもとに、被験者の検査日程の管理、服薬状況の確認、検査データの収集・管理、被験者の世話などの仕事に従事するもの [027-99 治験コーディネーター（CRC）]

(3)医療機関において人工授精などの体外授精を操作する仕事に従事するもの [027-99 胚細胞培養技術員]

(4)臨床検査の補助業務に従事するもの [028-99 臨床検査補助員]

(5)新薬開発の臨床試験(治験)において、治験薬の医療機関への引き渡し、治験実施中のモニタリング、モニタリング訪問報告書の作成などの仕事に従事するもの [037-01 臨床開発モニター（CRA）]

024-04 理学療法士

理学療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能に障害のあるものに対する、歩く・立つ・座るなどの日常生活動作の訓練、筋力をつける訓練、関節を動かす訓練及び基本的動作能力の維持・回復を図るための運動療法・電気療法・温熱療法などを行う仕事に従事するものをいう。

○ スポーツトレーナー（理学療法士）、PT（理学療法士）

× 機能訓練指導員 [027-99]、理学療法助手 [028-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)理学療法士の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)電気・熱・光線・水などによる物理療法の補助業務に従事するもの [028-99 理学療法助手]

024-05 作業療法士

作業療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、精神に障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行うものをいう。

○ OT（作業療法士）

× 機能訓練指導員 [027-99]、作業療法助手 [028-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)作業療法士の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)作業療法の補助業務に従事するもの [028-99 作業療法助手]

024-06 視能訓練士

視能訓練士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、視機能に障害のあるものに対する矯正・検査・検診・ロービジョンなどを行う仕事に従事するものをいう。

○ CO（視能訓練士）

× 視力検査員 [027-99]、眼鏡販売店員 [045-14]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)視能訓練士の免許を有せず、眼鏡などを処方するための視力検査の仕事に従事するもの [027-99 視力検査員]
- (2)メガネ販売店において、メガネの販売及びそれにとまなう検眼、メガネの調整などの仕事に従事するもの [045-14 眼鏡販売店員]

024-07 言語聴覚士

言語聴覚士の免許を有し、医療機関、福祉施設、介護施設、教育機関などにおいて医師又は歯科医師の指示のもとに、音声・言語・聴覚機能に障害のあるもの及び摂食・嚥下障害のあるものに対する検査・評価・訓練・指導・助言などを行

う仕事に従事するものをいう。

○ ST（言語聴覚士）

× 機能訓練指導員〔027-99〕

なお、言語聴覚士の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するものは、〔027-99 機能訓練指導員〕に分類する。

024-08 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、病院・歯科診療所などにおいて歯科医師の指導のもとに、歯牙及びび口くう（腔）の疾患予防のためのプラーク・歯石の除去、薬品の塗布、歯科診療の補助、歯科保健指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 歯科衛生士

× 歯科助手〔028-02〕、歯科受付係〔034-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)病院・歯科診療所において、歯科診療の補助業務に従事するもの〔028-02 歯科助手〕

(2)病院・歯科診療所において、外来診療の受付、診療費の請求、診療報酬明細書（レセプト）の作成などの仕事に従事するもの〔034-03 歯科受付係〕

024-09 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて歯科医師の指示のもとに、歯科医療の用に供する補てつ（綴）物（入れ歯・さし歯・冠など）、充填物（詰め物）、矯正装置（歯列矯正など）を製作・修理・加工する仕事に従事するものをいう。

○ 歯科技工士

× 歯科技工助手〔028-99〕

なお、歯科技工の補助業務に従事するものは、〔028-99 歯科技工助手〕に分類する。

025 栄養士、管理栄養士

栄養士又は管理栄養士の免許を有し、給食施設における献立の作成、栄養価の計算、調理指導などの給食管理、療養及び健康の保持増進のための栄養相談・栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 025-01 栄養士
- 025-02 管理栄養士

025-01 栄養士

栄養士の免許を有し、学校・福祉施設・病院・事業所の食堂などの給食施設における献立の作成、栄養価の計算、調理指導等の給食管理、栄養相談を通じた栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

- 学校栄養士、福祉施設栄養士、病院栄養士
- × 学校給食センター調理員 [055-06]、給食等調理員（学校を除く）[055-07]

なお、給食施設において調理の仕事に従事するものは、勤務先の種類に即して [055-06 学校給食センター調理員、055-07 給食等調理員（学校を除く）] に分類する。

025-02 管理栄養士

管理栄養士の免許を有し、集団給食施設における特別の配慮を必要とする給食の管理、傷病者の療養のための栄養指導、専門的知識を必要とする健康の保持増進のための栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

- 管理栄養士

026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧、はり（鍼）、きゅう（灸）又は柔道整復を施す仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 026-01 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 026-02 柔道整復師

026-01 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧・鍼（はり）・灸（きゅう）を施す仕事に従事するものをいう。

- あん摩師、あん摩マッサージ師、灸師、指圧師、鍼灸師、鍼師、マッサージ師
- × 機能訓練指導員 [027-99]、鍼灸師助手 [028-99]、マッサージ助手 [028-99]、カイロプラクター [058-99]、整体師 [058-99]、リフレクソロジスト [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2) 施術の補助業務に従事するもの [028-99 鍼灸師助手、028-99 マッサージ助手]
- (3) 整体・カイロプラクティック・リフレクソロジーなどを行うもの [058-99 カイロプラクター、058-99 整体師、058-99 リフレクソロジスト]

026-02 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、骨・筋・関節・腱（けん）・靭帯（じんたい）などの骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷した部位を固定・整復する仕事、患部に手技療法・物理療法・運動療法を施す仕事に従事するものをいう。

- 整骨師、接骨師
 - × 機能訓練指導員 [027-99]、柔道師範 [032-02]、柔道整復師助手 [028-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 柔道整復師の免許を有し、介護施設などにおいて機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、高齢者の健康管理などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]

- (2)柔道の道場で柔道を教授・指導する仕事に従事するもの[032-02 柔道師範]
- (3)施術の補助業務に従事するもの [028-99 柔道整復師助手]

027 その他の医療・看護・保健の専門的職業

[021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師] ～ [026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師] に含まれない、医療・看護・保健の専門的仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

027-99 その他の医療・看護・保健の専門的職業

027-99 その他の医療・看護・保健の専門的職業

義肢・装具の製作、病院における心理相談・心理療法、介護施設などにおける日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練、新薬開発の臨床試験(治験)における調整業務、食品の微生物検査・成分分析・添加物検査、その他 021～026 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

- 衛生管理者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師でないもの）、環境衛生監視員、環境衛生指導員、機能訓練指導員、義肢装具士、建築物環境衛生管理技術者、公認心理師（医療施設）、視力検査員、食品衛生監視員、食品検査員、心理カウンセラー（医療施設）、治験コーディネーター（CRC）、動物臨床検査員、胚細胞培養技術員、薬事監視員、臨床心理士（医療施設）、レシピエント移植コーディネーター、労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）
- × 臨床開発モニター（CRA）[037-01]、アロマセラピスト [058-99]、整体師 [058-99]、カイロプラクター [058-99]、リフレクソロジスト [058-99]、動物実験助手（飼育）[064-04]、義肢製造工 [073-99]、補装具製作工 [073-99]、食料品検査工 [077-01]、消毒作業員 [096-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)新薬開発の臨床試験(治験)において、治験薬の医療機関への引き渡し、治験実施中のモニタリング、モニタリング訪問報告書の作成などの仕事に従事するもの [037-01 臨床開発モニター（CRA）]
- (2)アロマセラピーを行うもの [058-99 アロマセラピスト]
- (3)整体・カイロプラクティック・リフレクソロジーなどを行うもの [058-99 整体師、058-99 カイロプラクター、058-99 リフレクソロジスト]
- (4)研究機関において動物実験の補助業務に従事するもの [064-04 動物実験助手（飼育）]
- (5)義肢装具士の免許を有せず、義肢・装具を製作する仕事に従事するもの [073-99 義肢製造工、073-99 補装具製作工]
- (6)食料品の製造工程において製品の抜き取りなどによる検査の仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]
- (7)伝染病・感染症などを予防するため消毒薬を散布する作業に従事するもの [096-99 消毒作業員]

028 保健医療関係助手

病院・歯科診療所などにおいて、医師・歯科医師・看護師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、シーツ・枕カバーの交換、歯型用石こう（石膏）の準備などを行う仕事、その他の保健医療の補助的な仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 028-01 看護助手
- 028-02 歯科助手
- 028-99 その他の保健医療関係助手

028-01 看護助手

病院・診療所において、医師・看護師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、カルテの受け渡し・保管、食事の配ぜん（膳）、シーツ・枕カバーの交換、入院患者の入浴介助・清拭（せいしき）などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 看護アシスタント、看護補助者、看護ヘルパー

× 看護師 [023：主に業務に従事する場所に即して分類する]、准看護師 [023：主に業務に従事する場所に即して分類する]、柔道整復師助手 [028-99]、リハビリ助手（理学療法） [028-99]、高齢者入所型施設介護員 [050-01]、病院用務員 [099-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 看護師の免許を有し、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [023 看護師:主に業務に従事する場所に即して分類する]
- (2) 准看護師の免許を有し、医師・看護師の指示のもとに、傷病者などに対する療養上の世話、診療の補助業務などに従事するもの [023 准看護師:主に業務に従事する場所に即して分類する]
- (3) 柔道整復などの施術所において施術の補助的な仕事に従事するもの [028-99 柔道整復師助手]
- (4) 理学療法士による電気療法の際に器具の脱着などの補助的な仕事に従事するもの [028-99 リハビリ助手（理学療法）]
- (5) 介護医療院又は介護療養型医療施設（療養病床）において、入院患者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-01 高齢者入所型施設介護員]
- (6) 病院において、病室・廊下の清掃、シーツ・枕カバーの回収・洗たく、消耗品の交換など特定の型に限定されない各種の定型的な作業に従事するもの [099-04 病院用務員]

028-02 歯科助手

病院・歯科診療所において、歯科医師の指示のもとに、治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒、口くう（腔）内の唾液吸引、歯型用石膏（石膏）の準備、歯科用セメントの練和などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 歯科アシスタント、歯科補助者

× 歯科衛生士 [024-08]、歯科技工助手 [028-99]、歯科受付係 [034-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の指導のもとに、歯垢・歯石の除去、診療の補助などの仕事に従事するもの [024-08 歯科衛生士]
- (2) 歯科技工の補助業務に従事するもの [028-99 歯科技工助手]
- (3) 病院・歯科診療所において外来診療の受付、診療費の請求、診療録の整理などの仕事に主に従事するもの [034-03 歯科受付係]

028-99 その他の保健医療関係助手

動物病院における診療の補助、リハビリの補助、その他 028-01 及び 028-02 に含まれない保健医療の補助的な仕事に従事するものをいう。

○ アニマルヘルステクニシャン、作業療法助手、歯科技工助手、柔道整復師助手、獣医療補助者、助産師助手、鍼灸師助手、調剤助手、動物看護師、動物病院アシスタント、動物病院助手、物理療法助手、マッサージ助手、理学療法助手、リハビリ助手（理学療法）、臨床検査補助員、レントゲン助手

× 獣医師 [021-03]、動物病院受付係 [034-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 獣医師の免許を有し、愛がん用動物の診療などの専門的な仕事に従事するもの [021-03 獣医師]
- (2) 動物病院において、外来診療の受付、診療費の請求、入院・一時預かりの手続きなどの仕事に主に従事するもの [034-03 動物病院受付係]

05 保育・教育の職業

保育所などの児童福祉施設、認定こども園、学校、専修学校・各種学校、その他の教育施設における、幼児・児童・生徒・学生の保育・教育・養護に関する専門的な仕事、児童の世話、保育の補助業務などの仕事及び学習塾、語学教室、スポーツ施設等における個人教授・指導の仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 029 保育士、幼稚園教員
- 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者
- 031 学校等教員
- 032 習い事指導等教育関連の職業

029 保育士、幼稚園教員

保育所・認定こども園・幼稚園などにおいて、乳児・幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 029-01 保育士
- 029-02 幼稚園教員
- 029-03 保育教諭

029-01 保育士

保育士の資格を有し、保育所・児童養護施設・障害児入所施設などにおいて、乳児・幼児の保育・養育・保護の仕事に従事するものをいう。

- こども園保育士、一時保護所保育士、肢体不自由児施設保育士、児童厚生施設保育士、児童自立支援施設保育士、児童養護施設保育士、主任保育士、知的障害児施設保育士、乳児院保育士、保育園保育士、母子支援施設保育士
 - × 幼稚園教員[029-02]、幼保連携型認定こども園園長[029-03]、学童保育指導員[030-01]、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）[030-02]、家庭的保育者[030-03]、保育補助者[030-03]、保育園長[049-01]、児童指導員（児童発達支援事業所）[049-05]、指導員（放課後等デイサービス事業所）[049-05]、ベビーシッター[052-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)幼稚園において保育の仕事に従事するもの [029-02 幼稚園教員]
- (2)認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの [029-03 幼保連携型認定こども園園長]
- (3)学童保育施設において児童の世話・生活指導などの仕事に従事するもの [030-01 学童保育指導員]
- (4)児童館・児童遊園において、子どもの遊びに対する援助、特に援助が必要な

- 子どもへの支援などの仕事に従事するもの [030-02 児童の遊びを指導する者 (児童厚生員)]
- (5)保育者の居宅などにおいて乳幼児を預かる仕事に従事するもの [030-03 家庭的保育者]
- (6)保育の補助業務に従事するもの [030-03 保育補助者]
- (7)保育所の業務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの [049-01 保育園長]
- (8)児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所において障害のある児童・生徒の世話・生活指導をする仕事に従事するもの [049-05 児童指導員 (児童発達支援事業所)、049-05 指導員 (放課後等デイサービス事業所)]
- (9)他人の求めに応じて、個人家庭において、乳幼児の世話をする仕事に従事するもの [052-99 ベビーシッター]

029-02 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護の仕事に従事するものをいう。

幼稚園の教員の免許状を必要とする。ただし、園長は除く。

○ 幼稚園園長、幼稚園教諭、幼稚園養護教諭

× 保育園保育士 [029-01]、ベビーシッター [052-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保育所・児童養護施設などの児童福祉施設において、幼児の保育・保護・養護の仕事に従事するもの [029-01 保育園保育士]

(2)他人の求めに応じて、個人家庭において乳幼児の世話をする仕事に従事するもの [052-99 ベビーシッター]

029-03 保育教諭

認定こども園において乳児・幼児の保育・保護・養護の仕事に従事するものをいう。

保育士の資格及び幼稚園教諭の免許を必要とする。ただし、園長は除く。

○ 幼保連携型認定こども園園長、保育教諭

× 保育士 [029-01]、幼稚園教諭 [029-02]、保育補助者 [030-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保育所において乳児・幼児の保育・保護の仕事に従事するもの [029-01 保育士]

(2)認定こども園において乳児・幼児の保育・保護の仕事に従事するもの [029-01 保育士]

(3)幼稚園において幼児の保育・養護の仕事に従事するもの [029-02 幼稚園教

諭]

(4)認定こども園において幼児の保育・養護の仕事に従事するもの [029-02 幼稚園教諭]

(5)保育の補助業務に従事するもの [030-03 保育補助者]

030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者

学童保育施設・児童館などにおいて、児童の生活指導・世話、子どもの遊びに対する援助などの仕事に従事するもの（学童保育等指導員）、保育所などにおいて保育の補助的な仕事に従事するもの（保育補助者）及び保育者の居宅などにおいて幼児の世話などの仕事に従事するもの（家庭的保育者）をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 030-01 学童保育指導員
- 030-02 児童館指導員
- 030-03 保育補助者、家庭的保育者

030-01 学童保育指導員

学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するものをいう。

- 放課後児童クラブ支援員、放課後児童支援員
- × 児童養護施設保育士 [029-01]、児童の遊びを指導する者（児童厚生員） [030-02]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)児童養護施設において児童の養育の仕事に従事するもの [029-01 児童養護施設保育士]
 - (2)児童館・児童遊園において、子どもの遊びに対する援助、子どもの主体的な成長への支援、援助が必要な子どもの支援などの仕事に従事するもの [030-02 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）]

030-02 児童館指導員

児童館・児童遊園において、子どもの遊びに対する援助、遊びや生活に密着した活動を通じた子どもの主体的な成長への支援、発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援などの仕事に従事するものをいう。

- 児童厚生員、児童指導員（児童館）、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）
- × 学童保育指導員 [030-01]、障害児通所支援事業所指導員 [049-05]、児童発達支援管理責任者 [049-09]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [030-01 学童保育指導員]
 - (2)児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、障害児に対する基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練などの仕事に従事するもの [049-05 障害児通所支援事業所指導員]
 - (3)児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所におい

て、利用者のアセスメント・個別支援計画の作成、療育の管理などの仕事に従事するもの [049-09 児童発達支援管理責任者]

030-03 保育補助者、家庭的保育者

保育所など各種児童福祉施設等において、保育士の補助をして、食事の世話、食後の片付け、おむつ交換、午睡・外遊びの見守り、散歩の付き添い、清掃、洗濯などの仕事に従事するものをいう。

小規模保育事業又は家庭的保育事業として、保育者の居宅などにおいて幼児の世話などの仕事に従事するもの及びその補助的な仕事に従事するものを含む。

○ 家庭的保育補助者、子育て支援員（保育所）、保育助手、保育ママ

× 保育士 [029-01]、ベビーシッター [052-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 保育士の資格を有し、保育所・児童養護施設・障害児入所施設などにおいて、乳児・幼児の保育・養育・保護の仕事に従事するもの [029-01 保育士]
- (2) 他人の求めに応じて、個人家庭において、乳幼児の世話をする仕事に従事するもの [052-99 ベビーシッター]

031 学校等教員

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において児童・生徒の教育・養護の仕事に従事するもの、高等専門学校・大学において学生に教授する仕事に従事するもの及び専修学校、各種学校、その他の教育施設において生徒・学生などの教育に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)学長、校長
- (2)大学の学部長、大学に付置された研究所の長、大学の附属図書館の長、大学共同利用機関の長
- (3)少年院・少年鑑別所において収容少年の教育の仕事に従事するもの
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)幼稚園の教員 [029 保育士、幼稚園教員]
- (2)教育委員会の教育長 [003 その他の管理的職業]
- (3)教育委員会の指導主事・社会教育主事 [020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業]
- (4)学校の事務職員・技術職員・実習助手・用務員 [それぞれの仕事に即して分類する]
- (5)教育に従事しない学校法人の理事 [001 法人・団体役員]
- (6)児童自立支援施設において収容児童の自立支援・教科指導の仕事に従事するもの [049 福祉・介護の専門的職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 031-01 小学校教員
- 031-02 中学校教員
- 031-03 義務教育学校教員
- 031-04 高等学校教員
- 031-05 中等教育学校教員
- 031-06 特別支援学校教員
- 031-07 高等専門学校教員、大学教員
- 031-99 その他の学校等教員

031-01 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護、食育指導等に従事するものをいう。

- 小学校校長、小学校副校長、小学校教頭、小学校教諭、小学校栄養教諭、小学校養護教諭
- × 学童保育指導員 [030-01]、義務教育学校教員 [031-03]、特別支援学校教諭 [031-06]、特別支援教育支援員 [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの
〔030-01 学童保育指導員〕
- (2)義務教育学校において、児童・生徒の初等普通教育・中等普通教育・養護、食育指導に従事するもの〔031-03 義務教育学校教員〕
- (3)特別支援学校において児童の小学校に準じる教育に従事するもの〔031-06 特別支援学校教諭〕
- (4)小学校において配慮の必要な児童に対する授業中の補助、日常生活上の介助などの仕事に従事するもの〔058-99 特別支援教育支援員〕

031-02 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護、食育指導等に従事するものをいう。

- 中学校校長、中学校副校長、中学校教頭、中学校教諭、中学校栄養教諭、中学校養護教諭
- × 義務教育学校教員〔031-03〕、中等教育学校教員〔031-05〕、特別支援学校教諭〔031-06〕、児童自立支援専門員〔049-05〕、特別支援教育支援員〔058-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)義務教育学校において、児童・生徒の初等普通教育・中等普通教育・養護、食育指導に従事するもの〔031-03 義務教育学校教員〕
- (2)中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護に従事するもの〔031-05 中等教育学校教員〕
- (3)特別支援学校において生徒の中学校に準じる教育に従事するもの〔031-06 特別支援学校教諭〕
- (4)児童自立支援施設において入所児童の学科指導に従事するもの〔049-05 児童自立支援専門員〕
- (5)中学校において配慮の必要な生徒に対する授業中の補助、日常生活上の介助などの仕事に従事するもの〔058-99 特別支援教育支援員〕

031-03 義務教育学校教員

義務教育学校において、児童・生徒の初等普通教育・中等普通教育・養護、食育指導等に従事するものをいう。

- 義務教育学校校長、義務教育学校副校長、義務教育学校教頭、義務教育学校教諭、義務教育学校栄養教諭、義務教育学校養護教諭
- × 小学校教員〔031-01〕、中学校教員〔031-02〕、特別支援教育支援員〔058-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小学校において、児童の初等普通教育・養護、食育指導等に従事するもの

[031-01 小学校教員]

(2)中学校において、生徒の初等普通教育・養護、食育指導等に従事するもの

[031-02 中学校教員]

(3)義務教育学校において配慮の必要な生徒に対する授業中の補助、日常生活上の介助などの仕事に従事するもの [058-99 特別支援教育支援員]

031-04 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護、食育指導等に従事するものをいう。

○ 高等学校校長、高等学校副校長、高等学校教頭、高等学校教諭、高等学校栄養教諭、高等学校養護教諭

× 中等教育学校教員 [031-05]、特別支援学校高等部教諭 [031-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護、食育指導等に従事するもの [031-05 中等教育学校教員]

(2)特別支援学校において生徒の高等学校に準じる教育に従事するもの [031-06 特別支援学校高等部教諭]

031-05 中等教育学校教員

中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護、食育指導等に従事するものをいう。

○ 中等教育学校校長、中等教育学校副校長、中等教育学校教頭、中等教育学校教諭、中等教育学校栄養教諭、中等教育学校養護教諭

× 中学校教員 [031-02]、高等学校教員 [031-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)中学校において、生徒の初等普通教育・養護、食育指導等に従事するもの [031-02 中学校教員]

(2)高等学校において、生徒の初等普通教育・養護、食育指導等に従事するもの [031-04 高等学校教員]

031-06 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

○ 特別支援学校校長、特別支援学校教頭、特別支援学校教諭、特別支援学校高等部教諭、特別支援学校栄養教諭、特別支援学校養護教諭

× 寄宿舎指導員（特別支援学校） [057-02]

なお、特別支援学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における児童・生徒の日常生活上の世話、生活指導などの仕事に従事するものは、[057-02 寄宿舎指導員（特別支援学校）]に分類する。

031-07 高等専門学校教員、大学教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するもの（高等専門学校教員）、短期大学・大学（大学校を除く）・大学院において、学生に専門の学芸を教授するもの（大学教員）をいう。

以下のものを含む。

- (1) 専門的・科学的知識にもとづいて学生の実験・実習の指導に従事するもの
 - (2) 教育に従事する学長・学部長
 - (3) 大学附属の病院・研究所などに所属する医師・歯科医師・研究者であって、診療・研究とともに学生・研究生の教育に従事するもの
 - (4) 高等専門学校又は大学の学部所属の練習船において船舶運航及びそれに関連する教育に従事するもの
- 高等専門学校校長、高等専門学校教授、高等専門学校准教授、高等専門学校講師、高等専門学校助教、大学学長、大学院教授、大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教、短期大学学長、短期大学教授、短期大学准教授、短期大学講師、医学系大学教授、歯学系大学教授、獣医学系大学教授、工学系大学教授、農学系大学教授、理学系大学教授、社会科学系大学教授、人文科学系大学教授
- × 研究者 [004：主に研究する分野に即して分類する]、学生カウンセラー [019-03]、医師 [021-01]、歯科医師 [021-02]、防衛大学校教授（自衛隊員であるもの） [060-01]、警察大学校教授（警察官であるもの） [061-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 大学において学生を対象としたカウンセリングの仕事に従事するもの [019-03 学生カウンセラー]
- (2) 大学附属の病院・研究所などにおいて教育以外の仕事にもっぱら従事するもの [004 研究者：主に研究する分野に即して分類する、021-01 医師、021-02 歯科医師など]
- (3) 警察大学校・防衛大学校などの国の機関の職員研修施設において研修生に対する業務上必要な知識・技術の指導・訓練の仕事に従事するもの [061-01 警察大学校教授（警察官であるもの）、060-01 防衛大学校教授（自衛隊員であるもの）]

031-99 その他の学校等教員

専修学校・各種学校・職業訓練施設・従業員研修施設における生徒・学生・受講生・研修生などの教育・訓練、少年院などのきょう（矯）正施設における収容

少年の教育・指導、一定の資格（免許）を取得するための教育、その他 031-01～031-07 に含まれない、教育に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛官・警察官・海上保安官・消防吏員として任用されているものであって、職員研修施設において所属職員を対象とした教育・研修の仕事に従事するもの〔060-01 防衛大学校教授（自衛隊員であるもの）、061-01 海上保安学校教官（海上保安官であるもの）、061-01 警察学校教官（警察官であるもの）、062-02 消防学校教官（消防吏員であるもの）〕を除く。

- アニメーション専門学校教員、医療技術専門学校教員、インストラクター（企業内従業員教育訓練専門員）、英会話学院教師（各種学校）、学習塾教師（各種学校）、看護専門学校教員、着物着付講師（各種学校）、経理・簿記専門学校教員、研修施設教員、自動車教習所指導員、自動車整備専門学校教員、准看護師学校教員、職業訓練指導員（障害者職業能力開発校）、職業訓練指導員（職業能力開発促進センター）、職業訓練指導員（認定職業訓練施設）、職業能力開発校指導員、専修学校教員、税務大学校教授、玉掛技能講習講師、調理専門学校教員、デザイン専門学校教員、日本語教師（各種学校）、社会福祉専門学校、服飾専門学校教員、保育専門学校教員、洋裁学校講師（各種学校）、予備校教師、理美容専門学校教員、料理学校教師（各種学校）
- × 保育園保育士〔029-01〕、学童保育指導員〔030-01〕、学習塾教師（各種学校でないもの）〔032-01〕、家庭教師〔032-01〕、通信添削員（教科学習）〔032-01〕、研修係事務員〔033-02〕、スイミングクラブコーチ〔032-02〕、テニススクールコーチ〔032-02〕、バレエ指導員〔032-02〕、囲碁教師〔032-03〕、音楽教室講師〔032-03〕、カルチャースクール講師〔032-03〕、茶道個人教授〔032-03〕、生花個人教授〔032-03〕、児童指導員（児童養護施設）〔049-05〕、防衛大学校教授（自衛隊員であるもの）〔060-01〕、海上保安学校教官（海上保安官であるもの）〔061-01〕、警察学校教官（警察官であるもの）〔061-01〕、消防学校教官（消防吏員であるもの）〔062-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 保育所・児童養護施設などの児童福祉施設において幼児・児童の保育・生活指導などの仕事に従事するもの〔029-01 保育園保育士、049-05 児童指導員（児童養護施設）〕
- (2) 学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの〔030-01 学童保育指導員〕
- (3) 個人経営の学習塾において児童・生徒の学習指導に従事するもの〔032-01 学習塾教師（各種学校でないもの）〕
- (4) 他人の求めに応じて、生徒・学生の居宅を訪問し学習指導に従事するもの〔032-01 家庭教師〕
- (5) 児童・生徒・大学受験生を対象にした添削式の通信教育において答案・文章などを添削する仕事に従事するもの〔032-01 通信添削員（教科学習）〕
- (6) 従業員を対象にした研修計画の企画、研修の実施などに関する事務の仕事に従事するもの〔033-02 研修係事務員〕

- (7)スポーツ施設において水泳・テニスなどを指導・教授する仕事に従事するもの [032-02 スイミングクラブコーチ、032-02 テニススクールコーチ]
- (8)専修学校・各種学校以外の教授所において茶道・華道・音楽・舞踊・囲碁などを指導・教授する仕事に従事するもの [032-03 茶道個人教授、032-03 生花個人教授、032-03 音楽教室講師、032-02 バレエ指導員、032-03 囲碁教師]
- (9)カルチャースクールにおいて教養・美術・音楽などを社会人に教授する仕事に従事するもの [032-03 カルチャースクール講師]

032 習い事指導等教育関連の職業

学校教育の補習指導、スポーツ・語学・茶道・生花・書道・囲碁・将棋・音楽・舞踊、パーソナルコンピュータの操作指導などの個人教授・指導の仕事をいう。

なお、専修学校・各種学校、職業訓練施設、事業体付属の従業員研修施設、一定の資格（免許）を取得するための養成施設及び矯正施設において教育に従事するものは〔031 学校等教員〕に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 032-01 学習・語学指導教師
- 032-02 スポーツ・舞踊指導員
- 032-03 趣味・習い事指導教師

032-01 学習・語学指導教師

学校以外の施設で行われる、小学生・中学生・高校生などを対象にした教科学習の補習指導、進学指導などの仕事に従事するもの（学習指導教師）及び語学指導の仕事に従事するもの（語学指導教師）をいう。

ただし、各種学校である学習塾・予備校・語学学校において学習指導・進学指導・語学指導の仕事に従事するもの〔031-99 英会話学院教師（各種学校）、031-99 学習塾教師（各種学校）、031-99 日本語教師（各種学校）、031-99 予備校教師〕を除く。

- 英会話教室講師（各種学校でないもの）、学習塾教師（各種学校でないもの）、家庭教師、教科学習補習教師、語学教師（個人に教授するもの）、通信添削員（教科学習）
- × 英会話学院教師（各種学校）〔031-99〕、学習塾教師（各種学校）〔031-99〕、日本語教師（各種学校）〔031-99〕、予備校教師〔031-99〕

032-02 スポーツ・舞踊指導員

スポーツ施設などにおいて、利用者の個別運動メニューの作成、運動方法・トレーニング器具の使い方の指導、エアロビクスダンス・ゴルフ・水泳・テニス・ヨガなどの個人教授・指導の仕事に従事するもの（スポーツ指導員、運動指導員）及び個人教授所においてダンス・バレエの指導の仕事に従事するもの（舞踊指導員）をいう。

- アウトドアインストラクター、運動指導者、エアロビクスダンスインストラクター、グループフィットネスエクササイズインストラクター（GFI）、健康運動指導士、ゴルフ指導員、柔道師範、スイミングクラブコーチ、スポーツインストラクター、スポーツクラブ指導員、スポーツ個人教師、テニススクールコーチ、認定ストレンクス&コンディショニングスペシャリスト（CSCS）、認定トレーニング指導者（JATI-ATI）、フィットネスクラブトレーナー、部活動監督（学校：教員でないもの）、ヨガ

- 指導員、社交ダンス教師、ダンス個人教師、バレエ指導員
- × ステージダンサー [018-02]、バレリーナ [018-02]、スポーツクラブ係員 [056-08]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1) 舞台芸術としてのダンス・バレエの演技に従事するもの [018-02 ステージダンサー、018-02 バレリーナ]
 - (2) スポーツ施設において受付、利用案内、スポーツ用具・トレーニング器具の点検・調整などの仕事に従事するもの [056-08 スポーツクラブ係員]

032-03 趣味・習い事指導教師

茶道・生花・書道・囲碁・音楽などの趣味・習い事、パーソナルコンピュータの操作方法などを個人教授する仕事に従事するものをいう。

- 囲碁教師、音楽教室講師、カルチャースクール講師、書道個人教師、生花個人教授、茶道個人教授、パーソナルコンピュータ教室教師、リトミック指導員
- × 着物着付講師（各種学校） [031-99]、研修施設教員 [031-99]、職業訓練指導員（障害者職業能力開発校） [031-99]、職業訓練指導員（職業能力開発促進センター） [031-99]、職業訓練指導員（認定職業訓練施設） [031-99]、洋裁学校講師（各種学校） [031-99]、料理学校教師（各種学校） [031-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 各種学校において料理・洋裁・着物着付けなどの技能を指導・訓練する仕事に従事するもの [031-99 着物着付講師（各種学校）、031-99 洋裁学校講師（各種学校）、031-99 料理学校教師（各種学校）]
- (2) 職業訓練施設、企業などの研修施設においてパーソナルコンピュータの操作方法を指導する仕事に従事するもの [031-99 研修施設教員、031-99 職業訓練指導員（障害者職業能力開発校）、031-99 職業訓練指導員（職業能力開発促進センター）、031-99 職業訓練指導員（認定職業訓練施設）]

06 事務的職業

一般に課長（課長相当職を含む）以上の役職にあるものの監督のもとに、総務・人事・企画・一般事務・秘書・受付・案内などの仕事、医療・介護・会計・生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務の仕事、事務用機器の操作の仕事及び外勤事務をいう。なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に経営体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事
[大分類 01 管理的職業]
- (2)法律・会計に関する専門的な仕事 [大分類 03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 033 総務・人事・企画事務の職業
- 034 一般事務・秘書・受付の職業
- 035 その他の総務等事務の職業
- 036 電話・インターネットによる応接事務の職業
- 037 医療・介護事務の職業
- 038 会計事務の職業
- 039 生産関連事務の職業
- 040 営業・販売関連事務の職業
- 041 外勤事務の職業
- 042 運輸・郵便事務の職業
- 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業

033 総務・人事・企画事務の職業

総務・人事・企画などの事務の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)一般事務・秘書・受付の仕事 [034 一般事務・秘書・受付の職業]
- (2)法務・広報・知的財産事務の仕事 [035 その他の総務等事務の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 033-01 総務事務員
- 033-02 人事事務員
- 033-03 企画・調査事務員

033-01 総務事務員

文書の分類・整理・保管、建物・設備などの固定資産の管理、株式関連、株主総会・取締役会の準備・運営などの組織全体の管理に関係する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)庶務の仕事に従事するもののうち、各種の定型的な仕事に従事するもの
[034-01 庶務係事務員（一般事務の仕事に従事するもの）]
 - (2)防犯・防災対策、コンプライアンス体制の整備・運用などの仕事に従事するもの
[035-01 コンプライアンス担当事務員、035-99 防災担当事務員]
 - 株式事務員、庶務係事務員（総務事務の仕事に従事するもの）、総務係事務員、文書係事務員、内部監査員
 - × 総務課長（会社）[002-01]、システム管理者 [010-04]、人事係事務員 [033-02]、経営企画事務員 [033-03]、庶務係事務員（一般事務の仕事に従事するもの）[034-01]、秘書 [034-02]、会社受付係 [034-03]、広報係事務員 [035-01]、コンプライアンス担当事務員 [035-01]、知的財産係事務員 [035-01]、法務係事務員 [035-01]、工場監査員 [035-99]、防災担当事務員 [035-99]、構内電話交換手 [036-03]、経理事務員 [038-03]、財務事務員 [038-99]、用度係事務員 [038-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)総務担当の課（課相当を含む）の業務を管理・監督する仕事に従事するもの
[002-01 総務課長（会社）]
 - (2)社内情報システムの運用・管理・保守の仕事に従事するもの [010-04 システム管理者]
 - (3)勤怠管理、給与計算、社会保険の手続き、就業規則の作成・改定などの仕事に従事するもの [033-02 人事係事務員]
 - (4)経営計画の作成・実行管理に関する仕事に従事するもの [033-03 経営企画事務員]
 - (5)秘書の仕事に従事するもの [034-02 秘書]
 - (6)受付・案内の仕事に従事するもの [034-03 会社受付係]
 - (7)社内報・広報誌の編集、マスコミの取材に対する対応などの仕事に従事するもの [035-01 広報係事務員]
 - (8)知的財産権の管理の仕事に従事するもの [035-01 知的財産係事務員]
 - (9)企業活動に伴う各種契約書の審査、社内規程の作成・改定などの仕事に従事するもの [035-01 法務係事務員]
 - (10)取引先企業の工場を訪問し、品質管理の体制、原材料・製造工程・設備の管理状況などを点検・確認する仕事に従事するもの [035-99 工場監査員]
 - (11)電話の呼び出し・交換・取り次ぎの仕事に従事するもの [036-03 構内電話交換手]
 - (12)仕訳伝票の起票、記帳などの経理の仕事に従事するもの [038-03 経理事務員]
 - (13)経営・事業計画の実施に必要な資金の調達、資金の運用、当面の事業活動に必要な資金繰り、資産・負債・現金収支の管理などの仕事に従事するもの
[038-99 財務事務員]

(14)消耗品・備品の購入・管理の仕事に従事するもの [038-99 用度係事務員]

033-02 人事事務員

採用・評価・給与・教育研修・福利厚生・労務などの人事事務の仕事に従事するものをいう。

○ 求人係事務員、給与係事務員、研修係事務員、研修企画事務員、人事係事務員、人事管理事務員、福利厚生事務員、労務管理係

× 人事課長(会社) [002-01]、インストラクター(企業内従業員教育訓練専門員) [031-99]、職業訓練指導員(障害者職業能力開発校) [031-99]、職業訓練指導員(職業能力開発促進センター) [031-99]、職業訓練指導員(認定職業訓練施設) [031-99]、職業能力開発校指導員 [031-99]、労働者派遣コーディネーター [040-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)人事担当の課(課相当を含む)の業務を管理・監督する仕事に従事するもの [002-01 人事課長(会社)]
- (2)事業体付属の従業員研修施設において業務上必要な知識・技術・技能の指導・訓練に従事するもの [031-99 インストラクター(企業内従業員教育訓練専門員)]
- (3)職業訓練施設において職業に必要な技術・技能の指導・訓練に従事するもの [031-99 職業訓練指導員(障害者職業能力開発校)、031-99 職業訓練指導員(職業能力開発促進センター)、031-99 職業訓練指導員(認定職業訓練施設)、031-99 職業能力開発校指導員]
- (4)派遣労働者に対する派遣業務のあっせんの事務の仕事に従事するもの [040-99 労働者派遣コーディネーター]

033-03 企画・調査事務員

所管業務の企画・立案、業務計画の作成、新商品の企画などの仕事並びに市場調査・統計調査・世論調査・その他の調査の企画及び調査結果の分析などの仕事に従事するものをいう。

収集した資料・情報を分析する仕事にもっぱら従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)企業の財務分析などにもとづいて株式の投資価値を分析・評価する仕事に従事するもの [013-99 証券アナリスト]
 - (2)特許出願・研究開発のためデータベースを検索して特許・先行技術を調査する仕事に従事するもの [020-99 サーチャージャー(特許調査)]
- イベントプランナー、Webプランナー、Webマーケティング事務員、営業企画係(企画が主であるもの)、NPO法人職員(企画)、企画係事務員、企画係事務員(百貨店)、

経営企画事務員、出版物企画員、商品開発部員、商品企画開発事務員（チェーンストア）、商品企画事務員、太陽光発電企画・調査事務員、ツアープランナー、店舗開発事務員（コンビニエンスストア）、統計調査企画係員、ネット広告・販売促進事務員、ネット通販企画開発事務員、販売企画事務員、販売促進企画事務員、販売促進部員、マーケティング企画事務員、マーチャンダイザー（百貨店）、旅行商品企画事務員、調査事務員、マーケター、マーケティングリサーチャー

- × 証券アナリスト [013-99]、企業信用調査員 [020-99]、サーチャー（特許調査） [020-99]、内部監査員 [033-01]、研修係事務員 [033-02]、広報係事務員 [035-01]、コンプライアンス担当事務員 [035-01]、調査票点検・集計事務員 [035-99]、電話調査員 [036-01]、予算係事務員 [038-99]、資材計画係事務員 [039-01]、生産計画事務員 [039-01]、訪問調査員 [041-02]、データ入力オペレーター [043-02]、企画営業員（主に営業の仕事に従事するもの） [048：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)企業の資産状況・営業成績・対外信用などを調査する仕事に従事するもの [020-99 企業信用調査員]
- (2)事業体の経営活動全般について遂行状況を監査する仕事に従事するもの [033-01 内部監査員]
- (3)従業員を対象にした教育研修計画を作成する仕事に従事するもの [033-02 研修係事務員]
- (4)新製品・新サービスの情報などを企業の内外に発信するため、広報誌の編集、カタログ・パンフレットの作成などの仕事に従事するもの [035-01 広報係事務員]
- (5)コンプライアンス体制の整備・運用などの仕事に従事するもの [035-01 コンプライアンス担当事務員]
- (6)回収した調査票の点検・整理の仕事に従事するもの [035-99 調査票点検・集計事務員]
- (7)電話・訪問による実査の仕事に従事するもの [036-01 電話調査員、041-02 訪問調査員]
- (8)事業の運営方針などにもとづいて収支予算案を編成する仕事に従事するもの [038-99 予算係事務員]
- (9)工場などの生産現場において生産計画・資材計画などを作成する仕事に従事するもの [039-01 資材計画係事務員、039-01 生産計画事務員]
- (10)回収した調査票の回答をコンピュータに入力する仕事に従事するもの [043-02 データ入力オペレーター]
- (11)商品・サービスの販売促進活動を企画し、主に営業の仕事に従事するもの [048 企画営業員（主に営業の仕事に従事するもの）：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

034 一般事務・秘書・受付の職業

一般事務・秘書・受付の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電話・インターネットによる受付・案内の仕事に従事するもの [036 電話・インターネットによる応接事務の職業]
- (2)病院・診療所の外来診療の受付の仕事に従事するもの [037 医療・介護事務の職業]
- (3)ホテル・旅館のフロントの仕事に従事するもの [056 接客・給仕の職業]
- (4)娯楽場の受付の仕事に従事するもの [056 接客・給仕の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 034-01 一般事務員
- 034-02 秘書
- 034-03 受付・案内事務員

034-01 一般事務員

電話の応対、来訪者の受付・案内、文書・伝票・資料の作成・分類・整理・保管、帳簿の記帳、郵便物・荷物の発送・仕分け、物品の発注・受け渡しなど各種の定型的な仕事に従事するものをいう。

庶務の仕事に従事するもののうち、各種の定型的な仕事に従事するものを含む。

ただし、仕事の内容が限定されている場合は、主に従事する仕事に即して分類する。

- 庶務係事務員（一般事務の仕事に従事するもの）、総合事務員、大学事務補佐員（研究室事務）、図書館事務補助員、博物館事務補助員
- × 総務係事務員 [033-01]、宛名書き人 [035-99]、社内集配係 [035-99]、ダイレクトメール宛名貼付人 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建物・設備などの固定資産の管理、株式関連、株主総会・取締役会の準備・運営などの組織全体に関係する仕事に従事するもの [033-01 総務係事務員]
- (2)郵便物の宛名書き、宛名貼り、仕分け・配付などの特定の定型的な仕事に従事するもの [035-99 宛名書き人、035-99 社内集配係、099-99 ダイレクトメール宛名貼付人]

034-02 秘書

会社・団体役員、議会議員など高度に専門的・管理的な職業に従事するものの日常業務を補助するため、内外との連絡、文書作成、スケジュール管理、来訪者

の応接・案内、電話応対、郵便物の整理、出張の手配、会議・商談の準備、メールや電話の対応などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 会社社長秘書、会社役員秘書、議員秘書、セクレタリー、病院長秘書、弁護士秘書
× 一般事務員 [034-01]、大学事務補佐員（研究室事務） [034-01]、会社受付係 [034-03]、医師事務作業補助者 [037-01]、役員車運転手 [085-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 事業体の各部門において、来訪者の応接・案内、電話応対、文書作成、書類の分類・整理、郵便物の発送・仕分けなど特定の型に限定されない各種の定型的な仕事に従事するもの [034-01 一般事務員]
- (2) 大学の研究室において、教員の日程調整、資料の複写・整理、電話応対、郵便物の整理、研究費の経理処理補助などの仕事に従事するもの [034-01 大学事務補佐員（研究室事務）]
- (3) 会社の受付において来訪者の受付・案内などの仕事に従事するもの [034-03 会社受付係]
- (4) 病院において、医療文書の作成補助、診療記録の入力代行、診療データの整理などの医師の事務作業を補助する仕事に従事するもの [037-01 医師事務作業補助者]
- (5) 自動車を運転して会社役員の送迎などを行う仕事に従事するもの [085-01 役員車運転手]

034-03 受付・案内事務員

会社・団体などの受付において来訪者の受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1) コールセンターにおいて電話応接の仕事にもっぱら従事するもの [036-01 コールセンターオペレーター]
- (2) 病院・診療所（歯科診療所除く）において外来診療の受付の仕事に従事するもの [037-01 病院受付係]
- (3) 調剤薬局において処方せんの受付、調剤報酬明細書の作成などの仕事に従事するもの [037-02 調剤薬局事務員]
- (4) 温浴施設のフロント業務に従事するもの [054-01 温浴施設フロント係]
- (5) 飲食物の給仕の仕事に従事するもの [056-03 ウエイター、056-03 ウェイトレス]
- (6) 旅館・ホテルのフロント業務に従事するもの [056-04 ホテルフロント係、056-04 旅館フロント係]
- (7) ゴルフ場・スポーツクラブにおいて受付の仕事に従事するもの [056-08 ゴ

ゴルフ場フロント係、056-08 フロント係（スポーツクラブ）]

- 案内係(会社)、会社受付係、会社・団体受付係、銀行ロビー案内係、空港案内係、空港カウンター係（旅行会社）、コンシェルジュ（マンションの受付案内）、歯科受付係、商業施設案内係、図書館カウンター受付係、図書館カウンター係、動物病院受付係、博物館受付係、銀行店頭案内人
- × コールセンターオペレーター [036-01]、病院受付係 [037-01]、調剤薬局事務員 [037-02]、銀行窓口係 [038-02]、クリーニング注文受入係員 [047-03]、デジタル写真プリント注文受入係員 [047-03]、温浴施設フロント係 [054-01]、ウェイター [056-03]、ウェイトレス [056-03]、ホテルフロント係 [056-04]、旅館フロント係 [056-04]、コンシェルジュ（ホテル） [056-05]、ゴルフ場フロント係 [056-08]、フロント係（スポーツクラブ） [056-08]、案内係（百貨店） [056-99]、公民館管理人 [057-99]、見学ツアーガイド（施設見学） [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)銀行の窓口において現金・小切手などの受け払いの仕事に従事するもの [038-02 銀行窓口係]
- (2)クリーニング店・クリーニング取次所においてクリーニングの注文受入の仕事に従事するもの [047-03 クリーニング注文受入係員]
- (3)カメラ店などにおいてデジタルカメラで撮影した画像のプリント注文受入の仕事に従事するもの [047-03 デジタル写真プリント注文受入係員]
- (4)ホテルにおいて客の各種の要望・相談に応じる仕事に従事するもの [056-05 コンシェルジュ（ホテル）]
- (5)百貨店の売場案内所において来店者に売場案内をする仕事に従事するもの [056-99 案内係（百貨店）]
- (6)公民館・体育館などの管理人の仕事に従事するもの [057-99 公民館管理人]
- (7)工場・各種施設などにおいて見学者を案内する仕事に従事するもの [058-99 見学ツアーガイド（施設見学）]

035 その他の総務等事務の職業

[033 総務・人事・企画事務の職業] ～ [034 一般事務・秘書・受付の職業] に含まれない総務等事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 035-01 法務・広報・知的財産事務の職業
- 035-99 他に分類されない総務等事務の職業

035-01 法務・広報・知的財産事務の職業

契約書等の審査、社内規程等の作成・改訂、コンプライアンス推進体制の整備・運用、社内報・広報誌の編集、特許・商標・意匠等の知的財産権の管理などの事務の仕事に従事するものをいう。

- IR 広報担当者、企業法務事務員、広報係事務員、広報コンサルタント、広報・PR 担当者、コンプライアンスオフィサー（法令遵守責任者）、コンプライアンス担当事務員、知的財産係事務員、知的財産コーディネーター、知的財産サーチャージャー、法務係事務員
- × 企業内弁護士 [012-01]、総務係事務員 [033-01]、内部監査員 [033-01]、文書係事務員 [033-01]、ホームページ関連事務員 [043-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 弁護士資格を有し、企業に雇用され専属の弁護士として各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するもの [012-01 企業内弁護士]
- (2) 建物・設備などの固定資産の管理、株式関連、株主総会・取締役会の準備・運営などの組織全体に関係する仕事に従事するもの [033-01 総務係事務員]
- (3) 事業体の内部組織の業務遂行状況を監査する仕事に従事するもの [033-01 内部監査員]
- (4) 文書の分類・整理・保管などの組織全体の管理に関係する仕事に従事するもの [033-01 文書係事務員]
- (5) ウェブサイトに掲載された文字・数字情報、画像などの更新、ウェブサイト閲覧者の問い合わせへの対応などの仕事に従事するもの [043-01 ホームページ関連事務員]

035-99 他に分類されない総務等事務の職業

船内事務・出入港手続きなどの客船の事務、賃貸不動産の管理、弁護士などの専門業務の補助、事務の補助業務、その他 033-01～035-01 に含まれない総務等事務の仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)マンション管理組合の総会・理事会の開催、運営支援などの仕事に従事するもの
- (2)司法書士・社会保険労務士・行政書士・不動産鑑定士の事務所において、司法書士・社会保険労務士・行政書士・不動産鑑定士の指示のもとに、官公署に提出する書類の作成補助などの仕事に従事するもの
- (3)取引先企業の工場を訪問し、品質管理の体制、原材料・製造工程・設備の管理状況などを点検・確認する仕事に従事するもの
- 宛名書き人、学校司書、行政書士補助者、建築積算事務員（建築積算士でないもの）、工場監査員、国家公務員（行政事務）、雑誌編集助手、裁判所事務官、司法書士補助者、事務補助員、社会保険労務士補助者、社内集配係、社内郵便係、職業相談員（事務）、制作進行管理係（出版物）、船舶パーサー、船舶代理店事務員、送付物宛名張り人、地方公務員（行政事務）、調査票点検・集計事務員、賃貸住宅管理事務員、月極有料駐車場管理事務員、点訳者、内部品質監査員（ISO 関連）、入国審査官、弁護士補助者（パラリーガル）、筆耕人・筆耕者、不動産鑑定士補助者、不動産登記関連事務員（司法書士補助）、別荘管理事務員、補助事務員、防災担当事務員、マンション管理フロント係、PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）事務員
- × 特許技術者 [011-99]、通信添削員（教科学習） [032-01]、内部監査員 [033-01]、弁護士秘書 [034-02]、コンプライアンス担当事務員 [035-01]、臨床開発モニター（CRA） [037-01]、公認会計士助手 [038-03]、税理士補助者 [038-03]、証券事務員 [040-99]、与信審査事務員 [040-99]、不動産仲介人 [047-01]、不動産売買人 [047-01]、不動産営業員 [048-08]、福祉活動専門員（社会福祉協議会：相談業務に従事するもの） [049-99]、マンション管理人 [057-01]、コインパーキング管理人 [057-04]、駐車場管理人 [057-04]、土地家屋調査士補助員 [091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特許事務所において、弁理士の指示のもとに、特許請求の範囲の作成、特許明細書の作成、補正書・意見書の作成などの仕事に従事するもの [011-99 特許技術者]
- (2)児童・生徒・大学受験生を対象にした添削式の通信教育において答案・文章などを添削する仕事に従事するもの [032-01 通信添削員（教科学習）]
- (3)事業体の内部組織の業務遂行状況を監査する仕事に従事するもの [033-01 内部監査員]
- (4)法律事務所において、弁護士の日常業務を補助するため、日程調整、来訪者の応接・案内、電話の応対、書類の分類・整理、郵便物の整理などの仕事に従事するもの [034-02 弁護士秘書]
- (5)コンプライアンス体制の整備・運用などの仕事に従事するもの [035-01 コンプライアンス担当事務員]
- (6)新薬開発の臨床試験(治験)において、治験薬の医療機関への引き渡し、治験実施中のモニタリング、モニタリング訪問報告書の作成などの仕事に従事するもの [037-01 臨床開発モニター（CRA）]

- (7)公認会計士事務所・税理士事務所などにおいて、公認会計士・税理士の指示のもとに、税務会計の仕事に従事するもの [038-03 公認会計士助手、038-03 税理士補助者]
- (8)証券会社の窓口において、証券取引の注文受付、証券外務員の補助業務、金融商品の説明などの仕事に従事するもの [040-99 証券事務員]
- (9)クレジットカードの発行、資金の貸し付けなどにあたり、信用を供与するため取引先・顧客などの情報を審査・管理する仕事に従事するもの [040-99 与信審査事務員]
- (10)店舗において、土地・建物の売買・貸借の代理・仲介の仕事に従事するもの [047-01 不動産仲介人]
- (11)店舗において、土地・建物の売買・交換の仕事に従事するもの [047-01 不動産売買人]
- (12)他人を訪問して、土地・建物の売買・貸借に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結の仕事に従事するもの [048-08 不動産営業員]
- (13)社会福祉協議会において、福祉に係る専門的な相談業務に従事するもの [049-99 福祉活動専門員 (社会福祉協議会：相談業務に従事するもの)]
- (14)マンションにおいて来訪者の受付、管理組合の文書の掲示・配布、設備の点検、工事・修理の立会いなどの仕事に従事するもの [057-01 マンション管理人]
- (15)時間貸のコインパーキングを巡回し、売上金の回収、設備機器の点検、清掃などの仕事に従事するもの [057-04 コインパーキング管理人]
- (16)駐車場において自動車の誘導、料金の徴収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの [057-04 駐車場管理人]
- (17)土地家屋調査士の指示のもとに、土地の境界を確定するための測量作業に従事するもの [091-99 土地家屋調査士補助員]

036 電話・インターネットによる応接事務の職業

電話・インターネットによる、商品の注文受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応、電話による、商品・サービスの紹介、取引上の勧誘及び電話交換などの仕事をいう。

なお、会社・団体などの受付における応接・案内の仕事は、[034 一般事務・秘書・受付の職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 036-01 コールセンターオペレーター
- 036-02 テレフォンアポインター
- 036-03 他の電話応接事務の職業
- 036-04 インターネット応接等事務員

036-01 コールセンターオペレーター

電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品の注文受付、宿泊・前売り券・乗物などの予約受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応、製品の使用説明、苦情・相談の受付、家電製品の修理受付、勧誘を伴わない商品・サービス・イベントの案内、調査などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)コールセンターオペレーターの育成・指導・業務管理、電話のモニタリングなどの仕事に従事するもの
- (2)FAX による商品の注文受付の仕事に従事するもの
- (3)ATM（現金自動預け払い機）利用者の ATM インターホンからの問い合わせに対応する仕事に従事するもの

ただし、タクシーの配車センターにおいて、電話によるタクシーの配車受付及び配車案内並びに無線通信によるタクシー運転手への送迎指示の仕事に従事するもの [042-02 タクシー配車オペレーター] を除く。

- コールセンタースーパーバイザー、社外ヘルプデスク受付係（電話によるもの）、通信販売受付事務員（電話によるもの）、テクニカルサポート受付係（電話によるもの）、テレコミュニケーター（受信業務）、電話オペレーター（受信業務）、電話オペレーター（お客様相談室）、電話調査員、電話調査オペレーター、ユーザーサポート受付係（電話によるもの）
- × 社内ヘルプデスク [010-05]、テレフォンアポインター [036-02]、電話交換手 [036-03]、インターネット通信販売受付事務員 [036-04]、チャットサポートスタッフ [036-04]、タクシー配車オペレーター [042-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)社内に常駐して、電話による、基幹業務システム・社内情報システム・IT 機器などの操作方法に関する問い合わせへの対応などの仕事に従事するもの

[010-05 社内ヘルプデスク]

- (2)電話による、商品・サービスの紹介及び販売に関する取引上の勧誘、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]
- (3)電話の交換・取り次ぎの仕事に従事するもの [036-03 電話交換手]
- (4)インターネットによる、商品の注文受付、商品に関する問い合わせの受付などの仕事に従事するもの [036-04 インターネット通信販売受付事務員]
- (5)チャットによる、商品・サービスに関する問い合わせへの応対等の仕事にもっぱら従事するもの [036-04 チャットサポートスタッフ]

036-02 テレフォンアポインター

電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品・サービスの紹介、商品の販売・サービスの提供に関する取引上の勧誘、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

- 電話営業スタッフ、電話オペレーター（勧誘に従事するもの）、電話事務員（勧誘に従事するもの）
- × コールセンタースーパーバイザー[036-01]、通信販売受付事務員（電話によるもの）[036-01]、電話交換手 [036-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電話オペレーターの育成・指導・業務管理などの仕事に従事するもの [036-01 コールセンタースーパーバイザー]
- (2)電話による、商品の注文受付、商品に関する問い合わせの受付、苦情・相談の受付などの仕事に従事するもの [036-01 通信販売受付事務員（電話によるもの）]
- (3)電話の交換・取り次ぎの仕事に従事するもの [036-03 電話交換手]

036-03 他の電話応接事務の職業

電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内、その他の 036-01 及び 036-02 に含まれない電話応接の仕事に従事するものをいう。

ただし、無線通信設備を使用してタクシー運転手に送迎の指示を行う仕事に従事するもの [042-02 タクシー配車オペレーター] を除く。

- 案内台交換手、構内電話交換手、国際電話オペレーター、電話交換手
- × タクシー配車オペレーター [042-02]

036-04 インターネット応接等事務員

インターネット応接業務を専門に行う事業所・部門において、インターネットによる、商品の注文受付、宿泊・前売り券・乗物などの予約受付、商品・サービ

スに関する問い合わせへの対応、製品の使用説明、苦情・相談の受付、家電製品の修理受付、勧誘を伴わない商品・サービス・イベントの案内、調査などの仕事に従事するものをいう。

Web ショップ店長等の EC サイトの管理者であって、商品の注文受付・発送・在庫管理、問い合わせへの対応などの仕事に従事するものを含む。

○ インターネット通信販売受付事務員、チャットサポートスタッフ、ネットショップオペレーター、ネットショップ事務員、ネットショップ店長、ネット通販運営事務員、EC サイト店長、EC サイト通販受付事務員、Web ショップ店長

× Web デザイナー [017-01]、通信販売受付事務員（電話によるもの）[036-01]、パーソナルコンピュータ操作員 [043-01]、ホームページ関連事務員 [043-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) ウェブサイトを制作する仕事に従事するもの [017-01 Web デザイナー]

(2) 電話による、通信販売の注文受付の仕事に従事するもの [036-01 通信販売受付事務員（電話によるもの）]

(3) パーソナルコンピュータを操作して定型的な文書・表などを作成・編集する仕事に従事するもの [043-01 パーソナルコンピュータ操作員]

(4) ウェブサイトに掲載された文字・数字情報、画像などの更新、ウェブサイト閲覧者の問い合わせへの対応などの仕事に従事するもの [043-01 ホームページ関連事務員]

037 医療・介護事務の職業

医療機関・介護保険施設・介護サービス事業所などにおける、診療報酬・調剤報酬・介護給付費明細書の作成、外来診療・処方せん・サービス利用の受付、診療費・調剤費・サービス利用料の請求手続き、診療録（カルテ）の管理などの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 037-01 医療事務員（調剤薬局を除く）
- 037-02 調剤薬局事務員
- 037-03 介護事務員

037-01 医療事務員（調剤薬局を除く）

病院・診療所において、診療報酬明細書（レセプト）の作成、外来診療の受付、診療費の請求、入退院の手続き、診療情報・診療録（カルテ）の管理などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)診断書などの文書の請求受付・受渡しの仕事に従事するもの
- (2)審査支払機関などにおいてレセプトを点検する仕事に従事するもの
- (3)健康診断の予約管理、受診者の受付・案内などの仕事に従事するもの
- (4)医療文書の作成補助、診療記録の入力代行、診療データの整理などの医師の事務作業を補助する仕事に従事するもの
- (5)病棟において入院患者の受け入れ準備、診療録（カルテ）の管理、各種伝票の整理、検査日時の管理、退院時の支援などの事務の仕事に従事するもの
- (6)治験の実施状況のモニタリング及び治験書類の作成などの治験に関する事務の仕事に従事するもの
- 医師事務作業補助者、医療クラーク、医療秘書（医療事務に従事するもの）、健康保険請求事務員、歯科医療請求事務員、診療情報管理係事務員、診療情報管理士、診療報酬請求事務員、診療録係員、治験事務局担当者（SMA）、病院受付係、病棟クラーク、病歴係、臨床開発モニター（CRA）、レセプト点検員
- × 病院長秘書 [034-02]、歯科受付係 [034-03]、動物病院受付係 [034-03]、医療ソーシャルワーカー（MSW） [049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)病院長の秘書として日程管理、資料作成、来訪者の応接・案内、連絡調整などの仕事に従事するもの [034-02 病院長秘書]
- (2)歯科診療所において外来診療の受付、診療費の請求、診療録（カルテ）の整理などの仕事にもっぱら従事するもの [034-03 歯科受付係]
- (3)動物病院において外来診療の受付、診療費の請求、入院・一時預かりの手続きなどの仕事にもっぱら従事するもの [034-03 動物病院受付係]

- (4)病院・診療所において傷病者に対する相談・助言・援助などの専門的な仕事に従事するもの [049-99 医療ソーシャルワーカー(MSW)]

037-02 調剤薬局事務員

調剤薬局において、調剤報酬明細書（レセプト）の作成、処方せんの受付、調剤費の請求、調剤録・薬歴簿の作成・管理などの仕事に従事するものをいう。

○ 調剤薬局受付係

× 薬剤師 [021-04]、医薬品登録販売者 [045-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)調剤薬局において医薬品の調剤・服薬指導・管理などの仕事に従事するもの [021-04 薬剤師]

(2)小売店において一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの [045-08 医薬品登録販売者]

037-03 介護事務員

介護保険施設・介護サービス事業所などにおいて、介護給付費明細書などの作成、利用者に対する自己負担金の請求手続き、新規利用者の受付、サービスの説明などの仕事に従事するものをいう。

審査支払機関において介護給付費等請求書を点検する仕事に従事するものを含む。

○ 介護保険事務員、介護保険請求事務員

× 訪問介護サービス提供責任者 [049-08]、施設介護の職業 [050：施設の種類に即して分類する]、訪問介護員 [051-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)訪問介護事業所において、訪問介護計画書の作成、利用申し込みの調整、訪問介護員の業務管理などの仕事に従事するもの [049-08 訪問介護サービス提供責任者]

(2)介護保険施設において要介護者の入浴・排せつ・食事などの世話をする仕事に従事するもの [050 施設介護の職業：施設の種類に即して分類する]

(3)要介護者の居宅を訪問して行う、身体介護・生活援助の仕事に従事するもの [051-01 訪問介護員]

038 会計事務の職業

現金・小切手・手形類の受け払い、会計帳簿の記帳、決算書類の作成などの会計の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)財務書類の監査・証明・調製、財務に関する調査・相談、租税に関する申告の代理などの専門的な仕事 [013 経営・金融・保険の専門的職業]
- (2)小売店のレジカウンターにおいて商品代金を精算する仕事 [045 販売員]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 038-01 現金出納事務員
- 038-02 預・貯金窓口事務員
- 038-03 経理事務員
- 038-99 その他の会計事務の職業

038-01 現金出納事務員

現金・小切手・手形類の受け払い、小口現金の管理、現金出納帳・小口現金出納帳・預金台帳の記帳、従業員立替経費・仮払金の精算などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)銀行の窓口において現金・小切手・手形類の受け払いの仕事に従事するもの [038-02 銀行窓口係]
 - (2)現金出納帳に記帳する仕事に従事するもの [038-03 経理事務員]
 - (3)電気・ガス・水道料金、新聞購読料などを集金する仕事に従事するもの [041-01 新聞購読料集金人、041-01 料金集金人 (電気・ガス・水道)]
 - (4)小売店のレジカウンターにおいて商品代金を精算し、商品を販売する仕事に従事するもの [045-01 レジ係]
- 会計係 (飲食店)、支払出納事務員、支払窓口事務員
× 銀行窓口係 [038-02]、経理事務員 [038-03]、新聞購読料集金人 [041-01]、料金集金人 (電気・ガス・水道) [041-01]、レジ係 [045-01]

038-02 預・貯金窓口事務員

銀行・信用金庫・農業協同組合などの窓口において、現金・小切手・為替・振替などの受け払いの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)窓口で受け付けた、預貯金の入出金、振込・振替、税金の納付などの事務処理の仕事に従事するもの
- (2)受け払いの現金、ATM (現金自動預け払い機)・両替機の現金などの現金管

理の仕事に従事するもの

- 為替窓口事務員、銀行等窓口事務員、銀行預金後方事務員、銀行出納係、銀行テラー、銀行窓口係、信用金庫窓口係、郵便局貯金窓口係、預貯金係員
 - × 銀行ロビー案内係 [034-03]、貸付融資係事務員 [040-99]、消費者金融受付事務員 [040-99]、郵便局保険窓口係 [040-99]、郵便局郵便窓口係 [042-03]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)銀行の店頭において、来店者の案内・誘導・説明などの仕事に従事するもの [034-03 銀行ロビー案内係]
- (2)銀行などの窓口において融資の相談に従事するもの [040-99 貸付融資係事務員]
- (3)消費者向け貸金業者の窓口において借入金の申込み受付の仕事に従事するもの [040-99 消費者金融受付事務員]
- (4)郵便局の保険窓口において保険料の収納、保険金・年金の支払い請求の受付、契約者貸付の受付などの仕事に従事するもの [040-99 郵便局保険窓口係]
- (5)郵便局の窓口において、郵便物の引き受け、切手・印紙の販売などの仕事に従事するもの [042-03 郵便局郵便窓口係]

038-03 経理事務員

仕訳伝票の起票、仕訳帳・総勘定元帳などの会計帳簿の作成、月次決算書類の作成、貸借対照表・損益計算書などの年次決算書類の作成、納税書類の作成、売掛金の入金処理、買掛金・経費の支払い処理などの仕事に従事するものをいう。

公認会計士事務所・税理士事務所において、公認会計士・税理士の指示のもとに、税務会計の仕事に従事するものを含む。

- 会計経理事務員、会計事務員、公認会計士助手、税務会計事務員（公認会計士事務所、税理士事務所）、税理士補助者
- × 公認会計士 [013-01]、税理士 [013-02]、総務係事務員 [033-01]、給与係事務員 [033-02]、現金出納事務員 [038-01]、財務事務員 [038-99]、用度係事務員 [038-99]、予算係事務員 [038-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)会計監査人として財務書類を監査する仕事に従事するもの [013-01 公認会計士]
- (2)税務相談の仕事に従事するもの [013-02 税理士]
- (3)自社所有の建物などの固定資産を管理する仕事に従事するもの [033-01 総務係事務員]
- (4)給与計算の仕事に従事するもの [033-02 給与係事務員]
- (5)小口現金の出納管理の仕事に従事するもの [038-01 現金出納事務員]
- (6)経営・事業計画の実施に必要な資金の調達、当面の事業活動に必要な資金繰

- りなどの仕事に従事するもの [038-99 財務事務員]
- (7)物品を購入・管理する仕事に従事するもの [038-99 用度係事務員]
- (8)収支予算案を編成する仕事に従事するもの [038-99 予算係事務員]

038-99 その他の会計事務の職業

収支予算案の編成及び予算執行の管理、物品の購入・管理、製品・サービスの原価計算、資金の調達・運用・管理、事業体の内部組織による会計監査、投資信託の計理、その他の 038-01～038-03 に含まれない会計の仕事をいう。

- 会計監査係員、建設工事見積事務員、原価計算見積事務員、財務事務員、消耗品出納事務員、施工管理補助（建築・土木工事）、積算設計事務員、投資信託計理事務員、引越見積員、物品購買事務員、物品購入調達事務員、用度係、用度係事務員、予算係員、予算係事務員
- × 原材料仕入事務員 [039-01]、製品原価管理事務員 [039-01]、仕入係事務員 [040-99]、商品仕入営業員 [046-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)工場などの生産現場において生産に必要な原料・部材などを調達する仕事に従事するもの [039-01 原材料仕入事務員]
- (2)生産現場において製品の原価管理の仕事に従事するもの [039-01 製品原価管理事務員]
- (3)販売する商品を製造事業者・卸売事業者などから仕入れるため、電話等の通信手段を使用して取引条件を交渉し、商品の仕入れを行う仕事に従事するもの [040-99 仕入係事務員]
- (4)販売する商品を製造事業者などから仕入れるため、仕入先を訪問し、仕入れに関する取引条件を交渉して商品の仕入れを行う仕事に従事するもの [046-01 商品仕入営業員]

039 生産関連事務の職業

生産・工事の進行に伴う資材・製品などに関する事務の仕事及び資材・製品などの検収・保管・出荷に関する事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 039-01 生産現場事務員
- 039-02 出荷・受荷係事務員

039-01 生産現場事務員

工場などの生産現場及び建設工事現場において、生産予定表・製造指示書の作成、生産に必要な原材料・部品などの価格・納期の管理、生産の進捗管理、製品の品質・納期・原価の管理などに関する事務の仕事に従事するものをいう。

- 外注管理事務員、建設工事現場事務員、建築・土木工事監理補助者、原材料仕入事務員、工程管理事務員、鉱山現場事務員、施工管理補助者（建築・土木工事）、資材計画係事務員、生産管理事務員、生産計画事務員、製品原価管理事務員、調達事務員（生産現場）、品質保証事務員
- × 給与係事務員 [033-02]、労務管理係 [033-02]、工場監査員 [035-99]、検品検収員 [039-02]、在庫管理事務員 [039-02]、出荷事務員 [039-02]、商品仕入係 [040-99]、バイヤー [046-01]、工場設備保全員 [075-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)賃金・給与の計算・支給に関する事務の仕事に従事するもの [033-02 給与係事務員]
- (2)労務などの人事事務の仕事に従事するもの [033-02 労務管理係]
- (3)取引先企業又は取引関係を開始する企業の工場を訪問して、品質管理の体制、原材料・製造工程・設備の管理状況などを点検・確認する仕事に従事するもの [035-99 工場監査員]
- (4)発注控などの書類に記載された種類・数量などと納品された資材とを照合する仕事に従事するもの [039-02 検品検収員]
- (5)工場・倉庫などにおいて製品・資材の受け入れ・保管・管理の仕事に従事するもの [039-02 在庫管理事務員]
- (6)製品・資材などを出荷するため、送り状・納品書などの書類を作成する仕事に従事するもの [039-02 出荷事務員]
- (7)販売するための商品について製造事業者・卸売事業者と取引条件を交渉し、仕入れを行う仕事に従事するもの [040-99 商品仕入係]
- (8)販売するための商品について仕入先を訪問し、仕入に関する取引上の交渉を行う仕事に従事するもの [046-01 バイヤー]
- (9)工場において機械・装置などの生産設備の点検、部品交換、修理の作業に従

事するもの [075-01 工場設備保全員]

039-02 出荷・受荷係事務員

資材・製品などの検収・検品、保管、出荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。

- 運送事務員、検収・検品係員、検品検収員、在庫管理事務員、資材管理事務員、資材検収事務員、出荷・発送係員、出荷事務員、出庫管理係、商品管理係、船積出荷係員、倉庫管理係、倉庫検収係員、倉庫事務員、納品検査係員、物流管理事務員、保管・管理係員
- × 原材料仕入事務員 [039-01]、倉庫作業員 [095-03]、商品仕分け作業員 [098-02]、梱包（こん包）工 [095-04]、タグ（下げ札）付作業員 [097-02]、ピッキング作業員 [098-02]、封入作業員（印刷物） [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)工場などの生産現場において生産に必要な原料・部材などを調達する仕事に従事するもの [039-01 原材料仕入事務員]
- (2)倉庫において主に身体を使って資材・製品などを搬入・搬出する作業に従事するもの [095-03 倉庫作業員]
- (3)倉庫において、納品された品物などを所定の基準にもとづいて仕分け、所定の場所に保管・配置する作業に従事するもの [098-02 商品仕分け作業員]
- (4)輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]
- (5)倉庫などにおいて衣料品に値札タグ（価格などが書かれた紙製の札）をつける作業に従事するもの [097-02 タグ（下げ札）付作業員]
- (6)倉庫などにおいて注文書・出荷指示書に記載された品物を取り集める作業に従事するもの [098-02 ピッキング作業員]
- (7)DMなどの印刷物の紙折り・封入封緘（かん）の作業に従事するもの [099-99 封入作業員（印刷物）]

040 営業・販売関連事務の職業

営業活動に伴う納品書・請求書などの書類の作成、貨物の輸出入に伴う通関書類の作成などの営業・販売活動を支援する事務の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)商品を直接販売する仕事 [045 販売員]

(2)営業の仕事 [048 営業の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

040-01 営業事務員

040-02 貿易事務員

040-99 その他の営業・販売関連事務の職業

040-01 営業事務員

注文品の発注、見積書・納品書・請求書・売上伝票などの書類の作成、電話・メール等による顧客との対応、在庫・納期の管理、売掛金の集計などの営業活動に伴う事務の仕事に従事するものをいう。

○ 営業アシスタント、受発注管理事務員

× 営業企画係（企画が主であるもの）[033-03]、販売促進部員 [033-03]、営業員 [048：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)営業戦略や商品の販売促進活動を企画立案する仕事に従事するもの [033-03 営業企画係（企画が主であるもの）、033-03 販売促進部員]

(2)営業の仕事に従事するもの [048 営業員：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

040-02 貿易事務員

通関書類の作成、本船（貿易商品を輸送する外航船）の予約、運送・倉庫の手配、売掛金の回収、買掛金の支払いなどの貨物の輸出入に関する事務の仕事に従事するものをいう。

○ 通関業務係、輸出入事務員

× 通関士 [020-99]、航空貨物係 [042-01]、船舶貨物係 [042-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)通関書類を審査する仕事に従事するもの [020-99 通関士]

(2)航空貨物代理店において、貨物の保税地域搬入の手続き、運送の手配、航空機の予約、運賃の請求などの航空貨物輸送に関する事務の仕事に従事するもの [042-01 航空貨物係]

(3)海運貨物取扱業者において、船積申込書・ドックレシートの作成などの貨物

の船積み手続きに関する事務の仕事に従事するもの [042-01 船舶貨物係]

040-99 その他の営業・販売関連事務の職業

商品の仕入れ、融資・貸付、労働者派遣事業所の派遣業務、その他 040-01～040-02 に含まれない、営業及び販売に関する事務の仕事を行う。

- 外注係、貸付調査係事務員、貸付融資係事務員、金融・保険事務員、仕入係事務員、受注事務員、証券事務員、消費者金融受付事務員、商品仕入係、職業相談員（営業事務）、人材コーディネーター、生命保険事務員、相続相談室員（銀行）、損害保険事務員、販売係事務員、百貨店仕入係、フランチャイズチェーン・スーパーバイザー、保険金支払係事務員、旅行会社カウンター係（事務の仕事に従事するもの）、労働者派遣コーディネーター、与信審査事務員、郵便局保険窓口係、中古自動車査定員（中古車販売）
- × マーチャンダイザー（百貨店）[033-03]、コールセンターオペレーター [036-01]、テレフォンアポインター [036-02]、為替窓口事務員 [038-02]、銀行窓口係 [038-02]、銀行預金後方事務員 [038-02]、用度係事務員 [038-99]、調達事務員（生産現場）[039-01]、卸売販売員 [045: 扱う商品に即して分類する]、商品仕入営業員 [046-01]、バイヤー [046-01]、為替ディーラー [047-99]、証券外務員（内勤のもの）[047-99]、銀行等渉外係 [048-07]、証券外務員（外勤のもの）[048-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) アパレルメーカー・百貨店などにおいて商品計画・品揃え構成・販売促進方針などの立案・管理の仕事に従事するもの [033-03 マーチャンダイザー（百貨店）]
- (2) 電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品の注文受付、商品・サービスに関する問い合わせへの対応などの仕事に従事するもの [036-01 コールセンターオペレーター]
- (3) 電話による、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘などの仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]
- (4) 銀行において、信用状の接受、手形の引受け、輸出為替の買取り、輸入信用状の発行、外国送金の手続き、先物為替予約の締結などの貨物の輸出入に伴う代金決済の仕事に従事するもの [038-02 為替窓口事務員]
- (5) 銀行の窓口において現金・小切手などの受け払いの仕事に従事するもの [038-02 銀行窓口係]
- (6) 銀行の窓口で受け付けた預金の入出金、振込、税金の納付などを処理する仕事に従事するもの [038-02 銀行預金後方事務員]
- (7) 事業所で使用する、文房具などの消耗品、事務用品などの備品を調達する仕事に従事するもの [038-99 用度係事務員]
- (8) 工場などの生産現場において生産に必要な原材料・部材などを調達する仕

事に従事するもの [039-01 原材料仕入事務員]

(9)小売店・卸売店において商品の仕入れ及び販売の仕事に従事するもの [045
卸売販売員：扱う商品に即して分類する]

(10)販売する商品を仕入れるため、仕入先を訪問して取引上の交渉、契約の締
結などを行う仕事に従事するもの [046-01 商品仕入営業員、046-01 バイヤー]

(11)為替取引の仕事に従事するもの [047-99 為替ディーラー]

(12)証券会社の店舗において有価証券の売買の勧誘、売買の取り次ぎなどの仕
事に従事するもの [047-99 証券外務員（内勤のもの）]

(13)預金の勧誘、金融商品の販売に関する取引上の勧誘などの仕事に従事す
るもの [048-07 銀行等渉外係]

(14)他人を訪問するなどして有価証券の売買に関する取引上の勧誘などを行
う仕事に従事するもの [048-07 証券外務員（外勤のもの）]

041 外勤事務の職業

電気・ガス・水道の料金、新聞の購読料などの集金、各種の調査における調査票の記入依頼及び記入済み調査票の回収及び電気・ガス・水道メーターの検針などの外勤事務の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 041-01 集金人
- 041-02 調査員
- 041-99 その他の外勤事務の職業

041-01 集金人

電気・ガス・水道の料金、新聞の購読料、NHK 放送受信料、公営住宅の賃貸料などを集金する仕事に従事するものをいう。

道路上の駐車区間に設置されたパーキングメーターを巡回して利用料金を回収する仕事に従事するものを含む。

ただし、新聞配達のかたわら購読料を集金する仕事に従事するもの〔082-04 新聞配達員〕を除く。

- 公衆電話料金集金人、新聞購読料集金人、放送受信料集金人、料金集金人（電気・ガス・水道）、路上パーキングメーター巡回集金員、家賃集金人
- × 料金係（有料道路）〔042-01〕、コインロッカー管理人〔058-02〕、コインランドリー管理人〔058-99〕、貴重品運搬警備員〔059-99〕、自動販売機ルートセールス員（集金を含む）〔082-02〕、新聞配達員〔082-04〕

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

- (1) 有料道路の料金所において通行する自動車から料金を収受する仕事に従事するもの〔042-01 料金係（有料道路）〕
- (2) コインランドリー、コインロッカーなどを管理し、自動サービス機から売上金を回収する仕事に従事するもの〔058-02 コインロッカー管理人、058-99 コインランドリー管理人〕
- (3) 運搬車に警備員として乗務し現金、貴重品等を安全に目的地まで輸送する仕事に従事するもの〔059-99 貴重品運搬警備員〕
- (4) 飲料などの物品の自動販売機への補充に付随して、売上金を回収する仕事に従事するもの〔082-02 自動販売機ルートセールス員（集金を含む）〕

041-02 調査員

統計調査・世論調査・市場調査などの調査対象者を訪問する等により、調査の依頼、調査票の配布・取り集め・点検などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)調査員に対する調査内容・方法の説明、調査員の指導・支援、回収した調査書類の点検などの仕事に従事するもの

(2)道路・駅周辺などにおいて人・自動車の交通量を調査する仕事に従事するもの

○ 交通量調査員、市場調査員（訪問調査）、統計調査員（訪問調査）、訪問調査員

× 企業信用調査員 [020-99]、マーケティングリサーチャー [033-03]、電話調査員 [036-01]、車庫調査員 [041-99]、福祉事務所ケースワーカー（現業員） [049-02]、介護保険認定調査員 [049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)企業の資産状況・業績・対外信用などを調査する仕事に従事するもの [020-99 企業信用調査員]

(2)調査の企画及び調査結果の分析の仕事に従事するもの [033-03 マーケティングリサーチャー]

(3)電話による調査の仕事に従事するもの [036-01 電話調査員]

(4)自動車の保管場所として申請された場所を現地調査する仕事に従事するもの [041-99 車庫調査員]

(5)他人を訪問し、社会的援助方針を作成するための生活状況調査を行う仕事に従事するもの [049-02 福祉事務所ケースワーカー（現業員）]

(6)高齢者を訪問し、要介護の程度を判断するための介護認定調査を行う仕事に従事するもの [049-99 介護保険認定調査員]

041-99 その他の外勤事務の職業

電気・ガス・水道などのメーターの検針及び検針票の配布、その他 041-01 及び 041-02 に含まれない外勤事務の仕事をいう。

○ 温泉メーター検針員、ガスメーター検針員、検針員、水道メーター検針員、電気メーター検針員、車庫調査員

× ガス漏えい検査員 [063-99]、駐車監視員 [063-99]、プロパンガス配達員 [082-02]、漏水調査員 [091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ガス配管の漏えい検査の仕事に従事するもの [063-99 ガス漏えい検査員]

(2)警察署の指定する路線・地域を巡回し、道路上に放置された自動車の放置駐車違反の確認、自動車・車番の撮影、放置駐車確認標章の取り付けなどの仕事に従事するもの [063-99 駐車監視員]

(3)プロパンガスボンベを配達・回収する仕事に従事するもの [082-02 プロパンガス配達員]

(4)水道管の漏水検査の仕事に従事するもの [091-99 漏水調査員]

042 運輸・郵便事務の職業

運輸交通機関における、出札・改札、荷物・貨物の受け渡し手続き、鉄道車両・自動車・船舶・航空機などの運転・運航・飛行計画の作成及び同計画の変更指示などの仕事並びに郵便局における切手などの販売及び郵便物の引き受け・仕分け・継ぎ送りなどの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

042-01 旅客・貨物係事務員

042-02 運行管理事務員

042-03 郵便事務員

042-01 旅客・貨物係事務員

鉄道駅（旅客駅及び貨物駅）、バス発着所、空港、港のターミナルなどの運輸機関において、乗車券の販売、搭乗・乗船手続き、受託手荷物の受付、旅客の案内、運賃の精算、売上金の管理、荷物・貨物の受け渡し手続き、混載書類（複数の荷主の積み荷に関する書類）・請求書などの書類の作成、運賃の計算などの仕事に従事するもの及び有料道路料金所における通行料金の収受などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)旅行会社において、座席予約システムを操作して鉄道・航空機などの便・座席を予約する仕事に従事するもの
 - (2)有料道路料金所事務室において、ETC 車線を通行する自動車をモニター映像で監視する仕事に従事するもの
- 運輸出改札・旅客係、駅出改札係、駅務員、貨物受付事務員、空港グランドスタッフ、グランドスタッフ(航空会社)、航空券販売員(航空会社)、航空旅客係、座席予約システム操作員(交通機関、旅行会社)、船客案内係、貨物取扱事務員、航空貨物係、船舶貨物係、鉄道貨物係、鉄道旅客係、料金係(有料道路)、料金収受員(有料道路、高速道路)
- × 船舶代理店事務員 [035-99]、倉庫管理係 [039-02]、貿易事務員 [040-02]、航空ディスプレイパッチャー [042-02]、指令員(運転指令所) [042-02]、トラック配車係 [042-02]、空港保安検査員 [059-01]、鉄道車両編成作業員 [088-02]、航空機給油作業員 [088-99]、仕分作業員(航空貨物) [095-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)入出港届の提出などの船の入出港に必要な手続きを代行する仕事に従事するもの [035-99 船舶代理店事務員]
- (2)貨物の保管・管理の仕事に従事するもの [039-02 倉庫管理係]
- (3)通関書類の作成、船腹の予約、運送・倉庫の手配などの貨物の輸出入に関する事務の仕事に従事するもの [040-02 貿易事務員]

- (4)飛行計画の作成、運航状況の把握、不測の事態に伴う飛行ルートの変更などの航空機の運航管理の仕事に従事するもの [042-02 航空ディスパッチャー]
- (5)鉄道の運転指令所において、列車乗務員・駅に対してダイヤの復旧調整、列車の接続手配、車両・乗務員の運用、電力・信号通信の復旧などの指示をする仕事に従事するもの [042-02 指令員 (運転指令所)]
- (6)貨物運送のためにトラックを手配する仕事に従事するもの [042-02 トラック配車係]
- (7)空港の保安検査場において、乗客の手荷物検査に従事するもの [059-01 空港保安検査員]
- (8)車両基地や留置線における電車・列車の組成、貨物駅における貨物列車の組成などの作業に従事するもの [088-02 鉄道車両編成作業員]
- (9)空港において旅客機の到着・出発にともなう地上作業 (貨物の仕分け、燃料の給油など) に従事するもの [088-99 航空機給油作業員、095-02 仕分作業員 (航空貨物)]

042-02 運行管理事務員

鉄道車両・自動車・船舶・航空機の管理、運転・運航計画の作成、運行 (運航) 状況の把握、事故・悪天候などに伴う運行 (運航) 計画の変更指示、車両・乗務員・代替輸送の手配、電力・信号・通信設備の復旧作業指示、飛行ルートの変更、代替空港の手配、船舶の燃料・食料・乗務員の手配、積荷の指示などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)鉄道会社の運転指令所において電力・信号通信指令などの仕事に従事するもの
- (2)タクシーの配車センターにおいて、電話によるタクシーの配車受付・配車案内及び無線通信設備によるタクシー運転手への送迎の指示の仕事に従事するもの
- 車両管理係事務員、信号通信指令員、指令員 (運転指令所)、鉄道運行管理事務員、鉄道運転計画事務員、鉄道運転司令、鉄道輸送指令員、貨物運送運行管理者、貨物運送事務員、貨物自動車運行管理事務員、タクシー運行管理事務員、タクシー配車オペレーター、トラック配車係、ハイヤー管理事務員、バス運行管理員、旅客自動車運行管理事務員、海運運航管理事務員、配船・運航計画事務員、ウェイト・アンド・バランス係、航空運航管理者、航空ディスパッチャー
- × 航空管制官 [011-01]、海事代理士 [012-99]、船舶代理店事務員 [035-99]、倉庫事務員 [039-02]、駅務員 [042-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)無線通信機器を操作してパイロットと通信し、離着陸の順位付けや許可の

- 指示などの仕事に従事するもの [011-01 航空管制官]
- (2)海事代理士の資格を有し、他人の求めに応じて、船舶の登記・登録・検査の申請などの代理及びそれらの手続きに必要な書類作成の仕事に従事するもの [012-99 海事代理士]
- (3)外航船舶の入出港手続きの代行、船内荷役の手配などの仕事に従事するもの [035-99 船舶代理店事務員]
- (4)倉庫において資材・製品等の受け入れ・保管・出荷に関する事務の仕事に従事するもの [039-02 倉庫事務員]
- (5)乗車券の販売、改札、乗換の案内などの仕事に従事するもの [042-01 駅務員]

042-03 郵便事務員

郵便局等において、郵便物等の引き受け、印紙・切手・はがきの販売などの郵便窓口の仕事に従事するもの及び郵便物の仕分け・継ぎ送りの仕事に従事するものをいう。

郵便区分機を操作する仕事に従事するものを含む。

郵便局以外で行っている宅配便は除く。

- 郵便区分員、郵便継送係員、郵便局小包係、郵便仕分作業員、郵便局郵便窓口係、郵便内務員
 - × 社内集配係 [035-99]、郵便局貯金窓口係 [038-02]、郵便局保険窓口係 [040-99]、郵便取集員 [082-03]、郵便配達員 [082-03]、宅配便仕分け作業員 [095-02]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)会社内において郵便物の仕分け・配付の仕事に従事するもの [035-99 社内集配係]
- (2)ゆうちょ銀行の代理店である郵便局の貯金窓口において現金・為替などの受け払いの仕事に従事するもの [038-02 郵便局貯金窓口係]
- (3)郵便局の保険窓口において保険料の収納、保険金・年金の支払い請求の受付、契約者貸付の受付などの仕事に従事するもの [040-99 郵便局保険窓口係]
- (4)郵便ポストから郵便物を取り集める仕事に従事するもの [082-03 郵便取集員]
- (5)郵便物を配達する仕事に従事するもの [082-03 郵便配達員]
- (6)宅配便貨物の仕分けの作業に従事するもの [095-02 宅配便仕分け作業員]

043 コンピュータ等事務用機器操作の職業

パーソナルコンピュータなどの事務用機器により文書などを作成する仕事、インターネットホームページの情報更新などのウェブサイトを維持・管理する仕事、コンピュータにデータを入力する仕事などの事務用機器を操作する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 043-01 パーソナルコンピュータ 操作員、ホームページ関連事務員
- 043-02 データ入力事務員
- 043-99 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業

043-01 パーソナルコンピュータ 操作員、ホームページ関連事務員

上司などの指示のもとに、パーソナルコンピュータを操作して定型的な文書・表などを作成・編集する仕事に従事するもの（パーソナルコンピュータ 操作員）及びウェブサイトに掲載された文字・数字情報、画像などの更新などのウェブサイトの維持・管理に関する仕事に従事するもの（ホームページ関連事務員）をいう。

ただし、もっぱらパーソナルコンピュータを操作して職務を遂行する職業を分類し、経理や在庫管理等の本来業務の遂行に付随してパーソナルコンピュータを操作する場合は、従事する仕事に即して分類する。

- 0A 事務員、パソコン操作員、PC 操作員、ホームページ更新係員、ホームページ更新事務員
- × NC 工作機械プログラマー [009-03]、社外ヘルプデスク受付係（電話によるもの） [036-01]、通信販売受付事務員（電話によるもの） [036-01]、ユーザーサポート受付係（電話によるもの） [036-01]、インターネット通信販売受付事務員 [036-04]、在庫管理事務員 [039-02]、データ入力オペレーター [043-02]、汎用機オペレーター [043-99]、パソコン訪問サポート員 [058-99]、DTP オペレーター [073-06]、CAD オペレーター（建築製図） [080-04]、CAD オペレーター（機械製図） [080-05]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [080-05]、アパレル CAD オペレーター [080-06] なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 工作機械による加工プログラムを作成する仕事にもっぱら従事するもの [009-03 NC 工作機械プログラマー]
- (2)他の事業所からヘルプデスク機能を受託している会社において、障害・不具合の発生などを電話で受け付け、対応する仕事に従事するもの [036-01 社外ヘルプデスク受付係（電話によるもの）]
- (3)通信販売事業者のコールセンターにおいて電話による注文商品をコンピュータに入力する仕事に従事するもの [036-01 通信販売受付事務員（電話によるもの）]
- (4)市販のハードウェア・ソフトウェアの操作方法・設定方法などに関する電

- 話・メールなどによる問い合わせに対応する仕事に従事するもの〔036-01 ユーザーサポート受付係（電話によるもの）〕
- (5)ウェブショップを通じて商品を販売するため、コンピュータを使用して商品の登録・注文受付の仕事に従事するもの〔036-04 インターネット通信販売受付事務員〕
- (6)コンピュータを使用して商品の在庫を管理する仕事に従事するもの〔039-02 在庫管理事務員〕
- (7)パーソナルコンピュータ等を使用してデータを入力する仕事に従事するもの〔043-02 データ入力オペレーター〕
- (8)汎用電子計算機の操作等の仕事に従事するもの〔043-99 汎用機オペレーター〕
- (9)個人宅に訪問しコンピュータの設定、操作方法の説明などを行う仕事に従事するもの〔058-99 パソコン訪問サポート員〕
- (10)パーソナルコンピュータ上で作動する DTP ソフトウェアを使用して、デザイナー・編集者などの指示のもとに印刷用の版の元になる電子データを作成する仕事に従事するもの〔073-06 DTP オペレーター〕
- (11)パーソナルコンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、建築物・機械器具などの図面を作成する仕事及び型紙を製図する仕事に従事するもの〔080-04 CAD オペレーター（建築製図）、080-05 CAD オペレーター（機械製図）、080-05 CAD オペレーター（電気・電子製図）、080-06 アパレル CAD オペレーター〕

043-02 データ入力事務員

電子計算機にデータを入力する仕事及び入力した記録内容を検査する仕事に従事するものをいう。

- キーパンチャー、データ入力作業員、データエントリー係員、データ入力オペレーター、テロップ制作係（放送）
- × パソコン操作員〔043-01〕、ホームページ関連事務員〔043-01〕、OCR（光学式文字読取装置）オペレーター〔043-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パーソナルコンピュータを操作して、予定表・申請書などの定型的な文書・表を作成・編集する仕事に従事するもの〔043-01 パソコン操作員〕
- (2)ウェブサイトに掲載された情報・画像などを更新する仕事に従事するもの〔043-01 ホームページ関連事務員〕
- (3)OCR（光学式文字読取装置）を操作して書類に記載された文字・数字情報などを読み取る仕事に従事するもの〔043-99 OCR（光学式文字読取装置）オペ

レーター]

043-99 その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業

汎用電子計算機、これとオンラインで作動する機器又は光学式文字読取装置の操作、その他 043-01～043-02 に含まれない、事務用機器の操作等の仕事をいう。

○ コンピュータ設定係員、コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）、スキャニング作業員、ソフトウェア動作テスト係員、電子計算機オペレーター、汎用機オペレーター、メインフレームオペレーター、OCR（光学式文字読取装置）オペレーター、PC キットティング係員

× 社内ヘルプデスク [010-05]、サービスエンジニア（コンピュータ） [075-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 基幹業務システム、社内情報システム、社内の IT 機器などの操作方法に関する問い合わせへの対応、不具合の対処などの仕事に従事するもの [010-05 社内ヘルプデスク]

(2) コンピュータ・コピー機などの保守・修理の作業に従事するもの [075-02 サービスエンジニア（コンピュータ）]

07 販売・営業の職業

商品の仕入・販売の仕事、不動産・有価証券等の売買・売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事並びに商品販売・製造・サービス提供などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結及び保険の代理・募集等の営業の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主に事業の経営・管理に関する仕事 [大分類 01 管理的職業]

(2)販売に伴う接客サービスの仕事 [大分類 09 サービスの職業]

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 044 小売店・卸売店店長
- 045 販売員
- 046 商品仕入・再生資源卸売の職業
- 047 販売類似の職業
- 048 営業の職業

044 小売店・卸売店店長

小売店・卸売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

なお、主に経営・管理の仕事に従事するものは、法人事業所の場合 [002 法人・団体管理職員] に、個人事業の場合 [003 その他の管理的職業] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 044-01 小売店店長
- 044-02 卸売店店長

044-01 小売店店長

小売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

- 衣料品店店長（主に販売の仕事に従事するもの）、ガソリンスタンド店長（主に販売の仕事に従事するもの）、家電量販店店長（主に販売の仕事に従事するもの）、小売店長（主に販売の仕事に従事するもの）、コンビニエンスストア店長（主に販売の仕事に従事するもの）、スーパーマーケット店長（主に販売の仕事に従事するもの）、ドラッグストア店長（薬剤師ではないもの：主に販売の仕事に従事するもの）、ホームセンター店長（主に販売の仕事に従事するもの）、洋服小売店店長（主に販売の仕事に従事するもの）
- × ガソリンスタンド店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの） [002-01]、小売店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの） [002-01]、ネットショップ店長 [036-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)法人である小売店の店長であって主に経営・管理の仕事に従事するもの
[002-01 ガソリンスタンド店長(会社:主に管理的な仕事に従事するもの)、
002-01 小売店長(会社:主に管理的な仕事に従事するもの)]
- (2)ECサイトの管理者であって商品の注文受付・発送・在庫管理、問合せへの
対応などの仕事に従事するもの [036-04 ネットショップ店長]

044-02 卸売店店長

卸売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもの
のうち、主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいう。

- 卸売店長(主に販売の仕事に従事するもの)、飲食料品卸売店店長(主に販売の
仕事に従事するもの)、卸売市場仲卸人(店長)、卸売店主、卸売店長、建築資材卸売
店長(主に販売の仕事に従事するもの)、飼料・肥料卸売店長(主に販売の仕事に従
事するもの)、仲卸人(中央・地方卸売市場)
- × 卸売店長(会社:主に管理的な仕事に従事するもの) [002-01]

なお、法人である卸売店の店長であって主に経営・管理の仕事に従事するもの
は、[002-01 卸売店長(会社:主に管理的な仕事に従事するもの)]に分類する。

045 販売員

小売店又は卸売店において、有体的商品を販売する仕事又は有体的商品を携行して他人を訪問する等し販売する仕事に従事するものをいう。

古物商の店舗において、古物の買い入れ・販売の仕事に従事するものは、古物の種類に即して〔045のいずれかの分類項目〕に分類する。ただし、質店において古物の買い入れ・販売の仕事に従事するもの〔047 不動産仲介・保険代理人等販売類似の職業〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)旅行商品、宝くじ、商品券、映画の前売り券などの有体的商品以外の商品を販売する仕事に従事するもの〔047 販売類似の職業〕
- (2)商品の仕入先を訪問し、仕入れに関する取引上の交渉・契約の締結などを行う仕事に従事するもの〔046 商品仕入・再生資源卸売の職業〕
- (3)他人を訪問する等し、商品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの〔048 営業の職業〕
- (4)物品を賃貸しする仕事に従事するもの〔058 その他のサービスの職業〕
- (5)配達の仕事に従事するもの〔082 配送・集荷の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 045-01 レジ係
- 045-02 百貨店販売店員
- 045-03 コンビニエンスストア店員
- 045-04 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）
- 045-05 食品スーパーマーケット販売店員
- 045-06 飲食料品販売店員
- 045-07 衣料品販売店員
- 045-08 医薬品販売店員
- 045-09 化粧品販売店員
- 045-10 電気機器販売店員
- 045-11 携帯電話販売店員
- 045-12 自動車販売店員、自動車用品販売店員
- 045-13 ガソリンスタンド店員
- 045-14 他の商品販売店員
- 045-15 商品実演販売員
- 045-16 商品訪問・移動販売員

045-01 レジ係

小売店のレジカウンター（セルフレジを含む。）において、商品代金の精算、販売の仕事に従事するものをいう。

- キャッシャー（小売店）、スーパーレジ係、レジスター係、レジチェッカー
- × 会計係（飲食店）〔038-01〕

なお、レストランなどの飲食店のレジカウンターにおいて飲食代金を精算する

仕事にもっぱら従事するものは、[038-01 会計係（飲食店）]に分類する。

045-02 百貨店販売店員

百貨店（デパート）において商品の検収検品・陳列・販売・補充、商品管理、来店者への応対などの各種仕事に従事するものをいう。

主に商品の仕入れ・販売などの仕事に従事する売場責任者（フロアマネージャー）を含む。

ただし、以下のものを除く。

(1)商品の実演販売の仕事に従事するもの [045-15 マネキン販売員]

(2)百貨店の店舗にテナントとして入居している小売店の売場において販売の仕事に従事するもの [販売する商品の種類に即して分類する：045-06 飲料品販売店員、045-07 衣料品販売店員、045-08 医薬品販売店員、045-09 化粧品販売店員 など]

○ デパート店員、百貨店販売員、百貨店店員（販売員）、フロアマネージャー（デパート）

× 企画係事務員（百貨店）[033-03]、百貨店仕入係 [040-99]、レジ係 [045-01]、飲料品販売店員 [045-06]、衣料品販売店員 [045-07]、医薬品販売店員 [045-08]、化粧品販売店員 [045-09]、マネキン販売員 [045-15]、商品券販売員 [047-99]、百貨店外商部員（営業員）[048-99]、案内係（百貨店）[056-99]、贈答品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)百貨店の開催する催事の企画・運営の仕事に従事するもの [033-03 企画係事務員（百貨店）]

(2)百貨店において商品の仕入れの仕事に従事するもの [040-99 百貨店仕入係]

(3)レジカウンターにおいて商品代金を精算する仕事にもっぱら従事するもの [045-01 レジ係]

(4)商品券を販売する仕事にもっぱら従事するもの [047-99 商品券販売員]

(5)百貨店の外商部に所属し、個人宅・法人事業所を訪問して商品を販売する仕事に従事するもの [048-99 百貨店外商部員（営業員）]

(6)百貨店において売場案内の仕事に従事するもの [056-99 案内係（百貨店）]

(7)商品を包装する作業にもっぱら従事するもの [097-01 贈答品包装作業員]

045-03 コンビニエンスストア店員

コンビニエンスストアにおいて、来店者への応対、商品の陳列・補充、宅配便の受付、各種料金の支払い受付、ファストフードの調理、在庫管理などの仕事に従事するものをいう。

○ コンビニエンスストア店員(主に販売の仕事に従事するもの)、クルー（コンビニエ

ンスストア)

- × 店舗開発事務員（コンビニエンスストア）[033-03]、フランチャイズチェーン・スーパーバイザー [040-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンビニエンスストア本部の出店計画にもとづいて候補地の選定、商圈の市場調査、店舗内装の調整、什器・設備の手配などの仕事に従事するもの [033-03 店舗開発事務員（コンビニエンスストア）]
- (2)フランチャイズチェーンの加盟店を訪問し、商品の品揃え・陳列方法・販売促進・在庫管理・品質管理、従業員の育成などに関する指導・支援を行う仕事に従事するもの [040-99 フランチャイズチェーン・スーパーバイザー]

045-04 総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）

各種の商品を幅広く販売する、総合スーパーマーケット・ホームセンター・ディスカウントストア・ドラッグストアなどの小売店において、商品の検収検品・陳列・販売・補充、在庫管理、来店者への対応などの仕事に従事するものをいう。

ただし、ホームセンターなどの店舗にテナントとして入居している小売店の売場において販売の仕事に従事するもの [販売する商品の種類に即して分類する：045-06 飲食料品販売店員、045-07 衣料品販売店員、045-10 電気機器販売店員、045-11 携帯電話販売店員 など] を除く。

- 総合スーパーマーケット店員、ディスカウントストア店員、ドラッグストア店員（各種商品を販売するもの）、ホームセンター店員
- × レジ係 [045-01]、食品スーパーマーケット店員 [045-05]、飲食料品販売店員 [045-06]、衣料品販売店員 [045-07]、医薬品登録販売者 [045-08]、ドラッグストア店員（医薬品登録販売者） [045-08]、化粧品販売員 [045-09]、電気機器販売店員 [045-10]、携帯電話販売店員 [045-11]、商品券販売員 [047-99]、サービスカウンター係（小売店） [058-99]、贈答品包装作業員 [097-01]、ショッピングカート回収員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)レジカウンターにおいて商品代金の精算、販売の仕事に従事するもの [045-01 レジ係]
- (2)主な販売商品が飲食料品であるスーパーマーケット（食品スーパー）において、商品の検収検品・陳列・販売・補充・在庫管理、来店者への対応などの各種仕事に従事するもの [045-05 食品スーパーマーケット店員]
- (3)医薬品登録販売者の資格を有し、ドラッグストア・総合スーパーマーケットの医薬品売場において一般用医薬品の販売の仕事に従事するもの [045-08 医薬品登録販売者]
- (4)ドラッグストア（医薬品販売を中心としたもの）などの小売店において、主

- として一般用医薬品の陳列・販売・補充、管理、医薬品に関する情報提供、来店者への対応などの仕事に従事するもの〔045-08 ドラッグストア店員(医薬品登録販売者)〕
- (5)店舗内の化粧品売場に他社から出向いて配置され、販売の仕事に従事するもの〔045-09 化粧品販売員〕
- (6)商品券を販売する仕事に従事するもの〔047-99 商品券販売員〕
- (7)サービスカウンターにおいて売場案内、領収証の発行、返品・返金の受付、進物の包装、店内放送、拾得物・遺失物の受付などの仕事に従事するもの〔058-99 サービスカウンター係(小売店)〕
- (8)商品を包装する作業にもっぱら従事するもの〔097-01 贈答品包装作業員〕
- (9)客が利用したショッピングカート(手押し車)を駐車場などから回収する作業に従事するもの〔099-99 ショッピングカート回収員〕

045-05 食品スーパーマーケット販売店員

主な販売商品が飲食料品であるスーパーマーケット(食品スーパー)において、商品の検収検品・陳列・販売・補充、在庫管理、来店者への対応などの各種仕事に従事するものをいう。

ただし、商品の実演販売の仕事に従事するもの〔045-15 マネキン販売員〕を除く。

- 食品スーパーマーケット店員、食品スーパーマーケット販売員
- × スーパーマーケット店長(主に販売の仕事に従事するもの)〔044-01〕、レジ係〔045-01〕、マネキン販売員〔045-15〕、サービスカウンター係(小売店)〔058-99〕、パン製造工〔072-01〕、食肉加工係(スーパーマーケット)〔072-02〕、鮮魚加工係(スーパーマーケット)〔072-03〕、惣菜製造工〔072-05〕、弁当製造工〔072-05〕、生鮮食品包装係(食品スーパーマーケット)〔097-01〕、ピッキング作業員〔098-02〕、小売店品出し・陳列・補充作業員〔099-02〕、ショッピングカート回収員〔099-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スーパーマーケットの店舗を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもの〔044-01 スーパーマーケット店長(主に販売の仕事に従事するもの)〕
- (2)レジカウンターにおいて商品代金を精算する仕事にもっぱら従事するもの〔045-01 レジ係〕
- (3)スーパーマーケットのサービスカウンターにおいて売場案内、進物の包装、領収証の発行、返品・返金の受付、店内放送、拾得物・遺失物の受付などの仕事に従事するもの〔058-99 サービスカウンター係(小売店)〕
- (4)食品スーパーマーケットの店舗内で各種のパンを製造する作業、惣菜・弁当を製造する作業に従事するもの〔072-01 パン製造工、072-05 惣菜製造工、

072-05 弁当製造工]

- (5)食品スーパーマーケットの精肉部門又は鮮魚部門において、鳥獣肉又は水産物の加工、包装（トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列・補充などの作業に従事するもの [072-02 食肉加工係（スーパーマーケット）、072-03 鮮魚加工係（スーパーマーケット）]
- (6)食品スーパーマーケットの青果部門において、野菜・果物の小分け、包装（袋詰め、トレイ盛り、ラップ掛け、値札貼付など）、陳列・補充などの作業に従事するもの [097-01 生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）、099-02 小売店品出し・陳列・補充作業員]
- (7)食品スーパーマーケットにおいてインターネットで注文を受けた商品を倉庫・売場の商品棚から取り集め、配達先別に梱包する作業に従事するもの [098-02 ピッキング作業員]
- (8)食品スーパーマーケットにおいて、客が利用したショッピングカート（手押し車）を駐車場などから回収する作業にもっぱら従事するもの [099-99 ショッピングカート回収員]

045-06 飲食料品販売店員

飲食料品を専門に扱う小売店において商品の陳列・補充、来店者への対応、商品代金の精算などの仕事に従事するものをいう。

飲食料品を専門に扱う卸売店において商品の仕入れ・注文受付・販売の仕事に従事するものを含む。

- 菓子・パン販売店員、カフェ店員（セルフサービス店）、コーヒー販売店員、魚屋店員、食肉仲卸販売員、食料品販売店員、水産仲卸販売員、青果仲卸販売員、ハンバーガーショップ店員（レジ担当）、ベーカリーショップ店員、八百屋店員
- × 卸売市場仲卸人（店長） [044-02]、飲食物販売人（移動販売車） [045-16]、ファストフード店調理員 [055-05]、持ち帰り弁当調理員（持ち帰り弁当専門店） [055-99]、弁当製造工 [072-05]、宅配ピザ配達員 [082-01]、宅配弁当配達員 [082-01]、清涼飲料ルートセールス員 [082-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)卸売市場における仲卸の仕事に従事するもの [044-02 卸売市場仲卸人（店長）]
- (2)キッチンカー（移動販売車）でクレープなどの飲食物を製造・販売する仕事に従事するもの [045-16 飲食物販売人（移動販売車）]
- (3)ファストフード店において、専らその場で飲食する客に提供する目的でハンバーガー・フライドチキン・サンドイッチ・ピザなどをつくる仕事に従事するもの [055-05 ファストフード店調理員]
- (4)客の注文に応じて持ち帰り弁当を調製・販売する仕事に従事するもの [055-

- 99 持ち帰り弁当調理員（持ち帰り弁当専門店）]
- (5)販売用の弁当をつくる仕事に従事するもの [072-05 弁当製造工]
- (6)ピザ・弁当・飲料などを注文者の指定する場所に配達する仕事にもっぱら従事するもの [082-01 宅配ピザ配達員、082-01 宅配弁当配達員]
- (7)自動販売機に清涼飲料を補充する仕事に従事するもの [082-02 清涼飲料ルートセールス員]

045-07 衣料品販売店員

衣料品を専門に扱う小売店において、商品の検収検品・陳列・販売・補充、商品管理、来店者への対応、商品代金の精算などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)繊維製品を扱う卸売店において商品の仕入れ・注文受付・販売の仕事に従事するもの
- (2)和服を販売する仕事に従事するもの
- 衣服販売店店員、子供服販売店員、呉服卸販売員、呉服販売員、紳士服販売店員、繊維・糸・布卸店員、婦人服販売店員、リサイクルショップ販売員（古着）
- × 衣料品店店長（主に販売の仕事に従事するもの）[044-01]、かばん販売店員 [045-14]、くつ販売店員 [045-14]、眼鏡販売店員 [045-14]、ジュエリー製品販売店員 [045-14]、寝具販売店員 [045-14]、時計販売店員 [045-14]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)衣料品を扱う小売店を経営・管理し、自ら商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するもの [044-01 衣料品店店長（主に販売の仕事に従事するもの）]
- (2)小売店においてかばん・靴・寝具などの身の回り品を販売する仕事に従事するもの [045-14 かばん販売店員、045-14 くつ販売店員、045-14 寝具販売店員]
- (3)小売店において金・銀加工製品、宝石類を販売する仕事に従事するもの [045-14 ジュエリー製品販売店員]
- (4)小売店において時計・メガネを販売する仕事に従事するもの [045-14 時計販売店員、045-14 眼鏡販売店員]

045-08 医薬品販売店員

薬局、ドラッグストア（医薬品販売を中心としたもの）などの小売店において、主として一般用医薬品の陳列・販売・補充、管理、医薬品に関する情報提供、来店者への対応などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)一般用医薬品を扱う卸売店において商品の仕入れ・注文受付・販売の仕事に

従事するもの

(2)動物用医薬品（要指示医薬品を除く）を販売する仕事に従事するもの

- 医薬品登録販売者、動物用医薬品登録販売者、ドラッグストア店員（医薬品登録販売者）
- × 薬剤師（調剤薬局）[021-04]、調剤薬局受付係 [037-02]、ドラッグストア店員（各種商品を販売するもの）[045-04]、家庭薬配置員 [045-16]、医薬品卸販売担当者（MS）[048-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)薬剤師の免許を有し、調剤薬局において処方せんにもとづく医薬品の調剤・服薬指導・管理の仕事に従事するもの [021-04 薬剤師（調剤薬局）]
- (2)調剤薬局において、調剤報酬明細書（レセプト）の作成、処方せんの受付、調剤費の請求、調剤録・薬歴簿の作成・管理などの仕事に従事するもの [037-02 調剤薬局受付係]
- (3)各種の商品を一括して販売する大規模なドラッグストアにおいて、商品の検収検品・陳列・販売・補充、在庫管理、来店者への対応などの仕事に従事するもの [045-04 ドラッグストア店員（各種商品を販売するもの）]
- (4)家庭薬などの商品を携行して他人を訪問する等し販売する仕事に従事するもの [045-16 家庭薬配置員]
- (5)薬局・病院などに医薬品を卸販売する仕事に従事するもの [048-03 医薬品卸販売担当者（MS）]

045-09 化粧品販売店員

化粧品を扱う小売店、百貨店・総合小売店等の化粧品売場において商品の陳列・販売・補充、在庫管理、来店者への対応などの仕事に従事するものをいう。

化粧品を扱う卸売店において商品の仕入れ・注文受付・販売の仕事に従事するものを含む。

- 化粧品販売員、美容部員（化粧品販売）
- × 美容指導員 [045-15]、化粧品訪問販売員 [045-16]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化粧品の実演販売の仕事に従事するもの [045-15 美容指導員]
- (2)化粧品の訪問販売の仕事に従事するもの [045-16 化粧品訪問販売員]

045-10 電気機器販売店員

電器店・家電量販店などにおいて、主として電気製品の陳列・販売・補充、在庫管理、来店者への対応、商品代金の精算、修理の受付などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)電気製品の販売に付随して配達・据え付けの仕事に従事するもの
 - (2)中古家電製品の買い入れ・販売の仕事に従事するもの
 - (3)家電量販店の売場に他社から派遣・配置されて担当製品を販売する仕事に従事するもの
- 家電量販店販売員、電器店員、中古電気製品販売店員
- × 出荷事務員 [039-02]、倉庫管理係 [039-02]、納品検査係員 [039-02]、家電量販店店長（主に販売の仕事に従事するもの）[044-01]、レジ係 [045-01]、携帯電話販売員 [045-11]、商品実演販売員 [045-15]、エアコン取付作業員（家庭用）[094-05]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)製品・資材などを出荷するため、送り状・納品書などの書類を作成する仕事に従事するもの [039-02 出荷事務員]
 - (2)家庭用電気製品の製造工場において入荷・保管・出荷などの倉庫管理の仕事に従事するもの [039-02 倉庫管理係]
 - (3)家電量販店において電気製品の納品検査の仕事に従事するもの [039-02 納品検査係員]
 - (4)家電量販店を経営・管理し、自ら仕入れ・販売などの仕事に従事するもの [044-01 家電量販店店長（主に販売の仕事に従事するもの）]
 - (5)家電量販店のレジカウンターにおいて商品の代金を精算する仕事にもっぱら従事するもの [045-01 レジ係]
 - (6)家電量販店の携帯電話機売場において携帯電話機を販売する仕事に従事するもの [045-11 携帯電話販売員]
 - (7)家庭用電気製品を実演販売する仕事に従事するもの [045-15 商品実演販売員]
 - (8)客の購入した家庭用エアコンを据え付ける作業にもっぱら従事するもの [094-05 エアコン取付作業員（家庭用）]

045-11 携帯電話販売店員

携帯電話（スマートフォンを含む。）を扱う小売店において、携帯電話の本体及び操作方法の説明、料金体系・サービス内容の説明、携帯電話の初期設定、機種・料金プランの変更など各種変更手続き、故障・修理の受付などの仕事に従事するものをいう。

- 携帯電話ショップ店員、携帯電話ショップ販売員、携帯電話販売員
- × コールセンターオペレーター [036-01]

なお、電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、携帯電話機に関する各種問い合わせへの対応の仕事に従事するものは、[036-01 コールセンターオペレーター] に分類する。

045-12 自動車販売店員、自動車用品販売店員

自動車販売会社の店舗において、来店者への応対、自動車の説明・下取り・買入れ・販売などの仕事に従事するもの（自動車販売店員）及び自動車用品を扱う小売店において商品の検収・陳列・補充・在庫管理、商品代金の精算、来店者への応対などの仕事に従事するもの（自動車用品販売店員）をいう。

○ 中古自動車販売員、中古車販売員

× 自動車営業員 [048-05]、自動車整備・修理工 [075-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)他人を訪問する等し、自動車の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの [048-05 自動車営業員]
- (2)自動車の点検・整備・修理の作業に従事するもの [075-03 自動車整備・修理工]

045-13 ガソリンスタンド店員

ガソリンスタンドにおいて、ガソリン・軽油・灯油・自動車用品などの販売、洗車、燃料油の配達などの仕事に従事するものをいう。

セルフサービス方式のガソリンスタンドにおいて、給油の監視、給油方法の説明、自動車用品の販売などの仕事に従事するものを含む。

○ ガススタンド充填員、ガソリンスタンドサービスマン、セルフスタンド店員

× 自動車整備・修理工 [075-03]、洗車作業員 [096-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車の点検・整備・修理の作業に従事するもの [075-03 自動車整備・修理工]
- (2)洗車の作業にもっぱら従事するもの [096-07 洗車作業員]

045-14 他の商品販売店員

かばん・靴・寝具・家具・花卉・書籍・時計・宝飾品・玩具・眼鏡・文房具・自転車・ペットの販売、その他 045-01～045-13 に含まれない、小売店又は卸売店における商品販売の仕事に従事するものをいう。

○ 家具販売店員、楽器販売店員、かばん販売店員、玩具店店員、くつ販売店員、古書店員、骨とう商店員、コンタクトレンズ販売店員、書店店員、自転車販売店員、ジュエリー製品販売店員、シューフィッター、寝具販売店員、スポーツ用品販売店員、生花装飾スタッフ、中古ゲームソフト販売店員、時計販売店員、売店販売員、フラワーショップ店員、文房具販売店員、ペットショップ店員、身の回り品販売店員、眼鏡販売店員、福祉用具販売員、CDショップ店員

× 金券ショップ販売員 [047-99]、福祉用具専門相談員 [049-10]、レンタルビデオ店員 [058-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金券ショップにおいて商品券・鉄道乗車券・プリペイドカードなどの金券類の買い入れ・販売の仕事に従事するもの [047-99 金券ショップ販売員]
- (2)福祉用具専門相談員の資格を有し福祉用具の賃貸し・販売の仕事に従事するもの [049-10 福祉用具専門相談員]
- (3)レンタルビデオ店において商品の賃貸し・点検・管理などの仕事に従事するもの [058-03 レンタルビデオ店店員]

045-15 商品実演販売員

小売店の店頭などにおいて、商品の説明・実演などを行う宣伝販売の仕事に従事するものをいう。

- 商品販売実演者、デモンストレーター（実演販売を行うもの）、美容指導員、ファッションマネキン、マネキン販売員
- × 飲食物販売人（移動販売車） [045-16]

なお、自動車などの移動性店舗において飲食物などを調理・販売する仕事に従事するものは、[045-16 飲食物販売人（移動販売車）]に分類する。

045-16 商品訪問・移動販売員

商品を携行して他人を訪問する等し販売する仕事に従事するもの（商品訪問販売員）、店舗を有せず呼売り・立ち売り・列車内などで飲食物・商品を調理・販売する仕事に従事するもの及び自動車・屋台・露店などの移動性店舗で飲食物・商品を販売する仕事に従事するもの（移動販売員）をいう。

- 飲食物販売人（移動販売車）、家庭薬配置員、化粧品訪問販売員、娯楽場立売販売員、立売スタッフ、豆腐呼売り、屋台飲食物販売人、列車内販売員、露店商、露店販売員
- × テレフォンアポインター [036-02]、売店販売員 [045-14]、営業の職業 [048：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電話による、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘などの仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]
- (2)娯楽場・駅構内の売店において商品を販売する仕事に従事するもの [045-14 売店販売員]
- (3)商品を携行せずに他人を訪問する等し、商品の説明、販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの [048 営業の職業：扱う商品・サービスの種類に即して分類する]

046 商品仕入・再生資源卸売の職業

商品仕入に関する取引上の交渉、契約の締結の仕事及び再生資源の回収・買い入れ・卸売の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 046-01 商品仕入営業員
- 046-02 再生資源回収・卸売人

046-01 商品仕入営業員

他人を訪問する等し、商品仕入れに関する取引上の交渉、契約の締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 仕入営業員、仕入係（外勤を主とするもの）、バイヤー
- × マーチャンダイザー（百貨店）〔033-03〕、用度係事務員〔038-99〕、原材料仕入事務員〔039-01〕、商品仕入係〔040-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)アパレルメーカー・百貨店などにおいて商品計画、品揃え構成、陳列・広告・販売促進方針などを立案・管理する仕事に従事するもの〔033-03 マーチャンダイザー（百貨店）〕
- (2)事業所で使用する、文房具・事務用品などの消耗品・備品を調達する仕事に従事するもの〔038-99 用度係事務員〕
- (3)工場などの生産現場において生産に必要な原料・部材などを調達する仕事に従事するもの〔039-01 原材料仕入事務員〕
- (4)電話等を使用して価格・納期などの取引条件を確認して商品を仕入れる仕事に従事するもの〔040-99 商品仕入係〕

046-02 再生資源回収・卸売人

古紙・金属スクラップ・ガラスびんなどの再生資源の回収・買い入れ・卸売の仕事に従事するものをいう。

ただし、再生資源の回収作業にのみ従事するもの〔095-02 再生資源回収作業員（回収作業にのみ従事するもの）〕を除く。

- 再生資源卸売人、再生資源回収人（卸売まで行うもの）、再生資源仲買人、リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）
- × リサイクルショップ販売員（古着）〔045-07〕、中古電気製品販売店員〔045-10〕、古書店員〔045-14〕、骨とう商店員〔045-14〕、中古ゲームソフト販売店員〔045-14〕、中古車販売員〔045-12〕、質屋店員〔047-99〕、再生資源回収作業員（回収作業にのみ従事するもの）〔095-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小売店において古物の買い入れ・販売の仕事に従事するもの〔中分類 045 の小分類のうち取扱う古物に即して分類する：045-07 リサイクルショップ販売員（古着）、045-10 中古電気製品販売店員、045-12 中古車販売員、045-14 古書店員、045-14 骨とう商店員、045-14 中古ゲームソフト販売店員など〕
- (2)質屋において古物の買い入れ・販売の仕事に従事するもの〔047-99 質屋店員〕

047 販売類似の職業

他人の間に立った売買の取り次ぎ、あっ旋、他人のための売買の代理、不動産・有価証券の売買等、保険・金融の仲立ち及びクリーニング等の注文の受け入れなどの販売に類似する仕事をいう。

なお、他人を訪問する等して、不動産・有価証券の売買などに関する取引上の勧誘、保険の募集を行う仕事は、[048 営業の職業]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 047-01 不動産仲介・売買人
- 047-02 保険代理人、保険仲立人
- 047-03 クリーニング等受入係員
- 047-99 その他の販売類似の職業

047-01 不動産仲介・売買人

店舗において、土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの（不動産仲介人）及び土地・建物の売買・交換の仕事に従事するもの（不動産売買人）をいう。

- 土地建物売買人、土地建物仲立人、不動産仲介人、不動産売買人
- × 不動産営業員 [048-08]

なお、他人を訪問する等し、不動産の売買・貸借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものは、[048-08 不動産営業員]に分類する。

047-02 保険代理人、保険仲立人

保険代理店において、生命・火災・自動車・傷害・その他の保険について契約の締結、保険料の収納などの代理又は媒介の仕事に従事するもの（保険代理人）及び保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行い、保険契約の締結を媒介する仕事に従事するもの（保険仲立人）をいう。

- 生命保険代理店主、保険代理店主、保険担当者（銀行）、保険ブローカー
- × 海事鑑定人 [020-99]、金融・保険営業員 [048-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保険会社などにおいて海上保険の保険事故に係る損害調査・査定の仕事に従事するもの [020-99 海事鑑定人]
- (2)他人を訪問するなどして金融商品の案内、保険の募集を行う仕事に従事するもの [048-07 金融・保険営業員]

047-03 クリーニング等受入係員

クリーニング店・クリーニング取次所において被服類・身の回り品のクリーニングの注文受付、洗濯物の点検・タグ付け、クリーニング仕上がり品の受け渡し、料金の精算などの仕事に従事するもの（クリーニング受入係員）及びカメラ店などにおいてカメラ等で撮影した画像のプリント注文受付、プリント仕上がり品の受け渡し、料金の精算などの仕事に従事するもの（写真プリント注文受入係員）をいう。

- クリーニング注文受入係員、クリーニング取次所従事者、デジタル写真プリント注文受入係員
- × ドライクリーニング工 [054-02]、クリーニング集配員 [082-02]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)被服類のドライクリーニング及び洗濯後の仕上げの仕事に従事するもの [054-02 ドライクリーニング工]
 - (2)洗濯物の集配作業にもっぱら従事するもの [082-02 クリーニング集配員]

047-99 その他の販売類似の職業

店舗における有価証券の売買及び売買の媒介・取り次ぎ・代理、株式・債券・為替の取引、質入物件を担保にした金銭の貸付け、商品販売の仲立ち、宝くじの販売、競売による販売、卸売市場における仲卸、商品券等金券類の買い入れ・販売、外貨の両替、その他 047-01～047-03 に含まれない販売類似の仕事を行う。

以下のものを含む。

- (1)質屋において古物の買い入れ・販売の仕事に従事するもの
- (2)ゴルフ場会員権などを委託販売する仕事に従事するもの
- (3)コンサート・演劇などの前売り券を販売する仕事に従事するもの
- 卸売市場せり人、商品券販売員、株式トレーダー、為替ディーラー、競売人、金券ショップ販売員、金融仲立人、結婚式場紹介スタッフ、交換人（パチンコ景品交換所）、ゴルフ会員権販売員、債券トレーダー、質屋店員、質屋店主、証券外務員（内勤のもの）、商品仲立人、宝くじ等販売人、プレイガイドチケット販売員、ブライダル係（百貨店）、両替業務員、有価証券売買・仲立人
- × リサイクルショップ販売員（古着）[045-07]、古書店員 [045-14]、証券外務員（外勤のもの）[048-07]、ゴルフ場会員募集員 [048-99]、旅行案内係（旅行・観光案内所）[058-99]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)古物を扱う小売店において古物を販売する仕事に従事するもの [045-07 リサイクルショップ販売員（古着）、045-14 古書店員など]
 - (2)他人を訪問するなどして有価証券の売買に関する取引上の勧誘などを行う仕事に従事するもの [048-07 証券外務員（外勤のもの）]

- (3)他人を訪問する等し、ゴルフ場などの会員募集に関する勧誘を行う仕事に従事するもの [048-99 ゴルフ場会員募集員]
- (4)旅行・観光案内所において観光地の紹介・案内の仕事に従事するもの [058-99 旅行案内係 (旅行・観光案内所)]

048 営業の職業

他人を訪問する等して行う、商品の販売、建設工事、製造又はサービスの提供に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事、情報システムの販売・提供に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結の仕事、金融商品の売買・保険商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結の仕事、不動産の売買などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結の仕事などの営業の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電話による、商品の販売に関する取引上の勧誘を行う仕事 [036 電話・インターネットによる応接事務の職業]
- (2)商品を携行して他人を訪問する等し、商品の販売に関する取引上の勧誘を行う仕事 [045 販売員]
- (3)路上における広告チラシの配布、個人宅郵便受けへの広告チラシの投入の仕事 [058 その他のサービスの職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 048-01 飲食料品営業員
- 048-02 化学製品営業員
- 048-03 医薬品営業員
- 048-04 機械器具営業員
- 048-05 自動車営業員
- 048-06 通信・情報システム営業員
- 048-07 金融・保険営業員
- 048-08 不動産営業員
- 048-09 広告営業員
- 048-10 建設工事営業員
- 048-11 印刷営業員
- 048-99 その他の営業の職業

048-01 飲食料品営業員

他人を訪問する等し、飲食料品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 飲食料品営業部員、飲食料品販売営業員、飲食料品ルート営業員、営業員（飲食料品卸売業）
- × 自動販売機設置営業員 [048-99]、宅配弁当配達員 [082-01]、清涼飲料ルートセールス員 [082-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲料自動販売機の設置について取引上の勧誘をする仕事に従事するもの [048-99 自動販売機設置営業員]
- (2)契約先の個人宅を巡回して宅配弁当を配達する仕事に従事するもの [082-01 宅配弁当配達員]

(3)清涼飲料を配達するかたわら、取引先の小売店に対して取引量の増加を働きかける仕事に従事するもの〔082-02 清涼飲料ルートセールス員〕

048-02 化学製品営業員

他人を訪問する等し、化学品（医薬品を除く）の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 営業員（化学製品卸売業）、化学品営業部員、化学品ルート営業員、技術営業員（化学品）

× 医薬情報担当者（MR）〔048-03〕、医薬品卸販売担当者（MS）〔048-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)病院・薬局などを訪問し医薬品に関する情報を提供・収集する仕事に従事するもの〔048-03 医薬情報担当者（MR）〕

(2)病院・薬局などを訪問し医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉を行う仕事に従事するもの〔048-03 医薬品卸販売担当者（MS）〕

048-03 医薬品営業員

病院・診療所・薬局などを訪問し、医薬品の効果・使い方・副作用などに関する情報の提供・伝達、医療現場における医薬品の使用に関する情報の収集などを行う仕事に従事するもの（医薬情報担当者（MR））及び医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの（医薬品卸販売担当者）をいう。

以下のものを含む。

(1)薬局・ドラッグストアなどを訪問し、一般用医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの

(2)動物病院などを訪問し、動物用医薬品の効果・副作用に関する情報の提供、動物用医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの

○ 医薬情報担当者（MR）、医薬品卸販売担当者（MS）、営業員（医薬品卸売業）、動物用医薬品販売営業員

× 医療用計測器営業員〔048-04〕、医療用電子応用装置販売営業員〔048-04〕

なお、医療機関などを訪問する等し、医療機器（医療用電子応用装置、医療用計測器など）の販売について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものは、〔048-04 医療用計測器営業員、048-04 医療用電子応用装置販売営業員〕に分類する。

048-04 機械器具営業員

他人を訪問する等し、はん用機械器具(ボイラー・ポンプ・エレベーターなど)、生産用機械器具(農業用機械、建設機械、金属加工機械、半導体製造装置など)、業務用機械器具(事務用機械器具、自動販売機、医療用機械器具、光学機械器具など)、電気機械器具、輸送用機械器具(自動車を除く)などの機械器具の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)機械の製造受注に関する営業の仕事に従事するもの
- (2)中古機械の販売に関する営業の仕事に従事するもの
- (3)軸受・変速機・チェーンなどの機械部品及び金型の販売に関する営業の仕事に従事するもの
- (4)電子部品・電子デバイス・電子回路などの電子機械器具部品の販売に関する営業の仕事に従事するもの
- (5)生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具(自動車を除く)などの機械器具のリースに関する営業の仕事に従事するもの

ただし、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)情報システムの構築に必要な情報通信機械器具・サービスの販売・提供に関する営業の仕事に従事するもの [048-06 システム開発営業員]
 - (2)通信機器の販売に関する営業の仕事に従事するもの [048-06 通信機器販売営業員]
- 医療用計測器営業員、医療用電子応用装置販売営業員、医療用電子機器販売営業員、OA 機器営業員、機械部品販売営業員、光学機械器具販売営業員、技術営業員(電気機器)、技術営業員(半導体、電子部品)、技術営業員(はん用・生産用・業務用機械器具)、金属加工機械販売営業員、建設機械製造受注営業員、生産用機械器具販売営業員、生産用機械リース営業員、セールスエンジニア(電気機器)、セールスエンジニア(電子計算機)、セールスエンジニア(はん用・生産用・業務用機械器具)、船舶製造受注営業員、太陽光発電システム販売営業員、デジタルカメラ販売営業員、鉄道車両製造受注営業員、電気機械器具販売営業員、電気計測器販売営業員、電子応用装置製造受注営業員、電子機器部品販売営業員、電子計算機販売営業員、時計販売営業員、パーソナルコンピュータ販売営業員、発送電用電気機械器具製造受注営業員、半導体製造装置販売営業員、民生用電気機械器具販売営業員
- × 家電量販店販売員 [045-10]、システム開発営業員 [048-06]、通信機器販売営業員 [048-06]

なお、家電量販店において家庭用電気製品を販売する仕事に従事するものは、[045-10 家電量販店販売員] に分類する。

048-05 自動車営業員

他人を訪問する等し、自動車（二輪自動車を含む）の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車販売の付随業務として自動車保険の勧誘の仕事に従事するもの
- (2)自動車のリースに関する営業の仕事に従事するもの

○ 自動車販売営業員

× 自動車販売店員 [045-12]、レンタカー営業所員 [058-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車販売会社の店舗において自動車を販売する仕事に従事するもの [045-12 自動車販売店員]
- (2)レンタカーの営業所において自動車の賃貸しの仕事に従事するもの [058-03 レンタカー営業所員]

048-06 通信・情報システム営業員

他人を訪問する等し、通信回線・通信機器などの利用・販売に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの（通信営業員）及び企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・通信技術にもとづくシステムを提案し、これに必要な製品・サービス（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、システム管理・保守の人員など）の販売・提供に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するもの（情報システム営業員）をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)単体のハードウェアの販売に関する営業の仕事に従事するもの [048-04 パーソナルコンピュータ販売営業員など]
- (2)もっぱらソフトウェア単体の販売に関する営業の仕事に従事するもの [048-99 ソフトウェア販売営業員]

○ CATV 営業員、通信回線営業員、通信機器販売営業員、光回線営業員、ラウンダー（携帯電話機販売）、IT 営業員、システム営業部員、システム開発営業員

× システムコンサルタント [010-01]、テレフォンアポインター [036-02]、携帯電話ショップ店員 [045-11]、パーソナルコンピュータ販売営業員 [048-04]、放送局広告営業部員 [048-09]、ソフトウェア販売営業員 [048-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて、情報処理・通信技術を活用した業務改善の提案などを行う仕事に従事するもの [010-01 システムコンサルタント]
- (2)電話による、インターネット接続サービスの利用に関する取引上の勧誘の

- 仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]
- (3)携帯電話機の販売店において携帯電話機を販売する仕事に従事するもの
[045-11 携帯電話ショップ店員]
- (4)テレビ・ラジオ放送番組の広告枠の販売に関する営業の仕事に従事するもの
[048-09 放送局広告営業部員]

048-07 金融・保険営業員

他人を訪問する等し、預貯金の勧誘、定期積金の集金・期日管理、有価証券の売買に関する取引上の勧誘、販売、保険の募集などを行う仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)貸金業・クレジットカード業・割賦金融業の事業会社において営業の仕事に従事するもの
- (2)保険代理店を訪問し、商品情報の提供、関連制度の説明、代理店の育成指導・支援などを行う仕事に従事するもの
- 銀行等渉外係、決済サービス営業員、証券営業員、証券外務員（外勤のもの）、信販営業員、信用金庫渉外係、信用組合渉外係、郵便局渉外営業員（貯金業務）、生命保険営業員、損害保険営業員
- × コールセンターオペレーター [036-01]、証券事務員 [040-99]、生命保険事務員 [040-99]、損害保険事務員 [040-99]、与信審査事務員 [040-99]、保険代理人 [047-02]、保険仲立人 [047-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保険会社のコールセンターにおいて保険商品を紹介する仕事に従事するもの [036-01 コールセンターオペレーター]
- (2)証券会社の店舗窓口において証券取引の注文受付の仕事に従事するもの [040-99 証券事務員]
- (3)保険契約の契約内容の変更、保険契約の解約、名義変更・通信先変更の手続きなどの契約の保全に関する仕事に従事するもの [040-99 生命保険事務員、040-99 損害保険事務員]
- (4)クレジットカードの発行、資金の貸し付けなどにあたり、信用を供与するため取引先・顧客などの情報を審査・管理する仕事に従事するもの [040-99 与信審査事務員]
- (5)保険代理店において保険契約の締結、保険料の収納などの代理又は媒介の仕事に従事するもの [047-02 保険代理人]
- (6)保険仲立人として保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [047-02 保険仲立人]

048-08 不動産営業員

他人を訪問する等し、土地・建物の売買・賃借などに関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 住宅・不動産会社営業部員、宅地建物営業員、建売住宅営業員、マンション販売営業員、用地仕入営業員

× 住宅展示場案内係 [058-04]、テレフォンアポインター [036-02]、不動産仲介人 [047-01]、住宅建築工事営業員 [048-10]、住宅リフォーム営業員 [048-10]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)住宅展示施設において来場者の受付・案内、電話の対応などの仕事に従事するもの [058-04 住宅展示場案内係]

(2)電話による、商品の販売、サービスの提供に関する取引上の勧誘の仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]

(3)店舗において、土地・建物の売買・賃借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの [047-01 不動産仲介人]

(4)住宅の新築工事に関する営業の仕事に従事するもの [048-10 住宅建築工事営業員]

(5)住宅の外壁塗装などの工事を勧誘する仕事に従事するもの [048-10 住宅リフォーム営業員]

048-09 広告営業員

他人を訪問する等し、放送・印刷物（新聞・雑誌・フリーペーパー等）・インターネット等の媒体を通じて提供される広告について制作の勧誘、取引上の交渉・契約締結、広告枠の仕入れなどを行う仕事に従事するものをいう。

各種媒体において広告枠を販売するため取引上の勧誘・交渉などの仕事に従事するものを含む。

○ 看板広告営業員、広告会社営業部員、広告代理店営業員、広告枠仕入営業員、放送局広告営業部員

× コピーライター [015-01]、グラフィックデザイナー [017-02]、プロデューサー（広告代理店） [020-99]、イベントプランナー [033-03]、印刷営業員 [048-11]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)広告を制作する仕事に従事するもの [015-01 コピーライター、017-02 グラフィックデザイナー、020-99 プロデューサー（広告代理店）]

(2)広告代理店において商品の販売促進イベントを企画・運営する仕事に従事するもの [033-03 イベントプランナー]

(3) 他人を訪問する等し、印刷物の作成について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するもの [048-11 印刷営業員]

048-10 建設工事営業員

他人を訪問する等し、建設工事について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 建設会社営業員、住宅建築工事営業員、住宅工事営業員、住宅リフォーム営業員、住宅リフォーム相談員
- × 太陽光発電システム販売営業員 [048-04]、建売住宅営業員 [048-08]、マンション販売営業員 [048-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)住宅の屋根に設置する太陽光発電システムの販売に関する営業の仕事に従事するもの [048-04 太陽光発電システム販売営業員]
- (2)他人を訪問する等して、戸建て分譲住宅・マンションなどの住宅の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するもの [048-08 建売住宅営業員、048-08 マンション販売営業員]

048-11 印刷営業員

他人を訪問する等し、印刷物の作成について取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結などを行う仕事に従事するものをいう。

- 印刷営業員
- × 広告営業員 [048-09]

なお、他人を訪問する等し、放送・印刷物（新聞・雑誌・フリーペーパー等）・インターネット等の媒体を通じて提供される広告について制作の勧誘、取引上の交渉・契約締結、広告枠の仕入れなどを行う仕事に従事するものは、[048-09 広告営業員] に分類する。

048-99 その他の営業の職業

他人を訪問する等し、個人・団体の国内旅行・海外旅行に関する勧誘、ゴルフクラブ・スポーツクラブなどの会員募集、新聞の購読に関する勧誘、コンピュータ上で作動する各種のパッケージソフトウェアの販売に関する営業、その他 048-01～048-11 に含まれない営業の仕事をいう。

- 会員勧誘員、冠婚葬祭互助会会員募集員、機械警備営業員、ゴルフ場会員募集員、新聞拡張員、新聞販売拡張員、自動販売機設置営業員、スポーツクラブ会員募集員、ソフトウェア販売営業員、百貨店外商部員（営業員）、プリセールスエンジニア（技術営業：パッケージソフトウェア販売）、リゾートクラブ会員募集員、旅行営業員、レジャークラブ会員募集員
- × 旅行商品企画事務員 [033-03]、電話営業スタッフ [036-02]、ゴルフ会員権販売員 [047-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)旅行会社において旅行商品を企画する仕事に従事するもの [033-03 旅行商品企画事務員]
- (2)電話応接業務を専門に行う事業所・部門において、電話による、商品・サービスの紹介、商品の販売・サービスの提供に関する取引上の勧誘、訪問予約の取り付けなどの仕事に従事するもの [036-02 電話営業スタッフ]
- (3)店舗においてゴルフ会員権の委託販売、新規会員の募集の仕事に従事するもの [047-99 ゴルフ会員権販売員]

08 福祉・介護の職業

福祉事務所・児童相談所などの行政機関及び老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの社会福祉施設における専門的な相談・援助・調整・指導などの仕事、高齢者・障害者を対象にした介護・支援計画の作成などの仕事並びに介護保険施設、障害者施設、高齢者・障害者の居宅などにおける身体介護・生活援助の仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 049 福祉・介護の専門的職業
- 050 施設介護の職業
- 051 訪問介護の職業

049 福祉・介護の専門的職業

福祉事務所・児童相談所などにおける、相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事、老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの社会福祉施設における、専門的な相談・助言・援助・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事、高齢者・障害者を対象にした介護サービス計画（ケアプラン）・訪問介護計画及び障害福祉サービス・障害児通所支援事業などにおける個別支援計画の作成の仕事並びに福祉用具の貸与・販売の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 049-01 社会福祉施設管理者
- 049-02 福祉相談・指導専門員
- 049-03 老人福祉施設指導専門員
- 049-04 障害者福祉施設指導専門員
- 049-05 児童福祉施設指導専門員
- 049-06 他の社会福祉施設指導専門員
- 049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 049-08 訪問介護サービス提供責任者
- 049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
- 049-10 福祉用具専門相談員
- 049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

049-01 社会福祉施設管理者

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの福祉施設において、内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-03 幼保連携型認定こども園園長〕は除く。

- 施設管理者（介護施設）、障害者支援施設施設長、児童館館長、児童養護施設施設長、事務長（福祉施設）、短期入所生活介護事業所管理者、特別養護老人ホーム施設長、

認知症高齢者グループホーム管理者、保育園長、老人デイサービスセンター管理者、養護老人ホーム施設長

- × 事務局長（社会福祉法人）[002-99]、幼稚園園長 [029-02]、幼保連携型認定こども園園長 [029-03]、訪問介護サービス提供責任者 [049-08]、児童発達支援管理責任者 [049-09]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)社会福祉法人において課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの [002-99 事務局長（社会福祉法人）]
- (2)認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの [029-03 幼保連携型認定こども園園長]
- (3)幼稚園の園務を管理・監督する仕事に従事するもの [029-02 幼稚園園長]
- (4)訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成、訪問介護員の指導・育成などの仕事に従事するもの [049-08 訪問介護サービス提供責任者]
- (5)放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、障害児の個別支援計画の作成・評価、相談・支援などの仕事に従事するもの [049-09 児童発達支援管理責任者]
- (6)障害者福祉施設において、利用者のアセスメント、個別支援計画の作成・同計画の把握・評価などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]

049-02 福祉相談・指導専門員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所などにおいて、社会的保護・支援を必要とする児童・障害者・高齢者・女性などに対する相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 家庭相談員、ケースワーカー（障害者更生相談所）、社会福祉士（福祉事務所：相談・助言・援助業務）、障害者福祉司、職能判定員、査察指導員（福祉事務所スーパーバイザー）、心理判定員（児童相談所）、児童心理司、児童相談所相談員、児童福祉司、相談支援専門員（福祉事務所）、福祉事務所ケースワーカー（現業員）、福祉事務所地区担当員、福祉事務所面接員、福祉ソーシャルワーカー、婦人相談所相談員、母子自立支援員
- × 生活相談員（老人福祉施設）[049-03]、相談員（社会福祉協議会）[049-99]、相談員（地域包括支援センター）[049-99]、病院ケースワーカー [049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホーム等の老人福祉施設などにおいて入居者・通所者の抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-03 生活相談員（老人福祉施設）]
- (2)社会福祉協議会において各種の問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-99 相談員（社会福祉協議会）]

(3)地域包括支援センターにおいて介護・医療・福祉など高齢者に関する相談の仕事に従事するもの [049-99 相談員（地域包括支援センター）]

(4)医療機関において患者・障害者などの抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの [049-99 病院ケースワーカー]

049-03 老人福祉施設指導専門員

老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設及び介護老人保健施設・介護付き有料老人ホームなどの施設において、入所者・通所者・家族に対する相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、介護支援専門員・介護員及び地域・関係機関との連絡調整、入所手続きの支援、サービス利用開始前の面接・アセスメント、利用者の個別支援計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

○ 支援相談員（介護老人保健施設）、社会福祉士（高齢者福祉施設：相談・助言・援助業務）、生活指導員（老人福祉施設）、生活相談員（老人福祉施設）、生活相談員（有料老人ホーム）

× 機能訓練指導員 [027-99]、介護支援専門員 [049-07]、施設介護の職業 [050：施設の種類に即して分類する]、養護老人ホーム支援員 [050-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]

(2)介護サービス計画の作成、介護サービスの利用に関する相談などの仕事に従事するもの [049-07 介護支援専門員]

(3)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、要介護者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050 施設介護の職業：施設の種類に即して分類する]

(4)養護老人ホームにおいて、入所者の生活全般の世話をする仕事に従事するもの [050-01 養護老人ホーム支援員]

049-04 障害者福祉施設指導専門員

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所などにおいて、入所者・通所者に対する生活上の相談・助言、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動・職場開拓などの就労支援、各種の作業を通じた指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

○ 作業指導員（障害者施設）、社会福祉士（障害者福祉施設：相談・助言・支援業務）、職業指導員（障害者施設）、就労支援員（障害者施設）、生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）

- × 機能訓練指導員 [027-99]、職能判定員 [049-02]、心理判定員（児童相談所） [049-02]、障害者相談支援専門員 [049-99]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]、生活支援員（障害者支援施設：生活介護） [050-03]、障害者グループホーム世話人（生活支援） [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設において機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)身体障害者更生相談所において障害者の職業能力を判定する仕事に従事するもの [049-02 職能判定員]
- (3)知的障害者更生相談所において障害者の心理判定の仕事に従事するもの [049-02 心理判定員（児童相談所）]
- (4)障害者相談支援事業所においてサービス利用計画の作成、相談・助言、連絡調整などの仕事に従事するもの [049-99 障害者相談支援専門員]
- (5)障害者支援施設・障害福祉サービス事業所において、利用者の個別支援計画の作成、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整、サービスを提供する職員に対する技術的な指導・助言などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]
- (6)障害者支援施設において入所者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-03 生活支援員（障害者支援施設：生活介護）]
- (7)障害者のグループホームにおいて、食事・掃除・金銭管理・生活衛生の支援などの日常生活に必要な支援を行う仕事に従事するもの [058-99 障害者グループホーム世話人(生活支援)]

049-05 児童福祉施設指導専門員

児童養護施設・障害児入所施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設・児童発達支援センターなどの児童福祉施設において、入・通所児童の生活指導・職業指導、家庭環境の調整、家庭生活などに関する相談・助言・援助などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、カウンセリング・遊戯療法などの心理療法の仕事に従事するもの [049-99 心理カウンセラー（福祉施設）] を除く。

- 家庭支援専門相談員、指導員（放課後等デイサービス事業所）、社会福祉士（児童福祉施設：相談・助言・支援業務）、障害児通所支援事業所指導員、少年指導員、職業指導員（児童養護施設）、児童指導員（児童発達支援事業所）、児童指導員（児童養護施設）、児童自立支援専門員、児童生活支援員、母子支援員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、保育士 [029-01]、学童保育指導員 [030-01]、児童指導

員（児童館）[030-02]、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）[030-02]、児童発達支援管理責任者 [049-09]、心理カウンセラー（福祉施設）[049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)児童発達支援センター・児童発達支援事業所において機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)保育所において乳児・幼児の保育の仕事に従事するもの [029-01 保育士]
- (3)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [030-01 学童保育指導員]
- (4)児童館・児童遊園において、遊びや生活に密着した活動を通じて子どもの主体的な成長を支援する仕事に従事するもの [030-02 児童指導員（児童館）、030-02 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)]
- (5)障害児入所施設・障害児通所支援事業所において障害児の個別支援計画の作成・評価、相談・支援などの仕事に従事するもの [049-09 児童発達支援管理責任者]

049-06 他の社会福祉施設指導専門員

保護施設（救護施設・更正施設など）、婦人保護施設、母子福祉施設など 049-02～049-05 に含まれない社会福祉施設において、相談・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 技能指導員（母子福祉センター）、指導員（婦人保護施設）、相談員（母子福祉センター）、作業指導員（更正施設）、社会福祉士（婦人保護施設、母子福祉施設：相談・指導業務）、生活指導員（救護施設）、生活指導員（更正施設）

049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員の資格を有し、居宅介護支援事業所・介護保険施設などにおいて、要介護者の食事、入浴、排せつなどの日常生活の状況把握、援助目標の設定、介護サービス計画（ケアプラン）の作成・管理及び提供されるサービスの評価（モニタリング）、介護サービス提供事業者との連絡調整、介護相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する指導・助言、支援困難事例などの指導、介護サービス提供事業者間の連携などの仕事に従事するものを含む。

- 介護支援専門員、ケアマネジャー、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャー
- × 介護保険認定調査員 [049-99]、介護予防支援担当者（地域包括支援センター）[049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)要介護認定の申請をした介護保険の被保険者の居所を訪問して、所定の調査事項について本人から聞き取り調査を行う仕事に従事するもの [049-99 介護保険認定調査員]
- (2)地域包括支援センターにおいて要支援者の介護予防ケアプランを作成する仕事に従事するもの [049-99 介護予防支援担当者(地域包括支援センター)]

049-08 訪問介護サービス提供責任者

訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成、同計画の実施状況の把握、利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の把握、訪問介護員に対する具体的な援助目標・援助内容の指示、訪問介護員の業務管理・育成・指導などの仕事に従事するものをいう。

- 訪問介護サービス提供責任者
- × 訪問介護員 [051-01]

なお、要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体介護、掃除・洗濯・買い物などの生活援助を行う仕事に従事するものは、[051-01 訪問介護員]に分類する。

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

障害者支援施設及び生活介護・自立訓練・共同生活援助・就労移行支援・就労継続支援などの障害福祉サービスの提供事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、日中活動サービス事業者・関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術指導・助言などの仕事に従事するもの（障害福祉サービス管理責任者）、障害児入所施設及び放課後等デイサービス・児童発達支援センターなどの障害児通所支援事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、療育の管理などの仕事に従事するもの（児童発達支援管理責任者）をいう。

- 児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス管理責任者
- × 機能訓練指導員 [027-99]、障害者相談支援専門員 [049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設において、入所者の機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)障害者に対する相談支援事業を提供する事業所において、サービス等利用計画案の作成、日常生活の自立に関する相談・助言、障害福祉サービス事業者との連絡調整などの仕事に従事するもの [049-99 障害者相談支援専門員]

049-10 福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売事業所、福祉施設等において、福祉用具の選定相談、相談にもとづく福祉用具サービス計画の作成、福祉用具の貸出・販売、適合・取扱説明、利用者の居宅での用具の設置・調整・点検などの仕事に従事するものをいう。

○ 福祉用具専門相談員

× 福祉用具販売員 [045-14]、福祉用具レンタルショップ店員 [058-03]

なお、福祉用具販売店・レンタルショップなどにおいて、福祉用具・介護用品を販売、貸出する仕事に従事するものは、[045-14 福祉用具販売員、058-03 福祉用具レンタルショップ店員] に分類する。

049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

社会福祉協議会などの福祉団体における相談・助言・援助、福祉施設における心理相談、学校における福祉援助業務、医療機関における患者、障害者などに対する相談・助言・援助、介護保険の認定調査、介護予防ケアプランの作成、その他 049-01～049-10 に含まれない福祉・介護の専門的な仕事をいう。

○ 心理カウンセラー（福祉施設）、スクールソーシャルワーカー、相談員（社会福祉協議会）、相談員（地域包括支援センター）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神医療ソーシャルワーカー（PSW）、介護保険認定調査員、介護予防支援担当者（地域包括支援センター）、障害者相談支援専門員、病院ケースワーカー、福祉活動専門員（社会福祉協議会：相談業務に従事するもの）、臨床心理士（福祉施設）、公認心理師（福祉施設）、社会福祉士（地域包括支援センター：相談・指導・援助業務）、精神保健福祉士（MHSW）

× 福祉用具専門相談員 [049-10]

なお、福祉用具の選定相談・貸与・適合などの仕事に従事するものは、[049-10 福祉用具専門相談員] に分類する。

050 施設介護の職業

介護保険施設・障害者支援施設などの入所型施設及び通所型介護事業所などの通所施設において、介護の必要な高齢者・障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 050-01 高齢者入所型施設介護員
- 050-02 高齢者通所型施設介護員
- 050-03 障害者福祉施設介護員
- 050-99 その他の施設介護の職業

050-01 高齢者入所型施設介護員

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院等）、特定施設入居者生活介護サービス提供施設（介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護型サービス付き高齢者向け住宅）等において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

- 介護員（介護付有料老人ホーム）、介護員（介護保険施設）、介護員（老人入所施設：ショートステイ）、介護福祉士（高齢者入所型施設：介護業務）、ケアワーカー（医療施設、老人福祉施設）、老人入所施設介護員、養護老人ホーム支援員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、介護支援専門員 [049-07]、ケアマネジャー [049-07]、介護助手 [050-99]、訪問介護員 [051-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホームなどにおいて要介護者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)介護保険施設などにおいて介護サービス計画（ケアプラン）を作成する仕事に従事するもの [049-07 介護支援専門員、049-07 ケアマネジャー]
- (3)入所介護施設において、介護員の指示を受けて、シーツの交換、洗濯、清掃、食事の配膳、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]
- (4)介護の必要な高齢者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [051-01 訪問介護員]

050-02 高齢者通所型施設介護員

自治体・社会福祉法人等の老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム・老人保健施設等に併設されている通所介護事業所などの通所介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

- 介護員（高齢者通所介護施設）、介護福祉士（高齢者通所型施設：介護業務）、デイサービスセンター介護員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、介護員（リハビリテーション施設）[050-99]、介護助手 [050-99]、送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）[085-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)老人デイサービスセンターなどにおいて通所者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)リハビリテーション施設において、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-99 介護員（リハビリテーション施設）]
- (3)通所介護施設において、介護員の指示を受けて、食事の配膳、清掃、レクリエーション活動の補助、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]
- (4)自動車を運転して通所介護利用者の送迎をする仕事に専ら従事するもの [085-02 送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）]

050-03 障害者福祉施設介護員

障害者の入所施設、障害者に短期入所サービスを提供する事業所及び障害のある通所者に生活介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

障害者のグループホームにおいて介護の必要な入居者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものを含む。

- 介護福祉士（障害者福祉施設の介護職員）、生活支援員（障害者グループホーム：介護業務に従事するもの）、生活支援員（障害者支援施設：生活介護）
- × 機能訓練指導員 [027-99]、生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）[049-04]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設などにおいて障害者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99]

機能訓練指導員]

- (2)障害者支援施設において相談・援助・調整の仕事に従事するもの [049-04 生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）]
- (3)障害福祉サービスを提供する事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、日中活動サービス事業者・関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術指導・助言などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]

050-99 その他の施設介護の職業

リハビリテーション施設、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所（グループホーム）、病院（認知症治療病棟、医療療養病棟）、その他 050-01～050-03 に含まれない事業所において、介護の必要な者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの及び介護の補助業務に従事するものをいう。

- 介護員（認知症グループホーム）、介護員（リハビリテーション施設）、介護助手
- × 用務員（介護施設） [099-04]

なお、介護施設において、設備の点検、消耗品の交換、ごみの分別、除草・散水などの仕事に従事するものは、[099-04 用務員（介護施設）] に分類する。

051 訪問介護の職業

高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体の世界話、掃除・洗濯・調理・買い物などの日常生活の支援をする仕事及び訪問入浴車で高齢者・障害者等の居宅を訪問し、脱衣・身体洗浄・入浴・ふき取り・着衣などの入浴を介助する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 051-01 訪問介護員
- 051-02 訪問入浴介助員

051-01 訪問介護員

介護・支援の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体上の世話、掃除・洗濯・調理・買い物などの日常生活上の支援を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、介護の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、入浴を介助する仕事に専ら従事するもの〔051-02 訪問入浴介助員〕を除く。

- 介護福祉士（訪問介護業務）、在宅介護員、在宅ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパー
- × 訪問看護師〔023-03〕、訪問介護サービス提供責任者〔049-08〕、福祉用具専門相談員〔049-10〕、訪問入浴介助員〔051-02〕、介護家政婦〔052-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)療養中の傷病者・障害者の居宅を訪問し、訪問看護指示書に基づいて、病状・障害の観察、食事・排せつなどの介助方法に関する助言、日常生活動作の訓練、認知症に関する助言、床ずれの予防・処置などを行う仕事に従事するもの〔023-03 訪問看護師〕
- (2)訪問介護計画書の作成、利用申し込みの調整、訪問介護員の業務管理、訪問介護員にする技術指導などの仕事に従事するもの〔049-08 訪問介護サービス提供責任者〕
- (3)福祉用具の選定相談・貸与・適合などの仕事に従事するもの〔049-10 福祉用具専門相談員〕
- (4)個人などの求めに応じて個人家庭において介護の必要な者の世話などをする仕事に従事するもの（家族への食事の提供・ペットの世話等介護保険外のサービスを含む）〔052-01 介護家政婦〕

051-02 訪問入浴介助員

訪問入浴車を運転又は訪問入浴車に同乗して、介護の必要な高齢者・障害者等の居宅を訪問し、脱衣・身体洗淨・入浴・ふき取り・着衣などの入浴介助、浴槽の運搬・設置・片付けなどの仕事に従事するものをいう。

○ 在宅入浴介助員、訪問入浴オペレーター、訪問入浴サービス員、訪問入浴ヘルパー
× 訪問看護師 [023-03]、介護助手 [050-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 看護師の免許を有し、訪問入浴車に同乗して介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、利用者の健康状態の確認などを行う仕事に従事するもの [023-03 訪問看護師]
- (2) 介護保険施設、デイサービスセンターなどにおいて介護員の指示を受けて高齢者の入浴を補助する仕事に従事するもの [050-99 介護助手]

09 サービスの職業

家庭生活支援サービスの仕事、理容・美容・浴場・クリーニング・調理・接客・給仕などの個人に対するサービスの仕事、その他居住施設・ビルの管理などのサービスの仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 052 家庭生活支援サービスの職業
- 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業
- 054 浴場・クリーニングの職業
- 055 飲食物調理の職業
- 056 接客・給仕の職業
- 057 居住施設・ビル等の管理の職業
- 058 その他のサービスの職業

052 家庭生活支援サービスの職業

個人家庭の生活を支援するための調理・育児・洗濯・掃除・介護などの仕事をいう。

なお、介護・看護などの技能的・専門的な仕事に従事するものは、[051 訪問介護の職業、023 看護師、准看護師] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 052-01 家政婦（夫）、家事手伝い
- 052-99 その他の家庭生活支援サービスの職業

052-01 家政婦（夫）、家事手伝い

個人などの求めに応じて、個人家庭において、調理、育児、洗濯、掃除、買い物、介護、病弱者の付添いなどを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1) 看護師の資格を有し、個人家庭を訪問して看護の仕事に従事するもの [023-03 訪問看護師]
- (2) 個人家庭において調理、洗濯、掃除又は子守の仕事に専ら従事するもの [052-99 料理人（個人家庭）、052-99 洗濯人（個人家庭）、052-99 ベビーシッター]
- お手伝い、介護家政婦、家事代行員（各種の仕事に従事するもの）
- × 訪問看護師 [023-03]、訪問介護員 [051-01]、洗濯人（個人家庭） [052-99]、ベビーシッター [052-99]、料理人（個人家庭） [052-99]、寮賄人 [055-07]、障害者グループホーム世話人（生活支援） [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 訪問介護サービス事業者の指示を受けて個人家庭を訪問し、介護の仕事に

従事するもの [051-01 訪問介護員]

(2)事業所の法人等の寮において料理をつくる仕事に従事するもの [055-07 寮
賄人]

(3)障害者のグループホームにおいて食事・掃除・金銭管理・生活衛生の支援な
どの日常生活に必要な支援を行う仕事に従事するもの [058-99 障害者グル
ープホーム世話人(生活支援)]

052-99 その他の家庭生活支援サービスの職業

乳幼児の世話、その他 052-01 に含まれない、個人家庭の生活を支援するた
めの仕事をいう。

○ 家事代行員（料理等特定の仕事に従事するもの）、洗濯人（個人家庭）、チャイルド
シッター、ベビーシッター、料理人（個人家庭）

× 家庭的保育者[030-03]、ペットシッター[058-99]、ハウスクリーニング作業員[096-
02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保育者の居宅又は専用の保育室において乳幼児を預かる仕事に従事するも
の [030-03 家庭的保育者]

(2)飼い主の自宅において又は預かって、犬・猫の給餌・排せつ物処理・散歩な
どの世話をする仕事に従事するもの [058-99 ペットシッター]

(3) 住宅内の水回り設備・換気扇・エアコンなどを清掃する仕事に従事するも
の [096-02 ハウスクリーニング作業員]

053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業

理容師又は美容師の免許を有し、頭髪の刈込み・カット、顔そり、洗髪、毛染め、パーマネントウエーブなどの仕事に従事するもの及び全身美容、爪の装飾などの美容サービスの仕事をいう。

理容師又は美容師の補助業務に従事するものを含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 053-01 理容師
- 053-02 美容師
- 053-03 理容師補助者、美容師補助者
- 053-04 エステティシャン
- 053-05 ネイリスト
- 053-99 その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業

053-01 理容師

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み、顔そり、洗髪、パーマネントウエーブなどの仕事に従事するものをいう。

○ 管理理容師、床屋、ヘアスタイリスト（理容師）、ヘアデザイナー（理容師）、理髪師

× 理容師補助者 [053-03]

なお、理容師の補助業務に従事するものは、[053-03 理容師補助者] に分類する。

053-02 美容師

美容師の免許を有し、パーマネントウエーブ、頭髪のカット、洗髪、毛染め、化粧などの仕事に従事するものをいう。

人工まつ毛の装着、まつ毛のカール・パーマの仕事に従事するものを含む。

○ 管理美容師、アイデザイナー、アイリスト、スタイリスト（美容師）、ヘアデザイナー（美容師）、メイクアップアーティスト（美容師）

× 美容師補助者 [053-03]、エステティシャン [053-04]、ネイリスト [053-05]、着付師 [053-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)美容師の補助業務に従事するもの [053-03 美容師補助者]
- (2)全身美容の仕事に従事するもの [053-04 エステティシャン]
- (3)爪の整形・装飾の仕事に従事するもの [053-05 ネイリスト]
- (4)着物・衣装の着付けの仕事に従事するもの [053-99 着付師]

053-03 理容師補助者、美容師補助者

理容・美容に必要な道具・化粧品の準備・整理、床の掃除、タオルの洗濯など、理容師・美容師の補助業務に従事するものをいう。

- 美容師アシスタント、理容師アシスタント
- × エステティシャン助手 [053-04]、ネイリスト助手 [053-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) エステティシャンの補助業務に従事するもの [053-04 エステティシャン助手]
- (2) ネイリストの補助業務に従事するもの [053-05 ネイリスト助手]

053-04 エステティシャン

手技によって又は化粧品・機器などを使用して、肌の汚れの除去、血行の促進、保湿、脱毛などの、髪の毛以外の顔・身体を手入れする仕事に従事するものをいう。

- エステティシャン助手、美顔術師
- × アロマセラピスト [058-99]、リフレクソロジスト [058-99]、リラクゼーションセラピスト [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 精油・植物の芳香を用いるアロマセラピーの仕事に従事するもの [058-99 アロマセラピスト]
- (2) 足裏などの反射区を刺激するリフレクソロジーの仕事に従事するもの [058-99 リフレクソロジスト]
- (3) アロマセラピー・リフレクソロジーなど各種の方法を用いるリラクゼーションセラピーの仕事に従事するもの [058-99 リラクゼーションセラピスト]

053-05 ネイリスト

爪の整形・磨き、色づけ・模様描画・装飾、人工爪の形成などの仕事に従事するものをいう。

- ペディキュア師、マニキュア師、ネイリスト助手、ネイル・アーティスト

053-99 その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業

着付け、その他 053-01～053-05 に含まれない理容・美容の仕事に従事するものをいう。

- 衣装着付師、かつら結髪師、着付師、きもの着付指導員、床山
- × 美容師アシスタント [053-03]、理容師アシスタント [053-03]

なお、理容師・美容師の補助業務に従事するものは、[053-03 美容師アシスタント、053-03 理容師アシスタント] に分類する。

054 浴場・クリーニングの職業

浴場・クリーニングなどのサービスの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

054-01 浴場従事人

054-02 クリーニング職、洗張職

054-01 浴場従事人

銭湯・温泉・サウナ風呂などの公衆浴場及びホテル・旅館などの入浴施設において、番台・フロント業務、脱衣場の整頓、洗い場の清掃、ボイラーの操作、しこみ湯・洗い湯の調節などの各種仕事に従事するものをいう。

主に浴場業務に従事する浴場支配人を含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)主に経営・管理の仕事に従事する浴場支配人 [002-01 温泉施設支配人 (会社：主に管理的な仕事に従事するもの)]
- (2)ボイラーの操作・保守・管理の仕事に専ら従事するもの [089-03 ボイラーオペレーター]
- 温泉施設支配人 (主に浴場業務に従事するもの)、温泉施設受付係、温浴施設フロント係、温泉浴場従事人、番台、ヘルスセンター浴場従事人、浴場清掃員
- × 温泉施設支配人 (会社：主に管理的な仕事に従事するもの) [002-01]、ボイラーオペレーター [089-03]

054-02 クリーニング職、洗張職

被服類・身の回り品・おしぼり・寝具等 (レンタルを含む) の仕分け・水洗い・ドライクリーニング・しみ抜き・乾燥などの仕事及び洗濯後の被服類の折り目付け・検査・包装・仕分けなどの仕事に従事するもの (クリーニング職) 並びに着物を反物の状態にして洗濯・のり (糊) 付け・乾燥・湯のしなどの仕事に従事するもの (洗張職) をいう。

ただし、個人家庭において洗濯の仕事に専ら従事するもの [052-99 洗濯人 (個人家庭)] を除く。

- アイロン仕上工 (クリーニング)、洗張工、貸おしぼり洗たく工、クリーニング工、クリーニング師、クリーニング仕上工、クリーニングプレス工、しみ抜き工、洗たく工、洗たく整理工、洗たくプレス工、ドライクリーニング工、湯のし工、リネンサプライ業従事者 (洗濯・洗濯仕上げに従事するもの)
 - × クリーニング注文受入係員 [047-03]、洗濯人 (個人家庭) [052-99]、クリーニング集配員 [082-02]、製品包装作業員 [097-01]、洗たく物荷分け作業員 [098-01]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)洗濯物の注文受入の仕事に専ら従事するもの [047-03 クリーニング注文受入係員]
- (2)洗濯物の集配の仕事に専ら従事するもの [082-02 クリーニング集配員]
- (3)クリーニング仕上げ後の被服類・身の回り品・おしぼり・寝具等（レンタルを含む）をプラスチック製カバーなどで包装する仕事に専ら従事するもの [097-01 製品包装作業員]
- (4)洗濯物の荷分けの仕事に専ら従事するもの [098-01 洗たく物荷分け作業員]

055 飲食物調理の職業

食堂・レストラン・専門料理店・飲食チェーン店・給食施設などにおける調理の仕事及びバー・クラブなど客に飲食させる場所における調酒の仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)自ら調理の仕事に従事する飲食店店長
- (2)調理の補助業務及び調理人の見習

ただし、以下のものを除く。

- (1)個人家庭の生活を支援するため調理の仕事に従事するもの〔052 家庭生活支援サービスの職業〕
- (2)店頭販売用の惣菜などを調理する仕事に従事するもの〔072 製品製造・加工処理工（食料品等）〕
- (3)自動車・屋台・露店などの移動制店舗で飲食物・商品を主に販売する仕事に従事するもの〔045-16 移動販売員〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 055-01 日本料理調理人
- 055-02 西洋料理調理人
- 055-03 中華料理調理人
- 055-04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）
- 055-05 飲食チェーン店等調理員
- 055-06 学校給食調理員
- 055-07 給食等調理員（学校を除く）
- 055-08 調理補助者、調理人見習
- 055-09 バーテンダー
- 055-99 その他の飲食物調理の職業

055-01 日本料理調理人

会席料理、すし・天ぷら・刺身・うなぎ・そば・うどんなどの料理、郷土料理などを提供する飲食店において、献立の作成、材料の準備、下ごしらえ、味付け、煮る・焼くなどの調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

自ら調理の仕事に従事する飲食店店長を含む。

ただし、飲食チェーン店等の日本料理店においてマニュアル等に沿った調理の仕事に従事するもの〔055-05 飲食チェーン店等調理員〕を除く。

- 板前、うどん調理人、うどん料理人、すし職人、すし店店長（飲食チェーン店以外：自ら調理の仕事に従事するもの）、そば打工（飲食店）、そば料理人、天ぷら揚げ職人（飲食店）、ふぐ調理師、和食調理人
- × 飲食チェーン店等調理員〔055-05〕、回転すし調理員（チェーン店）〔055-05〕、牛丼調理員（チェーン店）〔055-05〕、ファストフード店調理員〔055-05〕、ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの）〔055-05〕、給食等調理員

(学校を除く) [055-07]、仕出し弁当調理人 [055-99]、持ち帰り弁当調理員 (持ち帰り弁当専門店) [055-99]、和生菓子製造工 [072-01]、すし製造工 (販売用) [072-05]、惣菜製造工 [072-05]、弁当製造工 [072-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) フランチャイズチェーンの回転寿司店において、すしをつくる仕事に従事するもの [055-05 回転すし調理員 (チェーン店)]
- (2) フランチャイズチェーンの牛丼店において、牛丼等をつくる仕事に従事するもの [055-05 牛丼調理員 (チェーン店)]
- (3) 丼物・うどんなどの和食を提供するファストフード店においてキッチンの仕事に従事するもの [055-05 ファストフード店調理員]
- (4) ファミリーレストランにおいて、セントラルキッチン (集中調理施設) から供給される半調理済み食品の解凍・加熱、焼く・炒める・揚げるなど調理手引書 (マニュアル) に沿った調理、盛り付けなどの仕事に従事するもの [055-05 ファミリーレストラン調理員 (マニュアル調理の仕事に従事するもの)]
- (5) 会社・工場・病院などの給食施設において調理の仕事に従事するもの [055-07 給食等調理員 (学校を除く)]
- (6) 仕出し弁当を調製する仕事に従事するもの [055-99 仕出し弁当調理人]
- (7) 持ち帰り弁当のフランチャイズチェーン店において、弁当をつくる仕事に従事するもの [055-99 持ち帰り弁当調理員 (持ち帰り弁当専門店)]
- (8) まんじゅう・大福などの和生菓子を製造する作業に従事するもの [072-01 和生菓子製造工]
- (9) スーパーマーケットなどにおいて店頭販売用のすしをつくる仕事に従事するもの [072-05 すし製造工 (販売用)]
- (10) 店頭販売用の弁当・惣菜類を製造する仕事に従事するもの [072-05 惣菜製造工、072-05 弁当製造工]

055-02 西洋料理調理人

フランス・イタリア・スペインなどの西洋料理を提供する飲食店において、献立の作成、材料の準備、下ごしらえ、ゆでる・炒める・焼くなどの調理、スープの煮込み、ソースの味付け、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

西洋料理の飲食店において、その場で飲食する客に提供する目的で洋生菓子を製造する仕事に従事するものを含む。

ただし、飲食チェーン店等の西洋料理店においてマニュアル等に沿った調理の仕事に従事するもの [055-05 飲食チェーン店等調理員] を除く。

- イタリア料理調理人、コック、シェフ、スペイン料理調理人、ドイツ料理調理人、パティシエ (飲食店)、パティシエ (レストラン)、フランス料理調理人、ロシア料理調理人、洋食調理人

× コーヒー販売店員 [045-06]、飲食チェーン店等調理員 [055-05]、ファストフード店調理員 [055-05]、ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの） [055-05]、パティシエ（洋生菓子製造） [072-01]、惣菜製造工 [072-05] なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)セルフサービス方式のコーヒーショップのレジカウンターにおいて注文受付、代金の精算、商品の受け渡しなどの仕事に従事するもの [045-06 コーヒー販売店員]
- (2)ファストフード店において、専らその場で飲食する客に提供する目的でハンバーガー・フライドチキン・サンドイッチ・ピザなどをつくる仕事に従事するもの [055-05 ファストフード店調理員]
- (3)ファミリーレストランにおいて、セントラルキッチン（集中調理施設）から供給される半調理済み食品の解凍・加熱、焼く・炒める・揚げるなど調理手引書（マニュアル）に沿った調理、盛り付けなどの仕事に従事するもの [055-05 ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの）]
- (4)洋菓子店において洋生菓子をつくる仕事に従事するもの [072-01 パティシエ（洋生菓子製造）]
- (5)食品スーパーマーケットのデリカテッセンなどで店頭販売用の調理済み西洋風惣菜をつくる仕事に従事するもの [072-05 惣菜製造工]

055-03 中華料理調理人

中華料理店において、献立の作成、材料の準備、下ごしらえ、炒める・揚げるなどの調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、飲食チェーン店等の中華料理店においてマニュアル等に沿った調理の仕事に従事するもの [055-05 飲食チェーン店等調理員] を除く。

○ 広東料理調理人、四川料理調理人、上海料理調理人、北京料理調理人、ラーメン調理人

× 飲食チェーン店等調理員 [055-05]、ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの） [055-05]、惣菜製造工 [072-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ファミリーレストランにおいて、セントラルキッチン（集中調理施設）から供給される半調理済み食品の解凍・加熱、焼く・炒める・揚げるなど調理手引書（マニュアル）に沿った調理、盛り付けなどの仕事に従事するもの [055-05 ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの）]
- (2)店頭販売用の中華惣菜を製造する仕事に従事するもの [072-05 惣菜製造工]

055-04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）

韓国・タイ・インド・ベトナム・トルコなどの各国料理店において、献立の作成、材料の準備、下ごしらえ、調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、飲食チェーン店等の各国料理店においてマニュアル等に沿った調理の仕事に従事するもの〔055-05 飲食チェーン店等調理員〕を除く。

- インド料理調理人、エスニック料理調理人、韓国料理調理人、タイ料理調理人、トルコ料理調理人、ネパール料理調理人、ベトナム料理調理人、メキシコ料理調理人

055-05 飲食チェーン店等調理員

ファミリーレストラン・ファストフード店・フランチャイズチェーン居酒屋などの飲食チェーン店等において、セントラルキッチン（集中調理施設）から供給される半調理済み食品の解凍・加熱、焼く・炒める・揚げるなど調理手引書（マニュアル）に沿った調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

- 居酒屋調理員（フランチャイズチェーン店）、居酒屋店長（飲食チェーン店：自ら調理の仕事に従事するもの）、回転すし調理員（チェーン店）、牛丼調理員（チェーン店）、すし店店長（飲食チェーン店：自ら調理の仕事に従事するもの）、ハンバーガーショップ店員（キッチン担当）、ファストフード店調理員、ファミリーレストラン調理員（マニュアル調理の仕事に従事するもの）
- × ハンバーガーショップ店員（レジ担当）〔045-06〕、日本料理調理人〔055-01〕、西洋料理調理人〔055-02〕、中華料理調理人〔055-03〕、各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）〔055-04〕、調理員（セントラルキッチン）〔055-07〕、食器洗浄係〔099-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食店（飲食チェーン店等を除く）の調理場において材料の準備から料理の盛り付けまでの仕事に従事するもの〔055-01 日本料理調理人、055-02 西洋料理調理人、055-03 中華料理調理人、055-04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）〕
- (2)ハンバーガーショップなどのファストフード店のレジカウンターにおいて注文受付、代金の精算、商品の受け渡しなどの仕事に従事するもの〔045-06 ハンバーガーショップ店員（レジ担当）〕
- (3)セントラルキッチンにおいてファミリーレストランなどに供給する半調理済み食品などをつくる仕事に従事するもの〔055-07 調理員（セントラルキッチン）〕
- (4)食器洗いの作業に専ら従事するもの〔099-03 食器洗浄係〕

055-06 学校給食調理員

学校の調理場及び学校給食センターなどの給食施設において、材料の準備、下ごしらえ、調理、盛り付け・配缶、調理器具・食器の洗浄などの仕事に従事するものをいう。

○ 学生食堂調理員、学校給食センター調理員、調理員（学校）

× 栄養士 [025-01]、給食配送員 [082-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)給食施設において献立の作成、調理指導の仕事に従事するもの [025-01 栄養士]

(2)給食を配送する仕事に従事するもの [082-02 給食配送員]

055-07 給食等調理員（学校を除く）

会社・工場・病院・福祉施設などの調理場及び給食を提供する施設において、材料の準備、下ごしらえ、調理、盛り付け、調理器具・食器の洗浄などの仕事に従事するものをいう。

給食等半調理済み食品を供給するセントラルキッチン（集中調理施設）において調理の仕事に従事するものを含む。

○ 機内食調理員、宅配弁当調理員（セントラルキッチンで調理するもの）、調理員（医療施設）、調理員（介護施設）、調理員（社員食堂）、調理員（セントラルキッチン）、寮賄人

× 栄養士 [025-01]、管理栄養士 [025-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)給食施設において献立の作成、栄養価の計算、調理指導などの給食管理の仕事に従事するもの [025-01 栄養士]

(2)給食施設において特別の配慮を必要とする給食を管理する仕事に従事するもの [025-02 管理栄養士]

055-08 調理補助者、調理人見習

調理場において、食材の洗浄・切り込み、食器の準備・洗浄、調理器具の洗浄・片付けなどの調理の補助業務に従事するもの（調理補助者）及び調理人の見習であるもの（調理人見習）をいう。

○ 調理助手、調理手伝人、西洋料理調理人（見習）、中華料理調理人（見習）、日本料理調理人（見習）

× 飲食チェーン店等調理員 [055-05]、食器洗浄係 [099-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)飲食チェーン店等においてマニュアル等に沿った調理の仕事に従事するも

の [055-05 飲食チェーン店等調理員]

(2)飲食店等において食器を洗浄する作業に専ら従事するもの [099-03 食器洗浄係]

055-09 バーテンダー

バー・クラブなど客に飲食させる場所において、主として、酒と酒類又は酒と酒類以外の飲料を混合・調整して、あるいはこれに果汁・糖類・香料などを混合してカクテルをつくる仕事に従事するものをいう。

○ バーテンダー

× ソムリエ [056-03]

なお、レストランなどで客にワインの選択について助言する仕事に従事するのは、[056-03 ソムリエ] に分類する。

055-99 その他の飲食物調理の職業

喫茶店・居酒屋（チェーン店を除く）・カフェなどにおける調理、弁当の調製、その他 055-01～055-08 に含まれない調理の仕事に従事するものをいう。

○ 居酒屋調理人（チェーン店を除く）、カフェ調理人、喫茶店調理人、仕出し弁当調理人、出張料理調理人、すし調理員（持ち帰り専門店）、宅配弁当調理員（店舗内で調理するもの）、宅配ピザ調理員、調理員（宅配弁当）、持ち帰り弁当調理員（持ち帰り弁当専門店）、漁船司厨員

× 弁当製造工 [072-05]

なお、店頭販売用の弁当を製造する仕事に従事するのは、[072-05 弁当製造工] に分類する。

056 接客・給仕の職業

旅館・ホテル・飲食店・娯楽場・スポーツ施設などにおける接客・応対、飲食物の給仕、旅館・ホテル・乗物などにおける客の身の回りの用務、など個人に対するサービスの仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)主に食材の仕入れ、接客などの仕事に従事する飲食店店長
- (2)主に接客などの仕事に従事する旅館・ホテル支配人

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 056-01 飲食店店長
- 056-02 旅館・ホテル支配人
- 056-03 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人
- 056-04 旅館・ホテルフロント係
- 056-05 旅館・ホテル接客係
- 056-06 客室乗務員、船舶旅客係
- 056-07 接客社交係、芸者
- 056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員
- 056-99 その他の接客・給仕の職業

056-01 飲食店店長

飲食店（飲食チェーン店を含む）を経営・管理し、自ら食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するもののうち、主に食材の仕入れ、接客などの仕事に従事するものをいう。

- 居酒屋店長（主に接客の仕事に従事するもの）、飲食店長（主に接客の仕事に従事するもの）、レストラン店長（主に接客の仕事に従事するもの）
- × レストラン店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[002-01]、フランチャイズチェーン・スーパーバイザー [040-99]、レストラン店長（自ら調理の仕事に従事するもの）[055：料理の種類に即して分類する]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に管理的な仕事に従事するもの [002-01 レストラン店長（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）]
- (2)フランチャイズチェーンの飲食店を訪問し、従業員の教育、売上管理、品質管理、衛生管理などについて店舗運営を支援・指導する仕事に従事するもの [040-99 フランチャイズチェーン・スーパーバイザー]
- (3)レストラン・専門料理店・飲食チェーン店等の飲食店長であり、自ら調理の仕事に従事するもの [レストラン店長（自ら調理の仕事に従事するもの） [055-01~055-05：料理の種類に即して分類する]]

056-02 旅館・ホテル支配人

旅館・ホテルを経営し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するもの及び営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自ら接客などの仕事に従事するもののうち、主に接客などの仕事に従事するものをいう。

- 番頭（旅館）、旅館支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、アシスタントマネージャー（ホテル）、ホテル支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、ホテル副支配人（主に接客の仕事に従事するもの）、ホテルマネージャー
- × ホテル支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[002-01]、旅館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）[002-01]、ホテルフロント係 [056-04]、旅館フロント係 [056-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主に旅館・ホテルの経営・管理の仕事に従事するもの [002-01 ホテル支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）、002-01 旅館支配人（会社：主に管理的な仕事に従事するもの）]
- (2)旅館・ホテルのフロントの仕事に従事するもの [056-04 ホテルフロント係、056-04 旅館フロント係]

056-03 ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、配ぜん人

レストラン・喫茶店などにおいて、席の案内、注文取り、給仕などの仕事に従事するもの（ウエイター・ウエイトレス）及び旅館・ホテルの宴会場、結婚式場の披露宴会場などにおいて、食卓の用意、給仕などの仕事に従事するもの（配ぜん人）をいう。

レストランなどにおいて、ワインの仕入れ、酒庫の管理、ワインの選択についての助言などの仕事に従事するものを含む。

- 飲食チェーン店店員（接客）、ウエイター、ウエイトレス、ソムリエ、ソムリエール、配ぜん係、フロア係（飲食店）、フロアスタッフ（飲食店）、フロアマネージャー（レストラン）、ホール係（飲食店）、ホールスタッフ（飲食店）
- × 会計係（飲食店）[038-01]、ハンバーガーショップ店員（レジ担当）[045-06]、仲居 [056-05]、接客係（クラブ）[056-07]、接客係（バー）[056-07]、インターネットカフェ店員 [056-08]、漫画喫茶店員 [056-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)レジカウンターにおいて飲食代金を精算する仕事に専ら従事するもの [038-01 会計係（飲食店）]
- (2)ハンバーガーショップのレジカウンターにおいて、注文受付、代金の精算、商品の受け渡しなどの仕事に従事するもの [045-06 ハンバーガーショップ店員（レジ担当）]

- (3)旅館において客室での食事の配ぜん・片付けの仕事に従事するもの [056-05 仲居]
- (4)バー・クラブなどにおいて客を接待して飲食させる仕事に従事するもの [056-07 接客係 (クラブ)、056-07 接客係 (バー)]
- (5)インターネットカフェ・漫画喫茶店などにおいて座席の案内、料金の精算などの仕事に従事するもの [056-08 インターネットカフェ店員、056-08 漫画喫茶店員]

056-04 旅館・ホテルフロント係

旅館・ホテルのフロントカウンターにおいて、予約受付、宿泊手続き、部屋の割り振り、宿泊客への手紙・伝言の受付、観光など各種の案内、宿泊料金の精算などの仕事に従事するものをいう。

- 旅館フロント係、ホテルフロント係、予約係 (旅館)、予約係 (ホテル)
- × ドアマン [056-05]、ベルパーソン [056-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ホテルの玄関で客の送迎、自動車の手配などの仕事に従事するもの [056-05 ドアマン]
- (2)ホテルにおいてチェックイン後の客を客室に案内する仕事に従事するもの [056-05 ベルパーソン]

056-05 旅館・ホテル接客係

旅館・ホテルにおいて、宿泊客の案内・出迎え・見送り、手荷物の運搬・一時預かり、客室での食事の配ぜん・片付けなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)主に接客の仕事に従事する旅館・ホテルの支配人 [056-02 旅館支配人 (主に接客の仕事に従事するもの)、056-02 ホテル支配人 (主に接客の仕事に従事するもの)]
 - (2)手荷物を運搬する仕事に専ら従事するもの [058-99 ポーター]
 - 客室係 (ホテル・旅館：清掃を除く)、接客係 (旅館)、旅館案内係、旅館サービス係、コンシェルジュ (ホテル)、接客係 (ホテル)、ホテル案内係、ホテルサービス係、ドアマン、仲居、ベルパーソン
 - × 旅館支配人 (主に接客の仕事に従事するもの) [056-02]、ホテル支配人 (主に接客の仕事に従事するもの) [056-02]、クローク係 [058-02]、ポーター [058-99]
- なお、ホテルにおいて客の手荷物を一時的に預かる仕事に従事するものは、[058-02 クローク係] に分類する。

056-06 客室乗務員、船舶旅客係

航空機において乗客の案内、安全の管理、飲食物等の提供、緊急時の秩序維持・避難誘導、機内放送などの仕事に従事するもの（客室乗務員）及び船舶において客室の清掃・整理・整頓、ベッドメイキング、客室への飲食物の運搬・片付けなどの仕事に従事するもの（船舶旅客係）をいう。

○ キャビンアテンダント（CA）、航空客室乗務員、フライトアテンダント、船室係、船舶旅客係、乗物客室係

× 船舶パーサー [035-99]、グランドスタッフ（航空会社） [042-01]、航空旅客係 [042-01]、列車内販売員 [045-16]、鉄道車掌 [088-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)客船において乗船手続きなどの船内事務、出入港手続きなどの仕事に従事するもの [035-99 船舶パーサー]

(2)空港において搭乗手続き、受託手荷物の受付、旅客の案内・誘導などの仕事に従事するもの [042-01 グランドスタッフ（航空会社）、042-01 航空旅客係]

(3)鉄道車両内において、客席を巡回して商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの [045-16 列車内販売員]

(4)鉄道車両に乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、乗車券の販売などの車掌業務に従事するもの [088-01 鉄道車掌]

056-07 接客社交係、芸者

バー・キャバレー・クラブなどにおいて客を接待して飲食させるなどの仕事に従事するもの（接客社交係）、料亭・茶屋などにおいて舞踏などの伝統芸を披露し客をもてなす仕事に従事するもの（芸者）をいう。

ナイトクラブなどにおいて客を相手にダンスを踊る仕事に従事するものを含む。

○ 芸妓、コンパニオン（クラブ）、コンパニオン（バー）、社交ダンサー、接客係（クラブ）、接客係（バー）、フロアダンサー、ホステス、ホスト、舞妓

× ステージダンサー [018-02]、バレリーナ [018-02]、社交ダンス教師 [032-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)舞台芸術としてのダンスの演技に従事するもの [018-02 ステージダンサー、018-02 バレリーナ]

(2)ダンス教室で社交ダンスなどの教授・指導の仕事に従事するもの [032-02 社交ダンス教師]

056-08 娯楽場・スポーツ施設等接客員

映画館・劇場動物園・水族館・博物館・野球場・サッカー場などの施設において、入場券の販売、改札、座席の案内、展示物の説明、案内放送、公営競技施設において投票券の販売、パチンコ店・遊園地などの娯楽場において遊戯施設・機械の操作・点検・調整、受付、遊具の貸出、スポーツクラブテニス場・ゴルフ場などのスポーツ施設において、受付、利用案内、利用日時の予約受付、スポーツ用具・トレーニング器具の点検・調整などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)主に接客の仕事に従事する娯楽場等の支配人

(2)キャディ（ハウスキャディ）の仕事に従事するもの

- アトラクション係（遊戯施設）、アミューズメント施設接客員、インターネットカフェ店員、インフォメーション係（娯楽場）、カウンター係（娯楽場）、貸遊具係、カラオケ店店員、景品交換係（パチンコ店）、キャディ、キャディ（ハウスキャディ）、キャディマスター、ゲームセンター機械係、娯楽場出・改札係、娯楽場放送係、ゴルフ場係員、ゴルフ場フロント係、娯楽場等支配人、娯楽場等接客係、娯楽場等遊戯施設係、座席案内係（娯楽場）、スポーツクラブ係員、スポーツ・クラブハウス係、スポーツ施設係、スポーツセンター係員、スポーツ用具貸出係、接客係（娯楽場）、テニス場係員、入場券販売係（娯楽場）、乗物運転操作員（遊園地）、フィットネスクラブ係員、フロント係（ゴルフ場）、フロント係（スポーツクラブ）、フロント係（娯楽場）、ホール係（パチンコ店）、窓口係（競輪場、競馬場、競艇場、オートレース場）、漫画喫茶店員、遊園地施設係、遊戯機械係、遊戯施設係、遊戯装置係、遊具オペレーター
- × スポーツトレーナー（理学療法士）[024-04]、スポーツインストラクター[032-02]、スポーツクラブ指導員 [032-02]、娯楽場立売販売員 [045-16]、プレイガイドチケット販売員 [047-99]、温浴施設フロント係 [054-01]、体育館管理人 [057-99]、レンタルショップ店員 [058-03]、プール監視員 [063-99]、遊戯機械修理工 [075-01]、ビル施設管理者 [089-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)理学療法士の免許を有し、トレーニング方法を指導する仕事に従事するもの [024-04 スポーツトレーナー（理学療法士）]
- (2)スポーツ施設においてスポーツの実演指導の仕事に従事するもの [032-02 スポーツインストラクター、032-02 スポーツクラブ指導員]
- (3)野球場などにおいて観客席の通路を巡回して飲食物を販売する仕事に従事するもの [045-16 娯楽場立売販売員]
- (4)プレイガイドの窓口においてコンサート・演劇などの前売券を販売する仕事に従事するもの [047-99 プレイガイドチケット販売員]
- (5)銭湯・サウナ・スパなどの公衆浴場の番台・フロントにおいて来場者の受付・案内、入浴料の精算などの仕事に従事するもの [054-01 温浴施設フロント]

係]

- (6) 体育館において利用者・予約の受付、用具類の貸出し、施錠・解錠、見回りなどの仕事に従事するもの [057-99 体育館管理人]
- (7) レンタルショップにおいて物品の賃貸し、返却された物品の点検などの仕事に従事するもの [058-03 レンタルショップ店員]
- (8) プールにおいて事故防止のため遊泳者を監視する仕事に従事するもの [063-99 プール監視員]
- (9) 遊戯機械の修理の作業に従事するもの [075-01 遊戯機械修理工]
- (10) スポーツ施設の電力・空調・給排水などの設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するもの [089-01 ビル施設管理者]

056-99 その他の接客・給仕の職業

百貨店における案内・接客、その他 056-01～056-08 に含まれない接客・給仕の職業の仕事をいう。

- 案内係（百貨店）、コンシェルジュ（百貨店）、接客係（百貨店）、放送員（百貨店）

057 居住施設・ビル等の管理の職業

マンション・寄宿舍・ビル・駐車場などの管理の仕事をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事 [059 警備員]
- (2)設備管理・運転の仕事 [089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業]
- (3)清掃の作業 [096 清掃・洗浄作業員]
- (4)受付の仕事 [034 一般事務・秘書・受付の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 057-01 マンション・アパート管理人
- 057-02 寄宿舍・寮管理人
- 057-03 ビル管理人
- 057-04 駐車場・駐輪場管理人
- 057-99 その他の居住施設・ビル等の管理の職業

057-01 マンション・アパート管理人

マンション・アパートなどにおいて、設備の点検、建物内外の見回り、工事・修理の立ち会い、来訪者の受付、居住者への連絡、管理組合の文書の掲示・配布、共用部分の清掃などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)警備の仕事に専ら従事するもの [059-01 施設警備員]
- (2)清掃の作業に専ら従事するもの [096-01 ビル・建物清掃員]

- アパート管理人、下宿管理人、住込管理人（マンション）、マンション管理人
 - × コンシェルジュ（マンションの受付案内）[034-03]、賃貸住宅管理事務員 [035-99]、施設警備員 [059-01]、ビル設備管理員 [089-01]、ビル・建物清掃員 [096-01]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)マンションのフロントカウンターに待機して来訪者の受付・案内、居住者の生活上の要望などに応じる仕事に従事するもの [034-03 コンシェルジュ（マンションの受付案内）]
- (2)賃貸住宅について入居者の募集、家賃・敷金等の入金管理、未収賃料の督促、修繕の受付・手配、入居者の退去にともなう原状回復工事の手配などの仕事に従事するもの [035-99 賃貸住宅管理事務員]
- (3)事務用・事業用ビルの中央管理室・防災センターにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備の操作・監視・調整などの仕事に従事するもの [089-01 ビル設備管理員]

057-02 寄宿舍・寮管理人

事業所・学校の寄宿舍・寮において、消耗品の交換・補充、共用部分の清掃、利用者の生活上の指導、健康・衛生上の世話などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)警備の仕事に専ら従事するもの [059-01 施設警備員]

(2)清掃の作業に専ら従事するもの [096-01 寄宿舍清掃員]

○ 合宿所管理人、寄宿舍管理人、寄宿舍指導員（特別支援学校）、寄宿舍世話係、社宅管理人、住込管理人（寄宿舍・寮）、世帯寮管理人、独身寮管理人、寮管理人

× 母子支援員 [049-05]、障害者グループホーム世話人（生活支援） [058-99]、施設警備員 [059-01]、寄宿舍清掃員 [096-01]、学校用務員 [099-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)母子生活支援施設において入所者の生活支援の仕事に従事するもの [049-05 母子支援員]

(2)障害者のグループホームにおいて食事・掃除・金銭管理・生活衛生の支援などの日常生活に必要な支援を行う仕事に従事するもの [058-99 障害者グループホーム世話人(生活支援)]

(3)学校において、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換などの作業に従事するもの [099-04 学校用務員]

057-03 ビル管理人

事務用・事業用ビル（賃貸マンションなどの居住施設を除く）において、警備・設備管理・清掃・苦情受付などのビル管理全般の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)警備の仕事に専ら従事するもの [059-01 施設警備員]

(2)設備管理の仕事に専ら従事するもの [089-01 ビル設備管理員]

(3)清掃の作業に専ら従事するもの [096-01 ビル清掃員]

○ ビル管理員

× マンション管理人 [057-01]、施設警備員 [059-01]、ビル設備管理員 [089-01]、ボイラーオペレーター [089-03]、ビル清掃員 [096-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)マンションにおいて設備の点検、来訪者の受付、共用部分の清掃などの仕事に従事するもの [057-01 マンション管理人]

(2)ボイラーの点検・調整・操作の仕事に専ら従事するもの [089-03 ボイラーオペレーター]

057-04 駐車場・駐輪場管理人

駐車場において自動車の誘導・案内、場内の監視、料金の徴収又は料金自動精算機の売上金回収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの（駐車場管理人）及び駐輪場において自転車（電動アシスト自転車・原動機付自転車を含む）の整頓、駐輪券の発行、料金の徴収又は料金自動精算機の売上金回収、定期利用の受付、場内の見回りなどの仕事に従事するもの（駐輪場管理人）をいう。

以下のものを含む。

- (1) 時間貸しのコインパーキングを巡回して、売上金の回収、設備機器（駐車料金精算機・フラップ）の保守・点検、場内の清掃などの仕事に従事するもの
- (2) 撤去された放置自転車の保管場所において、自転車の管理、返還手数料の徴収、自転車の引き渡しなどの仕事に従事するもの

- コインパーキング管理人、駐車場管理人、駐車場係、駐車場誘導員、駐輪場管理人
- × 月極有料駐車場管理事務員[035-99]、路上パーキングメーター巡回集金員[041-01]、レンタサイクル管理人[058-03]、駐車場警備員[059-01]、駐車監視員[063-99]、機械式駐車装置保守点検員[075-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 月極有料駐車場について、利用者の募集、賃料・敷金等の入金管理、未収賃料の督促などの仕事に従事するもの [035-99 月極有料駐車場管理事務員]
- (2) 道路の時間制限駐車区間に設置されたパーキングメーターを巡回して利用料金の回収及びメーターの保守・点検の仕事に従事するもの [041-01 路上パーキングメーター巡回集金員]
- (3) レンタサイクル（貸自転車）の利用受付、利用料の徴収、自転車の管理などの仕事に従事するもの [058-03 レンタサイクル管理人]
- (4) 駐車場の出入口における自動車の誘導及び歩行者の安全確保、場内の見回りの仕事に従事するもの [059-01 駐車場警備員]
- (5) 警察からの委託を受けた事業者に雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するもの [063-99 駐車監視員]
- (6) 機械式立体駐車装置の保守・点検の作業に従事するもの [075-01 機械式駐車装置保守点検員]

057-99 その他の居住施設・ビル等の管理の職業

公民館、体育館、別荘の管理、その他 057-01～057-03 に含まれない住居施設・ビルなどの管理の仕事をいう。

- 貸別荘管理人、学校開放管理員、公会堂管理人、公民館管理人、スポーツ競技場管理人、体育館管理人、バンガロー管理人、別荘管理人（個人の別荘）
- × 別荘管理事務員 [035-99]

なお、別荘について入居者の募集、家賃・敷金等の入金管理、未収賃料の督促、修繕の受付・手配、入居者の退去にともなう原状回復工事の手配などの仕事に従事するものは、[035-99 別荘管理事務員] に分類する。

058 その他のサービスの職業

旅行客の案内、旅程の管理物品の一時預かり・賃貸し、商品の宣伝、広告チラシの配布、葬儀の準備、火葬、犬・猫の毛のトリミング、結婚式・披露宴の企画・手配、その他〔052 家庭生活支援サービスの職業〕～〔057 居住施設・ビル等の管理の職業〕に含まれないサービスの仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 058-01 添乗員、観光案内人
- 058-02 物品一時預り人
- 058-03 物品レンタル係
- 058-04 広告宣伝員
- 058-05 チラシ配布員
- 058-06 葬儀師、火葬係
- 058-07 トリマー
- 058-08 ブライダルコーディネーター
- 058-99 他に分類されないサービスの職業

058-01 添乗員、観光案内人

団体旅行に同行し、旅行客の案内・世話、旅程の管理などの仕事に従事するもの（添乗員）及び観光地などにおいて、旅行客に付添い、名所・旧跡などを案内する仕事に従事するもの（観光案内人）をいう。

○ ツアーガイド、ツアーコンダクター、旅行添乗員、アルパインガイド、観光通訳案内人、見学ツアーガイド（観光）、山岳ガイド、自然ガイド、通訳案内士、通訳ガイド（商談・研修）、登山案内人、登山ガイド、トラベルガイド、名所・旧跡案内人、旅行・観光案内人

× 空港案内係〔034-03〕、見学ツアーガイド（施設見学）〔058-99〕、スクールバス添乗員〔058-99〕、旅行案内係（旅行・観光案内所）〔058-99〕、観光バスガイド〔088-01〕
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 空港の案内所において空港施設の紹介・案内の仕事に従事するもの〔034-03 空港案内係〕
- (2) 工場・各種施設などにおいて見学者を案内する仕事に従事するもの〔058-99 見学ツアーガイド（施設見学）〕
- (3) スクールバスに添乗し、児童・生徒の乗り降りを介助する仕事に従事するもの〔058-99 スクールバス添乗員〕
- (4) 旅行・観光案内所において、観光地の紹介・案内の仕事に従事するもの〔058-99 旅行案内係（旅行・観光案内所）〕
- (5) バスに乗務し、観光地・名所旧跡の説明・案内、乗客の世話、バス駐車時の後方誘導などの仕事に従事するもの〔088-01 観光バスガイド〕

058-02 物品一時預り人

客の手荷物・身の回り品を一時的に預かる仕事に従事するものをいう。

- クローク係、コインロッカー管理人、手荷物一時預り人
- × 駅務員 [042-01]、ベルパーソン [056-05]、駐輪場管理人 [057-04]、ポーター [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 鉄道駅での拾得物・遺失物を一時的に保管・管理する仕事に従事するもの [042-01 駅務員]
- (2) ホテルのロビーにおいて客の手荷物などを一時的に預かる仕事に従事するもの [056-05 ベルパーソン]
- (3) 駐輪場において自転車を一時的に預かる仕事に従事するもの [057-04 駐輪場管理人]
- (4) 空港・ホテルなどで他人の求めに応じて手荷物を運搬する仕事に従事するもの [058-99 ポーター]

058-03 物品レンタル係

物品の賃貸し、返却された物品の点検、賃貸物品の管理などの仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1) 福祉用具の選定相談・貸与・適合の仕事に従事するもの [049-10 福祉用具専門相談員]
 - (2) スポーツ施設においてスポーツ用具を賃貸しする仕事に従事するもの [056-08 スポーツ用具貸出係]
- 貸衣装人、貸ポート係、福祉用具レンタルショップ店員、物品賃貸人、レンタカー営業所員、レンタカー店舗スタッフ、レンタルショップ店員、レンタルビデオ店店員、レンタサイクル管理人
 - × 不動産仲介人 [047-01]、生産用機械リース営業員 [048-04]、福祉用具専門相談員 [049-10]、スポーツ用具貸出係 [056-08]、リネンサプライ集配員 [082-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 不動産物件の賃貸借を仲介する仕事に従事するもの [047-01 不動産仲介人]
- (2) 工場の機械設備のリースに関する取引上の勧誘をする仕事に従事するもの [048-04 生産用機械リース営業員]
- (3) 取引先の事業所を巡回して、レンタルのリネン製品を集配する仕事に従事するもの [082-02 リネンサプライ集配員]

058-04 広告宣伝員

流行の衣裳を着て宣伝する仕事、街頭・ショールーム・展示会などにおける商品の宣伝、宣伝放送などの仕事に従事するものをいう。

- イベントコンパニオン、キャンペーン宣伝員、コマーシャルモデル、住宅展示場案内係、ファッションモデル
- × コピーライター [015-01]、販売促進企画事務員 [033-03]、広報係事務員 [035-01]、テレフォンアポインター [036-02]、イベント司会者 [058-99]、商品実演販売員 [045-15]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 広告・宣伝のための文案（コピー）を作成する仕事に従事するもの [015-01 コピーライター]
- (2) 商品の販売促進のための催し物を企画・立案する仕事に従事するもの [033-03 販売促進企画事務員]
- (3) 社内報・広報誌の編集、メディアからの取材申し入れ・問い合わせに対する応対、プレスリリースの作成などの仕事に従事するもの [035-01 広報係事務員]
- (4) 電話による、商品の販売、サービスの提供に関する取引上の勧誘の仕事に従事するもの [036-02 テレフォンアポインター]
- (5) 行事・催し物などの司会の仕事に従事するもの [058-99 イベント司会者]
- (6) 売店の店頭などにおいて、商品の説明・実演などを行う宣伝販売の仕事に従事するもの [045-15 商品実演販売員]

058-05 チラシ配布員

街頭・駅前・店頭などでの広告チラシ・広告入りポケットティッシュなどの配布、個人宅郵便受けへの広告チラシ・地域情報フリーペーパーの投入などの仕事に従事するものをいう。

- チラシ配布人（ポスティング）、ビラ配り人
- × 宅配便配達員 [082-01]、郵便配達員 [082-03]、新聞配達員 [082-04]、新聞広告チラシ折込作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) カタログ・パンフレット・定期刊行物などの印刷物をその外装に記載された宛先に配達又は郵便受けなどに投入する仕事に従事するもの [082-01 宅配便配達員、082-03 郵便配達員]
- (2) 新聞を定期購読者に配達する仕事に従事するもの [082-04 新聞配達員]
- (3) 新聞販売店において、広告チラシ折込機を操作して新聞に折り込む広告チラシを束にする作業に従事するもの [099-99 新聞広告チラシ折込作業員]

058-06 葬儀師、火葬係

通夜・告別式などの準備、会場・火葬場などの手配、会場の設営、儀式の運営・司会・進行などの仕事に従事するもの（葬儀師）及び火葬の仕事に従事するもの（火葬係）をいう。

葬儀会場において、遺族・親族・僧侶・一般参列者の案内、焼香の案内、茶・料理の配ぜん、献花用の花の配付などの仕事に従事するものを含む。

- セレモニースタッフ（葬祭）、葬祭アシスタント、葬儀スタッフ、葬儀セレモニー準備人、葬儀店員、葬祭飾付人、葬祭ディレクター、湯灌（ゆかん）師、火葬作業員、火葬場現業員
- × 宗教家 [014-01]、フラワーデザイナー [017-99]、生花装飾スタッフ [045-14]、フラワーショップ店員 [045-14]、冠婚葬祭互助会会員募集員 [048-99]、霊きゅう車運転手 [083-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教において、布教、伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するもの [014-01 宗教家]
- (2)葬式の生花祭壇・供花などを制作する仕事に従事するもの [017-99 フラワーデザイナー、045-14 生花装飾スタッフ、045-14 フラワーショップ店員]
- (3)冠婚葬祭互助会への入会を勧誘する仕事に従事するもの [048-99 冠婚葬祭互助会会員募集員]
- (4)車を運転して遺体を搬送する仕事に従事するもの [083-99 霊きゅう車運転手]

058-07 トリマー

犬・猫の毛のトリミング、爪切り、耳掃除などの仕事に従事するものをいう。

- グルーマー、ペットトリマー
- × 動物病院アシスタント [028-99]、ペットショップ店員 [045-14]、ペットシッター [058-99]、ブリーダー [064-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)動物病院において獣医師の診療補助、入院動物の世話などの仕事に従事するもの [028-99 動物病院アシスタント]
- (2)ペットショップにおいて犬・猫などの世話・販売の仕事に従事するもの [045-14 ペットショップ店員]
- (3)犬・猫などの飼い主の自宅において又は犬・猫などを預かり、給餌・排せつ物処理・散歩などの世話をする仕事に従事するもの [058-99 ペットシッター]
- (4)愛がん用の犬・猫を繁殖させる仕事に従事するもの [064-04 ブリーダー]

058-08 ブライダルコーディネーター

結婚式・披露宴の企画・提案、料理・花・写真・衣装・ヘアメイク・引出物などの提案・手配、式当日の進行確認・立ち会いなどの仕事に従事するものをいう。

○ ウエディングプランナー、ブライダルアドバイザー（結婚式場）、ブライダルプランナー

× 結婚式場紹介スタッフ[047-99]、介添役（結婚式場）[058-99]、結婚式場司会者[058-99]、結婚相談員 [058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ブライダルサロン・結婚式場紹介所において結婚式場・披露宴会場の紹介、結婚式に関する相談などの仕事に従事するもの [047-99 結婚式場紹介スタッフ]
- (2)結婚式・披露宴において花嫁の身の回りの世話などの仕事に従事するもの [058-99 介添役（結婚式場）]
- (3)結婚披露宴において司会の仕事に従事するもの [058-99 結婚式場司会者]
- (4)結婚相談所において会員の紹介、見合いの設定などの仕事に従事するもの [058-99 結婚相談員]

058-99 他に分類されないサービスの職業

手荷物の運搬、整体の施術、結婚式の介添役・司会、小売店のサービスカウンター業務、送迎バスの添乗業務、障害者の外出支援、ペットの世話、霊園の管理、その他 058-01～058-08 に含まれないサービスの仕事をいう。

○ アロマセラピスト、イベント司会者、エレベーター係、介添役（結婚式場）、カイロプラクター、カイロプラクティックセラピスト、学習支援員（授業補助）、観察実験アシスタント（理科支援員）、靴みがき人、結婚式場司会者、結婚相談員、見学ツアーガイド（施設見学）、コイン洗車場管理人、コインランドリー管理人、サービスカウンター係（小売店）、障害者グループホーム世話人（生活支援）、助勤巫女（お札・お守を頒布するもの）、寝具消毒乾燥人、人生相談員、スクールバス添乗員、整体師、送迎バス添乗員（保育園・幼稚園・特別支援学校）、手回品運搬人、特別支援教育支援員、パソコン訪問サポート員、美術モデル、ペットシッター、便利屋、ポーター、野犬捕獲員、旅行案内係（旅行・観光案内所）、リフレクソロジスト、リラクゼーションセラピスト、霊園管理者

× 宗教家 [014-01]、介護助手 [050-99]

- (1)神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教において、布教、伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するもの [014-01 宗教家]
- (2)高齢者の介護施設において、シーツの交換、洗濯、清掃、食事の配ぜん、入浴の補助、移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]

10 警備・保安の職業

国家の防衛、個人の生命・身体・財産の保護、法・秩序・公共の安全の維持、海上の安全確保、刑事施設における保安の維持、火災の鎮圧などの仕事をいう。

自衛官・警察官・海上保安官・消防吏員の階級を有するものは、従事する仕事内容にかかわらず本分類項目に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 059 警備員
- 060 自衛官
- 061 司法警察職員
- 062 看守、消防員
- 063 その他の保安の職業

059 警備員

工場・事務所・空港などの施設及び住宅等の警備、工事現場における歩行者・車両の誘導、催事来場者の誘導などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 059-01 施設警備員
- 059-02 道路交通誘導員、雑踏警備員
- 059-99 その他の警備員

059-01 施設警備員

工場・空港・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護又は構内秩序の維持のため、施設への人・自動車の出入りの監視、施設内の監視・巡視などの警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設において被収容者の監視、施設内の巡視などの仕事に従事するものを含む。

- 駅警備員、機械警備員、空港警備員、空港保安検査員、刑事施設警備員、守衛、倉庫警備員、駐車場警備員、ビル警備員、夜警員
- × 機械警備営業員 [048-99]、ビル管理人 [057-03]、駐車場誘導員 [057-04]、駐車場管理人 [057-04]、交通誘導員 [059-02]、雑踏警備員 [059-02]、機械警備管制員 [059-99]、貴重品運搬警備員 [059-99]、空港警察署員（警察官） [061-01]、鉄道警察隊員 [061-01]、プール監視員 [063-99]、列車見張員（保線工事） [063-99]、ビル設備管理員 [089-01]、防災センター監視員 [089-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)他人を訪問し、事業所・住宅などの機械警備に関する取引上の勧誘を行う仕

- 事に従事するもの [048-99 機械警備営業員]
- (2)事務用・事業用ビルにおいて、警備だけではなく、設備管理・清掃・苦情受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [057-03 ビル管理人]
- (3)駐車場において自動車を誘導する仕事に専ら従事するもの [057-04 駐車場誘導員]
- (4)駐車場を管理する仕事に従事するもの [057-04 駐車場管理人]
- (5)道路工事現場などにおいて歩行者・自動車の流れを誘導する仕事に従事するもの [059-02 交通誘導員]
- (6)催事の開催会場及びその周辺において、来場者などの人の流れを整理・誘導・案内する仕事に従事するもの [059-02 雑踏警備員]
- (7)警備会社の管制センターにおいて警備対象施設に設置された警備機器から送られてくる情報を監視し、警備員に出動指令を出すなどの仕事に従事するもの [059-99 機械警備管制員]
- (8)運搬車に警備員として乗務し現金、貴重品等を安全に目的地まで輸送する仕事に従事するもの [059-99 貴重品運搬警備員]
- (9)空港における出入国にかかる犯罪の予防・捜査などの警察業務に従事するもの [061-01 空港警察署員 (警察官)]
- (10)鉄道施設内での痴漢・スリ・暴力等の犯罪の予防・捜査などの警察業務に従事するもの [061-01 鉄道警察隊員]
- (11)プールにおいて遊泳者の監視、事故発生時の救助・救命処置などの仕事に従事するもの [063-99 プール監視員]
- (12)鉄道の線路工事において鉄道車両の接近を見張る仕事に従事するもの [063-99 列車見張員 (保線工事)]
- (13)ビルの電力・空調・給排水などの設備を操作・監視・調整する仕事に従事するもの [089-01 ビル設備管理員]
- (14)建物の防災センターにおいて防災設備を監視・操作する仕事に従事するもの [089-01 防災センター監視員]

059-02 道路交通誘導員、雑踏警備員

道路工事現場及び道路を使用する各種の工事・作業現場において、歩行者・自動車等に通行の合図を送り交通の流れを誘導する仕事に従事するもの(道路交通誘導員)、催事・行事の開催場所及びその周辺において、事故を防止するため、来場者などの人の流れを整理・誘導する仕事に従事するもの(雑踏警備員)をいう。

建設工事現場及び道路から建設工事現場への出入口において建設用・運搬用車

両を誘導する仕事に従事するものを含む。

○ イベント警備員、会場警備員、会場整理員、建設現場交通誘導員、交通誘導員、催事警備員、道路工事現場交通誘導員

× 料金収受員（有料道路、高速道路）[042-01]、駐車場誘導員 [057-04]、警察官 [061-01]、交通巡視員 [063-99]、道路管制センター管制員 [063-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)有料道路や高速道路の料金所における通行料金の収受などの仕事に従事するもの [042-01 料金収受員（有料道路、高速道路）]

(2)駐車場において自動車を誘導する仕事に専ら従事するもの [057-04 駐車場誘導員]

(3)警察の交通管制センター等において、道路交通情報の収集・分析、道路情報板による情報提供、交通信号機の制御、また交通整理の仕事に従事するもの [061-01 警察官]

(4)高速道路・有料道路などを巡視するもの [063-99 交通巡視員]

(5)高速道路の道路管制センターにおいて、道路・気象情報の収集、道路情報板による情報提供、交通管理隊への出動指示、トンネル内に設置された機器の監視・操作などの仕事に従事するもの [063-99 道路管制センター管制員]

059-99 その他の警備員

貴重品の運搬警備、個人の身辺警備、機械警備の管制、その他 059-01 及び 059-02 に含まれない警備の仕事に従事するものをいう。

○ 運搬警備員、機械警備管制員、貴重品運搬警備員、国会衛視、身辺警護員、法廷警備員、ボディガード

× 山林監視員 [065-99]、漁場監視員 [066-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)山林を巡視して林木・苗木の保護・監視、盗伐・病虫害の警戒・防止などの仕事に従事するもの [065-99 山林監視員]

(2)河川・湖沼の漁場を巡視して遊漁承認証の確認、釣り場の案内、制限事項の指導などの仕事に従事するもの [066-99 漁場監視員]

060 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。
防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

060-01 自衛官

060-01 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。
防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

- 海上自衛官、海上自衛官（主に管理的な職業に従事するもの）、海上自衛隊員、航空自衛官、航空自衛隊員、自衛官（主に管理的な職業に従事するもの）、自衛隊医官、自衛隊看護官、自衛隊警務官、陸上自衛官、陸上自衛隊員、防衛医科大学校学生、防衛大学校学生、防衛大学校教授（自衛隊員であるもの）

061 司法警察職員

個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全の確保、法と秩序の維持など主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 061-01 警察官、海上保安官
- 061-99 その他の司法警察職員

061-01 警察官、海上保安官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共の安全・秩序の維持などの警察業務に従事するもの（警察官）、海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するもの（海上保安官）をいう。

- 警察官（主に管理的な職業に従事するもの）、警察学校教官（警察官であるもの）、警察大学校教授（警察官であるもの）、刑事、空港警察署員（警察官）、皇宮護衛官、海上保安学校教官（海上保安官であるもの）、巡視船船長（海上保安庁）、巡視船乗組員、巡視艇乗組員、潜水土（海上保安庁）、水上警察隊員、特殊救難隊員、鉄道警察隊員
- × 自衛隊警務官 [060-01]、駐車監視員 [063-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自衛隊内の犯罪の捜査、被疑者の逮捕などの司法警察業務に従事するもの [060-01 自衛隊警務官]
- (2)警察署の指定する路線・地域を巡回し、道路上に放置された自動車の放置駐車違反の確認、放置駐車確認標章の取り付けなどの仕事に従事するもの [063-99 駐車監視員]

061-99 その他の司法警察職員

麻薬の取り締まり、鳥獣保護・狩猟適正化のための取り締まり、その他 061-01 に含まれない、主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

- 麻薬取締員、麻薬取締官、狩猟取締特別司法警察員
- × 運航労務監理官 [020-99]、鉱務監督官 [020-99]、労働基準監督官 [020-99]、皇宮護衛官 [061-01]、刑務官（管理職を除く） [062-01]、税関監視官 [063-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)各種関係法令に基づき、労働者の安全確保、各種災害の防止及び事業主等に対する規制業務等の仕事に従事するもの [020-99 運航労務監理官、020-99 鉱務監督官、020-99 労働基準監督官]
- (2)皇居・御所などの警備、天皇・皇族の護衛などの仕事に従事するもの [061-

01 皇宮護衛官]

- (3)刑務所などの刑事施設において被収容者の監視・処遇、所内の保安維持などの仕事に従事するもの [062-01 刑務官 (管理職を除く)]
- (4)空港・海港において航空機・船舶の監視・取り締まり、旅客・乗組員の携帯品などの取締り・検査・徴税などの仕事に従事するもの [063-99 税関監視官]

062 看守、消防員

刑事施設における、被収容者の監視、保安の維持、作業の指揮監督、被収容者の処遇などの仕事に従事するもの及び火災の鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

062-01 看守

062-02 消防員

062-01 看守

刑務所・拘置所などの刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設において被収容者の監視、施設内の巡視などの仕事に従事するもの〔059-01 刑事施設警備員〕を除く。

○ 刑務官（管理職を除く）

× 刑務所長〔003-01〕、刑事施設警備員〔059-01〕

なお、刑務所の内部組織を管理・監督する仕事に従事するものは、〔003-01 刑務所長〕に分類する。

062-02 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

○ 救急救命士（消防員）、救急車運転手（消防署）、救急隊員、空港消防員、消防学校教官（消防吏員であるもの）、消防官、消防士、消防吏員、消防吏員（主に管理的な職業に従事するもの）、消防車運転手（消防署）、消防船船長、消防隊員、レスキュー隊員

× 民間救急車運転手〔086-99〕

なお、民間の救急車を運転する仕事に従事するものは、〔086-99 民間救急車運転手〕に分類する。

063 その他の保安の職業

[060 自衛官] ～ [062 看守、消防員] に含まれない保安の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

063-99 その他の保安の職業

063-99 その他の保安の職業

高速道路・有料道路などの巡視、プール・海水浴場などにおける遊泳者の監視、放置自動車の駐車違反の確認、児童の登下校時の横断歩道の誘導、自然保護地域の環境保護、不法入国・滞在者の摘発、列車の見張り、その他 060～062 に含まれない保安の仕事をいう。

- 海水浴場監視員、ガス設備保安点検員、ガス漏えい検査員、交通管理隊員、交通巡視員、自然保護官（レンジャー）、水泳場監視員、税関監視官、潜水士（海難救助）、駐車監視員、道路管制センター管制員、道路監理員、道路パトロール隊員、入国警備官、プール監視員、ライフガード、列車見張り員（保線工事）

11 農林漁業の職業

農作物の栽培・収穫の仕事、家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育の仕事、林木の育成・伐採・搬出の仕事、水産動植物の捕獲・採取・養殖の仕事及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）
- 065 林業の職業
- 066 漁業の職業

064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）

農作物の栽培・収穫の仕事、家畜・家きん（禽）・その他の動物（水産動物を除く）の飼育の仕事及び庭木の植え込み・手入れ、苑地の築造の仕事などの農業類似の作業並びにこれらに関連する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 064-01 稲作・畑作作業員
- 064-02 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）
- 064-03 家畜・家きん飼育作業員
- 064-04 動物飼育員（家畜・家きんを除く）
- 064-05 植木職、造園師
- 064-99 その他の農業の職業

064-01 稲作・畑作作業員

穀物、野菜、いも類、豆類、その他の稲作・畑作作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。

農耕用トラクター・コンバインなどの農業用機械を運転して稲作・畑作の仕事に従事するものを含む。

ただし、ビニールハウス・温室・植物工場において野菜の栽培・収穫の仕事に従事するもの〔064-02 野菜栽培作業員（植物工場）、064-02 野菜栽培作業員（ハウス栽培）〕を除く。

○ いも類栽培作業員、雑穀栽培作業員、水稻栽培作業員、豆類栽培作業員、野菜栽培作業員、農業機械運転手（トラクター、コンバイン）、露地野菜栽培作業員

× 野菜栽培作業員（植物工場）〔064-02〕、野菜栽培作業員（ハウス栽培）〔064-02〕、出荷作業員（荷造を主とするもの）〔095-04〕、野菜選別作業員〔098-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)出荷のため野菜の箱詰めの仕事に専ら従事するもの〔095-04 出荷作業員（荷

造を主とするもの)]

- (2)選果場で野菜を色・形・大きさごとに選別する仕事に従事するもの [098-01 野菜選別作業員]

064-02 農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）

園芸・工芸作物（果樹・花き・植木・茶・たばこ・い草など）の栽培・収穫、ビニールハウス・温室・植物工場などにおける農作物の栽培・収穫、原木又は菌床を用いたきのこ類の栽培・収穫、種苗の栽培などの仕事に従事するものをいう。

- い草栽培作業員、植木栽培作業員、えのきだけ栽培作業員、園芸・工芸作物栽培作業員、温室野菜栽培作業員、花き栽培作業員、果樹栽培作業員、きのこ栽培作業員、きのこ類製造作業員（工場生産）、椎茸栽培作業員、種苗栽培員（農業）、植物園栽培係員、芝栽培作業員、たばこ栽培作業員、茶栽培作業員、椎茸種駒製造作業員、農園管理人、ハウス野菜栽培作業員、舞茸栽培作業員、マッシュルーム栽培作業員、もやし製造作業員（工場生産）、野菜栽培作業員（植物工場）、野菜栽培作業員（ハウス栽培）
- × きのこ採取作業員（天然物） [065-99]、山林苗木栽培作業員 [065-99]、出荷作業員（荷造を主とするもの） [095-04]、露地野菜栽培作業員 [064-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)天然物のきのこを採取する仕事に従事するもの [065-99 きのこ採取作業員（天然物）]
- (2)山林用苗木を栽培する仕事に従事するもの [065-99 山林苗木栽培作業員]
- (3)出荷のため果実の箱詰めの仕事に専ら従事するもの [095-04 出荷作業員（荷造を主とするもの）]
- (4)露地野菜の栽培・収穫の仕事に従事するもの [064-01 露地野菜栽培作業員]

064-03 家畜・家きん飼育作業員

家畜の飼育・繁殖・搾乳などの仕事、家きんの飼育・繁殖・採卵などの仕事に従事するものをいう。

養蜂・養蚕の仕事を含む。

- 蚕飼育員、鶏舎作業員、搾乳作業員、蚕種製造作業員、収繭作業員、集卵作業員（養鶏場）、鶏飼育管理作業員、豚舎作業員、豚飼育管理作業員、乳牛飼育作業員、肉牛飼育作業員、ブロイラー飼育作業員、捕鶏作業員、養鶏作業員、養豚作業員、養豚場作業員、養蚕作業員、養蜂作業員、酪農作業員、酪農ヘルパー
- × 家畜人工授精師（獣医師でないもの） [005-01]、馬調教師 [020-99]、愛がん用動物飼育作業員 [064-04]、きゅう務員 [064-04]、実験動物飼育係 [064-04]、動物園飼育員 [064-04]、ブリーダー [064-04]、食肉解体作業員 [072-02]、と畜作業員 [072-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [005-01 家畜人工授精師（獣医師でないもの）]
- (2)馬を調教する仕事に従事するもの [020-99 馬調教師]
- (3)愛がん用動物を飼育する仕事に従事するもの [064-04 愛がん用動物飼育作業員]
- (4)競馬場などにおいて馬の飼育、馬房の清掃などの仕事に従事するもの [064-04 きゅう務員]
- (5)研究室などにおいて実験用動物を飼育する仕事に従事するもの [064-04 実験動物飼育係]
- (6)動物園において動物を飼育する仕事に従事するもの [064-04 動物園飼育員]
- (7)愛がん用動物の繁殖の仕事に専ら従事するもの [064-04 ブリーダー]
- (8)食用鶏の解体の仕事に従事するもの [072-02 食肉解体作業員]
- (9)牛や豚などをと殺・解体処理する仕事に従事するもの [072-02 と畜作業員]

064-04 動物飼育員（家畜・家きんを除く）

大学・企業の研究室、動物園、競馬場などにおける動物の飼育・繁殖・管理の仕事、犬・猫などの愛がん用動物の飼育・繁殖の仕事、その他家畜・家きん（禽）以外の動物の飼育の仕事に従事するものをいう。

動物園・水族館などにおいてショーに出演する動物を訓練する仕事に従事するものを含む。

○ 愛がん用動物飼育作業員、きゅう舎スタッフ、きゅう務員、競走馬飼育作業員、研究用動物世話係、実験動物飼育係、種馬飼育作業員、動物園飼育員、動物実験助手（飼育）、動物繁殖作業員、トレーナー（水族館）、トレーナー（動物園）、ブリーダー

× 犬訓練士 [020-99]、馬調教師 [020-99]、ペットショップ店員 [045-14]、ペットシッター [058-99]、水族館飼育係（魚介類） [066-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)馬の調教、犬の訓練の仕事に従事するもの [020-99 犬訓練士、020-99 馬調教師]
- (2)ペットショップにおいて愛がん用動物の販売・世話の仕事に従事するもの [045-14 ペットショップ店員]
- (3)犬・猫などの飼い主の自宅において又は犬・猫などを預かり、給餌・排せつ物処理・散歩などの世話をする仕事に従事するもの [058-99 ペットシッター]
- (4)水族館等において魚介類等の飼育・繁殖・展示の仕事に従事するもの [066-04 水族館飼育係（魚介類）]

064-05 植木職、造園師

植木の植え込み・手入れ、生け垣の刈り込み、芝の植え付け、芝刈り、施肥、散水、除草・草刈り、庭園・公園・緑地などの苑地の築造、建築物の屋上・道路の緑化などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1) ゴルフ場などにおいて、芝の管理（施肥、薬剤散布）、芝刈り、樹木の手入れ、落葉の清掃などの仕事に従事するもの
 - (2) 公園の樹木、街路樹の手入れの仕事に従事するもの
 - (3) 植木職の見習、造園師の見習であるもの
- 植木職（見習）、植木屋、グリーンキーパー、ゴルフ場芝植付作業員、芝植付作業員（造園業）、樹木剪定作業員、造園技能士、造園工、造園師（見習）、築庭作業員、庭木屋、庭師、法面保護工（芝張り工事）
- × 造園設計技術者 [008-04]、造園施工管理技術者 [008-05]、植木栽培作業員 [064-02]、造園土木作業員 [092-01]、公園芝刈作業員 [099-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1) 庭園を設計する仕事に従事するもの [008-04 造園設計技術者]
 - (2) 庭園の築造工事において施工計画の作成、工程管理、品質管理などの仕事に従事するもの [008-05 造園施工管理技術者]
 - (3) 植木を栽培する仕事に従事するもの [064-02 植木栽培作業員]
 - (4) 造園工事に伴う土木の仕事に従事するもの [092-01 造園土木作業員]
 - (5) 公園において芝刈り・散水・除草などの作業に専ら従事するもの [099-99 公園芝刈作業員]

064-99 その他の農業の職業

装てい（装蹄）の仕事、農業用水の管理、農薬の散布、農作物の病虫害の防除、その他 064-01～064-05 に含まれない、農業及び農業類似の作業並びにこれらに関連する作業をいう。

- 植物防疫員（農作物）、装蹄師、農業用水管理員、農作物病虫害防除員、農薬散布作業員

065 林業の職業

山林用苗木の植え付けの仕事、下刈り・枝打ちの仕事、生育した林木の伐採・搬出などの仕事及び林業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 065-01 育林作業員
- 065-02 伐木・造材・集材作業員
- 065-99 その他の林業の職業

065-01 育林作業員

地ごしらえ（植林予定地の伐採・除草・耕うん（耕耘・耕運）・整地）、山林用苗木の植付け、施肥、下刈り（苗木周辺の除伐・除草）、枝打ち（生育した林木の下枝・枯枝の切り落とし）などの仕事に従事するものをいう。

○ 山林苗木植付作業員、山林枝打作業員、山林下刈作業員、植林作業員、除伐作業員、地ごしらえ作業員（林業）

× 山林苗木栽培作業員 [065-99]、山林病虫害防除作業員 [065-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)山林用苗木を栽培する仕事に従事するもの [065-99 山林苗木栽培作業員]

(2)山林における病虫害の防除の仕事に従事するもの [065-99 山林病虫害防除作業員]

065-02 伐木・造材・集材作業員

生育した林木の伐採の仕事に従事するもの（伐木作業員）、枝払い・皮はぎ・玉切り（丸太の長さを揃えて切断すること）などの造材の仕事に従事するもの（造材作業員）及び伐採された原木を集め、集積所まで搬出する仕事に従事するもの（集運材作業員）をいう。

ハーベスタ・プロセッサなどの林業用機械を運転して、伐木・造材・集材・運材の仕事に従事するものを含む。

ただし、木炭・薪の製造の仕事に従事するもの [065-99 製薪作業員、065-99 製炭作業員] を除く。

○ 運材作業員、間伐作業員、集運材機械運転工、集材作業員、造材作業員、伐木作業員、伐木造材機械運転工

× 製薪作業員 [065-99]、製炭作業員 [065-99]、製材設備オペレーター [069-04]、製材工 [073-04]

なお、原木を製材する仕事に従事するものは、[069-04 製材設備オペレーター、073-04 製材工] に分類する。

065-99 その他の林業の職業

山菜・うるし（漆）などの採取、山林の監視、木炭・薪の製造、林業種苗の栽培、山林病虫害の防除、その他 065-01 及び 065-02 に含まれない、林業及び林業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事をいう。

- うるし採取作業員、きのこ採取作業員（天然物）、山林管理人、山林監視員、山林苗木栽培作業員、山林病虫害防除作業員、山林保安係員、山林見回り作業員、炭焼作業員、製薪作業員、製炭作業員、林業種苗栽培作業員、狩猟員、鳥獣保護員、特用林産物採取作業員、薪割作業員、まつたけ採取作業員、野生動物捕獲作業員、山菜採取作業員、わらび採取作業員
- × 椎茸栽培作業員 [064-02]

なお、原木又は菌床を用いたしいたけの栽培・収穫、種苗の栽培などの仕事に従事するものは、[064-02 椎茸栽培作業員] に分類する。

066 漁業の職業

海洋・河川・湖沼などの水域において自然繁殖している水産動植物を採捕・採取する作業、人工的に水産動植物を育成し、収獲・採取する仕事及び漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)採捕・収獲・採取の延長作業として行う簡単な加工作業
- (2)漁労の仕事に従事する漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 066-01 漁労作業員
- 066-02 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
- 066-03 海藻・貝類採取作業員
- 066-04 水産養殖作業員
- 066-99 その他の漁業の職業

066-01 漁労作業員

海面、海中及び内水面（河川・湖沼）において、自然繁殖している魚類・甲殻類・頭足類（イカ・タコなど）などの水産動物（貝類を除く）を採捕する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)漁労船に乗り組んで漁労の仕事に従事する甲板部員及び機関部員
 - (2)漁獲の仕事を指揮・監督する漁労長
- あゆ漁師、いか釣り漁師、鵜匠、内水面漁労作業員、うなぎ漁師、沿岸漁業者、海面漁労作業員、川魚漁師、漁船乗組員、漁労船機関部員、漁労船操舵手、漁労長、刺網漁師、敷網漁師、潜水漁師、底引き網漁師、地びき網ひき作業員、定置網漁師、投網漁師、内水面漁師、はえなわ漁師、巻網漁師、漁船機関員、漁労船甲板員、漁船甲板員
 - × 漁労船船長 [066-02]、漁労船航海士 [066-02]、漁労船機関長 [066-02]、漁労船機関士 [066-02]、水産あま（海女・海士） [066-03]、魚類水揚作業員 [066-99]、水産物選別作業員（漁協） [098-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 [066-02]
- (2)潜水して天然の貝類・海藻を採取する仕事に従事するもの [066-03 水産あま（海女・海士）]
- (3)漁港において漁労船から魚を水揚げする仕事に従事するもの [066-99 魚類水揚作業員]
- (4)水揚げされた魚を選別する仕事に従事するもの [098-01 水産物選別作業員（漁協）]

066-02 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船に乗り組んで漁労の仕事に従事するもののうち、船長・航海士・機関長・機関士として、船内所属員の指揮監督、操船、機関の運転・整備などの仕事に従事するものをいう。

- 漁労船船長、漁労船航海士、漁労船機関長、漁労船機関士
- × 漁船無線通信士 [011-01]、漁船司厨員 [055-99]、漁労船甲板員 [066-01]、漁労船機関部員 [066-01]、母船船長 [087-02]、工船航海士 [087-02]、漁獲物運搬船機関長 [087-03]、漁業調査船機関士 [087-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の無線通信設備を操作する仕事に専ら従事するもの [011-01 漁船無線通信士]
- (2)漁労船において料理をつくる仕事に専ら従事するもの [055-99 漁船司厨員]
- (3)漁労船に甲板部員・機関部員として乗り組み、漁労の仕事に従事するもの [066-01 漁労船甲板員、066-01 漁労船機関部員]
- (4)母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船などの船長・航海士・機関長・機関士 [漁労船以外の船舶の仕事は、087-02 船長、087-02 航海士、087-03 船舶機関長・機関士に分類する。]

066-03 海藻・貝類採取作業員

天然の海藻・貝類などを採取する仕事に従事するものをいう。

- うに採取作業員、昆布採取作業員、しじみ採取作業員、水産あま（海女・海士）、のり採取作業員
- × かき養殖作業員 [066-04]、のり養殖作業員 [066-04]、水産物選別作業員（漁協） [098-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)かき（牡蛎）などの貝類を養殖する仕事に従事するもの [066-04 かき養殖作業員]
- (2)のり（海苔）を養殖する仕事に従事するもの [066-04 のり養殖作業員]
- (3)水揚げされた海藻・貝類を選別する仕事に従事するもの [098-01 水産物選別作業員（漁協）]

066-04 水産養殖作業員

海水・淡水において、魚類・貝類・海藻などを養殖・飼育・収獲・採取する仕事に従事するものをいう。

- うなぎ養殖作業員、貝類養殖作業員、かき養殖作業員、魚類養殖作業員、金魚養殖作業員、鯉養殖作業員、ごかい養殖作業員、昆布養殖作業員、しじみ養殖作業員、真珠核入作業員、真珠玉入作業員、真珠筏管理員、真珠養殖作業員、水産試験場飼

育作業員、水族館飼育員、水族館飼育係（魚介類）、すっぽん養殖作業員、たい養殖作業員、はまち養殖作業員、のり養殖作業員、ふぐ養殖作業員、帆立貝養殖作業員、養殖真珠貝掃除作業員、養鰻（ようまん）作業員、わかめ養殖作業員

× トレーナー（水族館）[064-04]

なお、水族館においてショーに出演するイルカ・アシカなどを訓練する仕事に従事するもの [064-04 トレーナー（水族館）] に分類する。

066-99 その他の漁業の職業

漁場の監視、魚類の水揚げ、その他 066-01～066-04 に含まれない、漁業及び漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事をいう。

○ 漁場監視員、魚類水揚作業員、釣餌採取作業員

× 水産物選別作業員（漁協）[098-01]

なお、水揚げされた魚介類・海藻を選別する仕事に従事するものは、[098-01 水産物選別作業員（漁協）] に分類する。

12 製造・修理・塗装・製図等の職業

生産工程における、自動化された生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具などを用いた原材料の加工及び製品製造の仕事、機械の組立・整備・修理の仕事、製品（半製品を含む）の検査の仕事並びに生産に関連する又は生産に類似する技能的な仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 067 生産設備オペレーター（金属製品）
- 068 生産設備オペレーター（食料品等）
- 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）
- 070 機械組立設備オペレーター
- 071 製品製造・加工処理工（金属製品）
- 072 製品製造・加工処理工（食料品等）
- 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）
- 074 機械組立工
- 075 機械整備・修理工
- 076 製品検査工（金属製品）
- 077 製品検査工（食料品等）
- 078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）
- 079 機械検査工
- 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）
- 081 生産類似の職業

067 生産設備オペレーター（金属製品）

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属材料の製造、金属加工、金属の溶接・溶断のため、金属を製錬又は精錬して金属材料を製造する工程、金属材料の鋳造・鍛造を行う工程、金属材料・金属板を加工する工程、金属の表面処理を行う工程、金属を接合・切断する工程、その他の金属製品の製造及び金属の加工処理を行う工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。本職業分類ではこの仕事に従事するものを「オペレーター」と表記するが、「制御・監視員」と呼称されることもある。

なお、機械器具・道具などを用いて、金属材料の製造、金属加工、金属の溶接・溶断の仕事に直接従事するものは、[071 製品製造・加工処理工（金属製品）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 067-01 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター
- 067-02 鋳造・鍛造設備オペレーター
- 067-03 金属工作設備オペレーター
- 067-04 金属プレス設備オペレーター
- 067-05 鉄工・製缶設備オペレーター

- 067-06 板金設備オペレーター
- 067-07 めっき・金属研磨設備オペレーター
- 067-08 金属溶接・溶断設備オペレーター
- 067-99 その他の生産設備オペレーター（金属製品）

067-01 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・溶解、出さい（滓）・除さい・出銑などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（製銑設備オペレーター）、銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、精錬、連続铸造などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（製鋼設備オペレーター）及び原鉱石・非鉄金属くずなどから非鉄金属を製造するため、また粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、原料の装入・溶解、鑄込造塊、電気分解、蒸留・還元などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（非鉄金属製錬設備オペレーター）をいう。

自動化された生産設備を操作して、鑄物用の鉄の溶融工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

- 鑄銑機オペレーター、鑄物用アルミ溶解設備オペレーター、鑄物用鉄溶融設備オペレーター、高炉オペレーター、製鋼設備オペレーター、製銑設備オペレーター、造塊設備オペレーター、多結晶シリコン精錬設備オペレーター、鉄鋼製造設備オペレーター、電気炉オペレーター（製鋼）、転炉オペレーター（製鋼）、取べ精錬炉オペレーター、半導体材料精錬設備オペレーター、非鉄金属浸出・浄液設備オペレーター、非鉄金属電解設備オペレーター、非鉄金属溶融設備オペレーター、連続铸造機オペレーター（製鋼）、連続铸造機オペレーター（非鉄金属）
- × 圧延設備オペレーター [067-99]、金属焙焼設備オペレーター [067-99]、粉鉱石焼結設備オペレーター [067-99]、半導体ウェーハ製造設備オペレーター [069-02]、製銑工 [071-01]、製鋼工 [071-01]、鑄物用非鉄金属溶融工 [071-01]、半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど） [071-01]、非鉄金属鑄込造塊工 [071-01]、保全工（高炉、転炉、電気炉） [075-01]、炉修工（高炉、転炉、電気炉） [091-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 圧延設備オペレーター]
- (2) 自動化された生産設備を操作して、鉱石の焙焼の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 金属焙焼設備オペレーター]
- (3) 自動化された生産設備を操作して、粉鉱石の焼結の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 粉鉱石焼結設備オペレーター]
- (4) 自動化された生産設備を操作して、半導体ウェーハの製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-02 半導体ウェーハ製造設備オペレーター]
- (5) 機械器具・道具などを用いて、銑鉄を製造する仕事に従事するもの [071-01]

製鉄工]

- (6)機械器具・道具などを用いて、鋼・特殊鋼を製造する仕事に従事するもの
[071-01 製鋼工]
- (7)機械器具・道具などを用いて、鋳物用の非鉄金属を溶融する仕事に従事するもの [071-01 鋳物用非鉄金属溶融工]
- (8)機械器具・道具などを用いて、多結晶シリコンを製造する仕事に従事するもの [071-01 半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）]
- (9)非鉄金属を製造するため、機械器具・道具などを用いて、原料の装入・溶解、鋳込造塊の仕事に従事するもの [071-01 非鉄金属鋳込造塊工]
- (10)高炉・転炉・電気炉の保全・修理の仕事に従事するもの [075-01 保全工（高炉、転炉、電気炉）]
- (11)高炉・転炉・電気炉の耐火レンガを修理する仕事に従事するもの [091-02 炉修工（高炉、転炉、電気炉）]

067-02 鋳造・鍛造設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、鋳物を製造するため鋳型に溶融金属を注入する工程などを監視・調整する仕事に従事するもの（金属管鋳造設備オペレーター）及び鍛造品を製造するため、生産設備を操作して、金属材料の加熱・鍛錬・成形などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（鍛造設備オペレーター）をいう。

自動化された鍛造用プレス設備を操作して、金属材料の鍛錬・成形の工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)鋼・非鉄金属を製造するため、自動化された生産設備を操作して、連続鋳造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-01 連続鋳造機オペレーター（製鋼）、067-01 連続鋳造機オペレーター（非鉄金属）]
 - (2)自動化された生産設備を操作して、鍛接管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 鍛接管製造設備オペレーター]
 - 鋳物製造設備オペレーター、鋳造設備オペレーター、金属管鋳造設備オペレーター、造型機オペレーター、鍛造加熱設備オペレーター、鍛造設備オペレーター、鍛造プレス設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（熱間成形によるもの）
 - × 鋳物用鉄溶融設備オペレーター[067-01]、非鉄金属溶融設備オペレーター[067-01]、連続鋳造機オペレーター（製鋼）[067-01]、連続鋳造機オペレーター（非鉄金属）[067-01]、金属プレス設備オペレーター [067-04]、鍛接管製造設備オペレーター [067-99]、鋳物工 [071-02]、型鍛造工 [071-02]、ダイカスト工 [071-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、鋳物用金属の溶融工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-01 鋳物用鉄溶融設備オペレーター、067-01 非鉄金属溶融設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、冷間での金属板のプレス成形工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-04 金属プレス設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて、鋳物・ダイカスト製品を製造する仕事に従事するもの [071-02 鋳物工、071-99 ダイカスト工]
- (4)機械器具・道具などを用いて、鍛造品を製造する仕事に従事するもの [071-02 型鍛造工]

067-03 金属工作設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属材料を切削加工するため、加工工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 金属工作設備オペレーター
 - × 旋盤工 [071-05]、マシニングセンタオペレーター [071-06]、NC 旋盤工 [071-06]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)各種の汎用金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-05 旋盤工など]
 - (2)各種の NC 金属工作機械を用いて、金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-06 マシニングセンタオペレーター、071-06 NC 旋盤工など]

067-04 金属プレス設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属プレス製品を製造するため、金属板の冷間での打抜き・曲げ・絞り加工の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 金属プレス設備オペレーター
 - × 鍛造プレス設備オペレーター [067-02]、金属プレス工 [071-07]、打抜プレス工 [071-07]、曲プレス工 [071-07]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)自動化された鍛造用プレス設備を操作して、金属材料の鍛錬・成形の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-02 鍛造プレス設備オペレーター]
 - (2)金属プレス機械を用いて、金属板を一定の形に成形する仕事に従事するもの [071-07 金属プレス工、071-07 打抜プレス工、071-07 曲プレス工]

067-05 鉄工・製缶設備オペレーター

建築用鉄骨、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、鉄塔・橋りょう（梁）などの鋼製構造物、船舶の鋼板などを製作するため、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（鉄工設備オペレーター）及びボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、生産設備を操作して、金属板の切断・穴あけ・成形・溶接などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（製缶設備オペレーター）をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属薄板の曲げ加工などによる容器（缶）の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔067-06 製缶設備オペレーター（缶詰・飲料用の缶）〕
 - (2)自動化された生産設備を操作して、金属板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔067-08 金属溶接設備オペレーター、067-08 レーザー切断設備オペレーター、067-99 金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）〕
- 圧力容器製造設備オペレーター、製缶設備オペレーター（ボイラー容器・タンクなど）、鉄骨製造設備オペレーター、ボイラー容器製造設備オペレーター
- × 製缶設備オペレーター（缶詰・飲料用の缶）〔067-06〕、金属溶接設備オペレーター〔067-08〕、レーザー切断設備オペレーター〔067-08〕、金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）〔067-99〕、橋りょう鉄工〔071-08〕、建築鉄工〔071-08〕、造船鉄工〔071-08〕、製缶工（圧力容器）〔071-08〕、製缶工（タンク）〔071-08〕、製缶工（ボイラー）〔071-08〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・道具などを用いて、橋りょう（梁）用鋼板を製作する仕事に従事するもの〔071-08 橋りょう鉄工〕
- (2)機械器具・道具などを用いて、建築用鉄骨を製作する仕事に従事するもの〔071-08 建築鉄工〕
- (3)機械器具・道具などを用いて、船舶用鋼板の製作及び船殻（せんこく）の組立の仕事に従事するもの〔071-08 造船鉄工〕
- (4)機械器具・道具などを用いて、ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）を製作する仕事に従事するもの〔071-08 製缶工（圧力容器）、071-08 製缶工（タンク）、071-08 製缶工（ボイラー）〕

067-06 板金設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、板金製品を製造するため、金属薄板の切断・成形及び加工された金属薄板の組み合わせ、電気溶接などによる接合、はんだ・ろうによる接着、仕上げの工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属薄板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-04 金属プレス設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、金属薄板の溶接・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 金属溶接設備オペレーター、067-99 金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）]
- 製缶設備オペレーター（缶詰・飲料用の缶）、板金設備オペレーター、曲ロール機オペレーター（板金）
- × 金属プレス設備オペレーター [067-04]、金属溶接設備オペレーター [067-08]、金属切断設備オペレーター（刃物によるもの） [067-99]、製缶設備オペレーター（ボイラー容器・タンクなど） [067-05]、工場板金工 [071-10]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、ボイラー・タンクなどの製作工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-05 製缶設備オペレーター（ボイラー容器、タンクなど）]
- (2)電気機械器具の金属製部品・きょう（筐）体などを製造するため、機械器具・道具などを用いて、金属薄板の切断・成形・接合・接着・仕上げなどの仕事に従事するもの [071-10 工場板金工]

067-07 めっき・金属研磨設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属・プラスチックなどの表面を金属薄膜で覆うため、めっきの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（めっき設備オペレーター）及び金属製の材料・半製品・製品の研磨・研削・仕上げをするため、研磨などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（金属研磨設備オペレーター）をいう。

- 金属研磨設備オペレーター、防錆処理設備オペレーター、めっき設備オペレーター
- × 研削盤工 [071-05]、ラップ盤工 [071-05]、NC研削盤工 [071-06]、NCラップ盤工 [071-06]、化学めっき工 [071-11]、金属研磨工 [071-11]、電気めっき工 [071-11]、金属塗装工 [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)汎用研削盤・仕上機械を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの仕事に従事

- するもの [071-05 研削盤工、071-05 ラップ盤工]
- (2)NC 研削盤・仕上機械を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの仕事に従事するもの [071-06 NC 研削盤工、071-06 NC ラップ盤工]
- (3)機械器具・道具などを用いて、電気めっき・化学めっきの仕事に従事するもの [071-11 電気めっき工、071-11 化学めっき工]
- (4)携帯用グラインダーなどを用いて金属材料・半製品・製品のきず(疵)取り・研磨・研削の仕事に従事するもの [071-11 金属研磨工]
- (5)鋼板・金属管などの金属を塗装するため、塗料の調合、下地処理、塗りなどの仕事に従事するもの [080-02 金属塗装工]

067-08 金属溶接・溶断設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、電熱・ガスの炎などを利用して金属の熔融・圧接による接合を行うため、接合の工程を監視・調整する仕事に従事するもの(金属溶接設備オペレーター)及びガスの炎、レーザー、プラズマなどのエネルギーを利用して金属の加熱による切断を行うため、切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの(金属溶断設備オペレーター)をいう。

ただし、自動化された生産設備を操作して、溶接鋼管の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 鋼管製造設備オペレーター] を除く。

- ガス切断設備オペレーター、金属溶接設備オペレーター、金属溶断設備オペレーター、溶接ロボットオペレーター、レーザー切断設備オペレーター
- × 金属切断設備オペレーター(刃物によるもの) [067-99]、鋼管製造設備オペレーター [067-99]、はんだ付設備オペレーター [067-99]、ろう付設備オペレーター [067-99]、アーク溶接工 [071-13]、ガス溶接工 [071-13]、酸素アセチレンガス切断工 [071-13]、はんだ付工 [071-99]、ろう付工 [071-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、刃物による金属の板・棒・管の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 金属切断設備オペレーター(刃物によるもの)]
- (2)自動化された生産設備を操作して、はんだ付け・ろう付けの工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 はんだ付設備オペレーター、067-99 ろう付設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて、電気・ガスによる金属接合の仕事に従事するもの [071-13 アーク溶接工、071-13 ガス溶接工]
- (4)機械器具・道具などを用いて、酸素アセチレンガスの炎による金属切断の仕事に従事するもの [071-13 酸素アセチレンガス切断工]
- (5)はんだ・ろうの溶剤を用いて金属を接着する仕事に従事するもの [071-99 は

んだ付工、071-99 ろう付工]

067-99 その他の生産設備オペレーター（金属製品）

067-01～067-08に含まれない、ダイカスト製品の製造、なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの金属熱処理、金属の板・条・棒・管などの製造、金属材料の引き抜き・巻き取り、刃物による金属の板・棒・管などの切断、粉鉱石の焼結、金属線製品・粉末冶金製品の製造及びろう付け・はんだ付けによる金属の接着などを行うため、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、製品製造・加工処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 圧延加熱設備オペレーター、圧延設備オペレーター、軌道用レール製造設備オペレーター、金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）、金属線製品製造設備オペレーター、金属焙焼設備オペレーター、金属熱処理設備オペレーター、くぎ製造設備オペレーター、鋼管製造設備オペレーター、シャーリング設備オペレーター、条鋼圧延設備オペレーター、伸線設備オペレーター、ダイカスト設備オペレーター、鍛接管製造設備オペレーター、熱間圧延設備オペレーター、ばね製造設備オペレーター（冷間成形によるもの）、はんだ付設備オペレーター、粉鉱石焼結設備オペレーター、粉末冶金製品製造設備オペレーター、溶接鋼管製造設備オペレーター、冷間圧延設備オペレーター、ろう付設備オペレーター
- × 金属管鑄造設備オペレーター [067-02]、防錆処理設備オペレーター [067-07]、ガス切断設備オペレーター [067-08]、レーザー切断設備オペレーター [067-08]、金属熱処理工 [071-03]、圧延工 [071-04]、伸線工 [071-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属管の鑄造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-02 金属管鑄造設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、金属の防せい（錆）処理の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-07 防錆処理設備オペレーター]
- (3)自動化された生産設備を操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 ガス切断設備オペレーター]
- (4)自動化された生産設備を操作して、レーザーを利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 レーザー切断設備オペレーター]
- (5)機械器具・道具などを用いて金属の熱処理の仕事に従事するもの [071-03 金属熱処理工]
- (6)金属の塊・板・棒などを圧延機で引き伸ばし、金属の板・条・棒・管などを製造する仕事に従事するもの [071-04 圧延工]
- (7)機械器具・道具などを用いて金属材料の引き抜き、巻き取りの仕事に従事するもの [071-99 伸線工]

068 生産設備オペレーター（食料品等）

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、食料品・飲料・たばこを製造するため、原材料の処理及び製品製造・加工処理の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。本職業分類ではこの仕事に従事するものを「オペレーター」と表記するが、「制御・監視員」と呼称されることもある。

なお、機械器具・道具などを用いて、食料品・飲料・たばこを製造する仕事に直接従事するものは、[072 製品製造・加工処理工（食料品等）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

068-01 食料品生産設備オペレーター

068-02 飲料・たばこ生産設備オペレーター

068-01 食料品生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、穀物を精白するため又は穀物などから粉を製造するため、あるいは調味食品（味そ・しょう油など）・めん類・パン・菓子・大豆加工食品（豆腐・納豆・豆乳など）・缶詰食品・瓶詰食品・レトルト食品・飲用乳・乳製品（チーズ・バターなど）・食肉加工製品（ハム・ソーセージなど）・水産練り物・冷凍加工食品などの食料品を製造するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- アイスクリーム製造設備オペレーター、飲用乳製造設備オペレーター、うま味調味料製造設備オペレーター、菓子製造設備オペレーター、缶詰食品製造設備オペレーター、香辛料製造設備オペレーター、ジャム製造設備オペレーター、しょう油製造設備オペレーター、食肉加工品製造設備オペレーター、食品添加物製造設備オペレーター（天然添加物）、食用油脂製品製造設備オペレーター、充てん豆腐製造設備オペレーター、水産練り物製造設備オペレーター、スナック菓子製造設備オペレーター、精穀設備オペレーター、製糖設備オペレーター、製粉設備オペレーター、精米設備オペレーター、ソーセージ製造設備オペレーター、調味食品製造設備オペレーター、調味料製造設備オペレーター（製塩を除く）、チーズ製造設備オペレーター、豆腐製造設備オペレーター、乳酸発酵製品製造設備オペレーター、乳製品製造設備オペレーター、納豆製造設備オペレーター、バター製造設備オペレーター、ハム製造設備オペレーター、パン製造設備オペレーター、びん詰食品製造設備オペレーター、粉乳製造設備オペレーター、ベーコン製造設備オペレーター、弁当製造設備オペレーター、保存食品製造設備オペレーター、マーガリン製造設備オペレーター、マヨネーズ製造設備オペレーター、味そ製造設備オペレーター、めん類製造設備オペレーター、冷凍加工食品製造設備オペレーター、野菜漬物製造設備オペレーター、焼菓子製造設備オペレーター、洋生菓子製造設備オペレーター、レトルト食品製造設備オペレーター、練乳製造設備オペレーター、和生菓子製造設備オペレーター、

和菓子製造設備オペレーター

× 製塩設備オペレーター [069-01]、配合飼料製造設備オペレーター [069-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、塩の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-01 製塩設備オペレーター]
- (2)配合飼料を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-99 配合飼料製造設備オペレーター]

068-02 飲料・たばこ生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、茶・酒類・清涼飲料などを製造するため及びコーヒー豆の焙煎などをするため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（飲料生産設備オペレーター）並びにたばこを製造するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（たばこ生産設備オペレーター）をいう。

ただし、乳・乳酸飲料を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 飲用乳製造設備オペレーター、068-01 乳酸発酵製品製造設備オペレーター] を除く。

- 飲料生産設備オペレーター、コーヒー豆焙煎設備オペレーター、清酒製造設備オペレーター、製茶設備オペレーター、清涼飲料製造設備オペレーター、たばこ製造設備オペレーター、ビール製造設備オペレーター
- × 飲用乳製造設備オペレーター [068-01]、乳酸発酵製品製造設備オペレーター [068-01]、清酒製造工 [072-07]、製茶工 [072-07]、清涼飲料製造工 [072-07]、たばこ製造工 [072-07]、ビール製造工 [072-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・道具などを用いて清酒を製造する仕事に従事するもの [072-07 清酒製造工]
- (2)機械器具・道具などを用いて緑茶を製造する仕事に従事するもの [072-07 製茶工]
- (3)機械器具・道具などを用いて清涼飲料を製造する仕事に従事するもの [072-07 清涼飲料製造工]
- (4)機械器具・道具などを用いてたばこを製造する仕事に従事するもの [072-07 たばこ製造工]
- (5)機械器具・道具などを用いてビールを製造する仕事に従事するもの [072-07 ビール製造工]

069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、化学製品・窯業製品・土石製品・繊維製品・衣服・繊維製品・木製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などを製造するため又は印刷・製本のため、原材料の処理及び製品製造・加工処理等の工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。本職業分類ではこの仕事に従事するものを「オペレーター」と表記するが、「制御・監視員」と呼称されることもある。

なお、機械器具・道具などを用いて、化学製品・窯業製品・土石製品・繊維製品・衣服・繊維製品・木製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などを製造する仕事及び印刷・製本の仕事に直接従事するものは、[073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 069-01 化学製品生産設備オペレーター
- 069-02 窯業・土石製品生産設備オペレーター
- 069-03 繊維製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター
- 069-04 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター
- 069-05 印刷・製本設備オペレーター
- 069-06 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター
- 069-99 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）

069-01 化学製品生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、石油製品（灯油・軽油・重油・ガソリン・ナフサなど）、基礎化学品（エチレン・ベンゼンなど）、工業薬品・高分子製品（モノマー・有機溶剤・無機工業薬品、ポリエチレン、ナイロンなど）及び化学製品（化学薬品・合成樹脂・化学肥料・合成洗剤・化学繊維・医薬品・化粧品・塗料・農薬・合成ゴムなど）を製造するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。自動化された生産設備を操作して、塩の製造工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

- 医薬品製造設備オペレーター、インク製造設備オペレーター、絵具製造設備オペレーター、化学製品原料粉碎設備オペレーター、化学製品製造設備オペレーター、化学繊維後処理設備オペレーター、化学繊維原液調整設備オペレーター、化学繊維原料製造設備オペレーター、化学繊維製造設備オペレーター、化学繊維精練設備オペレーター、化学繊維漂白設備オペレーター、化学繊維紡糸設備オペレーター、化学肥料製造設備オペレーター、化学薬品製造設備オペレーター、感光剤材料製造設備オペレーター、基礎的化学品製造設備オペレーター、化粧品製造設備オペレーター、合成ゴム製造設備オペレーター、合成洗剤製造設備オペレーター、香料製造設備オペレーター、殺虫剤製造設備オペレーター、潤滑油製造設備オペレーター、製

- 塩設備オペレーター、石油化学製品製造設備オペレーター、石油精製設備オペレーター、石けん製造設備オペレーター、塗料製造設備オペレーター、燃料製造設備オペレーター、農薬製造設備オペレーター、汎用樹脂製造設備オペレーター、フィルム製造設備オペレーター、無機材料製造設備オペレーター、有機薬品製造設備オペレーター、油脂製品製造設備オペレーター、LP ガス製造設備オペレーター
- × うま味調味料製造設備オペレーター[068-01]、化学繊維紡績設備オペレーター[069-03]、医薬品製造工[073-01]、化学繊維製造工[073-01]、化学薬品製造工[073-01]、化粧品製造工[073-01]、プラント修理工(石油精製)[075-01]、包装機械操作員[097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)うま味調味料を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 うま味調味料製造設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、化学繊維（短繊維）の紡績工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-03 化学繊維紡績設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて化学製品を製造する仕事に従事するもの [製品の種類に即して分類する：073-01 医薬品製造工、073-01 化学繊維製造工、073-01 化学薬品製造工、073-01 化粧品製造工 など]
- (4)石油精製設備の修理の仕事に従事するもの [075-01 プラント修理工（石油精製）]
- (5)包装機械を用いて医薬品・化粧品を包装する仕事に従事するもの [097-01 包装機械操作員]

069-02 窯業・土石製品生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、ガラス・ガラス製品・れんが・瓦・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品・生コンクリート・研磨用材・石こう（石膏）製品などの窯業製品を製造するため、原料の処理、成形・焼成・仕上げなどの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（窯業製品生産設備オペレーター）及び碎石・骨材・石工（いしく）品・けい（珪）藻土製品などの土石製品を製造するため、石材の破碎・切断・焼成・研磨などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（土石製品生産設備オペレーター）をいう。

- ガラス研磨設備オペレーター、ガラス製品製造設備オペレーター、ガラス成形設備オペレーター、ガラス繊維製造設備オペレーター、ガラス熱加工設備オペレーター、ガラス熱処理設備オペレーター、かわら製造設備オペレーター、研磨用材製造設備オペレーター、コンクリート製品製造設備オペレーター、碎石製造設備オペレーター、シリコンウエーハ製造設備オペレーター、石灰製造設備オペレーター、石こう（石膏）製品製造設備オペレーター、セメント製造設備オペレーター、陶磁器製造

設備オペレーター、生コンクリート製造設備オペレーター、半導体ウェーハ製造設備オペレーター、光ファイバー（ガラス製）製造設備オペレーター、ファインセラミックス製品製造設備オペレーター、窯業原料加工設備オペレーター、るつぼ製造設備オペレーター、れんが製造設備オペレーター

- × ガラス製品製造工 [073-02]、研磨布製造工 [073-02]、セメント製造工 [073-02]、かわら製造工 [073-02]、陶磁器製造工 [073-02]、コンクリート製品製造工 [073-02]、砥石製造工 [073-02]、生コンクリート製造工 [073-02]、ファインセラミックス製品製造工 [073-02]、墓石工 [073-02]、れんが製造工 [073-02]

なお、機械器具・道具などを用いて、窯業・土石製品を製造する仕事に直接従事するものは、[製品の種類に即して分類する：073-02 ガラス製品製造工、073-02 研磨布製造工、073-02 セメント製造工、073-02 かわら製造工、073-02 陶磁器製造工、073-02 コンクリート製品製造工、073-02 砥石製造工、073-02 生コンクリート製造工、073-02 ファインセラミックス製品製造工、073-02 墓石工、073-02 れんが製造工 など] に分類する。

069-03 紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター

糸・布などを製造するため、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、紡績・ねん（撚）糸・織布・編物・編立などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの、糸・布の精練・漂白・染色を行うため、精練・漂白・染色の工程を監視・調整する仕事に従事するもの、その他フェルト・不織布・網・網などを製造するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（紡織製品生産設備オペレーター）及び衣服・繊維製品を製造するため、布地の裁断・縫製・加工などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（衣服・繊維製品生産設備オペレーター）をいう。

- 編機オペレーター、衣服生産設備オペレーター、織機オペレーター、織布設備オペレーター、化学繊維紡績設備オペレーター、刺しゅう設備オペレーター、製網設備オペレーター（繊維製）、精練設備オペレーター（繊維製品）、繊維製品仕上プレス設備オペレーター、繊維製品生産設備オペレーター、染色設備オペレーター（紡績、織物製造）、布裁断設備オペレーター、ねん糸設備オペレーター、漂白設備オペレーター（繊維製品）、不織布製造設備オペレーター、フェルト製造設備オペレーター、紡績機械オペレーター、紡織製品生産設備オペレーター、紡織設備オペレーター、ミシン縫製設備オペレーター
- × 化学繊維製造設備オペレーター [069-01]、ガラス繊維製造設備オペレーター [069-02]、紡績工 [073-03]、ねん糸工 [073-03]、織布工 [073-03]、精練工（紡績、織物製造） [073-03]、漂白工（紡績、織物製造） [073-03]、染物職 [073-03]、編立工 [073-03]、あみ製造工 [073-03]、不織布製造工 [073-03]、布裁断工 [073-03]、ミシン縫製工（衣服） [073-03]、繊維製品プレス工 [073-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)化学繊維を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監

- 視・調整する仕事に従事するもの [069-01 化学繊維製造設備オペレーター]
- (2)ガラス繊維を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-02 ガラス繊維製造設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて紡糸、ねん糸、織布、精練、漂白、染色、編立の仕事に従事するもの [073-03 紡績工、073-03 ねん糸工、073-03 織布工、073-03 精練工（紡績、織物製造）、073-03 漂白工（紡績、織物製造）、073-03 染物職、073-03 編立工]
- (4)機械器具・道具などを用いて繊維製の網を編む仕事に従事するもの [073-03 あみ製造工]
- (5)機械器具・道具などを用いて不織布を製造する仕事に従事するもの [073-03 不織布製造工]
- (6)機械器具・道具などを用いて衣服・繊維製品を製造する仕事に従事するもの [073-03 布裁断工、073-03 ミシン縫製工（衣服）、073-03 繊維製品プレス工]

069-04 木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、板材・角材・木材チップ・合板・木質ボード・木製品などを製造・加工するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（木製品生産設備オペレーター）並びに木材・古紙・古繊維などからパルプを製造するため又は製紙原料を調合するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（パルプ生産設備オペレーター）及び紙・加工紙・紙製容器・紙加工品を製造するため、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの（紙製品生産設備オペレーター）をいう。

- 原木切断設備オペレーター、合板製造設備オペレーター、製材設備オペレーター、木材チップ製造設備オペレーター、木質ボード製造設備オペレーター、紙裁断設備オペレーター、抄紙設備オペレーター、紙料調合設備オペレーター、段ボール原紙製造設備オペレーター、パルプ製造設備オペレーター、加工紙製造設備オペレーター、紙製品製造設備オペレーター、紙器製造設備オペレーター、段ボールシート製造設備オペレーター
- × 造材作業員 [065-02]、合板工 [073-04]、製材工 [073-04]、チップ製造工 [073-04]、紙手すき工 [073-05]、紙器製造工 [073-05]、紙料工 [073-05]、段ボールシート製造工 [073-05]、パルプ工 [073-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)伐採した林木の枝払い・玉切りなどの仕事に従事するもの [065-02 造材作業員]

- (2)機械器具・道具などを用いて木製品を製造する仕事に従事するもの〔製品の種類に即して分類する：073-04 合板工、073-04 製材工、073-04 チップ製造工 など〕
- (3)機械器具・道具などを用いてパルプ又は製紙原料並びに紙・加工紙・紙製容器・紙加工品を製造する仕事に従事するもの〔製品の種類に即して分類する：073-05 紙手すき工、073-05 紙器製造工、073-05 紙料工、073-05 段ボールシート製造工、073-05 パルプ工 など〕

069-05 印刷・製本設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、紙・布・合成樹脂・金属板などに印刷するため、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの（印刷設備オペレーター）及び印刷された用紙を製本するため、自動化された生産設備を操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するもの（製本設備オペレーター）をいう。

印刷物の紙面を保護・化粧するため、自動化された生産設備を操作して、印刷物の加工処理を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

○ 印刷設備オペレーター、印刷物光沢加工設備オペレーター、製本設備オペレーター、はく押し設備オペレーター

× 印刷作業員 [073-06]、製本作業員 [073-06]、DTP オペレーター [073-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ソフトウェア・機械器具・道具などを用いて印刷・製本の仕事に従事するもの〔印刷・製本の種類に即して分類する：073-06 印刷作業員、073-06 製本作業員〕
- (2)DTP ソフトウェアを使用してコンピュータの画面上で電子データを割り付け、所定の大きさの版に組む仕事に従事するもの〔073-06 DTP オペレーター〕

069-06 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、ゴム製品（合成ゴム製品を含む）を製造するため、ゴム原料の処理及び成形・加硫・裁断・接合・塗布などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（ゴム製品生産設備オペレーター）並びにプラスチック製品を製造するため、成形・切削・研磨・裁断・接合・塗布などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの（プラスチック製品生産設備オペレーター）をいう。

○ 原料ゴム加工設備オペレーター、原料プラスチック加工設備オペレーター、ゴム裁断設備オペレーター、ゴム製品製造設備オペレーター、ゴム接合設備オペレーター、

ゴム塗布設備オペレーター、タイヤ製造設備オペレーター、プラスチック研磨設備オペレーター、プラスチック裁断設備オペレーター、プラスチック成形設備オペレーター、プラスチック製品製造設備オペレーター、プラスチック接合設備オペレーター、プラスチック切削設備オペレーター

- × 合成ゴム製造設備オペレーター[069-01]、汎用樹脂製造設備オペレーター[069-01]、ゴム製品製造工 [073-07]、プラスチック製品製造工 [073-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)合成ゴムを製造するため、自動化された生産設備を操作して製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-01 合成ゴム製造設備オペレーター]
- (2)合成樹脂を製造するため、自動化された生産設備を操作して製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-01 汎用樹脂製造設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いてゴム製品又はプラスチック製品を製造する仕事に従事するもの [製品の種類に即して分類する：073-07 ゴム製品製造工、073-08 プラスチック製品製造工]

069-99 その他の生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）

069-01～069-06 に含まれない、毛皮・なめし皮、革製品、かばん、袋物、楽器、がん具、運動具、筆記用具、漆器、模型、模造品などを製造するため、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 運動具製造設備オペレーター、楽器製造設備オペレーター、がん具製造設備オペレーター、配合飼料製造設備オペレーター、筆記用具製造設備オペレーター

070 機械組立設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。本職業分類ではこの仕事に従事するものを「オペレーター」と表記するが、「制御・監視員」と呼称されることもある。

なお、機械器具・道具などを用いて、機械組立の仕事に直接従事するものは、[074 機械組立工] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 070-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター
- 070-02 電気機械器具組立設備オペレーター
- 070-03 自動車組立設備オペレーター
- 070-04 輸送用機械器具組立設備オペレーター（自動車を除く）
- 070-05 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター

070-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、はん用機械器具（原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など）、生産用機械器具（金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など）、業務用機械器具（営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など）及び軸受・チェーンなどの機械部品を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を製造するため、自動化された生産設備を操作して、組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-05 計量計測機器組立設備オペレーター、070-05 光学機械器具組立設備オペレーター、070-05 時計組立設備オペレーター、070-05 レンズ研磨設備オペレーター] を除く。

- 印刷機械組立設備オペレーター、液晶パネル製造装置組立設備オペレーター、機械部品組立設備オペレーター、業務用空調機器組立設備オペレーター、業務用冷凍機組立設備オペレーター、金属加工機械組立設備オペレーター、建設機械組立設備オペレーター、原動機組立設備オペレーター、航空機エンジン組立設備オペレーター、娯楽機械組立設備オペレーター、サービス用機械組立設備オペレーター、自動車エンジン組立設備オペレーター、製本機械組立設備オペレーター、農業用機械組立設備オペレーター、船用機関組立設備オペレーター、半導体製造装置組立設備オペレーター
- × 計量計測機器組立設備オペレーター [070-05]、光学機械器具組立設備オペレーター

[070-05]、時計組立設備オペレーター [070-05]、レンズ研磨設備オペレーター [070-05]、機械部品組立工 [074-01]、業務用空調機器組立工 [074-01]、金属加工機械組立工 [074-01]、原動機組立工 [074-01]、サービス用機械組立工 [074-01]、農業用機械組立工 [074-01]、半導体製造装置組立工 [074-01]

なお、機械器具・道具などを用いて一般機械器具組立の仕事に従事するものは、[仕事の種類に即して分類する：074-01 機械部品組立工、074-01 業務用空調機器組立工、074-01 金属加工機械組立工、074-01 原動機組立工、074-01 サービス用機械組立工、074-01 農業用機械組立工、074-01 半導体製造装置組立工]に分類する。

070-02 電気機械器具組立設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、回転電気機械（発電機・電動機など）、電気通信機械器具（無線・有線の通信機器、テレビ・ラジオ受信機、携帯電話機など）、電子応用機械器具（電子計算機・パーソナルコンピュータ、医療用電子応用装置、X線装置など）、民生用電子・電気機械器具（家庭用のエアコン、洗濯機、冷蔵庫など）、半導体製品、電子回路、配電盤・変圧器・電力開閉装置、電球、乾電池、蓄電池、電線などの電気機械器具並びに電気機械部品（電力回路用コンデンサ・整流器・インバーターなど）及び電子部品（電子回路用コンデンサ・プリント配線板・液晶表示部品など）を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

- 開閉制御機器組立設備オペレーター、乾電池製造設備オペレーター、制御盤組立設備オペレーター、蓄電池製造設備オペレーター、テレビ組立設備オペレーター、電気機械組立設備オペレーター、電気機械部品組立設備オペレーター、電気通信機械器具組立設備オペレーター、電球組立設備オペレーター、電子応用機械器具組立設備オペレーター、電子回路用コンデンサ組立設備オペレーター、電子管組立設備オペレーター、電子機器部品組立設備オペレーター、電子計算機組立設備オペレーター、電子複写機組立設備オペレーター、電動機組立設備オペレーター、配電盤組立設備オペレーター、パーソナルコンピュータ組立設備オペレーター、発電機組立設備オペレーター、バッテリー製造設備オペレーター、半導体組立設備オペレーター、半導体製品製造設備オペレーター、半導体チップ製造設備オペレーター、被覆電線製造設備オペレーター、プリント基板組立設備オペレーター、民生用電気機械器具組立設備オペレーター、無線通信機器組立設備オペレーター、有線通信機器組立設備オペレーター、ラジオ組立設備オペレーター
- × 電気機械部品組立工 [074-02]、発電機組立工 [074-02]、無線通信機器組立工 [074-03]、有線通信機器組立工 [074-03]、汎用電子計算機組立工 [074-04]、半導体製品製造工 [074-06]、電子機器部品組立工 [074-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)機械器具・道具などを用いて電気機械部品・電子機器部品の組立の仕事に従

事するもの [074-02 電気機械部品組立工、074-09 電子機器部品組立工]
(2)機械器具・道具などを用いて電気機械器具の組立の仕事に従事するもの
[074-02 発電機組立工、074-03 無線通信機器組立工、074-03 有線通信機器
組立工、074-04 汎用電子計算機組立工、074-06 半導体製品製造工など]

070-03 自動車組立設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、自動車(二輪自動車を含む)及びその部分品(エンジン・電装品・計器・タイヤ・ガラスなどを除く)を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、自動化された生産設備を操作して、溶接の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 溶接ロボットオペレーター] を除く。

- 自動車組立設備オペレーター、自動車部分品組立設備オペレーター、自動車部品取付設備オペレーター
- × 溶接ロボットオペレーター [067-08]、自動車エンジン組立設備オペレーター [070-01]、バッテリー製造設備オペレーター [070-02]、自動車メータ組立設備オペレーター [070-05]、自動車ぎ装(艀装)組立工 [074-11]、自動車車体組立工 [074-11]、自動車塗装設備オペレーター [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、自動車エンジンの組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-01 自動車エンジン組立設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、バッテリーの製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 バッテリー製造設備オペレーター]
- (3)自動化された生産設備を操作して、自動車メータの組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-05 自動車メータ組立設備オペレーター]
- (4)機械器具・道具などを用いて自動車及びその部分品の組立に従事するもの [074-11 自動車ぎ装(艀装)組立工、074-11 自動車車体組立工]
- (5)自動化された生産設備を操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの [080-02 自動車塗装設備オペレーター]

070-04 輸送用機械器具組立設備オペレーター(自動車を除く)

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、鉄道車両・船舶・航空機・自転車・フォークリフト・構内運搬車両・車いすなどの輸送用機械器具及びその部分品を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動化された生産設備を操作して、溶接・切断の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 溶接ロボットオペレーター、067-99 金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）]
- (2)自動化された生産設備を操作して、鉄道車両・船舶・航空機用のエンジン・電装品・計器の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-01 航空機エンジン組立設備オペレーター、070-01 船用機関組立設備オペレーター、070-02 電動機組立設備オペレーター、070-05 航空計器組立設備オペレーターなど]
- 航空機部分品組立設備オペレーター、自転車部分品組立設備オペレーター、鉄道車両部分品組立設備オペレーター、フォークリフト部分品組立設備オペレーター
- × 溶接ロボットオペレーター[067-08]、金属切断設備オペレーター(刃物によるもの) [067-99]、航空機エンジン組立設備オペレーター [070-01]、船用機関組立設備オペレーター [070-01]、電動機組立設備オペレーター [070-02]、航空計器組立設備オペレーター [070-05]、造船鉄工 [071-08]、鉄道車両組立工 [074-12]、航空機組立工 [074-12]、船舶ぎ装（艀装）工 [074-12]、金属塗装設備オペレーター [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・道具などを用いて船舶の鋼板を製作する仕事に従事するもの [071-08 造船鉄工]
- (2)機械器具・道具などを用いて鉄道車両・船舶・航空機の組立に従事するもの [074-12 鉄道車両組立工、074-12 船舶ぎ装（艀装）工、074-12 航空機組立工]
- (3)自動化された生産設備を操作して、金属塗装の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [080-02 金属塗装設備オペレーター]

070-05 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、電気計測器（電流計・電圧計・電力計など）及び計量器・測定器（体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計を含む）を製造するため、組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの（計量計測機器組立設備オペレーター）並びに光学機械器具（デジタルカメラ・ビデオカメラ・双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡など）、測距儀などの光学式計測機器及び光学機械用のレンズを製造するため、組立・加工の工程を監視・調整する仕事に従事するもの（光学機械器具組立設備オペレーター）をいう。

自動化された生産設備を操作して、時計及びタイムレコーダーなどの時計類似機器の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものを含む。

- カメラ組立設備オペレーター、計量計測機器組立設備オペレーター、光学機械器具

組立設備オペレーター、航空計器組立設備オペレーター、自動車メータ組立設備オペレーター、時計組立設備オペレーター、レンズ研磨設備オペレーター
× カメラ組立工 [074-13]、計量器組立工 [074-13]、測定器組立工 [074-13]、時計組立工 [074-13]、電気計測器組立工 [074-13]、レンズ研磨工 [074-13]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・道具などを用いて光学機械組立の仕事に従事するもの [074-13 カメラ組立工]
- (2)機械器具・道具などを用いて電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具の組立の仕事に従事するもの [074-13 計量器組立工、074-13 測定器組立工、074-13 電気計測器組立工]
- (3)機械器具・道具などを用いて時計の組立の仕事に従事するもの [074-13 時計組立工]
- (4)機械器具・道具などを用いてレンズの研磨・加工の仕事に従事するもの [074-13 レンズ研磨工]

071 製品製造・加工処理工（金属製品）

機械器具・道具などを用いて、金属材料の製造、金属加工及び金属の溶接・溶断のため、金属を製錬又は精錬して金属材料を製造する仕事、金属材料の鑄造・鍛造・熱処理・圧延を行う仕事、金属材料・金属板を加工する仕事、金属の表面処理を行う仕事、金属製品を製造する仕事、金属を接合・切断する仕事、その他金属製品の製造並びに加工処理の仕事に直接従事するものをいう。

なお、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属材料の製造工程、金属の加工工程、金属の溶接・溶断の工程などを監視・調整する仕事に従事するものは、[067 生産設備オペレーター（金属製品）]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 071-01 製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工
- 071-02 鑄物製造工、鍛造工
- 071-03 金属熱処理工
- 071-04 圧延工
- 071-05 汎用金属工作機械工
- 071-06 数値制御金属工作機械工
- 071-07 金属プレス工
- 071-08 鉄工、製缶工
- 071-09 自動車板金工
- 071-10 板金工（自動車を除く）
- 071-11 めっき工、金属研磨工
- 071-12 金属製器具・建具・金型等製造工
- 071-13 金属溶接・溶断工
- 071-99 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）

071-01 製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工

高炉・電気炉を用いて銑鉄（せんてつ）・合金鉄を製造するため、原料の装入、炉況の監視、出さい（滓）・除さい・出銑、熱風炉の操作などの仕事に従事するもの（製鉄工）、転炉・電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、溶解・精錬・成分調整・造塊などの仕事に従事するもの（製鋼工）、原鉱石・非鉄金属くずから非鉄金属を製造するため又は粗製非鉄金属を再溶融・精製して精製非鉄金属を製造するため、溶錬炉・電気炉への原料の装入、炉の操作、鑄込造塊、浸出槽の浸出浄液の管理、電解槽の電解液の調整、電極の操作、金属板の電極からのはく（剥）離及び蒸留・還元などの仕事に従事するもの（非鉄金属製錬工）をいう。

以下のものを含む。

- (1) キュポラ（溶銑炉）・電気炉を用いて鑄物用の鉄を溶融する仕事に従事するもの

- (2) 鋳物用の非鉄金属を溶融する仕事に従事するもの
- (3) 半導体・太陽電池の材料の多結晶シリコン、単結晶シリコンなどを製造するため、蒸留・還元などの仕事に従事するもの
- 亜鉛蒸留工、鋳物用非鉄金属溶融工、キュポラ工（鋳物用鉄溶融）、高炉冷却工、造塊工（製鋼）、ダイカスト用アルミニウム溶融工、電気炉工（鋳物用鉄溶融）、電気炉工（製鋼）、転炉炉前工（製鋼）、トーピードカー（混銑車）運転員、取っ運び員、半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）、非鉄金属鋳込造塊工、非鉄金属電解工、フェロアロイ製造工、溶銑輸送員、炉前工（高炉）、炉前工（非鉄金属製錬）
- × 鋳物用鉄溶融設備オペレーター [067-01]、製鋼設備オペレーター [067-01]、製銑設備オペレーター [067-01]、半導体材料精錬設備オペレーター [067-01]、非鉄金属溶融設備オペレーター [067-01]、連続鋳造機オペレーター（非鉄金属） [067-01]、圧延工 [071-04]、保全工（高炉、転炉、電気炉） [075-01]、金属製錬検査工 [076-01]、炉修工（高炉、転炉、電気炉） [091-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を操作して、製銑、製鋼、鋳物用の鉄の溶融工程、非鉄金属の溶融工程、半導体材料の精錬工程又は非鉄金属の鋳込造塊の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [製銑・製鋼・非鉄金属製錬の種類に即して分類する：067-01 鋳物用鉄溶融設備オペレーター、067-01 製鋼設備オペレーター、067-01 製銑設備オペレーター、067-01 半導体材料精錬設備オペレーター、067-01 非鉄金属溶融設備オペレーター、067-01 連続鋳造機オペレーター（非鉄金属）]
- (2) 機械器具・道具などを用いて、鋼・特殊鋼を圧延して鋼板などを製造する仕事に従事するもの [071-04 圧延工]
- (3) 高炉・転炉・電気炉の保全の仕事に従事するもの [075-01 保全工（高炉、転炉、電気炉）]
- (4) 金属製錬による生産物を検査する仕事に従事するもの [076-01 金属製錬検査工]
- (5) 高炉・転炉・電気炉の耐火レンガを修理する仕事に従事するもの [091-02 炉修工（高炉、転炉、電気炉）]

071-02 鋳物製造工、鍛造工

木型・金型を用いて砂型・中子（なかご）を作り、これを組み立てた鋳型に溶融金属を注入する仕事及び鍛造用機械ハンマ・プレスなどを用いて、金属材料を熱間又は冷間で打撃・加圧・圧縮して種々の又は一定の形状に鍛錬・成形する仕事に従事するもの（鍛造工）をいう。

火床（ほど）係を含む。

ただし、鋼を鍛えて日本刀（美術工芸品）などを作るもの [016-01 刀かじ] を

除く。

- アルミニウム鋳物工、鋳型工、鋳込工、鋳物仕上工、鋳物工、鋳物バリ取工、型鍛造工、型鍛造プレス工、可鍛鋳鉄鋳物工、機械込造型工、金属管鋳造工、工具かじ工、自由鍛造工、銑鉄鋳物工、鍛造加熱炉工、鍛造工助手、鍛造バリ取り工、鍛造ハンマ工、鍛造プレス工、調砂工、手かじ工、手込造型工、中子工、非鉄金属鋳物工、火床係、ばね製造工（熱間成形によるもの）、ローリング鍛造工
- × 刀かじ [016-01]、鍛造加熱設備オペレーター [067-02]、鍛造設備オペレーター [067-02]、鋳造設備オペレーター [067-02]、鋳物用非鉄金属溶融工 [071-01]、金属プレス成形工 [071-07]、金型製造工 [071-12]、工具製造工 [071-12]、刃物製造工 [071-12]、遠心鋳造機運転工 [071-99]、金型取付工 [071-99]、鋳物木型工 [073-04]、鋳物検査工 [076-01]、鍛造検査工 [076-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属材料の加熱工程又は鍛造の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [行う処理の種類に即して分類する：067-02 鍛造加熱設備オペレーター、067-02 鍛造設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、鋳物の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-02 鋳造設備オペレーター]
- (3)鋳物用の非鉄金属を溶融する仕事に従事するもの [071-01 鋳物用非鉄金属溶融工]
- (4)プレス機械を用いて金属板を冷間で一定の形に成形する仕事に従事するもの [071-07 金属プレス成形工]
- (5)金型・木型を製作する仕事に従事するもの [071-12 金型製造工、073-04 鋳物木型工]
- (6)治工具・刃物を製造する仕事に従事するもの [071-12 工具製造工、071-12 刃物製造工]
- (7)遠心鋳造機を用いて鋳造の仕事に従事するもの [071-99 遠心鋳造機運転工]
- (8)金型の取り付け・取り外しの仕事に従事するもの [071-99 金型取付工]
- (9)鋳物製品又は鍛造製品を検査する仕事に従事するもの [検査する製品の種類に即して分類する：076-01 鋳物検査工、076-01 鍛造検査工]

071-03 金属熱処理工

金属に一定の性質を与えるため、機械器具・道具などを用いて、焼なまし・焼ならし・焼入れ・焼戻し・浸炭・窒化などの加熱・冷却の仕事に従事するものをいう。

熱処理品の準備、後処理に従事するものを含む。

- 高周波焼入れ焼戻し工、浸炭焼入れ焼戻し工、焼入れ焼戻し工、焼なまし・焼ならし工
- × 金属熱処理設備オペレーター [067-99]、圧延加熱炉工 [071-04]、金属熱処理検査工 [076-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属の熱処理工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 金属熱処理設備オペレーター]
- (2)圧延のため加熱炉を用いて金属材料を加熱する仕事に従事するもの [071-04 圧延加熱炉工]
- (3)金属の熱処理製品を検査する仕事に従事するもの [076-01 金属熱処理検査工]

071-04 圧延工

金属の塊・板・棒などを熱間・冷間でロール圧延機にかけて引き伸ばし、板・条・棒を製造する仕事及び押出し・引き抜き・溶接などにより金属管を製作・精整する仕事（熱間・冷間・溶融を問わない）に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)溶接鋼管を製造するため、つぎめ削り・きよ（鋸）断の仕事に従事するもの
 - (2)押出しによる製管のため金属材料を溶融する仕事に従事するもの
- 圧延加熱炉工、圧延仕上工、圧延ロール整備工、鋼板圧延工、シームレス鋼管工、条鋼圧延工、ステンレス鋼板工、展延工（非鉄金属箔）、電縫管工、熱間圧延工、表面処理鋼板工、溶接鋼管工、冷間圧延工
- × 圧延設備オペレーター [067-99]、遠心鑄造機運転工 [071-99]、金属切断工（刃物によるもの） [071-99]、伸線工 [071-99]、圧延検査工 [076-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、圧延の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 圧延設備オペレーター]
- (2)遠心鑄造機を用いて鑄造の仕事に従事するもの [071-99 遠心鑄造機運転工]
- (3)刃物を用いて金属を切断する仕事に従事するもの [071-99 金属切断工（刃物によるもの）]
- (4)機械器具・道具を用いて金属材料を引き抜き、金属線を製造する仕事に従事するもの [071-99 伸線工]
- (5)金属の圧延製品を検査する仕事に従事するもの [076-01 圧延検査工]

071-05 汎用金属工作機械工

作業者がハンドルを回すことなどによって操作する汎用の旋盤・フライス盤・ボール盤・研削盤・仕上機械・中ぐり盤・ねじ切盤・放電加工機などの金属工作機械を用いて、金属材料の切削・研磨・研削・仕上げ・穴あけ・ねじ切りなどの仕事に従事するものをいう。

金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する仕事に従事

するものを含む。

- グライNDER工（金属研削）、研削盤工、仕上機械工、旋盤工、中ぐり盤工、ねじ切盤工、歯切盤工、歯車仕上盤工、バフ盤工、平削盤工、フライス盤工、ホーニング盤工、ボール盤工、ラップ盤工
- × NC 研削盤工 [071-06]、NC 旋盤工 [071-06]、NC フライス盤工 [071-06]、NC ホーニング盤工 [071-06]、NC ボール盤工 [071-06]、NC ラップ盤工 [071-06]、マシニングセンタオペレーター [071-06]、木工旋盤工 [073-04]、プラスチック旋盤工 [073-08]、プラスチックバフみがき工 [073-08]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)NC 研削盤・NC ホーニング盤・NC ラップ盤を用いて金属材料の研磨・研削・仕上げの仕事に従事するもの [071-06 NC 研削盤工、071-06 NC ホーニング盤工、071-06 NC ラップ盤工]
- (2)NC 旋盤を用いて金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-06 NC 旋盤工]
- (3)NC フライス盤・マシニングセンタを用いて金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-06 NC フライス盤工、071-06 マシニングセンタオペレーター]
- (4)NC ボール盤を用いて金属材料に穴をあける仕事に従事するもの [071-06 NC ボール盤工]
- (5)木工旋盤を用いて木材を切削加工する仕事に従事するもの [073-04 木工旋盤工]
- (6)旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する仕事に従事するもの [073-08 プラスチック旋盤工]
- (7)プラスチック材料の研磨・研削・仕上げの仕事に従事するもの [073-08 プラスチックバフみがき工]

071-06 数値制御金属工作機械工

コンピュータ数値制御方式（CNC：computerized numerical control）の旋盤・フライス盤・マシニングセンタ・放電加工機・レーザー加工機・ボール盤・研削盤・仕上機械・中ぐり盤・ねじ切盤などの金属工作機械を用いて、金属材料の切削・研磨・研削・仕上げ・穴あけ・ねじ切りなどの仕事に従事するものをいう。

金属材料にプラスチック材などを結合させた材料を切削加工する仕事に従事するものを含む。

ただし、加工プログラムを作成する仕事に専ら従事するもの [009-03 NC 工作機械プログラマー] を除く。

- NC 金属特殊加工機工、NC 工作機械オペレーター、NC 旋盤工、NC フライス盤工、NC 放電加工機工、NC 研削盤工、NC 中ぐり盤工、NC ねじ切盤工、NC 歯切盤工、NC 歯車

仕上盤工、NC 平削盤工、NC ホーニング盤工、NC ボール盤工、NC ラップ盤工、NC レーザー加工機工（切断・溶接を除く）、NC ワイヤカット放電加工機工、ターニングセンタオペレーター、マシニングセンタオペレーター

- × NC 工作機械プログラマー [009-03]、金属工作設備オペレーター [067-03]、旋盤工 [071-05]、フライス盤工 [071-05]、自動レーザー切断機運転工 [071-13]、プラスチック NC 旋盤工 [073-08]、プラズマ切断工 [071-13]、レーザー切断工 [071-13]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を操作して、金属材料の切削加工の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-03 金属工作設備オペレーター]
- (2) 汎用旋盤を用いて金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-05 旋盤工]
- (3) 汎用フライス盤を用いて金属材料を切削加工する仕事に従事するもの [071-05 フライス盤工]
- (4) 金属特殊加工機を用いて金属材料を切断する仕事に従事するもの [071-13 自動レーザー切断機運転工、071-13 プラズマ切断工、071-13 レーザー切断工]
- (5) NC 旋盤を用いてプラスチック材料を切削加工する仕事に従事するもの [073-08 プラスチック NC 旋盤工]

071-07 金属プレス工

プレス機械を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞り、一定の形に成形する仕事に従事するものをいう。

刻印の仕事に従事するものを含む。

ただし、板金の仕事の一過程において、プレス機械を用いて仕事に従事するもの [071-10 工場板金工] を除く。

- 打抜プレス工、金属口金プレス工、金属プレス成形工、絞プレス工、タレットパンチプレス工、ブレーキプレス工、プレス刻印工、プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）、ベンダー工、曲プレス工、NC タレットパンチプレス工、NC プレス機械工、NC ベンダー工
- × 金属プレス設備オペレーター [067-04]、鍛造プレス工 [071-02]、工場板金工 [071-10]、打貫工 [071-99]、金型取付工 [071-99]、シャーリング工 [071-99]、金属プレス検査工 [076-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 自動化された生産設備を操作して、金属板のプレス成形の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-04 金属プレス設備オペレーター]
- (2) 鍛造用プレス機械を用いて金属材料を成形する仕事に従事するもの [071-02 鍛造プレス工]
- (3) 打貫機を用いて穴を打ち貫く仕事に従事するもの [071-99 打貫工]

- (4)金型の取り付け・取り外しの仕事に専ら従事するもの〔071-99 金型取付工〕
- (5)せん断機を用いて金属板を切断する仕事に従事するもの〔071-99 シャーリング工〕
- (6)金属のプレス加工品を検査する仕事に従事するもの〔076-02 金属プレス検査工〕

071-08 鉄工、製缶工

建築用鉄骨、鉄塔・橋りょう（梁）などの鋼製構造物、船舶の鋼板又はボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などを製作するため、原寸図面の作成、鋼板けがき・切断・穴あけ・撓鉄（ぎょうてつ：鋼板を曲げること）・組立・接合・はつりなどの仕事に従事するものをいう。

船殻（せんこく：船体の外殻）の組立の仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)はつりの仕事に専ら従事するもの〔071-11 金属はつり工〕
- (2)接合・切断の仕事に専ら従事するもの〔071-13 アーク溶接工、071-13 酸素アセチレンガス切断工、071-13 レーザー切断工、071-99 金属切断工（刃物によるもの）など〕
- 圧力容器組立工、機械鉄工、橋りょう鉄工、建築鉄工、製缶工（圧力容器）、製缶工（タンク）、製缶工（ボイラー）、船体ブロック組立工、造船工、造船鉄工、鉄骨工、タンク製缶工
- × 製缶設備オペレーター（ボイラー容器・タンクなど）〔067-05〕、鉄骨製造設備オペレーター〔067-05〕、製缶工（缶詰・飲料用の缶）〔071-10〕、ドラム缶製造工〔071-10〕、金属はつり工〔071-11〕、アーク溶接工〔071-13〕、酸素アセチレンガス切断工〔071-13〕、レーザー切断工〔071-13〕、金属切断工（刃物によるもの）〔071-99〕、船舶ぎ装（艀装）工〔074-12〕、製缶検査工〔076-02〕、鉄工検査工〔076-02〕、クレーン運転工〔089-04〕、建築とび工〔090-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、建築用鉄骨の製作工程又はボイラー容器・圧力容器・タンクなどの製作工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔生産する製品の種類に即して分類する：067-05 製缶設備オペレーター（ボイラー容器・タンクなど）、067-05 鉄骨製造設備オペレーター〕
- (2)金属薄板を加工して飲料・缶詰用の缶、ドラム缶などを製造する仕事に従事するもの〔071-10 製缶工（缶詰・飲料用の缶）、071-10 ドラム缶製造工〕
- (3)船舶に荷役装置、船用機関、操舵装置、通信機、計器類、通風装置などを取り付ける仕事に従事するもの〔074-12 船舶ぎ装（艀装）工〕
- (4)鉄骨・鋼板・圧力容器を検査する仕事に従事するもの〔076-02 製缶検査工、076-02 鉄工検査工〕

(5)クレーンを運転して鉄筋を運搬する仕事に専ら従事するもの [089-04 クレーン運転工]

(6)鉄骨を用いて建築物の柱・梁を組み立てる仕事に従事するもの [090-02 建築とび工]

071-09 自動車板金工

自動車の車体のへこみ・きず（疵）を修理し、修復箇所を塗装する仕事に従事するものをいう。

○ 板金工（自動車修理業）、板金塗装工（自動車修理業）

× 自動車整備工 [075-03]、自動車塗装工 [080-02]、自動車塗装設備オペレーター [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車のエンジン、制御・排気装置などを点検・整備する仕事に従事するもの [075-03 自動車整備工]

(2)自動車を塗装する仕事に専ら従事するもの [080-02 自動車塗装工]

(3)自動車の生産工程において、自動化された生産設備を操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの [080-02 自動車塗装設備オペレーター]

071-10 板金工（自動車を除く）

屋根をふ（葺）くため又は金属製のとい（樋）・ダクトなどを製作するため、あるいは電気機械器具の金属製部品・きょう（筐）体、缶詰・飲料用の缶、ドラム缶などを製造するため、金切はさみ・つち（槌）・切断機・曲ロール機・プレス機械などを用いて金属薄板を切断・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、電熱・ガスの炎を利用して接合する仕事、ろう・はんだの溶剤を用いて接着する仕事及びそれらの仕上げをする仕事に従事するものをいう。

金属製のとい・ダクト・外壁材などを取り付ける仕事に従事するものを含む。ただし、以下のものを除く。

(1)プレス機械を用いて金属薄板を一定の形に成形する仕事に従事するもの [071-07 金属プレス成形工]

(2)金属薄板の溶接・はんだ付け・ろう付け・切断の仕事に従事するもの [071-13 アーク溶接工、071-13 シーム溶接工、071-13 スポット溶接工、071-13 レーザー切断工、071-99 金属切断工（刃物によるもの）、071-99 はんだ付工、071-99 ろう付工など]

○ 金属サイディング工、金属屋根ふき工、建築板金工、工場板金工、製缶工（缶詰・飲料用の缶）、製缶板金工、精密板金工、ダクト工、ドラム缶製造工

- × 板金設備オペレーター [067-06]、金属プレス成形工 [071-07]、自動車板金工 [071-09]、アーク溶接工 [071-13]、シーム溶接工 [071-13]、スポット溶接工 [071-13]、レーザー切断工 [071-13]、金属切断工(刃物によるもの) [071-99]、はんだ付工 [071-99]、ろう付工 [071-99]、板金検査工 [076-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属薄板の切断・成形加工などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-06 板金設備オペレーター]
- (2)車体のへこみ・きずを修理し、修復箇所を塗装する仕事に従事するもの [071-09 自動車板金工]
- (3)板金製品・板金加工品を検査する仕事に従事するもの [076-02 板金検査工]

071-11 めっき工、金属研磨工

機械器具・道具などを用いて、電気めっき、化学めっき、溶融めっき、溶射めっき、真空・気相めっきなどのめっきの仕事及び陽極処理・防せい（錆）処理の仕事に従事するもの（めっき工）並びに携帯用グラインダー・と（砥）石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り・研磨・研削・すり（摺）合わせ・ラッピングなどの仕事に従事するもの（金属研磨工）をいう。

以下のものを含む。

- (1)めっき前の脱脂・酸洗い・研磨、めっき後の洗浄・仕上研磨の仕事に従事するもの
- (2)刃物をとぐ仕事に従事するもの
- (3)金属の彫刻・エッチングの仕事に従事するもの

ただし、鋳物のバリ取りの仕事に従事するもの [071-02 鋳物バリ取工] を除く。

- アルマイト工、化学めっき工、可搬研磨工（ポータブル研磨）、気相めっき工、金属きさげ工、金属材料研磨工、金属製品研磨工、金属手仕上げ工、金属はつり工、金属めっき工、金属やすり掛け工、化成処理工、工具研磨工、真空めっき工、電気めっき工、のこ目立職、刃物とぎ工、防錆処理工、めっき工（電気めっきを除く）、陽極処理工、溶射めっき工、溶融めっき工、ラップ手仕上げ工（金属製品製造）
- × 金属研磨設備オペレーター [067-07]、めっき設備オペレーター [067-07]、鋳物バリ取工 [071-02]、研削盤工 [071-05]、バフ盤工 [071-05]、ホーニング盤工 [071-05]、ラップ盤工 [071-05]、NC 研削盤工 [071-06]、金属研磨検査工 [076-02]、めっき検査工 [076-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、金属研磨の工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-07 金属研磨設備オペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、めっきの工程を監視・調整する仕事に従

- 事するもの [067-07 めっき設備オペレーター]
- (3)汎用研削盤を用いて研磨・研削の仕事に従事するもの [071-05 研削盤工]
- (4)汎用仕上機械を用いて仕上げの仕事に従事するもの [071-05 バフ盤工、071-05 ホーニング盤工、071-05 ラップ盤工]
- (5)NC 研削盤を用いて研磨・研削の仕事に従事するもの [071-06 NC 研削盤工]
- (6)金属材料・製品などの研磨仕上げを検査する仕事に従事するもの [076-02 金属研磨検査工]
- (7)めっき製品を検査する仕事に従事するもの [076-02 めっき検査工]

071-12 金属製器具・建具・金型等製造工

金属製のねじ・くぎ・ばね・治具（加工用・組立用など）・工具（切削用・研磨用など）・刃物（切断用・切削用など）・金具（建築用・建具用・車両用・袋物用など）、金属製の網・ワイヤーロープ・針及び金属製の家具・建具、金型（鑄造機械用・鍛造機械用・金属プレス機械用・プラスチック成形機用など）並びにその他の金属製品・金属線製品を製造するため、機械器具・道具などを用いて、金属材料の切断、成形、接合、熱処理、研磨、めっき、塗装、組立などの仕事に従事するものをいう。

金型の修理の仕事に従事するものを含む。

ただし、金属材料の切断、成形、接合、熱処理、研磨、めっき、塗装のそれぞれの仕事に従事するもの [071 製品製造・加工処理工（金属製品）：071-02 型鍛造工、071-02 ばね製造工（熱間成形によるもの）、071-03 金属熱処理工、071-07 金属プレス成形工、071-11 金属研磨工、071-11 電気めっき工、071-13 アーク溶接工、071-99 金属切断工（刃物によるもの）、071-99 伸線工、080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）：080-02 金属塗装工] を除く。

- アルミサッシ組立工、金網編工、金型工、金型修理工、金型製造工、金具製造工、金属製家具製造工、金属製建具製造工、金属製フェンス組立工、金属線製品製造工、金属ネジ類製造工、ガス器具組立工、くぎ類製造工、管継手製造工、鋼球製造工、工具製造工、治具製造工、治工具製造工、スプリング製造工（冷間成形によるもの）、石油ストーブ製造工、ドアハンドルラッチ組立工、刃物製造工、針製造工、ばね製造工（冷間成形によるもの）、やすり製造工、ワイヤーロープ製造工
- × ばね製造設備オペレーター（冷間成形によるもの） [067-99]、金属線製品製造設備オペレーター [067-99]、型鍛造工 [071-02]、ばね製造工（熱間成形によるもの） [071-02]、金属熱処理工 [071-03]、金属プレス成形工 [071-07]、金属研磨工 [071-11]、電気めっき工 [071-11]、アーク溶接工 [071-13]、金属切断工（刃物によるもの） [071-99]、伸線工 [071-99]、金属製家具検査工 [076-02]、金属塗装工 [080-02]、金属建具取付工 [091-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、ばね・金属線製品の製造工程を監視・調

整する仕事に従事するもの [067-99 ばね製造設備オペレーター (冷間成形によるもの)、067-99 金属線製品製造設備オペレーター]

(2)金属製家具を検査する仕事に従事するもの [076-02 金属製家具検査工]

(3)建物に金属製のドア・サッシなどの建具を取り付ける仕事に従事するもの [091-07 金属建具取付工]

071-13 金属溶接・溶断工

電熱、ガスの炎、レーザー、プラズマなどを利用して、金属を溶融・圧接して接合する仕事又は金属を切断する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)自動溶接機を操作して金属を接合する仕事に従事するもの

(2)自動ガス切断機を操作して金属を切断する仕事に従事するもの

ただし、以下のものを除く。

(1)溶接鋼管を製造する仕事の一過程において溶接の仕事に従事するもの [071-04 溶接鋼管工]

(2)建築用鉄骨、船舶の鋼板、ボイラーなどを製作する仕事及び板金の仕事の一過程において、金属の接合・切断の仕事に従事するもの [071-08 建築鉄工、071-08 製缶工、071-08 造船鉄工、071-10 建築板金工、071-10 工場板金工]

○ アーク溶接工、アルゴン溶接工、ガス圧接工 (鉄筋工事)、ガス切断工、ガス溶接工、酸素アセチレンガス切断工、酸素アセチレンガス溶接工、シーム溶接工、自動ガス切断機運転工、自動電気溶接機運転工、自動レーザー切断機運転工、自動溶接機運転工、自動溶断機運転工、スポット溶接工、炭酸ガスアーク溶接工、ティグ溶接工、抵抗溶接工、半自動アーク溶接工、被覆アーク溶接工、プラズマ切断工、プラズマ溶接工、レーザー切断工、レーザー溶接工

× ガス切断設備オペレーター [067-08]、金属溶接設備オペレーター [067-08]、金属溶断設備オペレーター [067-08]、溶接ロボットオペレーター [067-08]、溶接鋼管工 [071-04]、建築鉄工 [071-08]、製缶工 [071-08]、造船鉄工 [071-08]、建築板金工 [071-10]、工場板金工 [071-10]、金属切断工 (刃物によるもの) [071-99]、はんだ付工 [071-99]、ろう付工 [071-99]、金属溶接検査工 [076-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を操作して、ガスの炎を利用した金属の切断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 ガス切断設備オペレーター]

(2)自動化された生産設備を操作して、金属の溶接・溶断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 金属溶接設備オペレーター、067-08 金属溶断設備オペレーター、067-08 溶接ロボットオペレーター]

(3)刃物を用いて金属を切断する仕事に従事するもの [071-99 金属切断工 (刃物によるもの)]

(4)はんだ・ろうの溶剤を用いて金属を接着する仕事に従事するもの [071-99 は

んだ付工、071-99 ろう付工]

(5)金属溶接の接合部分を検査する仕事に従事するもの [076-02 金属溶接検査工]

071-99 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）

071-01～071-13に含まれない、機械器具・道具などを用いて行う、金属線・粉末冶金製品の製造、ろう付け・はんだ付け、けがき、金型の取り付け及び機械の解体などの仕事並びにダイカストマシンによる鋳造、刃物による金属の切断及びその他金属製品の製造・加工処理の仕事に従事するものをいう。

金属線を製造するため、金属材料の酸洗い、石灰槽への浸漬などの前処理の仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

(1)板金仕事の一過程において、ろう・はんだ、切断機などを用いて金属薄板を接着する仕事に従事するもの [071-10 工場板金工]

(2)型鍛造・プレス成形などの仕事の一過程において、金型の取り付け・取り外しの仕事に従事するもの [071-02 型鍛造工、071-07 金属プレス成形工、073-08 プラスチック成形工]

○ 遠心鋳造機運転工、機械解体処理工、軌道用レール製造設備工、金型取付工、金属材料原料工、金属切断工（刃物によるもの）、金属彫刻工、金属焙焼工、けがき工、鉍石焼結工、伸線工、自動車解体工、シャーリング工、せん断機工、ダイカスト工、打貫工、電気機械分解工、特定家庭用機器分解工、廃家電分解工、はんだ付工、バンドソー工（金属）、粉末冶金成形工、粉末冶金製品製造工、ペレット工、丸のこ工（金属）、リサイクル家電分解工、ろう付工

× 金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）[067-99]、伸線設備オペレーター[067-99]、ダイカスト設備オペレーター[067-99]、はんだ付設備オペレーター[067-99]、ろう付設備オペレーター [067-99]、ダイカスト用アルミニウム溶融工 [071-01]、型鍛造工 [071-02]、金属熱処理工 [071-03]、金属プレス成形工 [071-07]、工場板金工 [071-10]、防錆処理工 [071-11]、金属線製品製造工 [071-12]、酸素アセチレンガス切断工 [071-13]、自動レーザー切断機運転工 [071-13]、プラスチック成形工 [073-08]、ダイカスト検査工 [076-02]、ろう付検査工 [076-02]、自動車解体部品選別作業員 [098-01]、リサイクル家電解体部品選別作業員 [098-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を操作して、ダイカスト製品の製造工程、金属線の製造工程、刃物による金属の切断工程、はんだ付け・ろう付けを監視・調整する仕事に従事するもの [067-99 金属切断設備オペレーター（刃物によるもの）、067-99 伸線設備オペレーター、067-99 ダイカスト設備オペレーター、067-99 はんだ付設備オペレーター、067-99 ろう付設備オペレーター]

(2)ダイカスト用非鉄金属を溶融する仕事に従事するもの [071-01 ダイカスト

用アルミニウム溶融工]

- (3)金属に一定の性質を与えるため熱処理の仕事に従事するもの [071-03 金属熱処理工]
- (4)金属の防せい（錆）処理を行って被膜をつける仕事に従事するもの [071-11 防錆処理工]
- (5)くぎ・ばね・針などの金属線製品を製造する仕事に従事するもの [071-12 金属線製品製造工]
- (6)酸素アセチレンガスの炎で金属を焼き切る仕事に従事するもの [071-13 酸素アセチレンガス切断工]
- (7)レーザーを利用して金属を切断する仕事に従事するもの [071-13 自動レーザー切断機運転工]
- (8)ダイカスト製品又はろう付けの接合部分を検査する仕事に従事するもの [076-02 ダイカスト検査工、076-02 ろう付検査工]
- (9)機械の解体部品を選別する仕事に従事するもの [098-01 自動車解体部品選別作業員、098-01 リサイクル家電解体部品選別作業員]

072 製品製造・加工処理工（食料品等）

機械器具・道具などを用いて、食料品・飲料・たばこを製造するため、原材料の処理及び製品の製造の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、食料品・飲料・たばこの製造工程を監視・調整する仕事に直接従事するもの [068 生産設備オペレーター（食料品等）]
- (2)製品の包装の仕事に従事するもの [097 包装作業員]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 072-01 パン・菓子製造工
- 072-02 食肉加工工
- 072-03 水産物加工工
- 072-04 保存食品・冷凍加工食品製造工
- 072-05 弁当・惣菜類製造工
- 072-06 他の食料品製造・加工処理工
- 072-07 飲料・たばこ製造工

072-01 パン・菓子製造工

機械器具・道具などを用いて、パンを製造するため、原料の計量・混合、生地づくり、発酵・成型・焼成及び仕上げなどの仕事に従事するもの（パン製造工）、焼菓子・洋生菓子・和生菓子・和干菓子を製造するため、原料の計量・混合、生地づくり、成形・焼成、仕上げ及び製あん（餡）・包あん・蒸上げ・煎り・揚げなどの仕事に従事するもの並びにその他スナック菓子・チョコレート・チューインガムなどの菓子を製造する仕事に従事するもの（菓子製造工）をいう。

ただし、レストランにおいて洋生菓子を製造する仕事に従事するもの [055-02 パティシエ（レストラン）] を除く。

- アイスクャンデー製造工、甘納豆製造工、あめ製造工、あられ製造工、板ガム製造工、おこし製造工、カステラ製造工、かりんとう製造工、キャラメル製造工、キャンデー製造工、ケーキ製造工、シャーベット製造工、シュークリーム製造工、食パン製造工、スナック菓子製造工、製あん工、ゼリー製造工、せんべい製造工、大福製造工、中華まんじゅう製造工、チョコレート製造工、どらやき製造工、ドロップ製造工、ヌガー製造工、パティシエ（洋生菓子製造）、パン生地仕込工、パン製造工、パン焼成工、プリン製造工、ポテトチップス製造工、豆菓子製造工、まんじゅう製造工、もなか製造工、焼菓子焼成工、焼菓子成形工、焼菓子製造工、ようかん製造工、洋生菓子仕上工、洋生菓子仕込工、洋菓子職人（生菓子製造）、洋菓子製造工、洋生菓子製造工、らくがん製造工、和菓子職人、和菓子製造工、綿菓子製造工、和生菓子仕上工、和生菓子製造工、和干菓子製造工
- × パティシエ（レストラン） [055-02]、パン製造設備オペレーター [068-01]、焼菓子製造設備オペレーター [068-01]、スナック菓子製造設備オペレーター [068-01]、洋生菓子製造設備オペレーター [068-01]、和生菓子製造設備オペレーター [068-01]、

和干菓子製造設備オペレーター [068-01]、クリーム製造工 (乳製品製造) [072-06]、ジャム製造工 [072-06]、水飴製造工 [072-06]、食料品検査工 [077-01]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)パン、焼菓子、生洋菓子、生和菓子、和干菓子又はスナック菓子を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [製造する製品の種類に即して分類する：068-01 パン製造設備オペレーター、068-01 焼菓子製造設備オペレーター、068-01 スナック菓子製造設備オペレーター、068-01 洋生菓子製造設備オペレーター、068-01 和生菓子製造設備オペレーター、068-01 和干菓子製造設備オペレーター]
- (2)菓子パンに詰めるジャム・クリームを製造する仕事に従事するもの [072-06 クリーム製造工 (乳製品製造)、072-06 ジャム製造工]
- (3)水飴を製造する仕事に従事するもの [072-06 水飴製造工]
- (4)パン・菓子を検査する仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]
- (5)パン・菓子を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

072-02 食肉加工工

機械器具・道具などを用いて、鳥獣のばら肉・ひき肉などを製造する仕事に従事するもの、鳥獣肉からハム・ベーコン・ソーセージなどを製造するため、原料肉の整形・塩づけ (漬)・熟成・混練・充填・くん (燻) 煙・湯煮・冷却などの仕事に従事するもの及びその他獣肉のつくだ (佃) 煮など食肉加工品を製造する仕事に従事するものをいう。

食用鶏の解体の仕事に従事するものを含む。

ただし、鳥獣肉の瓶詰食品を製造する仕事に従事するもの [072-04 びん詰食品製造工] を除く。

- ウインナー製造工、枝肉解体工、枝肉処理工、粕漬け肉製造工、カッター工 (肉製品)、牛肉つくだ煮製造工、くん煙工 (肉製品)、仕込工 (鳥獣肉製品)、食肉解体作業員、食肉加工係 (スーパーマーケット)、食用鶏解体工、精肉工、と畜作業員、肉詰工 (ハム・ソーセージ製造)、ハム・ベーコン・ソーセージ製造工、ひき肉製造工、ボイル工 (ハム・ソーセージ製造)、ミンチ製造工
- × 食肉加工品製造設備オペレーター [068-01]、魚肉ソーセージ製造工 [072-03]、水産物加工工 [072-03]、びん詰食品製造工 [072-04]、食料品検査工 [077-01]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ハム・ベーコン・ソーセージを製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 食肉加工品製造設備オペレーター]
- (2)機械器具・道具などを用いて魚肉ソーセージを製造する仕事に従事するもの

の [072-03 魚肉ソーセージ製造工]

(3)機械器具・道具などを用いて魚肉製品を製造する仕事に従事するもの [072-03 水産物加工工]

(4)食肉加工品を検査する仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]

(5)食肉加工品を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

072-03 水産物加工工

機械器具・道具などを用いて、かつお節・さば節などを製造するため魚の頭・内臓の除去及び煮熟・骨抜き・焙乾・かび付け・天日干しなどの仕事に従事するもの、魚介の干物を製造するため魚の内臓の除去及び水洗い・塩水づけ（漬）・天日干しなどの仕事に従事するもの、水産練り物を製造するため魚の頭・内臓・骨・皮の除去及び磨砕・混練・成形・蒸し・焼き・揚げなどの仕事に従事するものその他販売用に魚をおろすなどの仕事に従事するもの並びにその他こんぶの加工、水産珍味・つくだ煮・寒天・ところてんの製造など水産物を加工する仕事に従事するものをいう。

海藻の干物を製造する仕事に従事するものを含む。

- あじ干物製造工、荒節製造工、いか塩辛製造工、数の子加工工、かつお生切工、かつお骨抜き工、かつお節類製造工、蒲鉾製造工、枯節製造工、寒天製造工、魚介くん製製造工、魚介干物製造工、魚肉ソーセージ製造工、こんぶ加工工、桜えび加工工、さつま揚げ製造工、さば節製造工、水産物塩蔵工、水産珍味製造工、水産ねり製品製造工、水産ねり物製造工、するめ製造工、鮮魚加工係（スーパーマーケット）、鮮魚加工作業員、ちくわ製造工、つくだ煮製造工、ところてん製造工、なまり節製造工、煮干製造工、はんぺん製造工、干貝柱製造工、干のり製造工、干ひじき加工工、まぐろ節製造工
- × 漁労作業員 [066-01]、のり採取作業員 [066-03]、水産ねり物製造設備オペレーター [068-01]、びん詰食品製造工 [072-04]、食料品検査工 [077-01]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)水産物の採捕・採取に従事しながらその延長仕事として天日乾燥・煮干などの簡単な加工作業に従事するもの [066-01 漁労作業員、066-03 のり採取作業員]
- (2)水産練り物を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 水産ねり物製造設備オペレーター]
- (3)水産物の缶詰・瓶詰食品を製造する仕事に従事するもの [072-04 びん詰食品製造工]
- (4)水産加工品を検査する仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]

(5)水産加工品を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

072-04 保存食品・冷凍加工食品製造工

機械器具・道具などを用いて、野菜・果実・魚介などの缶詰食品・瓶詰食品やカレー・シチューなどの密封遮光容器入り食品（レトルトパウチ食品）を製造するため、食材の加工、加工された食品の充填、調味液の注入及び脱気密封・加熱殺菌・冷却などの仕事に従事するもの、包装米飯・即席みそ汁などを製造するため、食材の加工及び加工された食品の冷却・乾燥などの仕事に従事するもの（保存食品製造工）並びに冷凍コロッケ・冷凍ピラフなどの冷凍加工食品を製造するため、食材の加工及び加工された食品の急速凍結・冷凍保管などの仕事に従事するもの（冷凍加工食品製造工）をいう。

- お茶漬け海苔製造工、缶詰食品原料調理工、缶詰食品殺菌加熱工、缶詰食品充填工、缶詰食品製造工、缶詰食品密封工、即席みそ汁製造工、びん詰食品原料調理工、びん詰食品殺菌加熱工、びん詰食品充填工、びん詰食品製造工、びん詰食品密封工、包装米飯製造工、巻締脱気工（缶詰製造）、冷凍うどん製造工、冷凍えびフライ製造工、冷凍コロッケ製造工、冷凍ピラフ製造工、レトルト食品原料調理工、レトルト食品殺菌加熱工、レトルト食品充填工、レトルト食品製造工、レトルト食品密封工
- × 保存食品製造設備オペレーター[068-01]、冷凍加工食品製造設備オペレーター[068-01]、即席めん類製造工[072-06]、食料品検査工[077-01]、冷凍機運転工[089-99]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保存食品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 保存食品製造設備オペレーター]
- (2)冷凍加工食品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 冷凍加工食品製造設備オペレーター]
- (3)即席麺類を製造する仕事に従事するもの [072-06 即席めん類製造工]
- (4)保存食品・冷凍加工食品を検査する仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]
- (5)冷凍機を運転する仕事に従事するもの [089-99 冷凍機運転工]
- (6)保存食品・冷凍加工食品を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

072-05 弁当・惣菜類製造工

機械器具・道具などを用いて、弁当・惣菜類を製造するため、材料の準備・下ごしらえ・調理・盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。

- 揚物製造工、サンドイッチ製造工（販売用）、すし製造工（販売用）、惣菜製造工、

- 調理パン製造工、弁当製造工、洋風惣菜製造工（デリカテッセン店）
× 持ち帰り弁当調理員（持ち帰り弁当専門店）[055-99]、弁当製造設備オペレーター
[068-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)持ち帰り弁当を作る仕事に従事するもの [055-99 持ち帰り弁当調理員（持ち帰り弁当専門店）]
(2)弁当を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 弁当製造設備オペレーター]

072-06 他の食料品製造・加工処理工

072-01～072-05に含まれない、機械器具・道具などを用いて行う精穀・製粉の仕事及び調味食品・麺類・豆腐・納豆・こんにやく・ふ（麩）・乳・乳製品・野菜漬物などの食料品の製造・加工処理の仕事に従事するものをいう。

梅干しなどの果実の漬物を作る仕事に従事するものを含む。

ただし、飲食店において麺類を製造する仕事に従事するものは、[055-01 そば打工（飲食店）など]に分類する。

- アイスクリーム原料計量工、アイスクリーム充填工、アイスクリーム製造工、アイスクリーム冷却工、揚ふ製造工、油揚製造工、板こんにやく製造工、糸こんにやく製造工、飲用乳製造工、インスタントラーメン製造工、イースト製造工、うどん製造工、うま味調味料製造工、梅干漬工、角ふ製造工、乾燥スープ製造工、がんもどき製造工、牛乳製造工、牛乳びん詰工、ぎょうざ皮製造工、クリーム製造工（乳製品製造）、香辛料製造工、酵母・こうじ製造工、粉ミルク製造工、小麦粉製造工、コンデンスミルク製造工、こんにやく製造工、シューマイ皮製造工、ジャム製造工、しょう油製造工、植物油脂製造工、食用油脂製品製造工、白滝製造工、酢製造工、スパゲッティ製造工、精穀工、製糖工、製粉工、生乳殺菌工、精麦工、精米工、製めん工、千枚漬工、即席めん類製造工、ソース製造工、沢庵漬工、玉こんにやく製造工、チーズ製造工、漬物職人（野菜）、低脂肪乳製造工、手打ちそば製造工、でん粉製造工、豆腐製造工、特濃牛乳製造工、トマトケチャップ製造工、納豆製造工、生揚製造工、生ふ製造工、乳酸菌飲料製造工、乳酸発酵製品製造工、発酵乳製造工、はるさめ製造工、バター製造工、ピーナッツバター製造工、福神漬製造工、ふ（麩）製造工、粉乳製造工、マカロニ製造工、マーガリン製造工、マヨネーズ製造工、水飴製造工、味そ製造工、焼豆腐製造工、焼ふ製造工、野菜加工作業員、湯葉製造工、野菜塩漬工、野菜漬物工、ヨーグルト製造工、凍豆腐製造工、らっきょう漬工、ラーメン製造工、練乳製造工、ワンタン皮製造工
- × うどん調理人 [055-01]、そば打工（飲食店）[055-01]、ラーメン調理人 [055-03]、食料品生産設備オペレーター [068-01]、製塩工 [073-01]、配合飼料製造工 [073-99]、食料品検査工 [077-01]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食店において麺類を調理する仕事に従事するもの [055-01 うどん調理人、055-03 ラーメン調理人]

- (2)食料品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-01 食料品生産設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて塩を製造する仕事に従事するもの [073-01 製塩工]
- (4)機械器具・道具などを用いて配合飼料を製造する仕事に従事するもの [073-99 配合飼料製造工]
- (5)食料品を検査する仕事に従事するもの [077-01 食料品検査工]
- (6)食料品を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

072-07 飲料・たばこ製造工

機械器具・道具などを用いて、茶・酒類・清涼飲料などを製造する仕事及びコーヒー豆のばい（焙）煎などの仕事に従事するもの（飲料製造工）並びにたばこを製造する仕事に従事するもの（たばこ製造工）をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)乳・乳酸飲料を製造する仕事に従事するもの [072-06 牛乳製造工、072-06 乳酸菌飲料製造工]
- (2)緑茶・紅茶などのティーバッグ、コーヒーのドリップバッグを製造する仕事に従事するもの [097-01 機械包装作業員]
- (3)びん洗いの仕事に専ら従事するもの [099-99 洗瓶工]
- インスタントコーヒー製造工、果実酒製造工、コーヒー豆焙煎工、焼ちゅう製造工、清酒製造工、製茶工、清涼飲料製造工、酒類製造工（清酒を除く）、たばこ製造工、茶系飲料製造工、杜氏、ビール製造工、粉末飲料製造工、ミネラルウォーター製造工、みりん製造工、ミルクコーヒー製造工、ワイン製造工
- × 飲料生産設備オペレーター [068-02]、たばこ製造設備オペレーター [068-02]、牛乳製造工 [072-06]、乳酸菌飲料製造工 [072-06]、飲料検査工 [077-02]、たばこ検査工 [077-02]、機械包装作業員 [097-01]、洗瓶工 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)茶・酒類・清涼飲料などの飲料を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-02 飲料生産設備オペレーター]
- (2)たばこを製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [068-02 たばこ製造設備オペレーター]
- (3)茶・酒類・清涼飲料などの飲料を検査する仕事に従事するもの [077-02 飲料検査工]
- (4)たばこを検査する仕事に従事するもの [077-02 たばこ検査工]

073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

機械器具・道具などを用いて、化学製品・窯業製品・土石製品・繊維製品・衣服・繊維製品・木製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などを製造するため又は印刷・製本を行うため、原材料の処理及び製品製造・加工処理の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、化学製品・窯業製品・土石製品・繊維製品・衣服・繊維製品・木製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などの製造工程又は印刷・製本の工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）〕
- (2)塗装の仕事に従事するもの〔080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）〕
- (3)製品を包装する仕事に従事するもの〔097 包装作業員〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 073-01 化学製品製造工
- 073-02 窯業・土石製品製造工
- 073-03 繊維製品・衣服・繊維製品製造工
- 073-04 木製品製造工
- 073-05 パルプ・紙製品製造工
- 073-06 印刷・製本作業員
- 073-07 ゴム製品製造工
- 073-08 プラスチック製品製造工
- 073-99 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

073-01 化学製品製造工

機械器具・道具などを用いて、化学製品（化学薬品・合成樹脂・化学肥料・化学繊維・石けん（鹼）・合成洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品・塗料・農薬・合成ゴムなど）、石油製品、基礎化学品及び工業薬品・高分子製品などを製造する仕事に従事するものをいう。

製塩の仕事に従事するものを含む。

- アスファルト合材製造工（工場）、アンプル充填工、医薬品仕上工、医薬品製造工、インク製造工、映画フィルム製造工、X線フィルム増感紙製造工、絵具製造工、化学製品原料粉碎工、化学繊維後処理工、化学繊維原液調整工、化学繊維工、化学繊維精練工、化学繊維製造工、化学繊維漂白工、化学繊維紡糸工、化学肥料製造工、化学薬品製造工、化粧品製造工、ガス圧縮機運転工、感光剤材料製造工、感光紙製造工、感光乳剤製造工、漢方薬製造工、顔料製造工、基礎的化学品製造工、口紅製造工、クリーム製造工（化粧品製造）、原薬製造工、高圧ガス製造工、抗生物質種母培養工、香水製造工、香料製造工、合成皮革製造工、合成ゴム製造工、合成洗剤製造工、殺虫剤製造工、写真乳剤製造工、写真フィルム製造工、シャンプー製造工、製塩工、製剤工、石けん製造工、線香製造工、洗剤製造工、注射液製造工、塗料製

造工、ドリンク剤製造工、乳液製造工、農薬製造工、歯磨剤製造工、汎用樹脂製造工、フィルム製造工、無機材料製造工、油脂製品製造工、有機薬品製造工、レントゲンフィルム製造工

- × 化学製品製造設備オペレーター[069-01]、ガラス繊維製造工[073-02]、紡績工[073-03]、食用油脂製品製造工[072-06]、うま味調味料製造工[072-06]、化学製品検査工[078-01]、包装機械操作員[097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学製品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの[069-01 化学製品製造設備オペレーター]
- (2)機械器具・道具などを用いてガラス繊維を製造する仕事に従事するもの[073-02 ガラス繊維製造工]
- (3)機械器具・道具などを用いて化学繊維（短繊維）の紡績の仕事に従事するもの[073-03 紡績工]
- (4)マーガリンなどの食用油脂製品を製造する仕事に従事するもの[072-06 食用油脂製品製造工]
- (5)うま味調味料を製造する仕事に従事するもの[072-06 うま味調味料製造工]
- (6)化学製品を検査する仕事に従事するもの[078-01 化学製品検査工]
- (7)化学製品を包装する仕事に従事するもの[097-01 包装機械操作員]

073-02 窯業・土石製品製造工

機械器具・道具などを用いて、ガラス製品・れんが・瓦・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品・生コンクリート・研磨用材・石こう（石膏）製品などを製造するため、原料の処理及び成形・焼成・仕上げなどの仕事に従事するもの（窯業製品製造工）並びに碎石・骨材・石工（いしく）品・けい（珪）藻土製品などを製造するため、石材の破碎・焼成・切断・表面研磨・碑文彫り及びけい（珪）藻土の粉碎などの仕事に従事するもの（土石製品製造工）をいう。

以下のものを含む。

- (1)ガラス溶融炉を操作する仕事に従事するもの
 - (2)タイルを製造する仕事に従事するもの
 - (3)シリコンの切断・研磨・洗浄などウェーハを製造する仕事に従事するもの
- 石切工、石工、石研磨工、石細工工、石彫工、石割工、ウェーハ製造工、ウェーハ研磨工、ウェーハ洗浄工、鏡銀引き工、紙やすり製造工、ガラスカッティング工、ガラス管成形工、ガラス細工工、ガラス成形工、碇子製造工、ガラス製品製造工、ガラス繊維製造工、ガラス食器製造工、ガラス彫刻工、ガラス熱加工工、ガラス熱処理工、ガラスプレス成形工、かわら乾燥工、かわら成形工、かわら製造工、かわら焼成工、研磨紙製造工、研磨ディスク製造工、研磨布製造工、研磨用材製造工、現場練りコンクリート製造工、コンクリート製品製造工、コンクリートパイプ製造

工、コンクリートパネル製造工、コンクリートブロック製造工、砕石工（砕石工場）、七宝工、シリコン切断工、墨出し工（石材）、石こう（石膏）製品製造工、石灰製造工、セメント原料工、セメント仕上工、セメントスレート製造工、セメント製造工、施ゆう工、セラミックス製品研磨工、タイル製造工（陶磁器製品製造）、砥石製造工、陶磁器画工、陶磁器研磨工、陶磁器焼成工、陶磁器成形工、陶磁器製造工、土石製品製造工、生コンクリート製造工、生コンクリート工、はつり工（石材加工業）、ファインファインセラミックス製品焼成工、ファインセラミックス製品成形工、ファインセラミックス製品製造工、ほうろうがけ工、墓石工、枕木製造工（コンクリート製）、窯業絵付工、窯業原料工、るつぼ製造工、れんが乾燥工、れんが成形工、れんが製造工、れんが焼成工

- × 陶芸家 [016-01]、窯業・土石製品生産設備オペレーター [069-02]、半導体チップ製造工 [074-06]、窯業・土石製品検査工 [078-02]、石切出作業員 [093-99]、製品包装作業員 [097-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)陶芸作品の創作に従事するもの [016-01 陶芸家]
- (2)窯業・土石製品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-02 窯業・土石製品生産設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて、回路パターンの焼き付け、電極の形成などの半導体チップを製造する仕事に従事するもの [074-06 半導体チップ製造工]
- (4)窯業・土石製品を検査する仕事に従事するもの [078-02 窯業・土石製品検査工]
- (5)採石場において石材を切り出す仕事に従事するもの [093-99 石切出作業員]
- (6)窯業製品を包装する仕事に従事するもの [097-01 製品包装作業員]

073-03 紡織製品・衣服・繊維製品製造工

機械器具・道具などを用いて、綿・毛・化学繊維（短繊維）などの各種の原繊維を紡いで糸にする仕事、糸を織り・編みなどして布・ニット・レース・網・網などを製造する仕事、糸・布などの精練・漂白・染色を行う仕事及びフェルト・不織布を製造する仕事などの紡織の仕事に従事するもの（紡織製品製造工）並びに衣服・その他の繊維製品を製造するため、布地の裁断・縫製、仕上げ、仕立て・修理、その他帆布製品の製造及び皮革製衣服の仕立てなどの仕事に従事するもの（衣服・繊維製品製造工）をいう。

以下のものを含む。

- (1)合糸機を用いて合糸を製造する仕事に直接従事するもの
- (2)化学繊維のねん糸・加工糸・合糸を製造する仕事に従事するもの
- (3)編立生地を修理する仕事に従事するもの
- (4)皮革製衣服を製造するため、毛皮・なめし皮を裁断・縫製する仕事に従事す

るもの

ただし、以下のものを除く。

- (1)衣服のデザイン、型紙作りの仕事に従事するもの〔017-99 服飾デザイナー、080-06 パタンナー〕
 - (2)布製袋物を製造する仕事に従事するもの〔073-99 袋物製造工〕
- 編機準備工、あみ製造工、編立工、編物工、糸仕上工、糸染工、衣服以外のミシン縫製工、衣服修理工、衣服寸法直し人、衣服・繊維製品仕上工、織機操作工、織物染工、加工糸工、革製衣服製造工、革縫製工（衣服製造）、カンバス製品製造工、カーテン縫製工、機械裁断工、機械刺しゅう工、機械レース編工、キルティング縫製工、くつ下編工、毛皮裁断工（衣服）、混打綿工、子供既製服仕立工、子供服仕立職、子供服注文仕立職、合糸工、刺しゅう工、下着縫製工、シャツ縫製工、浸染工、織機準備工、織布工、織布後処理工、織布準備工、織布ミシン縫工、紳士既製服仕立工、紳士服仕立職、紳士服修理工、紳士服注文仕立職、紳士服縫製工、寝具仕立工、スクリーンなっ染工、整経工、製糸工、製織工、精紡工、精練工（紡績、織物製造）、製綿工、繊維製品仕上工、繊維製品手仕上工、繊維製品プレス工、染色仕上工（紡績、織物製造）、染色工（糸・織布）、粗紡工、染物職、調色工（繊維）、つな製造工、手編工、手裁断工（布）、手刺しゅう工、テーラー、特殊ミシン縫製工、ドレスメーカー、なっ染工、ニット生地編立工、ニット製品編立工、ニット縫製工、布裁断工、ねん糸工、はた（機）ごしらえ工、へ（経）通工、皮革製衣服仕立工、ひも製造工、漂白工（紡績、織物製造）、漂白仕上工（紡績、織物製造）、フェルト製造工、不織布製造工、婦人既製服仕立工、婦人服仕立職、婦人服注文仕立職、婦人服・子供服修理工、婦人服・子供服縫製工、布団綿入工、縫製作業員（衣服）、縫製作業員（特殊縫製ミシン）、縫製作業員（身の回り品）、帆布製品製造工、紡績工、帽子製造工（布製）、ミシン縫製工（衣服）、身の回り品ミシン縫製工、友禅染工、洋裁師（紳士服仕立）、洋裁師（婦人服・子供服仕立）、洋服修理職、リフォーム（衣服）、レース編工、綿打直工、和裁人、和服仕立職、和服修理職
- × 染織工芸家〔016-01〕、服飾デザイナー〔017-99〕、衣服生産設備オペレーター〔069-03〕、染色設備オペレーター（紡績、織物製造）〔069-03〕、繊維製品生産設備オペレーター〔069-03〕、紡織設備オペレーター〔069-03〕、ワイヤーロープ製造工〔071-12〕、化学繊維漂白工〔073-01〕、化学繊維紡糸工〔073-01〕、ガラス繊維製造工〔073-02〕、紙染工〔073-05〕、紙ひも製造工〔073-05〕、ファスナー製造工〔073-99〕、袋物製造工〔073-99〕、紡績機械保全工〔075-01〕、衣服検査工〔078-03〕、繊維製品検査工〔078-03〕、染色製品検査工〔078-03〕、紡織検査工〔078-03〕、パタンナー〔080-06〕、ラベル・シール・タグ付け作業員〔097-02〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)染織工芸品の創作に従事するもの〔016-01 染織工芸家〕
- (2)衣服・繊維製品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、裁断・縫製などの工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔069-03 衣服生産設備オペレーター、069-03 繊維製品生産設備オペレーター〕
- (3)糸・布・ニットなどを製造するため、自動化された生産設備を操作して、紡績・撚糸・織布・精練・漂白・染色・編立てなどの工程を監視・調整する仕

- 事に従事するもの [069-03 染色設備オペレーター（紡績、織物製造）、069-03 紡織設備オペレーター]
- (4)機械器具・道具などを用いて、針金・紙をよ（撚）る仕事、編む仕事に従事するもの [071-12 ワイヤロープ製造工、073-05 紙ひも製造工]
- (5)機械器具・道具などを用いて、化学繊維の製造又は化学繊維の漂白・洗浄・乾燥の仕事に従事するもの [073-01 化学繊維漂白工、073-01 化学繊維紡糸工]
- (6)機械器具・道具などを用いて、ガラス繊維を製造する仕事に従事するもの [073-02 ガラス繊維製造工]
- (7)機械器具・道具などを用いて、紙を染める仕事に従事するもの [073-05 紙染工]
- (8)機械器具・道具などを用いて、ファスナーを製造する仕事に従事するもの [073-99 ファスナー製造工]
- (9)紡績機械の保全の仕事に従事するもの [075-01 紡績機械保全工]
- (10)衣服・繊維製品を検査する仕事に従事するもの [078-03 衣服検査工、078-03 繊維製品検査工]
- (11)糸・布・ニットなどの紡織製品、染色製品を検査する仕事に従事するもの [078-03 染色製品検査工、078-03 紡織検査工]
- (12)繊維製品にタグ等を付ける仕事に従事するもの [097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員]

073-04 木製品製造工

機械器具・道具などを用いて、原木・木材から木取りして板材・角材などに加工する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木材を切削加工する仕事、鋳物用・靴などの木型を製作する仕事、木材料に文字・絵・像などを彫り刻む仕事、木製の家具・建具を製造する仕事、指物を製作する仕事、木材に防虫・防腐・難燃処理を施す仕事及びその他木製の運動用品の製作などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)竹・草・つる（蔓）製品を製造する仕事に従事するもの
- (2)木質ボードを製作する仕事に従事するもの
- (3)木製建具の取り付けの仕事に従事するもの

ただし、以下のものを除く。

- (1)漆塗りの仕事に専ら従事するもの [073-99 漆器工]
- (2)ふすま（襖）・障子に紙を貼る仕事に従事するもの [073-99 表具師]

○ 穴あけ木工、い草製品製造工、稲わら製品製造工、鋳物木型工、家具木工、看板彫

- 刻工（木彫）、化粧合板製造工、機械プレカット工、機械木工、木型木工、木彫工、き柳製品製造工、げた製造工、原木切断工、合板工、合板製作工、合板プレス工、指物師、指物職、集成材製造工、障子組立工、障子取付工、神仏具指物職、製材工、竹細工工、畳表製造工、畳床製造工、卓球台製造工、建具木工、単板製作工、チップパー工、チップ製造工、チップ選別工、調板工、とう製品製造工、唐木指物職、人形彫職、鋸機械工、パーティクルボード製造工、パレット製造工（木製）、襖製造工（襖骨）、仏壇製造職、船大工、宮師、麦わら製品製造工、木材製造工、木工、木工研磨工、木工旋盤工、木工フライス盤工、木材製品処理工、木材耐火処理工、木材防虫処理工、木材防腐処理工、木質ボード製造工、木製運動用品製造工、木製おけ製造工、木製家具金具組立工、木製家具組立工、木製家具修理工、木製家具製造工、木製鏡台製作工、木製建具製造工、木製建具取付職、木製たる製造工、木製曲物製造工、野球バット製造工（木製）、寄木細工職人
- × 合板製造設備オペレーター [069-04]、製材設備オペレーター [069-04]、木材チップ製造設備オペレーター [069-04]、金属製家具製造工 [071-12]、内張工 [073-99]、漆器工 [073-99]、表具師 [073-99]、木製家具塗装工 [080-02]、白あり駆除作業員 [096-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 板材・角材・割材、合板及び木材チップを製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [製造する製品の種類に即して分類する：069-04 合板製造設備オペレーター、069-04 製材設備オペレーター、069-04 木材チップ製造設備オペレーター]
- (2) 機械器具・道具などを用いて、金属製家具を製造する仕事に従事するもの [071-12 金属製家具製造工]
- (3) 椅子の内張の仕事に従事するもの [073-99 内張工]
- (4) 木製家具を塗装する仕事に従事するもの [080-02 木製家具塗装工]
- (5) 白ありなどの害虫を防除するため木造建築物に殺虫剤を塗布・注入する仕事に従事するもの [096-99 白あり駆除作業員]

073-05 パルプ・紙製品製造工

機械器具・道具などを用いて、木材・木材チップ・古紙・古繊維などからパルプを製造する仕事に従事するもの（パルプ製造工）、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する仕事に従事するもの（紙製造工）及び紙・板紙から加工紙（段ボールシート・塗工紙・防水紙・壁紙など）・紙製容器（紙袋・段ボール箱・紙器）・その他の紙製品（事務用・学用・日用紙製品など）を製造する仕事に従事するもの（紙製品製造工）並びに紙の裁断・型抜き及び紙・紙加工品の仕上げなどの仕事に従事するものをいう。

- 大型紙袋製造工、加工紙製造工、紙加工工、紙型抜き工、紙機械だち工、紙裁断工、紙仕上工、紙すき工、紙製食器製造工、紙製品仕上工、紙製品製造工、紙染工、紙手すき工、紙箱製造工、紙ひも製造工、紙巻取工、機械製箱工、小型紙袋製造工、

紙管筒製造工、紙器製造工、抄紙工、抄紙仕上工、紙料工、紙料調整工、紙料溶解工、製本裁断工、段ボールシート製造工、段ボール製造工、段ボール箱製造工、塗工紙製造工、パルプ工、パルプ磨砕工、封筒製造工、防水紙製造工

- × 加工紙製造設備オペレーター [069-04]、紙裁断設備オペレーター [069-04]、紙製品製造設備オペレーター [069-04]、紙器製造設備オペレーター [069-04]、抄紙設備オペレーター [069-04]、パルプ製造設備オペレーター [069-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)段ボールシート、加工紙、紙器又は紙製品を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [製造する製品の種類に即して分類する：069-04 加工紙製造設備オペレーター、069-04 紙製品製造設備オペレーター、069-04 紙器製造設備オペレーター]
- (2)パルプ又は紙・板紙を製造するため、自動化された生産設備を操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [製造する製品の種類に即して分類する：069-04 抄紙設備オペレーター、069-04 パルプ製造設備オペレーター]
- (3)自動化された生産設備を操作して、紙の裁断工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-04 紙裁断設備オペレーター]

073-06 印刷・製本作業員

文字・図表・画像などを配置して紙面を構成する仕事（組版）、印刷用の版をつくる仕事（製版）、印刷機械を用いて紙・金属板・布・プラスチック・ガラスなどに印刷する仕事、製本機械を用いて印刷された用紙を本・雑誌などの形に仕上げる仕事及びその他印刷物紙面の光沢加工、校正、はく（箔）押しなどの仕事に従事するものをいう。

- 印刷作業員、印刷物光沢加工作業員、印刷物コーティング加工作業員、印刷物樹脂プレス加工作業員、印刷物ラミネート加工作業員、オフセット印刷作業員、オフセット製版作業員、折り作業員、カラーキャナー・オペレーター、看板印刷作業員、グラビア印刷作業員、グラビア製版作業員、校正作業員、孔版印刷作業員、写真印刷作業員、樹脂凸版印刷作業員、シール印刷作業員、シルク印刷作業員、スクリーン印刷作業員、スクリーン製版作業員、ステッカー印刷作業員、製版オペレーター、製版カメラ作業員、製版作業員、製本作業員、製本仕上作業員、製本とじ作業員、丁合作業員、DTP オペレーター、電子製版作業員、はく押し作業員、版下製作作業員、表紙製造作業員、平板印刷作業員、フォーム印刷作業員、フレキソ印刷作業員、美術印刷作業員、ラベル印刷作業員
- × 印刷設備オペレーター [069-05]、製本設備オペレーター [069-05]、製本裁断工 [073-05]、印刷検査工 [078-05]、製本検査工 [078-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、印刷工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-05 印刷設備オペレーター]

- (2)自動化された生産設備を操作して、製本工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-05 製本設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて、印刷された用紙を所定の大きさに裁断する仕事に従事するもの [073-05 製本裁断工]
- (4)印刷物（製本された印刷物含む）を検査する仕事に従事するもの [検査する物の種類に即して分類する：078-05 印刷検査工、078-05 製本検査工]

073-07 ゴム製品製造工

機械器具・道具などを用いて、ゴム製（合成ゴムを含む）のタイヤ・ホース・ベルト・履物・医療用品・運動用品などを製造するため、原料ゴムの処理・成形・加硫などの仕事に従事するもの及びゴムの切断・型抜き・接合・塗布、再生ゴムの製造などの仕事に従事するものをいう。

- 加硫工、原料ゴム圧延工、原料ゴム加工工、原料ゴム混合工、原料ゴム練工、原料ゴム前処理工、原料ゴム薬品配合工、コーティング工（ゴム引布）、ゴムアセンブル成形工、ゴム射出成形工、ゴム打抜き工、ゴム押出成形工、ゴム形付工、ゴム型抜き工、ゴム裁断工、ゴムシート工、ゴム浸せき成形工、ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）、ゴム絶縁工、ゴム接合工、ゴム切断工、ゴム塗布工、ゴムはり工、ゴムプレス成形工、ゴム引工、ゴム防水加工工、ゴム焼付工、ゴムライニング成形工、再生ゴム製造工、自転車タイヤ成形工、自動車タイヤ成形工、タイヤゴム張工、タイヤ修理工、タイヤ成形工、トレッド工（タイヤ製造）
- × 原料ゴム加工設備オペレーター [069-06]、ゴム裁断設備オペレーター [069-06]、ゴム製品製造設備オペレーター [069-06]、ゴム塗布設備オペレーター [069-06]、タイヤ製造設備オペレーター [069-06]、金型取付工 [071-99]、ゴム製品検査工 [078-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、原料ゴムの加工工程、タイヤの成形工程、ゴム製品（タイヤを除く）の成形工程、ゴムの裁断工程又はゴムの塗布工程を監視・調整するもの [行う処理の種類に即して分類する：069-06 原料ゴム加工設備オペレーター、069-06 ゴム裁断設備オペレーター、069-06 ゴム製品製造設備オペレーター、069-06 ゴム塗布設備オペレーター、069-06 タイヤ製造設備オペレーター]
- (2)成形機の金型の取り付け・取り外しの仕事に従事するもの [071-99 金型取付工]
- (3)ゴム製品を検査する仕事に従事するもの [078-06 ゴム製品検査工]

073-08 プラスチック製品製造工

機械器具・道具などを用いて、プラスチック製（繊維強化プラスチック：FRPを含む）のフィルム・シート・容器・機械器具部品・パイプ・日用品・雑貨・建材などを製造するため、原料プラスチックの処理及びプラスチックの成形などの仕事に従事するもの並びにプラスチックの切削・研磨・接合・裁断・塗布などの仕事に従事するものをいう。

- 打抜工（プラスチック製品製造）、原料プラスチック処理工、高周波ウェルダー工（プラスチック製品製造）、高周波ミシン工、合成樹脂混練工、合成樹脂粉碎工、絶縁樹脂塗布工、プラスチック圧縮成形工、プラスチック射出成形工、プラスチックNC旋盤工、プラスチック押出成形工、プラスチックき地工（成形）、プラスチック混練り工、プラスチック成形工、プラスチック製品組立工、プラスチック製品切断工、プラスチック積層成形工、プラスチック接合・裁断工、プラスチック切削・研磨工、プラスチック切削機械工、プラスチック旋盤工、プラスチック手造り成形工、プラスチック塗布工、プラスチック熱成形工、プラスチック発泡成形工、プラスチックバフみがき工、プラスチックブロー成形工、プラスチック防水加工工、プラスチックボール盤工、プラスチックロール圧延工、ベークライト成形工、ラミネート工（プラスチックの塗布）
- × 原料プラスチック加工設備オペレーター [069-06]、プラスチック切削設備オペレーター [069-06]、プラスチック研磨設備オペレーター [069-06]、プラスチック裁断設備オペレーター [069-06]、プラスチック製品製造設備オペレーター [069-06]、プラスチック接合設備オペレーター [069-06]、金型取付工 [071-99]、プラスチック製品検査工 [078-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、原料プラスチックの処理工程、プラスチックの成形工程、プラスチックの切削工程・研磨工程、プラスチックの接合・裁断工程又はプラスチックの塗布工程を監視・調整するもの [行う処理の種類に即して分類する：069-06 原料プラスチック加工設備オペレーター、069-06 プラスチック切削設備オペレーター、069-06 プラスチック研磨設備オペレーター、069-06 プラスチック裁断設備オペレーター、069-06 プラスチック製品製造設備オペレーター、069-06 プラスチック接合設備オペレーター]
- (2)成形機の金型の取り付け・取り外しの仕事に従事するもの [071-99 金型取付工]
- (3)プラスチック製品を検査する仕事に従事するもの [078-06 プラスチック製品検査工]

073-99 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

073-01～073-08に含まれない、機械器具・道具などを用いて行う、毛皮・なめし皮・革製品（革靴・革具など）・かばん（スーツケース・ランドセル・手提げかばんなど）・袋物（ハンドバッグ・財布など）・楽器（電子・電気楽器を含む）・がん具（携帯用電子ゲーム機・プラモデル・娯楽用具など）・運動具（木製運動具を除く）・筆記用具・漆器・模型（食品模型・人台など）・かつら・造花などの製造、貴金属の切削・組立、宝石類の研磨・加工、自動車などの座席・いす・ソファー・ベッドのマットレスなどの内張の仕事及び表装などの仕事並びにこれらの加工・調整・修理などに従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)配合飼料などの製造・加工処理の仕事に従事するもの

(2)ケミカルシューズ、ビニール製のスリッパ・サンダルを製造する仕事に従事するもの

ただし、皮革製の衣服を製造する仕事に従事するものは、[073-03 革製衣服製造工]に分類する。

○ いす張工、印判師、内張工、内張詰物工、うちわ製造工、運動具製造工、鉛筆製造工、貝細工工、家具類内張工、楽器組立工、楽器製造工、かつら製作工、かばん製造工、かばん縫製工、革打抜き工、革具加工工、革靴修理工、革靴製造工、革裁断工、革サンダル製造工、革スリッパ製造工、革製品製造工、革縫製工、がん具組立工、がん具製造工、看板組立工、貴金属細工工、貴金属装身具製造工、貴金属彫刻工、義肢製造工、喫煙具製造工、きば細工工、クレイモデラー（自動車製造）、経師、建築模型製作工、航空機内張工、甲細工工、小道具係（映画、演劇）、小箱おおい（被）工、ゴルフクラブ製造工、軸物師、漆器工、漆工、漆器加飾工、漆器工見習、自動車内張工、自動車シート組立工、児童用乗物製造工、獣皮剥工、障子貼職、食品模型製作工、真珠加工工、水晶研磨工、スキー板製造工（木製を除く）、製革工、製革仕上工、製革準備工、製革染色工、製氷工、船舶内張工、たわし製造工、ちょうちん製造工、角細工工、電子楽器製作工、トレーニング器具製造工、なめし工、人形製造工、乗物内張工、配合飼料製造工、はけ製造工、歯ブラシ製造工、ピアノ組立工、筆記用具製造工、表具師、屏風貼職、ファスナー製造工、袋物製造工、袋物縫製工、襖・障子張り替え作業員、襖貼職、ブラシ製造工、ヘアピース製作工、ほうき製造工、宝石細工工、ボールペン製造工、補装具製作工、まき絵師、マッチ製造工、万年筆組立工、毛筆製造工、木製楽器製造工、模型製作工、模造品製作工、野球ミット製造工、有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、洋がさ製造工、旅客車内張工

× 漆工芸家 [016-01]、ピアノ調律師 [020-99]、歯科技工士 [024-09]、義肢装具士 [027-99]、運動具製造設備オペレーター [069-99]、筆記用具製造設備オペレーター [069-99]、合成皮革製造工 [073-01]、革製衣服製造工 [073-03]、人形彫職 [073-04]、木彫工 [073-04]、障子組立工 [073-04]、竹細工工 [073-04]、襖製造工（襖骨） [073-04]、水晶発振子組立工 [074-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漆工芸品の創作に従事するもの [016-01 漆工芸家]
- (2)ピアノを調律する仕事に従事するもの [020-99 ピアノ調律師]
- (3)歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて歯科医師の指示のもとに、歯科医療の用に供する補てつ（綴）物、充填物、矯正装置を製作・修理・加工する仕事に従事するもの [024-09 歯科技工士]
- (4)義肢装具士の免許を有し、義手・義足・装具を製作する仕事に従事するもの [027-99 義肢装具士]
- (5)自動化された生産設備を操作して、運動具の製造又は筆記用具の製造を監視・調整する仕事に従事するもの [製造する製品の種類に即して分類する：069-99 運動具製造設備オペレーター、069-99 筆記用具製造設備オペレーター]
- (6)合成皮革を製造する仕事に従事するもの [073-01 合成皮革製造工]
- (7)部分品・付属品の組立・組み付けを必要としない木製の人形を製造する仕事に従事するもの [073-04 人形彫職]
- (8)竹の細工、木材料に文字・像などを彫り刻む仕事に従事するもの [073-04 木彫工、073-04 竹細工工]
- (9)ふすま・障子などの木製建具を製造する仕事に従事するもの [073-04 襖製造工（襖骨）、073-04 障子組立工]
- (10)水晶発振子を製造する仕事に従事するもの [074-09 水晶発振子組立工]

074 機械組立工

機械器具・道具などを用いて、はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具を製造するため、部分品の組立、総組立及び調整の仕事に直接従事するものをいう。

なお、材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事に従事するものは、[070 機械組立設備オペレーター]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 074-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立工
- 074-02 電気機械組立工
- 074-03 電気通信機械器具組立工
- 074-04 電子応用機械器具組立工
- 074-05 民生用電子・電気機械器具組立工
- 074-06 半導体製品製造工
- 074-07 電球・電子管・電池製造工
- 074-08 電線製造工
- 074-09 電子機器部品組立工
- 074-10 他の電気機械器具組立工
- 074-11 自動車組立工
- 074-12 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）
- 074-13 計量計測機器・光学機械器具組立工

074-01 はん用・生産用・業務用機械器具組立工

機械器具・道具などを用いて、はん用機械器具（原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など）、生産用機械器具（金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など）、業務用機械器具（営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など）の組立・調整の仕事に従事するもの及び軸受・チェーンなどの機械部品の組立・調整の仕事に従事するものをいう。

機械の据え付け・調整の仕事に従事するものを含む。

ただし、機械器具・道具などを用いて、計量計測機器・光学機械組立・調整の仕事に従事するもの [074-13 計量計測機器組立工、074-13 光学機械器具組立工] を除く。

- 圧延機械組立工、印刷機械組立工、ウェーハ切断機組立工、エアコン据付工（業務用）、液晶パネル基板貼合機組立工、液晶パネル製造装置組立工、エスカレーター組付工、エレベーター据付工、オフセット印刷機組立工、機械部品組立工、業務用空調機器組立工、業務用冷蔵機器組立工、業務用冷凍機器組立工、金属加工機械組立工、金属工作機械組立工、空気調和装置組立工、空調設備据付工、建設機械組立工、

建設用クレーン組立工、原動機組立工、耕うん機組立工、航空機エンジン組立工、娯楽機械組立工、コンバイン組立工、サービス用機械組立工、産業用ロボット組立・据付工、産業用ロボット設置・設定工、軸受組立工、軸継手組立工、自動改札機組立工、自動車エンジン組立工、自動車洗浄機組立工、自動販売機組立工、食品充填機組立工、ショベルカー組立工、スクリーン印刷機組立工、製氷機組立工、製本機械組立工、繊維機械組立工、旋盤組立工、田植機組立工、船用機関組立工、タービン組立工、鍛造機械組立工、チェーン組立工、ドライクリーニング機組立工、農業用機械組立工、農業用トラクター組立工、船用機関組立・調整工、バルブ組立工、半導体製造装置組立工、半導体洗浄装置組立工、変速機組立工、包装機械組立工、フライス盤組立工、プレス機械組立工、ブルドーザー組立工、ベアリング組立工、木工機械組立工、遊技機械組立工、冷蔵装置組立工、冷凍機組立工

- × 印刷機械組立設備オペレーター [070-01]、液晶パネル製造装置組立設備オペレーター [070-01]、機械部品組立設備オペレーター [070-01]、業務用冷凍機組立設備オペレーター [070-01]、金属加工機械組立設備オペレーター [070-01]、建設機械組立設備オペレーター [070-01]、原動機組立設備オペレーター [070-01]、娯楽機械組立設備オペレーター [070-01]、サービス用機械組立設備オペレーター [070-01]、製本機械組立設備オペレーター [070-01]、農業用機械組立設備オペレーター [070-01]、半導体製造装置組立設備オペレーター [070-01]、家庭用ゲーム機組立工 [074-04]、家庭用エアコン組立工 [074-05]、電気冷蔵庫組立工 [074-05]、工具製造工 [071-12]、治具製造工 [071-12]、束線工 [074-08]、計量計測機器組立工 [074-13]、光学機械器具組立工 [074-13]、時計組立工 [074-13]、レンズ研磨工 [074-13]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、一般機械器具の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [機械器具の種類に即して分類する：070-01 印刷機械組立設備オペレーター、070-01 液晶パネル製造装置組立設備オペレーター、070-01 機械部品組立設備オペレーター、070-01 業務用冷凍機組立設備オペレーター、070-01 金属加工機械組立設備オペレーター、070-01 建設機械組立設備オペレーター、070-01 原動機組立設備オペレーター、070-01 娯楽機械組立設備オペレーター、070-01 サービス用機械組立設備オペレーター、070-01 製本機械組立設備オペレーター、070-01 農業用機械組立設備オペレーター、070-01 半導体製造装置組立設備オペレーター など]
- (2)家庭用ゲーム機の組立の仕事に従事するもの [074-04 家庭用ゲーム機組立工]
- (3)家庭用エアコン・電気冷蔵庫の組立の仕事に直接従事するもの [074-05 家庭用エアコン組立工、074-05 電気冷蔵庫組立工]
- (4)工具、治具を製造する仕事に従事するもの [071-12 工具製造工、071-12 治具製造工]
- (5)束線の仕事に専ら従事するもの [074-08 束線工]
- (6)機械器具・道具などを用いて時計の組立・調整の仕事に従事するもの [074-13 時計組立工]

(7)機械器具・道具などを用いてレンズの研磨・加工の仕事に従事するもの〔074-13 レンズ研磨工〕

074-02 電気機械組立工

機械器具・道具などを用いて、回転電気機械（発電機・電動機など）、配電盤・電力制御装置などの配電・制御装置、変圧器・電力開閉装置、配線器具（重電）などの部分品の組立・加工、総組立及び調整の仕事に従事するもの並びに電力回路用コンデンサ・インバーター・整流器などの電気機械部品の組立の仕事に従事するものをいう。

- インバーター組立工、開閉制御機器組立工、産業用電動機組立工、スイッチ組立工、制御盤組立工、整流器組立工、整流子組立工、電気機械部品組立工、電気制御盤組立工、電動機組立工、電動機巻線工、電力回路用コンデンサ組立工、トランス巻線工、配電装置組立工、配電盤組立工、発電機組立工、ブレーカー組立工、変圧器組立工、変成器組立工、変流器組立工、マイクロモーター組立工、民生用発電機組立工
- × 開閉制御機器組立設備オペレーター〔070-02〕、制御盤組立設備オペレーター〔070-02〕、電気機械部品組立設備オペレーター〔070-02〕、電動機組立設備オペレーター〔070-02〕、配電盤組立設備オペレーター〔070-02〕、発電機組立設備オペレーター〔070-02〕、碍子製造工〔073-02〕、電子回路用コンデンサ組立工〔074-09〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、各種電気機械の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの〔機械器具の種類に即して分類する：070-02 開閉制御機器組立設備オペレーター、070-02 制御盤組立設備オペレーター、070-02 電気機械部品組立設備オペレーター、070-02 電動機組立設備オペレーター、070-02 配電盤組立設備オペレーター、070-02 発電機組立設備オペレーターなど〕
- (2)碍子（がいし：陶磁器製の絶縁材料）を製造する仕事に従事するもの〔073-02 碍子製造工〕
- (3)電子回路用コンデンサの組立の仕事に従事するもの〔074-09 電子回路用コンデンサ組立工〕

074-03 電気通信機械器具組立工

機械器具・道具などを用いて、無線・有線の通信機器（電話機、交換機、携帯電話機、テレビ・ラジオ受信機・放送装置、車両用・航空用・船舶用通信装置など）及び交通信号装置などの電気を利用した通信機械器具の部分品の組立・加工、総組立並びに調整の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の仕事に専ら従事するもの [074-08 束線工]
- (2)電子機器部品の組立の仕事に従事するもの [074-09 電子回路用コンデンサ組立工、074-09 電子機器用抵抗器組立工、074-09 電子機器用コイル組立工、074-09 プリント基板組立工など]
- 音声放送装置組立工、カーナビゲーション組立工、携帯電話組立工、交通信号機組立工、鉄道信号機組立工、電話機組立工、電話交換機組立工、ファクシミリ組立工、無線通信機器組立工、有線通信機器組立工、テレビ組立工、ラジオ組立工、レーダー組立工
- × テレビ組立設備オペレーター [070-02]、無線通信機器組立設備オペレーター [070-02]、有線通信機器組立設備オペレーター [070-02]、ラジオ組立設備オペレーター [070-02]、音響機器組立工 [074-05]、束線工 [074-08]、電子回路用コンデンサ組立工 [074-09]、電子機器用抵抗器組立工 [074-09]、電子機器用コイル組立工 [074-09]、プリント基板組立工 [074-09]、電気通信機械器具検査工 [079-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、テレビ・ラジオ受信機、無線・有線通信機器の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 テレビ組立設備オペレーター、070-02 無線通信機器組立設備オペレーター、070-02 有線通信機器組立設備オペレーター、070-02 ラジオ組立設備オペレーター]
- (2)機械器具・道具などを用いて IC レコーダー・ステレオ・拡声装置・ヘッドホンなどの音響機械組立の仕事に従事するもの [074-05 音響機器組立工]
- (3)電気通信機械器具の検査の仕事に従事するもの [079-02 電気通信機械器具検査工]

074-04 電子応用機械器具組立工

機械器具・道具などを用いて、集積回路・X線・レーザーなどを利用した各種の電子機械器具（電子計算機、パーソナルコンピュータ、電子複写機、医療用電子応用装置、X線装置、電子顕微鏡など）の部分品の組立・加工、総組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)束線の仕事に専ら従事するもの [074-08 束線工]
- (2)電子機器部品の組立の仕事に従事するもの [074-09 電子回路用コンデンサ組立工、074-09 電子機器用抵抗器組立工、074-09 電子機器用コイル組立工、074-09 プリント基板組立工など]
- 医療用画像機器組立工、医療用電子機器組立工、ATM（現金自動預払機）製造工、液晶ディスプレイ組立工、X線応用装置組立工、家庭用ゲーム機組立工、コピー機組立工、水中聴音装置組立工、超音波画像診断装置組立工、電子計算機組立工、電子顕微鏡組立工、電子式現金レジスター組立工、電子複写機組立・調整工、パーソナルコンピュータ組立工、ハードディスクドライブ組立工、汎用電子計算機組立工、

- 複合複写機組立工、放射線応用装置組立工、レーザー応用加工機器組立工
- × 電子計算機組立設備オペレーター[070-02]、電子複写機組立設備オペレーター[070-02]、束線工 [074-08]、電子回路用コンデンサ組立工 [074-09]、電子機器用抵抗器組立工 [074-09]、電子機器用コイル組立工 [074-09]、プリント基板組立工 [074-09]、電子応用機械器具検査工 [079-02]、電子計算機検査工 [079-02]、電子複写機検査工 [079-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、電子計算機、電子複写機の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 電子計算機組立設備オペレーター、070-02 電子複写機組立設備オペレーター]
- (2)製造工程において電子応用機械器具、電子計算機、電子複写機の検査の仕事に従事するもの [079-02 電子応用機械器具検査工、079-02 電子計算機検査工、079-02 電子複写機検査工]

074-05 民生用電子・電気機械器具組立工

機械器具・道具などを用いて、家庭用のエアコン・洗濯機・冷蔵庫、掃除機、電子レンジ、電気ストーブ、電気炊飯器、温水洗浄便座、ヘアドライヤー、照明器具（天井灯照明器具、電気スタンド、自動車用照明器具など）、音響機器（ICレコーダー、ステレオ、ヘッドホン等）などの民生用電子・電気機械器具（テレビ・ラジオを除く）の部分品の組立・加工、総組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

- LED 照明器具組立工、音響機器組立工、温水洗浄便座組立工、カーエアコン組立工、家庭用エアコン組立工、ステレオ組立工、電気照明器具組立工、電気炊飯器組立工、電気ストーブ組立工、電気洗濯機組立工、電気掃除機組立工、電気冷蔵庫組立工、電子レンジ組立工、電熱器具組立工、ヘアドライヤー組立工
- × 民生用電気機械器具組立設備オペレーター [070-02]、ガス器具組立工 [071-12]、石油ストーブ製造工 [071-12]、電子楽器製作工 [073-99]、業務用空調機器組立工 [074-01]、業務用冷蔵機器組立工 [074-01]、業務用冷凍機器組立工 [074-01]、テレビ組立工 [074-03]、ラジオ組立工 [074-03]、家庭用ゲーム機組立工 [074-04]、パーソナルコンピュータ組立工 [074-04]、民生用電気機械器具検査工 [079-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、民生用電気機械組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 民生用電気機械器具組立設備オペレーター]
- (2)機械器具・道具などを用いてガス器具・石油ストーブを製造する仕事に従事するもの [071-12 ガス器具組立工、071-12 石油ストーブ製造工]
- (3)機械器具・道具などを用いて電子楽器の組立の仕事に従事するもの [073-99 電子楽器製作工]
- (4)機械器具・道具などを用いて業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の組立の仕事に

- 従事するもの [074-01 業務用空調機器組立工、074-01 業務用冷蔵機器組立工、074-01 業務用冷凍機器組立工]
- (5)機械器具・道具などを用いてテレビ・ラジオ受信機の組立の仕事に従事するもの [074-03 テレビ組立工、074-03 ラジオ組立工]
- (6)機械器具・道具などを用いて家庭用ゲーム機の組立の仕事に従事するもの [074-04 家庭用ゲーム機組立工]
- (7)機械器具・道具などを用いてパーソナルコンピュータの組立の仕事に従事するもの [074-04 パーソナルコンピュータ組立工]
- (8)製造工程において民生用電気機械器具の検査の仕事に従事するもの [079-02 民生用電気機械器具検査工]

074-06 半導体製品製造工

機械器具・道具などを用いて、個別半導体製品及び半導体集積回路（IC）を製造するため、シリコンウェーハ（半導体材料）の酸化、感光剤の塗布、回路パターンの焼き付け及び電極の形成などの仕事に従事するもの、ウェーハを個々のチップに切断して各チップを基板に固定した後、基板とチップとの電極を接合し、チップを封止する仕事に従事するもの並びにその他印字など半導体製品を製造する仕事に従事するものをいう。

ただし、ウェーハを製造する仕事に従事するもの [073-02 ウェーハ製造工] を除く。

- 太陽電池素子製造工、電子機器用トランジスタ製造工、発光ダイオード製造工、半導体エッジング工、半導体エンキャップ工、半導体外装処理工、半導体回路パターン焼付工、半導体組立工、半導体集積回路（IC）製造工、半導体ダイシング工、半導体チップ製造工、半導体電極形成工、半導体封止工、半導体マウント工、半導体マーキング工、半導体レーザー印字工、半導体レジスト塗布工、ワイヤーボンディング工
- × 半導体製品製造設備オペレーター [070-02]、半導体チップ製造設備オペレーター [070-02]、ウェーハ製造工 [073-02]、半導体製品検査工 [079-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して半導体製品、半導体チップの製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 半導体製品製造設備オペレーター、070-02 半導体チップ製造設備オペレーター]
- (2)半導体チップ・半導体集積回路の検査の仕事に従事するもの [079-02 半導体製品検査工]

074-07 電球・電子管・電池製造工

機械器具・道具などを用いて、白熱電球・蛍光灯・LED 照明（LED 電球、蛍光灯型 LED、自動車用ランプなど）・ネオンランプ・赤外線ランプなどの電球及び X 線管・マグネトロン・水銀放電灯などの電子管の部分品の組立・加工、総組立の仕事に従事するもの（電球・電子管組立工）並びに乾電池（マンガン乾電池、アルカリ乾電池など）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池、鉛蓄電池など）を製造する仕事に従事するもの（乾電池・蓄電池製造工）をいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)口金を成形する仕事に従事するもの [071-07 金属口金プレス工]

(2)ガラス部品を成形・加工する仕事に従事するもの [073-02 ガラス管成形工]

○ アルカリ乾電池製造工、LED 電球組立工、X 線管組立工、乾電池製造工、蛍光灯組立工（蛍光管の組立）、蓄電池製造工、電球製造工、電球部品組立工、電子管製造工、電子管組立工、電子管部品組立工、鉛蓄電池製造工、ネオン管製造工、バッテリー製造工、マグネトロン組立工

× 乾電池製造設備オペレーター [070-02]、蓄電池製造設備オペレーター [070-02]、電球組立設備オペレーター [070-02]、電子管組立設備オペレーター [070-02]、金属口金プレス工 [071-07]、ガラス管成形工 [073-02]、電気照明器具組立工 [074-05]、電球検査工 [079-02]、電子管検査工 [079-02]、太陽電池製造工（パネル） [074-10]、燃料電池製造工 [074-10]、乾電池検査工 [079-02]、蓄電池検査工 [079-02] なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動化された生産設備を操作して、乾電池・蓄電池の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 乾電池製造設備オペレーター、070-02 蓄電池製造設備オペレーター]

(2)自動化された生産設備を操作して、電球・電子管の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 電球組立設備オペレーター、070-02 電子管組立設備オペレーター]

(3)機械器具・道具などを用いて、天井灯照明器具、電気スタンド、投光器、集魚灯器具、自動車用照明器具（ヘッドライト・ウィンカ）などの電気照明器具の組立・調整の仕事に従事するもの [074-05 電気照明器具組立工]

(4)電球・電子管、乾電池・蓄電池の検査の仕事に従事するもの [079-02 電球検査工、079-02 電子管検査工、079-02 乾電池検査工、079-02 蓄電池検査工]

(5)機械器具・道具などを用いて、太陽電池・燃料電池を製造する仕事に従事するもの [074-10 太陽電池製造工（パネル）、074-10 燃料電池製造工]

074-08 電線製造工

機械器具・道具などを用いて、金属線のより（撚）線仕事、ゴム・プラスチック・紙・布・糸などの絶縁体による押出被覆・紙巻き・編組の仕事及び被鉛・がい（鎧）装の仕事に従事するもの並びに電気通信機械・電子応用機械・輸送用機械などの配線用線材を規定の寸法に裁断し、コネクタ・外装などを取り付けてテープで束ねる仕事に直接従事するものをいう。

- がい装（鎧装）工、ゴム線製造工、紙巻線製造工、絶縁電線製造工、束線工、電気通信機械束線工、電子応用機械束線工、ビニール線製造工、被覆工、被覆電線製造工、ポリエチレン線製造工、輸送用機械束線工、撚線工、ワイヤーハーネス工、ワイヤーハーネス工（自動車）
- × 被覆電線製造設備オペレーター [070-02]、伸線工 [071-99]、電線塗装工 [080-02]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
 - (1)自動化された生産設備を操作して、被覆電線の製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 被覆電線製造設備オペレーター]
 - (2)機械器具・道具などを用いて金属材料を引き抜き、金属線を製造する仕事に従事するもの [071-99 伸線工]
 - (3)機械器具・道具などを用いて絶縁のため金属線を塗装する仕事に従事するもの [080-02 電線塗装工]

074-09 電子機器部品組立工

機械器具・道具などを用いて、電子回路用コンデンサ・抵抗器・変成器・コネクタ・リレーなどの電子部品、プリント配線板などの電子回路基板及びプリント配線板に電子部品・半導体素子を搭載した電子回路実装基板、液晶パネルなどの表示部品又はその他の電子機器部品の組立の仕事に従事するものをいう。

- 液晶表示部品組立工、振動子組立工、水晶発振子組立工、電子回路用コンデンサ組立工、電子機器用コイル組立工、電子機器用コンデンサ製造工、電子機器用トランス組立工、電子機器用抵抗器組立工、プラズマ表示部品組立工、プリント基板製造工、プリント基板組立工、プリント配線工、プリント配線板製造工、リレー組立工
 - × 電子回路用コンデンサ組立設備オペレーター [070-02]、プリント基板組立設備オペレーター [070-02]、電力回路用コンデンサ組立工 [074-02]、携帯電話組立工 [074-03]、パーソナルコンピュータ組立工 [074-04]、電子管製造工 [074-07]、LED電球組立工 [074-07]、デジタルカメラ組立工 [074-13]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)自動化された生産設備を操作して、電子回路用コンデンサ、プリント基板の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-02 電子回路用コンデンサ組立設備オペレーター、070-02 プリント基板組立設備オペレーター]
 - (2)機械器具・道具などを用いて電力回路用コンデンサの組立の仕事に従事す

るもの [074-02 電力回路用コンデンサ組立工]

- (3)機械器具・道具などを用いてパーソナルコンピュータ・液晶テレビ・携帯電話・デジタルカメラなどの組立の仕事に従事するもの [074-03 携帯電話組立工、074-04 パーソナルコンピュータ組立工、074-13 デジタルカメラ組立工]
- (4)電子管の製造の仕事に従事するもの [074-07 電子管製造工]
- (5)発光ダイオード (LED) を使用した電球の組立の仕事に従事するもの [074-07 LED 電球組立工]

074-10 他の電気機械器具組立工

074-02～074-09 に含まれない、機械器具・道具などを用いて行う、記録媒体の製造、内燃機関用電装品の組立及び太陽電池・燃料電池の製造などの電気機械組立の仕事に従事するものをいう。

- IC カード製造工、記録媒体製造工、磁気ディスク製造工、太陽電池製造工(パネル)、点火プラグ製造工、内燃機関電装品組立工、燃料電池製造工、光ディスク製造工

074-11 自動車組立工

機械器具・道具などを用いて、自動車(二輪自動車を含む)の部分品(変速機・ブレーキ装置など)の組立の仕事、車体の成形・組立の仕事、車台の組立の仕事、車体・車台にエンジン・電装品・計器盤・ガラス・バンパー・シート・タイヤ・ドアなどの据え付け及びぎ装(艀装)を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)エンジン・電装品・計器・タイヤ・ガラスの組立の仕事に従事するもの [074-01 自動車エンジン組立工、074-07 バッテリー製造工、074-13 自動車用計器組立工]
- (2)軸受・チェーンなどの機械部品の組立の仕事に従事するもの [074-01 ベアリング組立工、074-01 チェーン組立工]
- 自動車ぎ装(艀装)組立工、自動車ぎ装(艀装)工、自動車車体組立工、自動車車台組立工、自動車部品組立工、トラック組立工、トランスミッション組立工(自動車用)、二輪自動車組立工、バス組立工、ブレーキ装置組立工(自動車用)
 - × 溶接ロボットオペレーター [067-08]、自動車組立設備オペレーター [070-03]、自動車部分品組立設備オペレーター [070-03]、金属プレス成形工 [071-07]、自動電気溶接機運転工 [071-13]、ガラス成形工 [073-02]、タイヤ成形工 [073-07]、自動車内張工 [073-99]、チェーン組立工 [074-01]、ベアリング組立工 [074-01]、自動車エンジン組立工 [074-01]、農業用トラクター組立工 [074-01]、バッテリー製造工 [074-07]、ワイヤーハーネス工 [074-08]、構内運搬車組立工 [074-12]、フォークリフト組立工 [074-12]、自動車用計器組立工 [074-13]、金属塗装設備オペレーター

ター [080-02]、自動車塗装工 [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、車体の溶接工程を監視・調整する仕事に従事するもの [067-08 溶接ロボットオペレーター]
- (2)自動化された生産設備を操作して、自動車の車体・車台、自動車の部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-03 自動車組立設備オペレーター、070-03 自動車部分品組立設備オペレーター]
- (3)機械器具・道具などを用いて金属プレス・溶接・内張・束線・塗装の仕事に従事するもの [071-07 金属プレス成形工、071-13 自動電気溶接機運転工、073-99 自動車内張工、074-08 ワイヤハーネス工、080-02 自動車塗装工]
- (4)機械器具・道具などを用いてタイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの自動車部品を製造する仕事に従事するもの [073-02 ガラス成形工、073-07 タイヤ成形工]
- (5)農業用のトラクターの組立の仕事に従事するもの [074-01 農業用トラクター組立工]
- (6)フォークリフトトラック・構内運搬車・牽引車（レッカー車）の組立の仕事に従事するもの [074-12 構内運搬車組立工、074-12 フォークリフト組立工]
- (7)自動化された生産設備を操作して、車体の塗装工程を監視・調整する仕事に従事するもの [080-02 金属塗装設備オペレーター]

074-12 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

機械器具・道具などを用いて、鉄道車両の部分品・台車・車体の組立、電動機・電装品・計器などの据え付け及びぎ装（艀装）の仕事に従事するもの（鉄道車両組立工）、船舶の甲板部・機関部・電気部・居住部のぎ装（艀装）の仕事に従事するもの（船舶ぎ装工）、航空機の部分品の組立、エンジン・電装品・計器などの据え付け、総組立及びぎ装（艀装）の仕事に従事するもの（航空機組立工）並びにその他フォークリフト・構内運搬車両・自転車・車いすなどの輸送用機械組立の仕事に従事するものをいう。

- 運搬台車組立工、救命装置ぎ装（艀装）工、車いす組立工、構内運搬車組立工、航海計器取付工、航空機ぎ装（艀装）工、航空機組立工、航空機総組立工、航空機部分品組立工、自転車フレーム組立工、自転車組立工、自転車部分品組立工、制御装置組立工（鉄道車両）、船舶ぎ装（艀装）工、船舶機関部ぎ装（艀装）工、船舶居住部ぎ装（艀装）工、船舶甲板部ぎ装（艀装）工、船舶電気部ぎ装（艀装）工、操舵装置取付工、通風装置取付工、鉄道車両ぎ装（艀装）工、鉄道車両機械組立工、鉄道車両機器取付工、鉄道車両車体組立工、鉄道車両組立工、鉄道車両台車組立工、鉄道車両部分品組立工、荷役装置取付工、フォークリフト組立工、プロペラ組立工、翼組立工、連結装置組立工

- × 鉄道車両部分品組立設備オペレーター [070-04]、造船鉄工 [071-08]、アーク溶接工 [071-13]、船大工 [073-04]、自転車タイヤ成形工 [073-07]、航空機内張工 [073-99]、船舶内張工 [073-99]、旅客車内張工 [073-99]、航空機エンジン組立工 [074-01]、船用機関組立工 [074-01]、電動機組立工 [074-02]、配電装置組立工 [074-02]、航空機用計器組立工 [074-13]、航空機塗装工 [080-02]、船舶塗装工 [080-02]、鉄道車両塗装工 [080-02]、航空機配管工 [091-06]、船舶配管工 [091-06]、鉄道車両配管工 [091-06]、鉄道車両配線作業員 [094-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、鉄道車両の部分品の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [070-04 鉄道車両部分品組立設備オペレーター]
- (2)船舶の鋼板の製作、船殻の組立の仕事に従事するもの [071-08 造船鉄工]
- (3)機械器具・道具などを用いて溶接・内張・塗装・配管・配線の仕事に従事するもの [それぞれの仕事に即して分類する：071-13 アーク溶接工、073-99 航空機内張工、073-99 船舶内張工、073-99 旅客車内張工、080-02 航空機塗装工、080-02 船舶塗装工、080-02 鉄道車両塗装工、091-06 航空機配管工、091-06 船舶配管工、091-06 鉄道車両配管工、094-05 鉄道車両配線作業員など]
- (4)木造船を製造する仕事に従事するもの [073-04 船大工]
- (5)タイヤなどの自転車部品を製造する仕事に従事するもの [073-07 自転車タイヤ成形工]
- (6)機械器具・道具などを用いて電動機・航空機エンジン・船用機関・電装品・計器の組立の仕事に従事するもの [それぞれの仕事に即して分類する：074-01 航空機エンジン組立工、074-01 船用機関組立工、074-02 電動機組立工、074-02 配電装置組立工、074-13 航空機用計器組立工など]

074-13 計量計測機器・光学機械器具組立工

機械器具・道具などを用いて、電気計測器（電流計・電圧計・電力計など）及び計量器・測定器（体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計）の部分品の組立・総組立・調整の仕事に従事するもの（計量計測機器組立工）並びに光学機械器具（デジタルカメラ・ビデオカメラ・双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡など）及び測距儀などの光学式計測機器の部分品の組立・部品の組み付け・総組立・調整の仕事に従事するもの（光学機械器具組立工）をいう。

以下のものを含む。

- (1)レンズ・プリズムの荒ざり・研磨・心取りの仕事及び反射防止膜の蒸着などの仕事に従事するもの
- (2)時計及びメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の組立・調整の仕事に従事するもの
- (3)メガネフレームの組立の仕事に従事するもの

- 圧力計組立工、映画撮影機組立工、映写機組立工、温度計組立工、カメラ組立工、カメラ部品組立工、機械時計組立工、計量計測機器組立工、計量器組立工、顕微鏡組立工、光学機械器具組立工、光学レンズ工、航空機用計器組立工、タイムレコーダー組立工、デジタルカメラ組立工、デジタル時計組立工、時計組立・調整工、時計組立工、自動車用計器組立工、双眼鏡組立工、測距機儀組立工（光学式）、測定器組立工、体温計組立工、体積計組立工、長さ計組立工、電圧計組立工、電気メータ組立工、電気計測器組立工、電気時計組立工、電流計組立工、電力計組立工、度量衡器組立工、はかり組立工、ビデオカメラ組立工、望遠鏡組立工、ムーブメント組立工、メガネフレーム組立工、メガネ組立工、流量計組立工、レンズ荒ざり工、レンズ加工工、レンズ研磨工、レンズ接合工、レンズ表面処理加工工
- × カメラ組立設備オペレーター [070-05]、レンズ研磨設備オペレーター [070-05]、計量計測機器組立設備オペレーター [070-05]、光学機械器具組立設備オペレーター [070-05]、時計組立設備オペレーター [070-05]、電子顕微鏡組立工 [074-04]、液晶表示部品組立工 [074-09]、水晶発振子組立工 [074-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動化された生産設備を操作して、計量計測機器・光学機械器具の組立工程を監視・調整する仕事に従事するもの [機器・機械器具の種類に即して分類する：070-05 カメラ組立設備オペレーター、070-05 レンズ研磨設備オペレーター、070-05 計量計測機器組立設備オペレーター、070-05 光学機械器具組立設備オペレーター、070-05 時計組立設備オペレーター]
- (2)電子顕微鏡の組立の仕事に従事するもの [074-04 電子顕微鏡組立工]
- (3)液晶表示部品の組立の仕事に従事するもの [074-09 液晶表示部品組立工]
- (4)水晶発振子の組立の仕事に従事するもの [074-09 水晶発振子組立工]

075 機械整備・修理工

はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。

工場などの生産現場において生産設備の保全・整備の仕事に従事するものを含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 075-01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工
- 075-02 電気機械器具整備・修理工
- 075-03 自動車整備・修理工
- 075-04 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）
- 075-05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工

075-01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工

はん用機械器具（原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など）、生産用機械器具（金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など）又は業務用機械器具（営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など）の点検、破損・摩耗した部品の交換及び修理の仕事並びに工場などの生産現場において機械・装置などの各種の生産設備の保全・整備の仕事に従事するものをいう。

他人の求めに応じて、はん用・生産用・業務用機械器具の点検・保守・修理の仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動車エンジン・航空機エンジンを整備・修理する仕事に従事するもの〔075-03 自動車整備工、075-04 航空機整備工〕
 - (2)電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の仕事に従事するもの〔075-05 計量計測機器修理工、075-05 光学機械器具修理工〕
- 圧延機械修理工、印刷機械修理工、液晶パネル製造装置修理工、エスカレータ保守点検員、エレベーター修理工、エレベータ保守点検員、機械式駐車装置保守点検員、機械保全工、業務用空調機器修理工、業務用冷蔵装置修理工、金属加工機械修理工、建設機械修理工、原動機修理工、工場設備保全員、サービスエンジニア（はん用・生産用・業務用機械）、産業用ロボット修理工、産業用ロボット保守・メンテナンス工、産業用機械修理工、自動改札機修理工、自動販売機修理工、昇降機修理工、食品充填機修理工、生産設備保全工、製本機械修理工、旋盤修理工、繊維機械修理工、タービン修理工、鍛造機械修理工、農業用機械修理工、半導体製造装置修理工、フィールドエンジニア（はん用・生産用・業務用機械）、物流設備管理・保全員、フライス盤修理工、プラント修理工（石油精製）、プラント保全工、プレス機械修理工、紡織設備管理・保全工、紡績機械保全工、ボール盤修理工、保全工（高炉、転炉、電気炉）、包装機械修理工、木工機械修理工、遊戯機械修理工、冷凍機修理工、冷凍

装置修理工

- × 自動車整備工 [075-03]、航空機整備工 [075-04]、計量計測機器修理工 [075-05]、光学機械器具修理工 [075-05]、時計修理工 [075-05]

なお、時計及びメトロノーム・タイムレコーダーなど時計類似機器の点検、破損・摩耗した部品の交換、修理の仕事に直接従事するものは、[075-05 時計修理工] に分類する。

075-02 電気機械器具整備・修理工

回転電気機械（発電機・電動機など）、電気通信機械器具（無線・有線の通信機器、テレビ・ラジオ受信機、携帯電話機など）、電子応用機械器具（電子計算機・パーソナルコンピュータ、医療用電子応用装置、X線装置など）、民生用電子・電気機械器具（家庭用のエアコン・洗濯機・冷蔵庫など）、その他配電盤、変圧器、電力開閉装置などの電気機械器具の点検、破損・摩耗した部品の交換及び修理の仕事に従事するものをいう。

他人の求めに応じて、個人家庭又は事業所に出向き、電気機械器具の点検・保守・修理の仕事に従事するものを含む。

- カスタマーエンジニア（コンピュータ）、カスタマーエンジニア（電気機械器具修理）、家庭用エアコン修理工、家庭用電気製品修理工、開閉制御機器修理工、サービスエンジニア（コンピュータ）、サービスエンジニア（電気機械器具）、制御盤修理工、太陽光発電装置修理作業員（電気工事）、蓄電池修理工、テレビ修理工、電気機械修理工、電気洗濯機修理工、電気掃除機修理工、電気通信機械器具修理工、電気冷蔵庫修理工、電子応用機械器具修理工、電子計算機周辺機器保守員、電子計算機保守員、電動機修理工、パーソナルコンピュータ修理工、配電盤修理工、発電機修理工、複写機保守員、民生用電子・電気機械器具修理工、無線通信機器修理工、有線通信機器修理工、ラジオ修理工
- × 業務用冷蔵装置修理工 [075-01]、冷凍機修理工 [075-01]、業務用空調機器修理工 [075-01]

なお、業務用の冷凍機、冷蔵装置、空調機器を修理する仕事に従事するものは、[機械器具の種類に即して分類する：075-01 業務用冷蔵装置修理工、075-01 冷凍機修理工、075-01 業務用空調機器修理工] に分類する。

075-03 自動車整備・修理工

自動車（二輪自動車を含む）のエンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などの点検、破損・摩耗した部品の交換及び修理の仕事に従事するものをいう。

- 自動車エンジン整備工、自動車修理工、自動車整備工、自動車整備士、自動車電装品整備工、車検係（バス会社）、車検係（民間車検場、整備工場）、トラック修理工、二輪自動車整備工、バス修理工、メカニック（自動車修理）
- × タイヤ修理工 [073-07]、自動車塗装工 [080-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タイヤを修理する仕事に従事するもの [073-07 タイヤ修理工]

(2)塗装の塗り替え仕事に従事するもの [080-02 自動車塗装工]

075-04 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）

鉄道車両の台車・車体・電装品などの点検、部品交換及び修理の仕事に従事するもの（鉄道車両修理工）、船舶の船体・操舵装置・通信機・計器などの点検、部品交換及び修理の仕事に従事するもの（船舶修理工）、航空機の機体・エンジン・計器などの点検、部品交換及び修理の仕事に従事するもの（航空機整備工）並びにその他自転車・フォークリフト・構内運搬車両・車いすなどの輸送用機械器具の整備・修理の仕事に従事するものをいう。

- 航空運航整備士、航空機エンジン修理工、航空機修理工、航空機整備工、航空整備士、自転車修理工、車いす修理工、検査係（鉄道）、検車係（鉄道）、車両整備工（構内運搬車）、船舶修理工、鉄道車両機械修理工、鉄道車両車体修理工、鉄道車両修理工、鉄道車両台車修理工、鉄道車両電装品修理工、フォークリフト修理工

075-05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工

電気計測器（電流計・電圧計・電力計など）及び計量器・測定器（体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計、を含む）の点検・部品交換・修理の仕事に従事するもの（計量計測機器整備・修理工）並びに光学機械器具（デジタルカメラ・ビデオカメラ・双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡など）及び測距儀などの光学式計測機器の点検・部品交換・修理の仕事に従事するもの（光学機械器具整備・修理工）をいう。

- 圧力計修理工、映写機修理工、カメラ修理工、計量計測機器修理工、光学機械器具修理工、時計修理工、双眼鏡修理工、測距儀修理工（光学式）、電気メータ修理工、電気計器修理工、電気時計修理工、流量計修理工

076 製品検査工（金属製品）

金属材料の製造工程、金属材料の鋳造・鍛造・熱処理・圧延などによる製品製造の工程、金属材料・金属板の加工工程、金属の表面処理工程又はその他の金属製品の製造及び加工処理の工程において、目視により又は測定機器などを用いて、金属材料・金属加工品・金属製品を検査する仕事並びに金属の接合・切断の仕事において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する仕事に従事するものをいう。

実験室において金属材料・金属加工品・金属製品の品質・強度などを試験・分析する仕事に従事するものを含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 076-01 金属材料検査工
- 076-02 金属加工・溶接検査工

076-01 金属材料検査工

銑鉄・合金鉄・鋼・特殊鋼・非鉄金属などの金属材料の製造工程及び金属材料の鋳造・鍛造・熱処理・圧延・引き抜きなどによる金属製品の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の品質・寸法・外観・数量などを検査する仕事に従事するものをいう。

ただし、放射線・超音波などを応用した機器を使用して非破壊検査の仕事に従事するもの〔076-02 非破壊検査工（金属製品）〕を除く。

- 圧延検査工、鋳物検査工、金属精錬検査工、金属製錬検査工、金属熱処理検査工、原材料試験検査工（金属）、鉍石試験検査工、伸線検査工、鍛造検査工、中間製品検査工（金属）
- × 非破壊検査工（金属製品）〔076-02〕

076-02 金属加工・溶接検査工

金属工作機械・プレス機械などによる金属材料の加工工程、金属薄板の加工工程、めっき工程、金属材料・製品の研磨工程、鉄骨・鋼板・圧力容器などの製作工程又は金属線製品及び金属製の家具・金型・刃物・金具などの製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、金属加工品・金属製品の品質・寸法・外観・数量などを検査する仕事に従事するもの（金属加工検査工）並びに金属の接合・切断の仕事において、接合・切断部分の形状・強度などを検査する仕事に従事するもの（溶接・溶断検査工）をいう。

放射線・超音波・磁気などを応用した機器を用いて、金属の表面・内部のき（亀）裂・気孔などのきず（疵）、ひず（歪）みを検査する仕事に従事するものを含む。

- 金属加工検査工、金属研磨検査工、金属製家具検査工、金属製品検査工、金属切削

- 加工検査工、金属彫刻検査工、金属プレス検査工、金属溶接検査工、自動車用金具検査工、製缶検査工、ダイカスト検査工、鉄工検査工、鉄骨製作検査工、ばね検査工、板金検査工、非破壊検査工（金属製品）、めっき検査工、ろう付検査工
- × 生産設備保全工 [075-01]、非破壊検査工（コンクリート製品）[078-02]、非破壊検査工（建築物）[091-99]、非破壊検査工（土木構造物）[091-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)生産設備を点検するため非破壊検査の仕事に従事するもの [075-01 生産設備保全工]
- (2)コンクリート製品の非破壊検査の仕事に従事するもの [078-02 非破壊検査工（コンクリート製品）]
- (3)建築物・土木構造物の非破壊検査の仕事に従事するもの [091-99 非破壊検査工（建築物）、091-99 非破壊検査工（土木構造物）]

077 製品検査工（食料品等）

食料品・飲料・たばこの製造及び加工処理の工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品（半製品・原材料を含む）の品質・外観・数量などを検査する仕事に従事するものをいう。

実験室において製品（半製品・原材料を含む）の品質などを試験・分析する仕事に従事するものを含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

077-01 食料品検査工

077-02 飲料・たばこ検査工

077-01 食料品検査工

精穀・製粉の工程及び調味食品・麺類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ（麩）・缶詰食品・瓶詰食品・レトルト食品・乳・乳製品・食肉加工品・水産物加工品・保存食品・冷凍加工食品・弁当・惣菜類・野菜漬物などの食料品の製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する仕事に従事するものをいう。

○ 原料乳検査工、食肉加工品検査工、食品原料検査工、水産物加工品検査工、精穀検査工、製粉検査工、打検工（缶詰食品）、調味食品検査工、パン検査工、焼菓子検査工

× 食品衛生監視員 [027-99]

なお、保健所において飲食店等で販売・使用する食品の収去検査（抜き取り検査）などの仕事に従事するもの又は海・空港の検疫所において輸入食品の微生物検査・理化学検査などの仕事に従事するものは、[027-99 食品衛生監視員] に分類する。

077-02 飲料・たばこ検査工

茶・酒類・清涼飲料などの製造工程及びコーヒー豆の焙煎工程などにおいて、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・充填量・数量、異物の混入、微生物による汚染などを検査する仕事に従事するもの（飲料検査工）並びにたばこの製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・成分・外観・数量などを検査する仕事に従事するもの（たばこ検査工）をいう。

○ 飲料検査工、酒類検査工、水質検査員（飲料製造業）、清涼飲料検査工、たばこ検査工、茶検査工、ビール検査工

078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

化学製品・窯業製品・土石製品・繊維製品・衣服・繊維製品・木製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品などの製造工程及び印刷・製本の工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品（半製品・原材料を含む）の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する仕事に従事するものをいう。

実験室において製品（半製品・原材料を含む）の品質・耐性などを試験・分析する仕事に従事するものを含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 078-01 化学製品検査工
- 078-02 窯業・土石製品検査工
- 078-03 繊維製品・衣服・繊維製品検査工
- 078-04 木製品・パルプ・紙製品検査工
- 078-05 印刷・製本検査工
- 078-06 ゴム・プラスチック製品検査工
- 078-99 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

078-01 化学製品検査工

石油製品（灯油・軽油・重油・ガソリン・ナフサなど）、基礎化学品（エチレン・ベンゼンなど）、工業薬品・高分子製品（モノマー・有機溶剤・無機工業薬品・ポリエチレン・ナイロンなど）及び化学製品（化学薬品・合成樹脂・化学肥料・合成洗剤・化学繊維・石けん（鹼）・合成洗剤・加工油脂製品（食用油脂を除く）・医薬品・化粧品・塗料・農薬・合成ゴムなど）の製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する仕事に従事するものをいう。

- 医薬品検査工、化学繊維検査工、化学肥料検査工、化学薬品検査工、化学薬品分析工、化粧品検査工、加工油脂製品検査工、石けん検査工、洗剤検査工、塗料試験工、薬品検査工

078-02 窯業・土石製品検査工

窯業製品（ガラス製品・れんが・瓦・陶磁器・ファインセラミックス製品・セメント・コンクリート製品・研磨用材・石こう（石膏）製品など）及び土石製品（砕石・建築用石材など）の製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する仕事に従事するものをいう。

ただし、レンズを検査する仕事に従事するもの〔079-05 レンズ検査工〕を除く。

- 板ガラス検査工、ガラス管検査工、ガラス球検査工、ガラス食器検査工、ガラス製

- 品検査工、ガラス瓶検査工、かわら検査工、研磨布・紙検査工、コンクリート製品検査工、焼石膏検査工、セメント検査工、陶磁器検査工、非破壊検査工（コンクリート製品）、ファインセラミックス製品検査工、れんが検査工
- × レンズ検査工 [079-05]

078-03 紡織製品・衣服・繊維製品検査工

糸・布・編立て製品などの製造工程において、目視・手触りにより又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・重量・織りむら・糸切れなどを検査する仕事に従事するもの、精練・漂白・染色の工程において、目視・手触りにより、不純物・色むらなどを検査する仕事に従事するもの（紡織製品検査工）並びに衣服・繊維製品の製造工程において、目視・手触りにより又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法、縫い目・編み目のほつれ及び針の混入などを検査する仕事に従事するもの（衣服・繊維製品検査工）をいう。

以下のものを含む。

- (1) 綱・ひも（紐）・綱・フェルト・不織布製品を検査する仕事に従事するもの
 - (2) 検査に付随して、不良個所の補修など仕上げの仕事に従事するもの
- 衣服検査工、検針工、検反工（織物製造）、糸検査工、糸検査仕上工、織布検査工、織布検査仕上工、製網検査工、染色製品検査工、繊維製品検査工、ニット製品検査工、ニット生地検査仕上工、皮革製衣服検査工、紡糸検査工、紡織検査工、紡織検査仕上工、レース検査工

078-04 木製品・パルプ・紙製品検査工

木製品（板材・角材・木材チップ・合板・木製家具など）の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する仕事に従事するもの（木製品検査工）並びにパルプ、紙・板紙、加工紙（段ボールシート・塗工紙・防水紙など）、紙製容器（紙袋・段ボール箱・紙器）及びその他の紙製品（事務用・学用・日用紙製品など）の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の品質・寸法・外観・強度などを検査する仕事に従事するもの（紙製品検査工）をいう。

竹・草・つる（蔓）製品の検査の仕事に従事するものを含む。

- 板紙検査工、加工紙検査工、き柳製品検査工、合板検査工、紙検査工、紙製品検査工、草製品検査工、紙器検査工、竹製品検査工、つる製品検査工、とう製品検査工、パルプ検査工、木材チップ検査工、木材検査工、木製家具検査工

078-05 印刷・製本検査工

印刷の工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、印刷された用紙などの汚れ（水垂れ・油落ちなど）を検査する仕事に従事するもの（印刷検査工）及び製本の工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、印刷物の落丁・乱丁・重量・光沢加工などを検査する仕事に従事するもの（製本検査工）をいう。

○ 印刷検査工、製本検査工

× 校閲員（雑誌）〔015-03〕、校正作業員〔073-06〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 出版社などにおいて雑誌の記事として執筆された原稿の用語・データ・事実関係の誤りなどを訂正する仕事に従事するもの〔015-03 校閲員（雑誌）〕

(2) 校正刷りの文字・体裁の校正及びカラー印刷の色校正の仕事に従事するもの〔073-06 校正作業員〕

078-06 ゴム・プラスチック製品検査工

ゴム製のタイヤ・ホース・ベルト・履物・医療用品・運動用品などの製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する仕事に従事するもの（ゴム製品検査工）及びプラスチック製のフィルム・シート・容器・機械器具部品・パイプ・日用品・雑貨・建材などの製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の品質・寸法・外観・数量・耐性などを検査する仕事に従事するもの（プラスチック製品検査工）をいう。

○ ゴム製品検査工、タイヤ検査工、プラスチック製品検査工

078-99 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

078-01～078-06 に含まれない、毛皮・なめし皮・革製品（革靴・革具など）・かばん（スーツケース・ランドセル・手提げかばんなど）・袋物（ハンドバッグ・財布など）・楽器（電子・電気楽器を含む）・がん具（人形・児童乗物を含む）・運動具（木製運動具を除く）・筆記用具・漆器・模型（食品模型・人台など）・模造品（かつら・造花など）・配合飼料などの製造工程における、目視による又は測定機器・検査装置などを用いた製品の品質・寸法・外観・数量などの検査及びその他貴金属・宝石類の細工の検査などの検査の仕事に従事するものをいう。

○ 運動具検査工、楽器検査工、かばん検査工、革製品検査工、がん具検査工、貴金属細工検査工、靴検査工、漆器検査工、配合飼料検査工、筆記用具検査工、袋物検査工、宝石細工検査工、模型検査工、模造品検査工

079 機械検査工

はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、計量計測機器・光学機械器具の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、最終生産物（中間生産物を含む）の外観・動作・機能などを検査する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 079-01 はん用・生産用・業務用機械器具検査工
- 079-02 電気機械器具検査工
- 079-03 自動車検査工
- 079-04 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）
- 079-05 計量計測機器・光学機械器具検査工

079-01 はん用・生産用・業務用機械器具検査工

はん用機械器具（原動機、圧縮機、産業用の冷凍機・冷蔵装置・空調機器など）、生産用機械器具（金属加工機械、農業用機械、建設機械、印刷・製本機械、半導体・液晶パネル製造装置など）及び業務用機械器具（営業用洗濯機、医療用機械器具、自動販売機、遊戯機械など）の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する仕事に従事するものをいう。

軸受・チェーンなどの機械部品を検査する仕事に従事するものを含む。

ただし、電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を検査する仕事に従事するもの〔079-05 計量計測機器検査工、079-05 光学機械器具検査工〕を除く。

- 医療用機械器具検査工、印刷機械検査工、営業用洗濯機検査工、液晶パネル製造装置検査工、機械部品検査工、業務用空調機器検査工、業務用冷蔵機器検査工、業務用冷凍機器検査工、金属加工機械検査工、建設機械検査工、原動機検査工、娯楽機械検査工、サービス用機械検査工、自動販売機検査工、製本機械検査工、農業用機械検査工、半導体製造装置検査工、非破壊検査工（はん用・生産用・業務用機械器具）、プレス機械検査員、遊戯機械検査工
- × 計量計測機器検査工〔079-05〕、光学機械器具検査工〔079-05〕、時計検査工〔079-05〕、レンズ検査工〔079-05〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)時計の製造工程において検査の仕事に従事するもの〔079-05 時計検査工〕

(2)レンズの研磨・加工工程において検査の仕事に従事するもの〔079-05 レンズ検査工〕

079-02 電気機械器具検査工

回転電気機械（発電機・電動機など）、電気通信機械器具（無線・有線の通信機器、テレビ・ラジオ受信機など）、電子応用機械器具（電子計算機・パーソナルコンピュータ、医療用電子応用装置、X線装置など）、民生用電子・電気機械器具（家庭用のエアコン・洗濯機・冷蔵庫など）、半導体製品、電子回路、配電盤・変圧器・電力開閉装置、電球、電子管、乾電池、蓄電池、電線などの製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する仕事に従事するものをいう。

電気機械部品・電子部品の検査に従事するものを含む。

- 開閉機器検査工、乾電池検査工、制御機器検査工、蓄電池検査工、電気機械検査工、電気機械部品検査工、電気通信機械器具検査工、電球検査工、電子応用機械器具検査工、電子管検査工、電子機器部品検査工、電子計算機検査工、電子複写機検査工、配電装置検査工、配電盤検査工、バッテリー検査工、半導体製品検査工、民生用電気機械器具検査工

079-03 自動車検査工

自動車（二輪自動車を含む）の製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、完成車の外観・内装、ブレーキ・エンジン・ランプ類の動作、防水性能、排気ガスなどを検査する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

(1)完成車を試験運転して検査を行うもの

(2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの

- 完成車検査員（自動車）、自動車車体検査工、自動車車台検査工、自動車性能測定員、自動車部分品検査工
- × 車検係（民間車検場、整備工場）[075-03]、自動車用金具検査工 [076-02]、ガラス製品検査工 [078-02]、タイヤ検査工 [078-06]、バッテリー検査工 [079-02]、自動車用計器検査工 [079-05]、テストドライバー [086-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)自動車が保安基準に適合しているかを確認するために、エンジン、操縦・制動・排気装置、電装品などを点検・整備する仕事に従事するもの [075-03 車検係（民間車検場、整備工場）]

(2)自動車部品のうち、タイヤ・自動車用ガラス・自動車用金物などの検査に従事するもの [部品の種類に即して分類する：076-02 自動車用金具検査工、078-02 ガラス製品検査工、078-06 タイヤ検査工など]

(3)電装品・計器の検査に従事するもの [079-02 バッテリー検査工、079-05 自動車用計器検査工]

(4)試作車を運転して検査を行うもの [086-99 テストドライバー]

079-04 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機・自転車・フォークリフト・構内運搬車両・車いすなどの輸送用機械器具の製造工程において、目視により又は測定機器・検査装置などを用いて、製品の外観・動作・機能などを検査する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む

- (1)完成車両などを試験運転して検査を行うもの
 - (2)部分品（エンジン・電装品・計器を除く）の検査に従事するもの
 - 航空機検査工、自転車検査工、船舶検査工、鉄道車両検査工、非破壊検査工（航空機）、非破壊検査工（鉄道車両）
 - × ガラス製品検査工 [078-02]、タイヤ検査工 [078-06]、計器検査工 [079-05]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)タイヤ・ガラスなどの輸送用機械器具の部品の検査に従事するもの [部品の種類に即して分類する：078-02 ガラス製品検査工、078-06 タイヤ検査工など]
 - (2)計器の検査に従事するもの [079-05 計器検査工]

079-05 計量計測機器・光学機械器具検査工

電気計測器（電流計・電圧計・電力計など）及び計量器・測定器（体積計・はかり・圧力計・流量計・長さ計・温度計など）の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する仕事に従事するもの（計量計測機器検査工）並びに光学機械器具（デジタルカメラ・ビデオカメラ・望遠鏡・顕微鏡など）及び測距儀などの光学式計測機器の製造工程において、目視により又は測定機器などを用いて、製品の外観・寸法・動作・精度などを検査する仕事に従事するもの（光学機械器具検査工）をいう。

以下のものを含む。

- (1)部分品の検査の仕事に従事するもの
- (2)レンズの研磨・加工の検査の仕事に従事するもの
- (3)時計及びメトロノーム・タイムレコーダーなどの時計類似機器の検査の仕事に従事するもの
- (4)メガネ枠の検査の仕事に従事するもの
- カメラ検査工、ガラスレンズ検査工、計器検査工、計測器検査工、計量計測機器検査工、光学機械器具検査工、時計検査工、自動車用計器検査工、電気計器検査工、度量衡器検査工、望遠鏡検査工、メガネフレーム検査工、レンズ検査工

080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）

生産に関連する技能的な仕事に従事するもののうち、建物・金属・木製品などを塗装する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 080-01 建築塗装工
- 080-02 塗装工（建物を除く）
- 080-03 画工、看板制作工
- 080-04 製図工（建物・土木施設）
- 080-05 製図工（建物・土木施設を除く）
- 080-06 パタンナー
- 080-99 その他の生産関連の職業

080-01 建築塗装工

建築物の外壁・屋根・床などを塗装するため、塗料の調合、下地処理（パテ拾い・めどめ・さび落としなど）、水研ぎ、はけ・へら・ローラー・スプレーガンなどを用いた下地塗り・中塗り・上塗りなどの仕事に従事するものをいう。

- 家屋塗装工、建築塗装工（見習）、住宅塗装工、建物塗装工
- × タイル張工 [091-02]、モルタル塗工 [091-04]、内装工 [091-07]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)外壁にタイルを張る仕事に従事するもの [091-02 タイル張工]
- (2)外壁にモルタルを塗る仕事に従事するもの [091-04 モルタル塗工]
- (3)室内の床・壁・天井の内装の仕事に従事するもの [091-07 内装工]

080-02 塗装工（建物を除く）

木製の家具・建具・楽器・がん具、鋼板・金属管などの金属及びプラスチック材料などを塗装するため、塗料の調合、下地処理、塗りなどの仕事に従事するものをいう。

材料に触れて直接処理や加工などを行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、金属の塗装工程を監視・調整する仕事に直接従事するものを含む。

- 金属塗装工、金属塗装工（見習）、金属塗装設備オペレーター、航空機塗装工、自動車塗装工、自動車塗装設備オペレーター、浸漬塗装工、船舶塗装工、鉄道車両塗装工、電線塗装工、道路区画線・路面標示設置作業員、トタン板塗装工、プラスチック部品塗装工、木製家具塗装工、木製がん具塗装工、木製楽器塗装工、木製建具塗装工、木工塗装工、木工塗装工（見習）
- × 自動車板金工 [071-09]、めっき工 [071-11]、糸染工 [073-03]、織物染工 [073-03]、ゴム塗布工 [073-07]、プラスチック塗布工 [073-08]、漆器工 [073-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自動車の車体の修復箇所を塗装する仕事に従事するもの [071-09 自動車板金工]
- (2)めっきの仕事に従事するもの [071-11 めっき工]
- (3)糸・織物・革などの染色の仕事に従事するもの [073-03 糸染工、073-03 織物染工]
- (4)金属などにゴム・プラスチックを塗布する仕事に従事するもの [073-07 ゴム塗布工、073-08 プラスチック塗布工]
- (5)漆塗り・まき絵の仕事に従事するもの [073-99 漆器工]

080-03 画工、看板制作工

広告・看板の製作、アニメーションなどの制作のため、塗料・絵具等を調合・調整して、紙・キャンバス・金属板・合成樹脂板などに絵・文字を描（書）く仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)コンピュータを操作して、広告・看板の製作、アニメーションの色塗りなどの仕事に従事するもの
 - (2)図案の印刷されたシートを看板枠に貼り付け、看板を組み立てる仕事に従事するもの
- アニメーター、大道具画工、看板工、看板図案画工、建築透視図制作工、CG パースデザイナー、デジタルペインター、動画作画家、ポスター画工
- × イラストレーター [016-01]、画家 [016-01]、漫画家 [016-01]、窯業絵付工 [073-02]、看板印刷作業員 [073-06]、看板取付工 [091-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)漫画・イラストの制作に従事するもの [016-01 イラストレーター、016-01 漫画家]
 - (2)絵画の創作に従事するもの [016-01 画家]
 - (3)窯業製品への絵付けの仕事に従事するもの [073-02 窯業絵付工]
 - (4)シルク印刷機を用いて看板の図案を印刷する仕事に従事するもの [073-06 看板印刷作業員]
 - (5)看板の取り付け・設置の仕事に従事するもの [091-99 看板取付工]

080-04 製図工（建物・土木施設）

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用し又は製図器を用いて、住宅・学校・ビルなどの建築物又は道路・橋・トンネル・港湾などの土木施設の施工図面及び竣工・完成図面などを作成する仕事に従事するものをいう。

建物・土木施設の写図・現図の仕事に従事するものを含む。

- CAD オペレーター（建築製図）、CAD トレーサー（建築・土木製図）、CAD トレース工（建築・土木製図）、建築製図工、建築写図工、製図トレーサー（建築・土木製図）、鉄構現図工、鉄骨構造物現図工
- × 建築設計技術者 [008-01]、土木設計技術者 [008-04]、建築模型製作工 [073-99]、建築透視図制作工 [080-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 建築物の設計に従事するもの [008-01 建築設計技術者]
- (2) 土木施設の設計に従事するもの [008-04 土木設計技術者]
- (3) 建築物の模型を製作する仕事に従事するもの [073-99 建築模型製作工]
- (4) 建物の透視図（パース）を描く仕事に従事するもの [080-03 建築透視図制作工]

080-05 製図工（建物・土木施設を除く）

設計技術者などの指示のもとに、コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用し又は製図器を用いて、各種の機械器具の製作・組立図面、電気機械器具の回路・基板図面及び電気設備の図面などを作成する仕事並びにその他地図・測量などの図面を作成する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1) 建物・土木施設以外の写図・現図の仕事に従事するもの
- (2) コンピュータ上で作動する CAM ソフトウェアを使用して、CAD で作成された図面データを NC 工作機械の加工プログラムに変換する仕事に従事するもの

ただし、CAD ソフトウェアを使用して洋服の型紙の図面を作成する仕事に従事するもの [080-06 アパレル CAD オペレーター] を除く。

- CAD オペレーター（機械製図）、CAD オペレーター（電気・電子製図）、CAD トレーサー（建築・土木製図を除く）、CAD トレース工（建築・土木製図を除く）、機械製図工、機械部品製図工、航空機現図工、写図工（機械製図）、写図工（電気・電子製図）、車両現図工、製図トレーサー（建築・土木製図を除く）、製図トレース工（建築・土木製図を除く）、造船現図工、造船製図工、測量製図工、地図製図工、地図トレーサー、電気・電子製図工
- × 電子回路設計技術者 [006-02]、原動機設計技術者 [006-03]、自動車設計技術者 [006-04]、鉄道車両設計技術者 [006-05]、けがき工 [071-99]、アパレル CAD オペレーター [080-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 機械の設計に従事するもの [機械の種類に即して分類する：006-02 電子回路設計技術者、006-03 原動機設計技術者、006-04 自動車設計技術者、006-05 鉄道車両設計技術者など]

(2)けがき（罫書き）の仕事に従事するもの [071-99 けがき工]

080-06 パタンナー

デザイナーなどの考案した意匠・イメージをもとに製図器を用い又は人台に当て裁断した布をもとにして、洋服の図面を作成し、型紙を制作する仕事に従事するものをいう。

コンピュータ上で作動する CAD ソフトウェアを使用して、型紙の制作・サイズ展開・型入れの仕事に従事するものを含む。

- アパレル CAD オペレーター、衣服型紙製図工、パターンメーカー、布地型取工
- × テキスタイルデザイナー [017-99]、服飾デザイナー [017-99]、機械裁断工 [073-03]、紳士服注文仕立職 [073-03]、ミシン縫製工（衣服） [073-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)布地の柄をデザインする仕事に従事するもの [017-99 テキスタイルデザイナー]
- (2)洋服をデザインする仕事に従事するもの [017-99 服飾デザイナー]
- (3)裁断機を操作して布地を裁断する仕事に従事するもの [073-03 機械裁断工]
- (4)採寸・型紙作り・裁断・縫製などの紳士服を仕立てる仕事に従事するもの [073-03 紳士服注文仕立職]
- (5)ミシンを用いて布地の接続、縁かがり、ボタン穴かがり、ボタン付けなどの仕事に従事するもの [073-03 ミシン縫製工（衣服）]

080-99 その他の生産関連の職業

写真に関する技能的な仕事、その他 080-01～080-06 に含まれない生産に関連する技能的な仕事などをいう。

- 写真引伸工、写真現像オペレーター、写真工、写真出力工、写真処理オペレーター、写真焼付工、フィルム現像工
- × 映画カメラマン [016-02]、写真家 [016-02]、テレビカメラマン [016-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)映画・テレビ用撮影機を使用して動画を撮影する仕事に従事するもの [016-02 映画カメラマン、016-02 テレビカメラマン]
- (2)写真館などにおいて肖像写真を撮影する仕事に従事するもの [016-02 写真家]

081 生産類似の職業

生産に類似する技能的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

081-01 生産類似の職業

081-01 生産類似の職業

映写機の操作、舞台照明設備の操作、コンサート会場などにおける音響設備の操作・調整などの生産に類似する技能的な仕事をいう。

- 映写係、映写技士係、映写技師、音響係（コンサート会場）、音響係（舞台）、PA ミキサー、舞台照明係、ミキサー（録音スタジオ）、録音エンジニア
- × ミキサー（テレビ・ラジオ）[011-01]、映写機修理工 [075-05]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) テレビ・ラジオ番組を制作するため音声調整卓を操作して複数の音を混合し、音質・音量を調整する仕事に従事するもの [011-01 ミキサー（テレビ・ラジオ）]
- (2) 映写機を修理する仕事に従事するもの [075-05 映写機修理工]

13 配送・輸送・機械運転の職業

荷物・商品などを配達する仕事、自動車・鉄道車両・船舶・航空機を運転・操縦して乗客・貨物などを輸送する仕事及びビル設備を監視・点検する仕事、ボイラー・クレーンなどの定置機関・機械、建設機械を操作・運転する仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 082 配送・集荷の職業
- 083 貨物自動車運転の職業
- 084 バス運転の職業
- 085 乗用車運転の職業
- 086 その他の自動車運転の職業
- 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業
- 088 その他の輸送の職業
- 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

082 配送・集荷の職業

荷物・商品・郵便物・電報・新聞などを所定の場所に配達する仕事、他人の求めに応じて荷物を集荷する仕事及び取引先を巡回して荷物・商品などを配達・回収する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 082-01 荷物配達員
- 082-02 ルート配送員
- 082-03 郵便集配員、電報配達員
- 082-04 新聞配達員

082-01 荷物配達員

小口の荷物・商品などを所定の場所に配達する仕事及び他人の求めに応じて荷物を集荷する仕事に従事するものをいう。

配達の仕事に付随して、配達料金・商品代金を受領する仕事に従事するものを含む。

ただし、以下のものを除く。

- (1)取引先を巡回して荷物・商品などを配達・回収する仕事に従事するもの〔082-02 ルート配送員〕
- (2)郵便物を配達する仕事に従事するもの〔082-03 郵便配達員〕
- (3)新聞配達の仕事に従事するもの〔082-04 新聞配達員〕
- (4)トラックを運転して、大きい荷物、重い荷物、数量の多い荷物などを輸送する仕事に従事するもの〔083-01 大型トラック運転手、083-02 小型トラック

運転手、083-02 中型トラック運転手]

- 買物配達人、商品配達員（ルート配送を除く）、受託配達員（ルート配送を除く）、セールスドライバー（ルート配送を除く）、宅配ピザ配達員、宅配便配達員、宅配弁当配達員、フードデリバリー（料理配達員）、バイク便配達人、メール便配達員（郵便集配員を除く）
- × 郵便仕分作業員 [042-03]、ルート配達員 [082-02]、郵便配達員 [082-03]、新聞配達員 [082-04]、大型トラック運転手 [083-01]、小型トラック運転手 [083-02]、中型トラック運転手 [083-02]、仕分作業員（貨物） [095-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)郵便局において郵便物の仕分けの作業に従事するもの [042-03 郵便仕分作業員]
- (2)宅配便事業者の営業所・トラックターミナル・中継所などにおいて宅配便貨物などを地域別・配達先別に仕分けする作業に従事するも、[095-02 仕分作業員（貨物）]

082-02 ルート配達員

取引先の店舗・事業所・個人宅などを巡回して、荷物・商品などを配達する仕事又は配達に付随して使用済みの物品などを回収する仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)取引先の事業所などを巡回し、配達・回収の仕事に付随して商品の注文受付、追加取引の勧誘などの仕事に従事するもの
 - (2)清涼飲料などの自動販売機の設置場所を巡回して、商品・釣銭の補充、売上金の回収、空き容器の回収、機械の点検・調整などの仕事に従事するものただし、以下のものを除く。
 - (1)郵便ポストなどを巡回して郵便物を取り集める仕事に従事するもの [082-03 郵便配達員]
 - (2)新聞配達の仕事に従事するもの [082-04 新聞配達員]
 - (3)トラックを運転して貨物を輸送する仕事に従事するもの [083-01 大型トラック運転手、083-02 小型トラック運転手、083-02 中型トラック運転手]
- 給食配達員、牛乳配達員、クリーニング集配員、商品配達員（ルート配送）、コンビニエンスストアルート配達員、自動販売機商品補充・売上集金員、自動販売機ルートセールス員（集金を含む）、受託配達員（ルート配送）、清掃用具配達員（物品賃貸業）、清涼飲料ルートセールス員、セールスドライバー（ルート配送）、乳酸発酵製品配達員、プロパンガス配達員、リネンサプライ集配員、ルート集配員、ルートセールス員（配達を主とするもの）、ルート配送ドライバー
 - × 自動販売機設置営業員 [048-99]、貴重品運搬警備員 [059-99]、郵便配達員 [082-03]、新聞配達員 [082-04]、大型トラック運転手 [083-01]、小型トラック運転手 [083-

02]、中型トラック運転手 [083-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)他人を訪問し、自動販売機の設置に関する取引上の勧誘・交渉などを行う仕事に従事するもの [048-99 自動販売機設置営業員]
- (2) 運搬車に警備員として乗務し現金、貴重品等を安全に目的地まで輸送する仕事に従事するもの [059-99 貴重品運搬警備員]

082-03 郵便集配員、電報配達員

郵便ポストなどから郵便物を取り集める仕事及び配達経路に合わせて郵便物を並べ替え、配達する仕事に従事するもの（郵便集配員）並びに電報を配達する仕事に従事するもの（電報配達員）をいう。

○ 電報配達員、郵便取集員、郵便配達員

× 郵便内務員 [042-03]、宅配便配達員 [082-01]、郵便輸送車運転手（中型・小型トラック） [083-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)配達郵便局に到着した郵便物を町名・番地ごとに区分する仕事に従事するもの [042-03 郵便内務員]
- (2)宅配便貨物を配達する仕事に従事するもの [082-01 宅配便配達員]
- (3)トラックを運転して郵便物を地域内・地域間で運搬する仕事に従事するもの [083-02 郵便輸送車運転手（中型・小型トラック）]

082-04 新聞配達員

自転車・原動機付自転車などの荷台に新聞を乗せ、定期購読先を巡回して新聞を配達する仕事に従事するものをいう。

新聞配達に付随して、購読料の集金、新聞購読の新規契約・契約更新の勧誘に従事するものを含む。

○ 新聞配達員

× 新聞購読料集金人 [041-01]、新聞販売拡張員 [048-99]、チラシ配布人（ポスティング） [058-05]、新聞広告チラシ折込作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)新聞購読料を集金する仕事に専ら従事するもの [041-01 新聞購読料集金人]
- (2)新聞購読の新規契約・契約更新の勧誘を行う仕事に専ら従事するもの [048-99 新聞販売拡張員]
- (3)個人宅の郵便受けに広告チラシを投入する仕事に従事するもの [058-05 チラシ配布人（ポスティング）]
- (4)新聞広告チラシの折り込み作業に従事するもの [099-99 新聞広告チラシ折込作業員]

083 貨物自動車運転の職業

トラック・トレーラートラック・コンクリートミキサー車・ダンプカー・タンクローリー・ごみ収集車・車載専用車などの貨物自動車を運転して、資材・荷物・土砂などを運搬する仕事をいう。

ただし、トラックを運転して荷物・商品などを集配する仕事に従事するもの〔082 配送・集荷の職業〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) フォークリフトを運転して資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するもの〔088-04 フォークリフト運転作業員〕
- (2) 主に身体を使って資材・荷物などの積み卸しの作業に従事するもの〔095 荷役・運搬作業員〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 083-01 大型トラック運転手
- 083-02 中型・小型トラック運転手
- 083-03 トレーラートラック運転手
- 083-04 ダンプカー運転手
- 083-99 その他の貨物自動車運転の職業

083-01 大型トラック運転手

大型トラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。

- クレーン架装トラック運転手（大型トラック）、トラック運転手（冷蔵・冷凍車）
 - × 貨物運送運行管理者〔042-02〕、小型トラック運転手〔083-02〕、中型トラック運転手〔083-02〕、トレーラートラック運転手〔083-03〕、ダンプカー運転手〔083-04〕
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 貨物運送にかかわる乗務計画の作成、点呼、貨物の積み込み場所・運搬先の指示、運転手の指導監督などの運行管理の仕事に従事するもの〔042-02 貨物運送運行管理者〕
- (2) 中型トラック・小型トラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するもの〔083-02 小型トラック運転手、083-02 中型トラック運転手〕
- (3) トレーラートラックのを運転する仕事に従事するもの〔083-03 トレーラートラック運転手〕
- (4) ダンプカーを運転して土砂・じりなどを運搬する仕事に従事するもの〔083-04 ダンプカー運転手〕

083-02 中型・小型トラック運転手

中型・小型トラック（準中型含む）を運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)軽貨物自動車などを運転して宅配便貨物を配達する作業に従事するもの [082-01 宅配便配達員]
 - (2)貨物自動車を運転して取引先を巡回し、小口の荷物・商品などを集配する作業に従事するもの [082-02 ルート配送員]
 - (3)貨物自動車を運転して担当地域内の郵便局・ポストを巡回し、投函された郵便物を集荷する作業に従事するもの [082-03 郵便取集員]
 - (4)引越作業に付随して、荷物運搬用のトラックを運転する仕事に従事するもの [095-02 引越作業員]
- クレーン架装トラック運転手（中型・小型トラック）、小型トラック運転手、中型トラック運転手、郵便輸送車運転手（中型・小型トラック）
- × 貨物運送運行管理者 [042-02]、宅配便配達員 [082-01]、ルート配送員 [082-02]、郵便取集員 [082-03]、大型トラック運転手 [083-01]、ダンプカー運転手 [083-04]、トラッククレーン運転工 [089-05]、引越作業員 [095-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)貨物運送に係る乗務計画の作成、点呼、貨物の積み込み場所・運搬先の指示、運転手の指導監督などの運行管理の仕事に従事するもの [042-02 貨物運送運行管理者]
- (2)大型トラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するもの [083-01 大型トラック運転手]
- (3)ダンプカーを運転して土砂・砂利などを運搬する仕事に従事するもの [083-04 ダンプカー運転手]
- (4)トラッククレーン車・ホイールクレーン車に架装されたクレーン装置を運転して資材などを吊り上げ、運搬する仕事に従事するもの [089-05 トラッククレーン運転工]

083-03 トレーラートラック運転手

トレーラートラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。

- 貨物トレーラー運転手、キャリアカー（トレーラー）運転手、車載専用車（トレーラー）運転手、タンクローリー（トレーラー）運転手、バルク車（トレーラー）運転手、バルクトレーラー運転手
- × キャリアカー（トレーラー以外）運転手 [083-99]、タンクローリー（トレーラー以外）運転手 [083-99]、バルク車（トレーラー以外）運転手 [083-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車載専用車（トレーラー以外）を運転して自動車を運搬する仕事に従事するもの [083-99 キャリアカー（トレーラー以外）運転手]
- (2)タンクローリー（トレーラー以外）を運転して液体・高圧ガスなどを運搬する仕事に従事するもの [083-99 タンクローリー（トレーラー以外）運転手]
- (3)粉粒体運搬車（トレーラー以外）を運転してセメント・石灰・小麦粉・肥料などの粉粒体を運搬する仕事に従事するもの [083-99 バルク車（トレーラー以外）運転手]

083-04 ダンプカー運転手

ダンプカーを運転して、土砂・砂利などを可動式の荷台に積んで運搬する仕事に従事するものをいう。

- ダンプ運転手、ダンプトラック運転手
- × 大型トラック運転手 [083-01]、小型トラック運転手 [083-02]、中型トラック運転手 [083-02]、脱着装置付コンテナ車運転手 [083-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)トラックを運転する仕事に従事するもの [運転するトラックの種類に即して分類する：083-01 大型トラック運転手、083-02 小型トラック運転手、083-02 中型トラック運転手]
- (2)コンテナを離脱・搭載することのできる脱着装置付コンテナ車を運転して、廃棄物・廃材などを運搬する仕事に従事するもの [083-99 脱着装置付コンテナ車運転手]

083-99 その他の貨物自動車運転の職業

コンクリートミキサー車、タンクローリー、ごみ収集車、自動車陸送車、し尿汲取車、霊きゅう車、脱着装置付コンテナ車、その他 083-01～083-04 に含まれない貨物自動車を運転して貨物を運搬する仕事をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動車陸送車（自動車運搬用のトレーラー）を運転して自動車を運搬する仕事に従事するもの [083-03 キャリアカー（トレーラー）運転手]
 - (2)タンクローリー（液体運搬用のトレーラー）を運転して石油などの液体を運搬する仕事に従事するもの [083-03 タンクローリー（トレーラー）運転手]
 - (3)タンクローリー（粉粒体運搬用のトレーラー）を運転して粉粒体を運搬する仕事に従事するもの [083-03 バルク車（トレーラー）運転手]
- 汚泥吸引車運転手、キャリアカー（トレーラー以外）運転手、広告宣伝車運転手、ごみ収集車運転手、コンクリートミキサー車運転手、し尿汲取車運転手、自動車陸

送員（トレーラー以外）、タンクローリー（トレーラー以外）運転手、脱着装置付コンテナ車運転手、バルク車（トレーラー以外）運転手、壺きゅう車運転手
× キャリアカー（トレーラー）運転手 [083-03]、タンクローリー（トレーラー）運転手 [083-03]、バルク車（トレーラー）運転手 [083-03]、レッカー車運転手 [086-99]、レンタカー回送運転手 [086-99]、コンクリートポンプ車運転工 [089-05]
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)故障・事故などによって走行不能になった自動車をレッカー車で牽引して移動する仕事に従事するもの [086-99 レッカー車運転手]
- (2)レンタカーを回送運転して所定の場所に移動する仕事に従事するもの [086-99 レンタカー回送運転手]
- (3)建設工事現場においてコンクリートポンプ車の生コンクリート圧送装置を操作して生コンクリートを圧送する作業に従事するもの [089-05 コンクリートポンプ車運転工]

084 バス運転の職業

路線バス・貸切バスを運転して乗客を輸送する仕事及びバスを運転して園児・従業員などを送迎する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

084-01 路線バス・貸切バス運転手

084-02 送迎バス運転手

084-01 路線バス・貸切バス運転手

路線バス・貸切バスを運転して乗客を輸送する仕事に従事するものをいう。なお、養成生として免許取得後にバス運転の仕事に従事するものを含む。

○ 貸切観光バス運転手、観光バス運転手、観光路線バス運転手、高速バス運転手、コミュニティバス運転手、乗合バス運転手

× バス運行管理員 [042-02]

なお、乗務計画の作成、点呼、運転手の指導監督、運行中の路線状況の確認、正時運行の管理などの運行管理の仕事に従事するものは、[042-02 バス運行管理員] に分類する。

084-02 送迎バス運転手

バスを運転して、児童・生徒・従業員・催事来場者・施設利用者などを送迎する仕事に従事するものをいう。

○ 特別支援学校送迎バス運転手、催事会場送迎バス運転手、施設利用者送迎バス運転手、シャトルバス運転手、自家用バス運転手、従業員送迎バス運転手、スクールバス運転手、マイクロバス運転手、幼稚園送迎バス運転手

× 送迎バス添乗員（保育園・幼稚園・特別支援学校）[058-99]、送迎用乗用車運転手（通所介護施設）[085-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)スクールバスに添乗して幼児・生徒の乗降の世話、車内安全の確保などの仕事に従事するもの [058-99 送迎バス添乗員（保育園・幼稚園・特別支援学校）]

(2)通所介護施設の自家用乗用車を運転して施設利用者を送迎する仕事に従事するもの [085-02 送迎用乗用車運転手（通所介護施設）]

085 乗用車運転の職業

自家用乗用車を運転して法人等役職員、福祉施設等の利用者などを送迎する仕事、営業用乗用車を運転して指定された場所に乗客を輸送する仕事などの乗用車運転の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 085-01 自家用乗用車運転手（役職員送迎）
- 085-02 自家用乗用車運転手（利用者送迎）
- 085-03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）
- 085-04 介護タクシー運転手
- 085-99 その他の乗用車運転の職業

085-01 自家用乗用車運転手（役職員送迎）

自家用乗用車を運転して、法人・団体などの役職員の送迎などを行う仕事に従事するものをいう。

- 公用車運転手、社用車運転手、役員車運転手
- × 送迎バス運転手 [084-02]、送迎用乗用車運転手（通所介護施設） [085-02]、ハイヤー運転手 [085-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)自家用バスを運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの [084-02 送迎バス運転手]
- (2)自家用乗用車を運転して老人デイサービスセンターなどの利用者を送迎する仕事に従事するもの [085-02 送迎用乗用車運転手（通所介護施設）]
- (3)ハイヤーを運転して法人・団体の役員を送迎する仕事に従事するもの [085-03 ハイヤー運転手]

085-02 自家用乗用車運転手（利用者送迎）

自家用乗用車を運転して、通所介護施設・通所リハビリテーション施設・障害者通所施設などの利用者、病院の通院者、その他施設の利用者など 085-01 に含まれない者を送迎する仕事に従事するものをいう。

- 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設）、送迎用乗用車運転手（通所介護施設）、送迎用乗用車運転手（通所リハビリテーション施設）、送迎用乗用車運転手（病院）、送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）
- × スクールバス運転手 [084-02]、公用車運転手 [085-01]、社用車運転手 [085-01]、ハイヤー運転手 [085-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)バスを運転して幼稚園・各種学校などの園児・児童・生徒を送迎する仕事に従事するもの [084-02 スクールバス運転手]

(2)自家用乗用車を運転して役職員の送迎の仕事に従事するもの [085-01 公用車運転手、085-01 社用車運転手]

(3)ハイヤーを運転して乗客を送迎する仕事に従事するもの [085-03 ハイヤー運転手]

085-03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）

タクシー又はハイヤーを運転して、指定された場所に乗客を輸送する仕事に従事するものをいう。なお、養成生として免許取得後にタクシー運転の仕事に従事するものを含む。

○ 観光タクシー運転手、個人タクシー運転手、タクシー運転手、タクシー乗務員、タクシードライバー、乗合タクシー運転手、ハイヤー運転手

× タクシー配車オペレーター [042-02]、介護タクシー運転手 [085-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)タクシーの配車センターにおいて、電話によるタクシーの配車受付・配車案内及び無線通信設備を使用したタクシー運転手への送迎の指示を行う仕事に従事するもの [042-02 タクシー配車オペレーター]

(2)介護タクシーを運転して、乗客の輸送、乗車・降車時の介助などを行う仕事に従事するもの [085-04 介護タクシー運転手]

085-04 介護タクシー運転手

介護タクシーを運転して、乗客の輸送、乗車・降車時の介助などを行う仕事に従事するものをいう。なお、養成生として免許取得後に介護タクシー運転の仕事に従事するものを含む。

○ 福祉タクシー運転手

× 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設） [085-02]、送迎用乗用車運転手（通所介護施設） [085-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)障害者通所施設の自家用乗用車を運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの [085-02 送迎用乗用車運転手（障害者通所施設）]

(2)高齢者通所介護施設の自家用乗用車を運転して利用者を送迎する仕事に従事するもの [085-02 送迎用乗用車運転手（通所介護施設）]

085-99 その他の乗用車運転の職業

自動車の運転代行、その他 085-01～085-04 に含まれない乗用車運転の仕事をいう。

- 自動車運転代行人、随伴車運転手
- × 霊きゅう車運転手 [083-99]

なお、霊きゅう車を運転する仕事に従事するものは、[083-99 霊きゅう車運転手] に分類する。

086 その他の自動車運転の職業

散水車・放送宣伝車の運転、その他〔083 貨物自動車運転の職業〕～〔085 乗用車運転の職業〕に含まれない、主として人・貨物の輸送以外の目的で自動車を運転する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

086-99 その他の自動車運転の職業

086-99 その他の自動車運転の職業

散水車・放送宣伝車・航空機牽（けん）引車・検診車・電源車・路面清掃車などの運転、レンタカーなどの回送運転その他 083～085 に含まれない、自動車を運転する仕事をいう。

ただし、消防署の救急車・消防車を運転する仕事に従事するもの〔062-02 救急車運転手（消防署）、062-02 消防車運転手（消防署）〕を除く。

- 救急車運転手（病院）、検診車運転手、航空機牽引車運転手、散水車運転手、テストドライバー、電源車運転手、放送宣伝車運転手、民間救急車運転手、路面清掃車運転手、レッカー車運転手、レンタカー回送運転手
- × 救急車運転手（消防署）〔062-02〕、消防車運転手（消防署）〔062-02〕、農業機械運転手（トラクター、コンバイン）〔064-01〕

なお、農業機械を運転する仕事に従事するものは、〔064-01 農業機械運転手（トラクター、コンバイン）〕に分類する。

087 鉄道・船舶・航空機運転の職業

鉄道車両（路面電車を含む）の運転の仕事、船舶（漁労船を除く）の操船、機関の運転・整備、水先案内などの仕事及び航空機の操縦の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 087-01 鉄道運転士
- 087-02 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
- 087-03 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
- 087-04 航空機操縦士

087-01 鉄道運転士

電車・気動車・機関車などの鉄道車両を運転して旅客・貨物を輸送する仕事に従事するものをいう。

- 気動車運転士、工場気動車運転士、蒸気機関士、地下鉄運転士、ディーゼルカー運転士、ディーゼル機関士、鉄道機関士、電気機関士、電車運転士、モノレール運転士、路面電車運転士
- × 駅務員 [042-01]、鉄道輸送指令員 [042-02]、車掌（鉄道） [088-01]、ケーブルカー運転員 [089-99]、ロープウェイ運転員 [089-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 駅において出改札、出発時刻の案内、運賃の精算などの仕事に従事するもの [042-01 駅務員]
- (2) 列車の運行状況の監視、遅れ・事故などに伴う運転計画の変更指示、設備の復旧作業の指示などの仕事に従事するもの [042-02 鉄道輸送指令員]
- (3) 電車に乗務してドアの開閉、停車駅の案内、車内の秩序保持などの仕事に従事するもの [088-01 車掌（鉄道）]
- (4) ケーブルカーを運転・操作する仕事に従事するもの [089-99 ケーブルカー運転員]
- (5) ロープウェイを運転・操作する仕事に従事するもの [089-99 ロープウェイ運転員]

087-02 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

各種船舶（漁労船を除く）に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するもの（船長）、各種船舶（漁労船を除く）に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの（航海士）、近代化船に運航士として乗り組

み、航海当直に立ち、航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する仕事のうち、操船・機関監視の仕事に従事するもの（運航士）及び特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗り組み、本船船員・引船に指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投げょう（錨）・けい（繫）留させる仕事に従事するもの（水先人）をいう。

- 貨客線船長、貨物船航海士、貨物船船長、給油船船長、コンテナ船船長、工船航海士、作業船船長、砂利運搬船船長、砂利採取船船長、浚渫船（しゅんせつせん）、診療船船長、タグボート船長、タンカー船長、フェリー船長、母船船長、水先案内人、遊覧船船長、旅客船運航士、旅客船船長
- × 巡視船船長（海上保安庁）〔061-01〕、消防船船長〔062-02〕、漁労船船長〔066-02〕、漁労船航海士〔066-02〕、甲板員〔088-03〕、釣船船長〔088-99〕、はしけ船長〔088-99〕、遊漁船船頭〔088-99〕、遊覧船操縦士（小型船舶）〔088-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)巡視船の船長であるもの〔061-01 巡視船船長（海上保安庁）〕
- (2)消防船の船長であるもの〔062-02 消防船船長〕
- (3)漁労船に船長として乗り組み、船内所属員の指揮監督などの仕事及び漁労作業に従事するもの〔066-02 漁労船船長〕
- (4)漁労船に航海士として乗り組み、操船などの仕事及び漁労作業に従事するもの〔066-02 漁労船航海士〕
- (5)航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視などの仕事に従事するもの〔088-03 甲板員〕
- (6)遊漁船・はしけ（舢）などの小型船舶に船長として乗り組み、船舶の業務を統括する仕事に従事するもの〔088-99 釣船船長、088-99 はしけ船長〕
- (7)遊漁船・はしけ（舢）・通船などの小型船舶を操縦する仕事に従事するもの〔088-99 遊漁船船頭、088-99 遊覧船操縦士（小型船舶）〕

087-03 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関士として乗り組み、機関の運転・整備、燃料・かん（缶）水（蒸気ボイラーに供給するための水）の受領、潤滑油・船用品の受け払い・保管、属具（航海用具、船灯、信号器具、気象測器）の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

- 運搬船機関長、漁獲物運搬船機関長、漁業調査船機関士、船舶機関士（漁労船を除く）、旅客船機関長
- × 漁労船機関長〔066-02〕、漁労船機関士〔066-02〕、船舶機関員〔088-03〕、操機長〔088-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船に機関長・機関士として乗り組み、機関の運転・整備などの仕事及び漁労作業に従事するもの〔066-02 漁労船機関長、066-02 漁労船機関士〕

(2)船舶機関士の指揮監督のもとに、機関各部の点検・調整・注油などの船用機関の操作に従事するもの [088-03 船舶機関員、088-03 操機長]

087-04 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として搭乗し、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛隊・海上保安庁の航空機を操縦する仕事に従事するもの [060-01 海上自衛官、060-01 航空自衛官、061-01 海上保安官] を除く。

○ 機長、航空機副操縦士、パイロット、飛行船操縦士、ヘリコプター操縦士

× 海上自衛官 [060-01]、航空自衛官 [060-01]、海上保安官 [061-01]

088 その他の輸送の職業

列車・バスの車掌業務、鉄道車両の操車・連結の作業、船舶の甲板部・機関部の作業、フォークリフトの運転、その他〔083 貨物自動車運転の職業〕～〔087 鉄道・船舶・航空機運転の職業〕に含まれない輸送の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 088-01 車掌
- 088-02 鉄道車両入換・編成作業員
- 088-03 甲板員、船舶機関員
- 088-04 フォークリフト運転作業員
- 088-99 他に分類されない輸送の職業

088-01 車掌

列車・バスなどに乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、観光地・名所旧跡の説明・案内、乗客の世話、バス駐車時の後方誘導などの仕事に従事するものをいう。

- 観光バスガイド、観光バス車掌、車掌（鉄道）、鉄道車掌、バスガイド、路線バス車掌、電車車掌
- × 観光案内人〔058-01〕、ツアーコンダクター〔058-01〕、添乗員〔058-01〕、ロープウェイ乗務員〔088-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)旅行客に付き添い名所・旧跡などを案内する仕事に従事するもの〔058-01 観光案内人〕
- (2)団体旅行に同行し、旅程の管理などの仕事に従事するもの〔058-01 ツアーコンダクター、058-01 添乗員〕
- (3)ロープウェイに乗務し、乗降客の誘導、観光案内などの仕事に従事するもの〔088-99 ロープウェイ乗務員〕

088-02 鉄道車両入換・編成作業員

鉄道の駅構内・車両基地などにおいて、列車の組成、車両の入換えのため、車両の連結器等の解除・接続などの作業に従事するものをいう。

- 駅構内係、信号係（鉄道）、操車係、鉄道車両編成作業員、連結手

088-03 甲板員、船舶機関員

船舶に乗り組み、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい（繫）離（岸壁に離着岸すること）・見張、貨物の積み卸しの準備・監視、甲板機器の保守・整備、操だ（舵）（舵（かじ）を操作すること）、信号などの作業に従事するもの（甲板

員)及び船舶機関士の指揮監督のもとに、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの点検・調整などの船用機関を操作する作業に従事するもの(船舶機関員)をいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員〔066-01 漁船甲板員〕及び機関部員〔066-01 漁船機関員〕を除く。

○ 甲板手、甲板部員、機関部員、自動車誘導員(フェリー)、操機員、操機手、操機長
× 漁船甲板員〔066-01〕、漁船機関員〔066-01〕、船舶機関士(漁労船を除く)〔087-03〕

なお、船舶に機関士として乗り組み、船用機関の運転・整備などの仕事に従事するものは、〔087-03 船舶機関士(漁労船を除く)〕に分類する。

088-04 フォークリフト運転作業員

港湾・工場・倉庫などにおいて、フォークリフトを運転して、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものをいう。

○ フォークリフト運転手

× 港湾荷役作業員〔095-01〕、運搬作業員〔095-02〕、工場内運搬作業員〔095-02〕、市場内運搬作業員〔095-02〕、倉庫作業員〔095-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主に身体を使って資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するもの
〔作業に従事する場所に即して分類する：095-01 港湾荷役作業員、095-02 運搬作業員、095-03 倉庫作業員〕

(2)工場・卸売市場において構内運搬車を運転して資材・荷物などを運搬する作業に従事するもの〔095-02 工場内運搬作業員、095-02 市場内運搬作業員〕

088-99 他に分類されない輸送の職業

遊漁船・はしけ(舢舨)・通船などの小型船舶の操縦、船舶のけい(繫)留、航空機のターミナルへの誘導、バス(営業所)等の所定位置への誘導、その他 088-01～088-04 に含まれない輸送の作業をいう。

○ 構内運搬車運転手、航空機給油作業員、航空機誘導員(マーシャラー)、小型船舶運転者、船舶繫留員、釣船船長、通船船頭、はしけ船長、遊漁船船頭、遊覧船操縦士(小型船舶)、ロープウェイ乗務員、渡船船頭

× 鉄道車両修理工〔075-04〕

なお、鉄道車両の修理の作業に従事するものは、〔075-04 鉄道車両修理工〕に分類する。

089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業

ビル設備の管理の仕事、発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事及びボイラー・クレーン・巻上機などの定置機関・機械（固定式機械・装置）並びに掘削機械・整地機械などの建設機械の操作・運転・調整の仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)定置機関・機械及び建設機械の整備・修理の作業 [075 機械整備・修理工]
- (2)採掘現場における手持ち機械・工具を用いた掘削等の作業 [093 採掘の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 089-01 **ビル設備管理員**
- 089-02 **発電員、変電員**
- 089-03 **ボイラーオペレーター**
- 089-04 **クレーン・巻上機運転工**
- 089-05 **建設機械運転工**
- 089-99 **その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業**

089-01 ビル設備管理員

ビルなどの施設において、電力・空調・給排水・防災設備などを操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。

- ビル施設管理者、ビル中央管理室監視員、防災センター監視員
- × 電気主任技術者（設備保守・運用）[007-02]、建築物環境衛生管理技術者 [027-99]、ビル管理人 [057-03]、施設警備員 [059-01]、エスカレータ保守点検員 [075-01]、エレベータ保守点検員 [075-01]、業務用空調機器修理工 [075-01]、音響係（舞台）[081-01]、ボイラーオペレーター [089-03]、ビル清掃員 [096-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ビルなどの電気設備（受電・変電設備）の運用・保守の仕事に専ら従事するもの [007-02 電気主任技術者（設備保守・運用）]
- (2)建築物の環境衛生の維持管理に関する計画の作成、技術指導、水質検査、空気環境の測定などの仕事に従事するもの [027-99 建築物環境衛生管理技術者]
- (3)設備管理・清掃・警備・苦情受付などのビル管理全般に関する仕事に従事するもの [057-03 ビル管理人]
- (4)警備の仕事に専ら従事するもの [059-01 施設警備員]
- (5)エレベータ・エスカレータの点検・調整・修理の作業に従事するもの [075-01 エスカレータ保守点検員、075-01 エレベータ保守点検員]
- (6)空調設備の点検・調整・修理の作業に専ら従事するもの [075-01 業務用空調機器修理工]
- (7)劇場・ホールなどの音響設備を調整・操作する仕事に従事するもの [081-01]

音響係（舞台）]

(8)ボイラーの点検・調整・操作の仕事に専ら従事するもの [089-03 ボイラーオペレーター]

(9)清掃の作業に専ら従事するもの [096-01 ビル清掃員]

089-02 発電員、変電員

発電所、変電所、配電室、ビル・工場・病院などの電気室において、発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 火力発電保守員、給電員、原子炉点検修理工、自家発電運転員、自家用電気係員、水力発電保守員、送電員、太陽光発電員、太陽光発電保守員、動力室電気工、配電員、配電室保守員、発電所運転管理員、風力発電員、風力発電保守員、変電保守員、内燃機関運転工（自家用発電）、変電員

089-03 ボイラーオペレーター

ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。

ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するもの [088-03 船舶機関員] を除く。

- ボイラーオペレーター見習、ボイラー技士
- × 浴場従事人 [054-01]、船舶機関員 [088-03]、ビル設備管理員 [089-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)浴場においてボイラー操作を含む各種の仕事に従事するもの [054-01 浴場従事人]
- (2)事務用・事業用ビルにおいて、空調設備などの操作・監視・点検・調整の仕事に従事するもの [089-01 ビル設備管理員]

089-04 クレーン・巻上機運転工

クレーン・デリック・巻上機（ウィンチ）・ホイストなどを点検・調整・運転して、貨物・資材などの運搬・昇降・牽引などの作業に従事するものをいう。

ただし、ロープウェイ・スキーリフト・ケーブルカーなどのケーブル機関を運転して観光客・スキー客などの輸送の作業に従事するもの [089-99 ケーブルカー運転員、089-99 スキーリフト機関運転員、089-99 ロープウェイ運転員] を除く。

- ウィンチ運転工、ガントリークレーンオペレーター、クレーン運転工、クレーンオペレーター、コンベア運転工、ストラドルキャリア運転工、天井クレーン運転工、デリック運転工、トップリフター運転工、ホイスト運転工、巻上機運転工、揚貨装置運転工

- × クレーン架装トラック運転手（大型トラック）[083-01]、クレーン架装トラック運転手（中型・小型トラック）[083-02]、トラッククレーン運転工 [089-05]、ケーブルカー運転員 [089-99]、スキーリフト機関運転員 [089-99]、玉掛作業員 [089-99]、ロープウェイ運転員 [089-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)クレーン架装トラックを運転して資材・荷物などを運搬する仕事に従事するもの [083-01 クレーン架装トラック運転手（大型トラック）、083-02 クレーン架装トラック運転手（中型・小型トラック）]
- (2)トラッククレーン車に架装されたクレーン装置を運転して、貨物・資材などの吊り上げ・運搬の作業に従事するもの [089-05 トラッククレーン運転工]
- (3)玉掛けの作業に専ら従事するもの [089-99 玉掛作業員]

089-05 建設機械運転工

掘削機械・整地機械・締固め機械・舗装機械などの建設機械を点検・調整・運転して、地面の掘削・整地、地固め、くい（杭）打ち、資機材の運搬、道路舗装、トンネル掘削、コンクリート打設などの作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)さく井機械を運転して井戸を掘削する作業に従事するもの
 - (2)試すい（錐）機械を運転して岩石・土壌を採取する作業に従事するもの
- アスファルトフィニッシャ運転工、アスファルト舗装機械運転工、くい打機（杭打機）運転工、掘削機械運転工、建設機械オペレーター、建設用機械車両運転工、建柱車操作員、コンクリートフィニッシャ運転工、コンクリート舗装機械運転工、コンクリートポンプ車運転工、さく井機械運転工、さく井工、さく岩機械運転工、試すい工、しゅんせつ機械運転工、ショベルカー運転工、ショベルローダー運転工、重機オペレーター（建設機械）、シールド掘進機運転工、整地機械運転工、トラッククレーン運転工、ブルドーザ運転工、ブレーカ運転工、ホイールローダー運転工、ホイールクレーン運転工、ボーリング機械運転工、ボーリング工、モーターグレーダー運転工、ロードローラ運転工、砂利採取機械運転工
- × クレーン架装トラック運転手（大型トラック）[083-01]、コンクリートミキサー車運転手 [083-99]、フォークリフト運転作業員 [088-04]、石油採取機械運転工 [089-99]、天然ガス採取機械運転工 [089-99]、地盤調査員（建設工事）[091-99]、アスファルト舗装作業員 [092-02]、コンクリート舗装作業員 [092-02]
- なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。
- (1)クレーン架装トラックを運転して資材・荷物などを運搬する仕事に従事するもの [083-01 クレーン架装トラック運転手（大型トラック）]
 - (2)コンクリートミキサー車を運転して生コンクリートを運搬する仕事に従事するもの [083-99 コンクリートミキサー車運転手]
 - (3)フォークリフトを運転して資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するもの [088-04 フォークリフト運転作業員]

- (4)機械を運転して、石油・天然ガスを採取する作業に従事するもの〔089-99 石油採取機械運転工、089-99 天然ガス採取機械運転工〕
- (5)構造物の建設工事、宅地の造成工事などに先だって工事現場の地盤の固さ、土層の構成などを調査する仕事に従事するもの〔091-99 地盤調査員（建設工事）〕
- (6)手持ち機械器具・道具を用いて道路舗装の作業に従事するもの〔092-02 アスファルト舗装作業員、092-02 コンクリート舗装作業員〕

089-99 その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業

玉掛けの作業、ポンプ・送風機（ブロワー）・圧縮機（コンプレッサー）・冷凍機の運転、ケーブル機関（ロープウェイ・スキーリフト・ケーブルカーなど）の運転、ごみ・し尿・下水処理設備及び工場の排水処理設備の操作、採油・天然ガス採取機械の運転、その他 089-01~089-05 に含まれない、施設機械設備操作・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。

冷凍食品の製造工程において、冷凍機を運転する作業に専ら従事するものを含む。

- 圧縮機運転工、ウエルポイント工、換気装置運転工、空気移送装置運転工、ケーブルカー運転員、ケーブル機関運転工、下水処理設備操作員、ごみ焼却設備操作員、コンプレッサー運転工、産業廃棄物焼却設備操作員、し尿処理設備操作員、焼却炉操作員（清掃工場）、自動車解体設備運転員、砂利採取機械運転工（砂利採取船）、浄水場設備操作員、スキーリフト機関運転員、石油採取機械運転工、送風機運転工、玉掛け作業員、天然ガス採取機械運転工、排水処理設備運転員、ブロワー運転工、舞台機構調整係（音響装置・照明装置を除く）、舞台装置操作員（音響装置・照明装置を除く）、ポンプ運転工、冷凍機運転工、ロープウェイ運転員
- × クレーンオペレーター〔089-04〕、ショベルカー運転工〔089-05〕、ブルドーザ運転工〔089-05〕、建築とび工〔090-02〕、建築鉄筋工〔090-04〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ごみ焼却施設においてクレーンを運転して廃棄物を焼却炉に投入する作業に従事するもの〔089-04 クレーンオペレーター〕
- (2)産業廃棄物・一般廃棄物の最終処分場において建設用車両を運転して廃棄物の埋立処分を行う作業に従事するもの〔運転する車両の種類に即して分類する：089-05 ショベルカー運転工、089-05 ブルドーザ運転工など〕
- (3)建築工事における足場作り・棟上げの仕事に専ら従事するもの〔090-02 建築とび工〕
- (4)鉄筋コンクリート造の建設工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む仕事に従事するもの〔090-04 建築鉄筋工〕

14 建設・土木・電気工事の職業

建物又は土木工作物の建設の仕事、建設現場・土木工事現場における土砂の掘削などの仕事、鉱物の採掘・採取の仕事、電気・通信工事の仕事をいう。

なお、建設機械の運転の仕事は、[大分類 13 配送・輸送・機械運転の職業] に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 090 建設躯体工事の職業
- 091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
- 092 土木の職業
- 093 採掘の職業
- 094 電気・通信工事の職業

090 建設躯体工事の職業

建物の躯体工事又は土木工作物の建設工事における、鉄筋の組立の仕事、型枠の組立の仕事、とび（鳶）の仕事及び解体の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 090-01 型枠大工
- 090-02 とび工
- 090-03 解体工
- 090-04 鉄筋工

090-01 型枠大工

木製の型枠を作製する仕事、木製・金属製の型枠を用いてコンクリート流し込み用型枠及び型枠を支える支柱を組み立て、取り付ける仕事並びに型枠を解体する仕事に従事するものをいう。

- 型枠解体工、型枠工、コンクリート型枠組工
- × 建築大工 [091-01]、コンクリート型入工（建設） [092-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)家屋の建築工事において木工仕事に従事するもの [091-01 建築大工]
- (2)型枠にコンクリートを流し込む仕事に専ら従事するもの [092-01 コンクリート型入工（建設）]

090-02 とび工

建設工事における、足場の組立、鉄骨の組立、くい（杭）打ち、重量物の運搬、架橋、曳（ひ）き家などの仕事に従事するものをいう。

とび工の見習であるものを含む

ただし、以下のものを除く。

(1)クレーンの運転に専ら従事するもの [089-04 クレーンオペレーター]

(2)くい打機（杭打機）の運転に専ら従事するもの [089-05 くい打機（杭打機）
運転工]

(3)玉掛けの仕事に専ら従事するもの [089-99 玉掛作業員]

○ 足場組立工、橋梁とび工、建築とび工、建築とび工（見習）、重量物とび職、鉄骨とび工、鉄骨とび工（見習）、とび、とび職、曳家とび工

× クレーンオペレーター [089-04]、くい打機（杭打機）運転工 [089-05]、玉掛作業員 [089-99]

090-03 解体工

ビル・家屋などの建築物又は土木工作物の解体の仕事に従事するものをいう。
解体工の見習であるものを含む。

ただし、建設機械を運転して、解体の仕事に専ら従事するもの [運転する建設機械の種類に即して分類する：089-05 ショベルカー運転工、089-05 ブレーカ運転工など] を除く。

○ 解体工（建造物）、解体工（見習）、家屋解体工、建築解体工、コンクリートはつり工（解体工事）、取りこわし作業員

× 大型トラック運転手 [083-01]、小型トラック運転手 [083-02]、中型トラック運転手 [083-02]、ショベルカー運転工 [089-05]、ブレーカ運転工 [089-05]、ホイロローダー運転工 [089-05]、がれき収集作業員 [096-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)トラックを運転して、廃材を撤去する仕事に従事するもの [運転するトラックの種類に即して分類する：083-01 大型トラック運転手、083-02 小型トラック運転手、083-02 中型トラック運転手]

(2)コンクリート構造物の解体・撤去にともなって生じたコンクリート破片などの産業廃棄物をトラックに積み込む仕事に従事するもの [積込手段に即して分類する：089-05 ホイロローダー運転工、096-06 がれき収集作業員]

090-04 鉄筋工

鉄筋コンクリート造の建設工事において、鉄筋を切断・屈曲・結束して、型枠に組み込む仕事に従事するものをいう。

○ 建築鉄筋工、土木鉄筋工

× 建築鉄工 [071-08]、ガス圧接工（鉄筋工事） [071-13]、ガス切断工 [071-13]、クレーン運転工 [089-04]、玉掛作業員 [089-99]、鉄骨とび工 [090-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建築物の柱・梁となる鉄骨を製作する仕事に従事するもの [071-08 建築鉄工]
- (2)ガスの炎を利用して鉄筋を接合又は切断する仕事に従事するもの [071-13 ガス圧接工（鉄筋工事）、071-13 ガス切断工]
- (3)クレーンを運転して鉄筋を運搬する仕事に専ら従事するもの [089-04 クレーン運転工]
- (4)クレーンで鉄筋を運搬するため玉掛けの仕事に専ら従事するもの [089-99 玉掛作業員]
- (5)鉄骨の組立仕事に従事するもの [090-02 鉄骨とび工]

091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）

建設工事における、木材の加工・取付、ブロック積み、タイル張り、屋根ふ（葺）き、壁塗り、畳の仕立て、配管、内装、防水などの〔090 建設躯体工事の職業〕に含まれない仕事をいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)塗装の仕事〔080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）〕
- (2)建設機械の運転の仕事〔089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業〕
- (3)電気工事の仕事〔094 電気・通信工事の職業〕
- (4)土木工事の仕事〔092 土木の職業〕
- (5)板金の仕事〔071 製品製造・加工処理工（金属製品）〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 091-01 大工
- 091-02 ブロック積工、タイル張工
- 091-03 屋根ふき工
- 091-04 左官
- 091-05 畳工
- 091-06 配管工
- 091-07 内装工
- 091-08 防水工
- 091-99 その他の建設の職業

091-01 大工

木造家屋などの組立建築のため、柱・梁など構造材の組み上げ、屋根野地下地造り、床張り、壁・天井下地作り、造作加工・取り付けなどの木工の仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)演劇などにおける舞台・大道具の製作などの建築工事以外の木工の仕事に従事するもの
- (2)大工の見習であるもの

ただし、建築工事における足場作り・棟上げの仕事に専ら従事するもの〔090-02 建築とび工〕を除く。

- 大道具係、建築大工、墨出し工（大工）、造作大工、大工（見習）、舞台製作大工、プレハブ住宅組立工（大工）、町大工、宮大工
- × 建築設計士〔008-01〕、建築工事現場監督〔008-02〕、家具木工〔073-04〕、機械プレカット工〔073-04〕、指物師〔073-04〕、建具木工〔073-04〕、型枠大工〔090-01〕、建築とび工〔090-02〕、プレハブ住宅パネル組立工（大工以外）〔091-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)建築物の設計図の作成、工事監理などの仕事に従事するもの〔008-01 建築

設計士]

- (2)建築工事において、施工計画・施工図・工程表の作成、仕事の指揮・監督などの仕事に従事するもの [008-02 建築工事現場監督]
- (3)木製の家具・建具を製造する仕事に従事するもの [073-04 家具木工、073-04 建具木工]
- (4)家屋の柱・梁などを製作するため木工用加工機械を用いて木材の切断・切削加工を行う仕事に従事するもの [073-04 機械プレカット工]
- (5)小箱・神仏具などの指物を製作する仕事に従事するもの [073-04 指物師]
- (6)コンクリート流し込み用型枠の組立・取り付け・解体の仕事に従事するもの [090-01 型枠大工]
- (7)プレハブ住宅の組立の仕事に専ら従事するもの [091-99 プレハブ住宅パネル組立工 (大工以外)]

091-02 ブロック積工、タイル張工

壁・塀・炉などの構築物を築造・修理するため、コンクリートブロック・れんがを積み上げ、目地詰めする仕事に従事するもの（ブロック積工、れんが積工）及び壁・柱・床などにタイル・石材などを張り付け、目地詰めする仕事に従事するもの（タイル張工、石張工）をいう。

ブロック積工・れんが積工・タイル張工・石張工のそれぞれの見習であるものを含む。

- 石張工、石張工（見習）、建築ブロック工、タイル壁張工、タイル張工（見習）、タイル床張工、築炉工、テラコッタ取付工、ブロック積工、ブロック積工（見習）、れんが積工、れんが積工（見習）、炉修工（高炉、転炉、電気炉）
- × ゴム床張工 [091-07]、プラスチック床張工 [091-07]、リノリウム床張工 [091-07]、消波ブロック製造作業員 [092-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ゴム・プラスチック・リノリウム製の床仕上げ材を使用して床張りの仕事に従事するものは、[091-07 ゴム床張工、091-07 プラスチック床張工、091-07 リノリウム床張工] に分類する。
- (2)消波ブロックの据え付け現場において鋼製型枠にコンクリートを流し込み、消波ブロックを製造する仕事に従事するもの [092-01 消波ブロック製造作業員]

091-03 屋根ふき工

屋根ふ（葺）き・ふきかえのため、かわら・スレートなどを屋根に運び上げ、軒先から順に重ねて固定する仕事に従事するものをいう。

屋根ふき工の見習であるものを含む。

- かわらふき工、かわら屋根ふき職、スレート屋根ふき工、セメントかわらふき工、屋根ふき工（見習）
 - × 金属屋根ふき工 [071-10]、太陽光発電パネル据付作業員 [091-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)金属薄板を用いて屋根をふく仕事に従事するもの [071-10 金属屋根ふき工]
 - (2)住宅の屋根に太陽光発電パネルを据え付ける仕事に従事するもの [091-99 太陽光発電パネル据付作業員]

091-04 左官

こて（鏝）などを使用して、壁・床・天井に土・モルタル・プラスター・漆くい（喰）などを塗る仕事に従事するものをいう。

左官の見習であるものを含む。

- 左官（見習）、左官職、左官手元、左官吹付工、モルタル塗工、ラス張工
 - × タイル張工 [091-02]、ALC パネル施工工 [091-99]、建物断熱工 [091-99]、窯業サイディング張工 [091-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)建物の外壁にタイルを張り付ける仕事に従事するもの [091-02 タイル張工]
 - (2)建物の外壁に ALC パネルを取り付ける仕事に従事するもの [091-99 ALC パネル施工工]
 - (3)建物の壁・天井などに断熱材を吹き付け・吹き込む仕事に従事するもの [091-99 建物断熱工]
 - (4)外壁等に窯業サイディングを張り付ける仕事に従事するもの [091-99 窯業サイディング張工]

091-05 畳工

畳の仕立て（畳表・畳べりの縫い付け）、畳の取り外し・はめ込み、畳表の裏返し・取り替えの仕事に従事するものをいう。

畳工の見習であるものを含む。

- 畳表替工、畳工（見習）、畳仕立工、畳職
 - × 畳表製造工 [073-04]、畳床製造工 [073-04]
- なお、畳床・畳表を製作する仕事に従事するものは、[073-04 畳表製造工、073-04 畳床製造工] に分類する。

091-06 配管工

ガス管・蒸気管・水道管・通風管・輸送管などの寸法取り・管曲げ・継手付け・取り付けの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)配管工の見習であるもの
- (2)水道メータ・ガスメータの取り付けの仕事に従事するもの
- (3)鉄道車両・船舶・航空機の配管工事の仕事に従事するもの

ただし、電線管の曲げ・取り付けの仕事に従事するもの〔094-02 地中配電線敷設作業員、094-03 地下通信ケーブル敷設作業員〕を除く。

○ ガス配管工、空調配管工、航空機配管工、水道配管工、スチーム配管工、船舶配管工、鉄道車両配管工、配管修理工、配管工（見習）

× ダクト工〔071-10〕、住宅水回り設備取付工〔091-99〕、土木作業員〔092-01〕、地中配電線敷設作業員〔094-02〕、地下通信ケーブル敷設作業員〔094-03〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ダクトの製作の仕事に従事するもの〔071-10 ダクト工〕
- (2)洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備の組み立て・据え付けの仕事に従事するもの〔091-99 住宅水回り設備取付工〕
- (3)水道管・ガス管などを埋設するため土砂の掘削・埋め戻しの仕事に従事するもの〔092-01 土木作業員〕

091-07 内装工

建物に金属製のドア・サッシ・シャッターなどの建具を取り付ける仕事、建物の窓枠などにガラスをはめ込む仕事、室内の床・壁・天井に壁紙、床材、じゅうたんなどを張る仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)壁・天井下地に石こう（石膏）ボードを張る仕事に従事するもの
- (2)壁・洗面台などに鏡を取り付ける仕事に従事するもの

ただし、床にタイルを張る仕事に従事するもの〔091-02 タイル張工〕を除く。

○ 板ガラスはめ込み工、内装仕上工、鏡取付工、金属サッシ取付工、金属建具取付工、金属製ドア取付工、クロス張り職、ゴム床張工、室内装飾工、シャッター取付工、じゅうたん張工、建具ガラス取付工、建具ガラスはめ込み工、プラスチック床張工、壁装工、リノリウム床張工

× 金属製建具製造工〔071-12〕、タイル張工〔091-02〕、金属製バルコニー取付工〔091-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属製建具を製造する仕事に従事するもの〔071-12 金属製建具製造工〕
- (2)金属製の門扉・バルコニーなどを取り付ける仕事に従事するもの〔091-99 金

属製バルコニー取付工]

091-08 防水工

建築物・土木工作物の漏水防止・止水のため、アスファルト材・セメント材・合成樹脂材・合成ゴム材・樹脂接着剤・防水シートなどの塗布・貼り付け・吹き付け・注入・充填の仕事に従事するものをいう。

○ 建築工事防水工、シーリング工（防水工事）、土木工事防水工

× 建築施工管理技術者 [008-02]、建物塗装工 [080-01]、モルタル塗工 [091-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)防水工事において施工計画の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質管理などの仕事に従事するもの [008-02 建築施工管理技術者]

(2)建築物の外壁・屋根などを塗装する仕事に従事するもの [080-01 建物塗装工]

(3)建物の外壁にモルタルを塗る仕事に従事するもの [091-04 モルタル塗工]

091-99 その他の建設の職業

防波堤などの建設のために海底に投入した石の敷きならし、水中での溶接、消波・護岸ブロックの据え付け、沈没船の解体・引き上げ準備など潜水して行う仕事、ビル・工場の空調設備・蒸気装置などの配管・ダクトに保温材を取り付けて断熱する仕事、洗面台・便器・ユニットバス・システムキッチンなどの住宅水回り設備を取り付ける仕事、水道工事の検査、看板の取り付け、プレハブ住宅の組立、建設予定地の地盤調査、その他 091-01～091-08 に含まれない建設の仕事をいう。

○ ガードレール取付工、看板取付工、金属製バルコニー取付工、洗面器取付工、サルベージ作業員、システムキッチン取付工、消波ブロック据付作業員、消防設備士、地盤調査員（建設工事）、住宅水回り設備取付工、受水槽取付工、水道検査員、水道工事検査員、水中調査・潜水土（建設工事）、墨出し工（建築工事：大工以外）、潜水作業員、測量作業員、測量助手（建設工事）、太陽光発電パネル据付作業員、建物断熱工、ダクト断熱工、道路支柱設置作業員、道路標識取付工、土地家屋調査士補助員、熱絶縁工、パイプ被覆工、非破壊検査工（土木構造物）、非破壊検査工（建築物）、フェンス取付工、プレハブ住宅パネル組立工（大工以外）、便器取付工（住宅）、便器取付工（事務用・事業用ビル）、保温工（熱絶縁工事）、保冷工（熱絶縁工事）、ボイラー被覆工、漏水検査員、漏水調査員、ユニットバス取付工、窯業サイディング張工、ALC パネル施工工

× 測量士 [008-07]、測量士補 [008-07]、潜水土（海上保安庁） [061-01]、潜水土（海難救助） [063-99]、道路区画線・路面標示設置作業員 [080-02]、クレーン運転工 [089-04]、浄化槽埋設工 [092-01]、消波ブロック製造作業員 [092-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)測量士又は測量士補の免許を有し、測量の仕事に従事するもの [008-07 測量士、008-07 測量士補]
- (2)海難救助に従事するもの [061-01 潜水士 (海上保安庁)、063-99 潜水士 (海難救助)]
- (3)道路の路面に塗料で区画線を施工する仕事に従事するもの [080-02 道路区画線・路面標示設置作業員]
- (4)クレーンを運転して消波・護岸ブロックを吊り上げて運搬する仕事に従事するもの [089-04 クレーン運転工]
- (5)住宅の敷地内に浄化槽を埋設する仕事に従事するもの [092-01 浄化槽埋設工]
- (6)消波ブロックの据え付け現場において鋼製型枠にコンクリートを流し込み、消波ブロックを製造する仕事に従事するもの [092-01 消波ブロック製造作業員]

092 土木の職業

建物・土木工作物の建設現場又は土木工事現場における土砂の掘削、コンクリートの打設、道路舗装などの仕事、鉄道線路工事の仕事、ダム・トンネルの建設工事における掘削・掘進の仕事をいう。

ただし、建設機械の運転の仕事〔089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 092-01 建設・土木作業員
- 092-02 舗装作業員
- 092-03 鉄道線路工事作業員
- 092-04 ダム・トンネル掘削作業員

092-01 建設・土木作業員

建物・土木工作物の建設現場又は土木工事現場において、土砂の掘削・根切り（建物の基礎などを造るため地盤面下の土を掘ること）・埋戻し（地盤面まで土を戻して埋めること）・締固め（盛り土などの密度を大きくして崩れないようにすること）、コンクリートの練り・流し込み、U字溝・水道管の設置・埋設などの仕事に従事するものをいう。

造園工事に伴う土木の仕事に従事するものを含む。

ただし、建設機械の運転に専ら従事するもの〔089-05 ショベルカー運転工など〕を除く。

- 建設作業員、コンクリート作業員、コンクリート型入工（建設）、コンクリート打工、護岸工事作業員、消波ブロック製造作業員、浄化槽埋設工、水道管配管作業員、造園土木作業員、土木作業員、法面保護作業員（コンクリート張り工事）
- × 造園施工管理技術者〔008-05〕、土木施工管理技術者〔008-05〕、造園師〔064-05〕、ダンプカー運転手〔083-04〕、コンクリートポンプ車運転工〔089-05〕、ショベルカー運転工〔089-05〕、ホイロローダー運転工〔089-05〕、型枠工〔090-01〕、消波ブロック据付作業員〔091-99〕、ダム掘削作業員〔092-04〕、トンネル掘削作業員〔092-04〕、道路清掃員〔096-04〕、がれき収集作業員〔096-06〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)造園工事に於いて施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理などの仕事に従事するもの〔008-05 造園施工管理技術者〕
- (2)土木工事において施工計画の作成、作業の指揮・監督、工程管理、品質管理、安全管理などの仕事に従事するもの〔008-05 土木施工管理技術者〕
- (3)街路樹の植栽・剪定の仕事に従事するもの〔064-05 造園師〕
- (4)ダンプカーを運転して土砂などを運搬する仕事に従事するもの〔083-04 ダンプカー運転手〕

- (5)コンクリートポンプ車のコンクリート圧送装置を操作して生コンクリートを圧送する仕事に従事するもの [089-05 コンクリートポンプ車運転工]
- (6)コンクリート構造物の解体・撤去にともなって生じたコンクリートくずなどの産業廃棄物をトラックに積み込む仕事に従事するもの [089-05 ホイルローダー運転工]
- (7)コンクリート打設用型枠を組み立てる仕事に従事するもの [090-01 型枠工]
- (8) 防波堤などの建設のために消波ブロックを据え付ける仕事に従事するもの [091-99 消波ブロック据付作業員]
- (9)ダム・トンネルの建設工事において手持ち機械・器具を使用して掘削の仕事に従事するもの [092-04 ダム掘削作業員、092-04 トンネル掘削作業員]
- (10)道路の路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草の仕事に従事するもの [096-04 道路清掃員]
- (11)建設現場においてがれき類・木くずなどの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 がれき収集作業員]

092-02 舗装作業員

アスファルト・コンクリートなどによる路面の舗装・補修の仕事に従事するものをいう。

コンクリートブロック・レンガ・石などによる路面の舗装・補修の仕事に従事するものを含む。

ただし、コンクリートポンプ車のコンクリート圧送装置を操作して生コンクリートを圧送する仕事に従事するものは、[089-05 コンクリートポンプ車運転工]に分類する。

- アスファルト舗装作業員、インターロッキング舗装工、コンクリートブロック舗装工、コンクリート舗装作業員、道路補修作業員、道路舗装作業員、舗装切断工
- × 道路区画線・路面標示設置作業員[080-02]、コンクリート舗装機械運転工[089-05]、コンクリートポンプ車運転工 [089-05]、ショベルカー運転工 [089-05]、ガードレール取付工 [091-99]、道路標識取付工 [091-99]、道路清掃員 [096-04]、がれき収集作業員 [096-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)道路の路面に塗料で区画線を施工する仕事に従事するもの [080-02 道路区画線・路面標示設置作業員]
- (2)舗装機械を点検・調整・運転して、コンクリートで道路などを舗装する作業に従事するもの [089-05 コンクリート舗装機械運転工]
- (3)アスファルト道路の補修工事に伴って掘り起こされたアスファルトがらを貨物自動車に積み込む仕事に従事するもの [従事する仕事に即して分類する：089-05 ショベルカー運転工など]

- (4)道路標識、ガードレールを設置する仕事に従事するもの [091-99 ガードレール取付工、091-99 道路標識取付工]
- (5)道路の路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草の仕事に従事するもの [096-04 道路清掃員]
- (6)建設現場においてがれき類・木くずなどの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 がれき収集作業員]

092-03 鉄道線路工事作業員

鉄道・軌道のレールの敷設、保線の仕事に従事するものをいう。

- 軌条作業員、軌道作業員、軌道舗石作業員、鉄道保線員、保線作業員
- × 鉄道線路設計技術者 [008-04]、土木施工管理技術者 [008-05]、列車見張員（保線工事） [063-99]、軌道用レール製造設備オペレーター [067-99]、軌道用レール製造設備工 [071-99]、枕木製造工（コンクリート製） [073-02]、非破壊検査工（金属製品） [076-02]、変電保守員 [089-02]、非破壊検査工（土木構造物） [091-99]、電車線架線工（配電線） [094-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)線路工事の測量・地質調査・構造物の設計図の設計・工事監理の仕事に従事するもの [008-04 鉄道線路設計技術者]
- (2)鉄道の土木工事において施工計画の作成、作業の指導・監督、工程管理・品質管理・安全管理の仕事に従事するもの [008-05 土木施工管理技術者]
- (3)線路工事において列車の接近を見張り、工事作業員に伝える仕事に従事するもの [063-99 列車見張員（保線工事）]
- (4)軌道用レールを製造する仕事に従事するもの [067-99 軌道用レール製造設備オペレーター、071-99 軌道用レール製造設備工]
- (5)コンクリート製の枕木を製造する仕事に従事するもの [073-02 枕木製造工（コンクリート製）]
- (6)橋梁の非破壊検査の仕事に従事するもの [076-02 非破壊検査工（金属製品）]
- (7)鉄道用変電所の変電装置の保守・点検の仕事に従事するもの [089-02 変電保守員]
- (8)トンネルの非破壊検査の仕事に従事するもの [091-99 非破壊検査工（土木構造物）]
- (9)鉄道用配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するもの [094-02 電車線架線工（配電線）]

092-04 ダム・トンネル掘削作業員

ダム・トンネルの建設工事において、手持ちさく岩機・器具による、さく岩・掘進の仕事に従事するものをいう。

○ ダム掘削作業員、トンネル掘削作業員

× さく岩機械運転工 [089-05]、ショベルカー運転工 [089-05]、シールド掘進機運転工 [089-05]、坑内支柱員 [093-99]、発破員 [093-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) さく岩機械、掘進機械の運転に従事するもの [運転する機械の種類に即して分類する：089-05 さく岩機械運転工、089-05 シールド掘進機運転工など]

(2) ショベルカーなどの掘削機械の運転に従事するもの [089-05 ショベルカー運転工]

(3) 落盤・崩落を防止するため、坑内に支柱を組む仕事に従事するもの [093-99 坑内支柱員]

(4) 発破の仕事に専ら従事するもの [093-99 発破員]

093 採掘の職業

地表・地下・海辺・海底・河床などにおける、手持ち機械・工具などによる各種鉱物を採掘する仕事、砂利・砂・粘土などの採掘・採取の仕事及びこれらに関連する仕事をいう。

なお、建設機械の運転の仕事は、[089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

093-01 砂利・砂・粘土採取作業員

093-99 その他の採掘の職業

093-01 砂利・砂・粘土採取作業員

採取場において、手持ち機械・工具などを用いて砂利・砂・粘土・庭石などを採取する仕事に従事するものをいう。

ただし、掘削機械の運転に従事するもの [089-05 ショベルカー運転工など]を除く。

- 砂利採取作業員、砂採取作業員、庭石採取作業員、粘土採取作業員
 - × 砂利採取船船長 [087-02]、ショベルカー運転工 [089-05]、砂利採取機械運転工（砂利採取船） [089-99]、砂鉱採取作業員 [093-99]、耐火粘土採取作業員 [093-99]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)砂利採取船に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督する仕事に従事し、かつ砂利を採取する仕事に従事するもの [087-02 砂利採取船船長]
 - (2)砂利採取船において採取機械を運転・操作して砂利を採取する仕事に従事するもの [089-99 砂利採取機械運転工（砂利採取船）]
 - (3)砂鉱を採取する仕事に従事するもの [093-99 砂鉱採取作業員]
 - (4)耐火粘土を採取する仕事に従事するもの [093-99 耐火粘土採取作業員]

093-99 その他の採掘の職業

採鉱場における鉱物（原油・可燃性天然ガスを除く）の採取、採石場における石材の切り出し、坑道の保持、鉱物の選別、発破、その他 093-01 に含まれない採掘の仕事を行う。

- 石切出作業員、大割工（採石場）、坑内運搬員、坑内支柱員、採鉱員、採鉱作業員、砂鉱採取作業員、碎石機運転工（採石業）、選鉱員、選別工（採石業）、耐火粘土採取作業員、地質調査員（鉱物試掘）、発破員
- × 地質調査技術員 [011-99]、碎石製造設備オペレーター [069-02]、石切工 [073-02]、石研磨工 [073-02]、ダンプカー運転手 [083-04]、試すい工 [089-05]、ショベルカー運転工 [089-05]、石油採取機械運転工 [089-99]、天然ガス採取機械運転工 [089-

99]、遺跡発掘作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)地質構造、土・岩の工学的性質などの調査・解析の仕事に従事するもの [011-99 地質調査技術員]
- (2)砕石を製造するため、自動化された生産設備を運転・操作して、製造工程を監視・調整する仕事に従事するもの [069-02 砕石製造設備オペレーター]
- (3)土石製品を製造するため、石工用機械・手道具を用いて石材の切断・表面研磨などを行う仕事に従事するもの [073-02 石切工、073-02 石研磨工]
- (4)坑内においてダンプカーを運転して資材・原石・土砂などを運搬する仕事に従事するもの [083-04 ダンプカー運転手]
- (5)試すい機械を運転して地下の岩石・土壌を採取する仕事に従事するもの [089-05 試すい工]
- (6)ショベルカーを運転して掘削仕事に従事するもの [089-05 ショベルカー運転工]
- (7)機械を操作・調整して石油・天然ガスを採取する仕事に従事するもの [089-99 石油採取機械運転工、089-99 天然ガス採取機械運転工]
- (8)遺跡・埋蔵物を発掘する仕事に従事するもの [099-99 遺跡発掘作業員]

094 電気・通信工事の職業

送電線・配電線・通信線の架設・保守の仕事、電気通信設備の据え付け・保守の仕事及び電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気機械器具の据え付け・調整などの電気工事の仕事をいう。

なお、発電所・変電所などにおける発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事は、[089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 094-01 送電線架線・敷設作業員
- 094-02 配電線架線・敷設作業員
- 094-03 通信線架線・敷設作業員
- 094-04 電気通信設備工事作業員
- 094-05 電気工事作業員

094-01 送電線架線・敷設作業員

送電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。

- 送電線架線作業員、送電線工事作業員、送電線保守作業員、地中送電線敷設作業員
- × クレーンオペレーター [089-04]、鉄骨とび工 [090-02]

なお、送電鉄塔の建設現場において鉄塔を組み立てる仕事に従事するものは、[089-04 クレーンオペレーター、090-02 鉄骨とび工]に分類する。

094-02 配電線架線・敷設作業員

配電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)変圧器・高圧カットアウトなどの設備を電柱に取り付ける仕事及び既に取り付けられた設備の点検・保守の仕事に従事するもの
- (2)電柱に架設された配電線を建物に設置された電力メータまで引き込む仕事に従事するもの
- (3)電車線の架線を架設する仕事に従事するもの

- 地中配電線工、地中配電線敷設作業員、電車線架線工(配電線)、トランス据付工(配電線)、配電線架線作業員、配電線保守作業員、引込線配線工
- × 建柱車操作員 [089-05]

なお、建柱車を操作して電柱を建てる仕事に従事するものは、[089-05 建柱車操作員]に分類する。

094-03 通信線架線・敷設作業員

通信線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。

電柱などに架設された通信線を建物に設置された保安器まで引き込む仕事に従事するものを含む。

- 屋外通信線架線作業員、海底通信ケーブル敷設作業員、地下ケーブル配線工、地下通信ケーブル敷設作業員、通信線架線作業員、通信線保守作業員
- × 建柱車操作員 [089-05]

なお、建柱車を操作して電柱を建てる仕事に従事するものは、[089-05 建柱車操作員] に分類する。

094-04 電気通信設備工事作業員

テレビ・ラジオ放送用又は有線・無線通信用の送信機・受信機・中継装置、電話機、電話交換機などの据え付け・保守の仕事、通信線と端末設備・機器との接続の仕事に従事するものをいう。

建物内の通信線配線工事・LAN 工事の仕事に従事するものを含む。

- 携帯電話基地局保守作業員、交換機据付作業員、中継設備保守作業員、通信線配線工（屋内）、通信装置据付作業員、通信装置据付・保守作業員、テレビアンテナ工事作業員、テレビ放送装置保守作業員、電気通信設備作業員、電話機据付作業員、電話装置据付・保守作業員、無線通信機据付作業員、ファクシミリ据付作業員、放送装置据付・保守作業員、CATV 工事作業員、鉄道信号取付作業員

094-05 電気工事作業員

建物内の電気配線工事、配電盤・分電盤・電力メーター・照明器具・家庭用エアコンなどの取り付け、産業用電気機械・太陽光発電装置などの据え付けにもなう電気配線工事及び電気工事の検査などの仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1) 鉄道車両・船舶・航空機の電気配線工事の仕事に従事するもの
- (2) 屋外照明設備の電気配線工事・取り付け・保守の仕事に従事するもの

- エアコン取付作業員（家庭用）、屋内電気配線工事作業員、オール電化工事作業員、航空機配線作業員、産業用電気機械据付作業員（電気工事）、産業用電気装置据付作業員、自動火災報知設備取付作業員、照明器取付作業員、船舶配線作業員、太陽光発電装置据付作業員（電気工事）、鉄道車両配線作業員、電気工事検査員、電気配線作業員、電工（電気配線工事）
- × 電気工事施工管理技術者 [007-03]、ワイヤーハーネス工（自動車）[074-08]、舞台照明係 [081-01]、建柱車操作員 [089-05]、太陽光発電パネル据付作業員 [091-99]、送電線架線・敷設作業員 [094-01]、電車線架線工（配電線）[094-02]、鉄道信号取付作業員 [094-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)電気工事において施工計画・施工図の作成、仕事の指揮・監督、工程管理、品質管理、安全管理の仕事に従事するもの [007-03 電気工事施工管理技術者]
- (2)自動車用のワイヤーハーネスを製造する仕事に従事するもの [074-08 ワイヤーハーネス工 (自動車)]
- (3)調光装置・ピンスポットライトなどの舞台照明設備を操作する仕事に従事するもの [081-01 舞台照明係]
- (4)建柱車を操作して電柱を建てる仕事に従事するもの [089-05 建柱車操作員]
- (5)住宅の屋根に太陽光発電パネルを据え付ける仕事に従事するもの [091-99 太陽光発電パネル据付作業員]
- (6)送電線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するもの [094-01 送電線架線・敷設作業員]
- (7)鉄道用配電線の架設・接続・保守の仕事に従事するもの [094-02 電車線架線工 (配電線)]
- (8)鉄道用信号装置の据え付け・保守の仕事に従事するもの [094-04 鉄道信号取付作業員]

15 運搬・清掃・包装・選別等の職業

主に身体等を使って行う定型的な仕事のうち、貨物・資材・荷物の積み卸し・運搬、ビル・住宅・ホテル客室・道路・公園・乗物などの清掃、品物の包装、農水産物・廃棄物の選別などの仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 095 荷役・運搬作業員
- 096 清掃・洗浄作業員
- 097 包装作業員
- 098 選別・ピッキング作業員
- 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

095 荷役・運搬作業員

貨物・資材・荷物の積み卸し・運搬及び品物のこん（梱）包の仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 095-01 港湾荷役作業員
- 095-02 陸上荷役・運搬作業員
- 095-03 倉庫作業員
- 095-04 梱包作業員

095-01 港湾荷役作業員

港湾において、船積貨物の船舶・はしけ（舢）への積み込み又は船舶・はしけからの取り卸し、上屋（うわや：貨物の積み卸しや一時保管のための場所）などの荷さば（捌）き場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出及び荷さばき（貨物の仕分けをすること）の仕事に従事するものをいう。

- 沿岸荷役作業員、船内荷役作業員
- × フォークリフト運転作業員 [088-04]、ウインチ運転工 [089-04]、ガントリークレーンオペレーター [089-04]、クレーン運転工 [089-04]、ストラドルキャリア運転工 [089-04]、デリック運転工 [089-04]、トップリフター運転工 [089-04]、運搬作業員 [095-02]、倉庫作業員 [095-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトを運転して貨物の運搬・積み卸しの仕事に従事するもの [088-04 フォークリフト運転作業員]
- (2)ウインチの運転に専ら従事するもの [089-04 ウインチ運転工]
- (3)コンテナ埠頭においてガントリークレーン・ストラドルキャリアなどの荷役用可動機械を運転してコンテナの運搬・積み卸しの仕事に従事するもの

[運転する機械の種類に即して分類する：089-04 ガントリークレーンオペレーター、089-04 ストラドルキャリア運転工 など]

- (4)船舶に取り付けられたクレーン・デリックなどの揚貨装置を運転して貨物の運搬・上げ下ろしの仕事に従事するもの [運転する機械の種類に即して分類する：089-04 クレーン運転工、089-04 デリック運転工 など]
- (5)トップリフターを運転してコンテナの運搬・積み卸しの仕事に従事するもの [089-04 トップリフター運転工]
- (6)港湾に隣接する工場などにおいて、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の仕事に従事するもの [095-02 運搬作業員]
- (7)港湾の倉庫において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸しの仕事に従事するもの [095-03 倉庫作業員]

095-02 陸上荷役・運搬作業員

工場・空港・貨物駅・トラックターミナルなどにおいて、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)転居・事務所移転のための引越の仕事に従事するもの
- (2)空港の貨物上屋、宅配便事業者のトラックターミナルなどにおける航空貨物・宅配便貨物の仕分けの仕事に従事するもの
- 運搬作業員、貨物積卸作業員、空港エアカーゴ係員、航空貨物搭載員（空港地上サービス）、工場内運搬作業員、構内運搬員、コンテナ係、再生資源回収作業員（回収作業にのみ従事するもの）、市場内運搬作業員、仕分作業員（貨物）、仕分作業員（航空貨物）、仕分作業員（宅配便）、宅配便仕分け作業員、積卸作業員、トラック荷役作業員、引越作業員
- × ポーター [058-99]、宅配便配達員 [082-01]、ルート配送員 [082-02]、大型トラック運転手 [083-01]、小型トラック運転手 [083-02]、中型トラック運転手 [083-02]、フォークリフト運転作業員 [088-04]、構内運搬車運転手 [088-99]、沿岸荷役作業員 [095-01]、倉庫作業員 [095-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ホテルなどにおいて手荷物を運搬する仕事に従事するもの [058-99 ポーター]
- (2)荷物・商品などを配送する仕事に従事するもの [082-01 宅配便配達員、082-02 ルート配送員]
- (3)専らトラックを運転して荷物を運搬する仕事に従事するもの [運転するトラックの種類に即して分類する：083-01 大型トラック運転手、083-02 小型トラック運転手、083-02 中型トラック運転手]
- (4)専らフォークリフトを運転して貨物・荷物の運搬・積み卸しの仕事に従事す

- るもの [088-04 フォークリフト運転作業員]
- (5)専ら構内運搬車を運転して資材・荷物などを運搬する仕事に従事するもの
[088-99 構内運搬車運転手]
- (6)港の貨物上屋において荷さばき・積み卸しの仕事に従事するもの [095-01 沿岸荷役作業員]
- (7)倉庫において貨物・資材・荷物の搬入・搬出、積み卸しの仕事に従事するもの [095-03 倉庫作業員]

095-03 倉庫作業員

倉庫において、貨物・資材・荷物の搬入・搬出、荷さばき、積み卸し、積み直し、開こん（梱）、詰め替え、出荷のための仕分けなどの仕事に従事するものをいう。

- 危険品倉庫作業員、水面倉庫作業員、冷蔵倉庫作業員、仕分作業員（倉庫）
 - × 倉庫検収係員 [039-02]、倉庫管理係 [039-02]、倉庫警備員 [059-01]、フォークリフト運転作業員 [088-04]、天井クレーン運転工 [089-04]、冷凍機運転工 [089-99]、梱包（こん包）工 [095-04]、箱詰作業員（包装） [097-01]、シール貼付作業員 [097-02]、タグ（下げ札）付作業員 [097-02]、ピッキング作業員 [098-02]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)倉庫において発注控などの書類に記載された数量・寸法などと納入された現品とを照合する仕事に従事するもの [039-02 倉庫検収係員]
- (2)倉庫において商品・資材などの受け入れ・保管・管理の仕事に従事するもの [039-02 倉庫管理係]
- (3)倉庫警備の仕事に従事するもの [059-01 倉庫警備員]
- (4)フォークリフトを運転して貨物・荷物の運搬・積み卸しの仕事に従事するもの [088-04 フォークリフト運転作業員]
- (5)倉庫において天井クレーンを運転して貨物・荷物を吊り上げ運搬する仕事に従事するもの [089-04 天井クレーン運転工]
- (6)冷蔵倉庫において冷凍機・冷凍装置の運転に従事するもの [089-99 冷凍機運転工]
- (7)輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]
- (8)倉庫において商品の箱詰の仕事に従事するもの [097-01 箱詰作業員（包装）]
- (9)倉庫においてラベル・シール貼り、タグ付けの仕事に従事するもの [従事する仕事に即して分類する：097-01 シール貼付作業員、097-02 タグ（下げ札）付作業員]
- (10)倉庫において、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取

り集める仕事に従事するもの [098-02 ピッキング作業員]

095-04 梱包作業員

品物の輸送のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の仕事に従事するものをいう。

梱包の検査に従事するものを含む。

- 機械梱包（こん包）工、木枠梱包（こん包）工、梱包（こん包）工、出荷作業員（荷造を主とするもの）、段ボール詰作業員、荷造機械操作員、荷造検査工、荷造工、荷造作業員、箱詰荷造工、袋詰梱包（こん包）工、パレット梱包（こん包）工
- × 引越作業員 [095-02]、袋詰作業員（包装） [097-01]、箱詰作業員（包装） [097-01]、シール貼付作業員 [097-02]、ラベル・シール・タグ付け作業員 [097-02]、ラベル貼付作業員 [097-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 転居・事務所の移転などのため、家財道具・事務用家具などの引越荷物を梱包（こん包）・積み卸し・運搬・開こんする作業に従事するもの [095-02 引越作業員]
- (2) 品物を保護・保存するため箱詰・小袋詰などの包装の仕事に従事するもの [097-01 袋詰作業員（包装）、097-01 箱詰作業員（包装）]
- (3) 包装した商品にラベル・シールなどを貼り付ける仕事に従事するもの [097-02 シール貼付作業員、097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員、097-02 ラベル貼付作業員]

096 清掃・洗淨作業員

ビル・住宅・ホテル客室・道路・公園・乗物などの清掃、廃棄物の収集、し尿の汲み取りなどの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 096-01 ビル・建物清掃員
- 096-02 ハウスクリーニング作業員
- 096-03 旅館・ホテル客室清掃整備員
- 096-04 道路・公園清掃員
- 096-05 ごみ収集・し尿汲取作業員
- 096-06 産業廃棄物収集作業員
- 096-07 乗物洗淨・清掃員
- 096-99 その他の清掃・洗淨作業員

096-01 ビル・建物清掃員

ビル・建物（住宅を除く）のガラス・床・階段・手すり・トイレなどを清掃する仕事に従事するものをいう。

ただし、ホテル・旅館の客室を清掃する仕事に従事するもの〔096-03 客室清掃員（ホテル・旅館）〕を除く。

- 駅構内清掃員、ガラス清掃員、寄宿舍清掃員、排水管洗淨作業員（建物内配管）、トイレ清掃員（ビル・建物）、ビル清掃員、ポリッシャー（自動床洗淨機）作業員、床磨作業員
- × 清掃員（敷地内の屋外清掃）〔096-99〕、浴場清掃員〔054-01〕、マンション管理人〔057-01〕、寄宿舍管理人〔057-02〕、寮管理人〔057-02〕、ビル管理人〔057-03〕、ハウスクリーニング作業員〔096-02〕、客室清掃員（ホテル・旅館）〔096-03〕、ごみ収集作業員〔096-05〕、浄化槽汚泥回収作業員〔096-99〕、建物外壁洗淨作業員〔096-99〕、貯水槽洗淨員〔096-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)敷地内の屋外を清掃する仕事に従事するもの〔096-99 清掃員（敷地内の屋外清掃）〕
- (2)公衆浴場、ホテル・旅館の入浴施設を清掃する仕事に従事するもの〔054-01 浴場清掃員〕
- (3)マンションにおいて、設備の点検、来訪者の受付、共用部分の清掃などの仕事に従事するもの〔057-01 マンション管理人〕
- (4)事業所・学校の寄宿舍・寮において、消耗品の交換・補充、共用部分の清掃、利用者の健康衛生上の世話などの仕事に従事するもの〔057-02 寄宿舍管理人、057-02 寮管理人〕
- (5)事務用ビルにおいて設備管理・警備・清掃などのビル管理全般の仕事に従事するもの〔057-03 ビル管理人〕

- (6)住宅内の水回り設備・換気扇・エアコンなどを清掃する仕事に従事するもの
[096-02 ハウスクリーニング作業員]
- (7)事業所・家庭などの一般廃棄物を取り集める仕事に従事するもの[096-05 ごみ収集作業員]
- (8)浄化槽の汚泥を除去する仕事に従事するもの [096-99 浄化槽汚泥回収作業員]
- (9)建物の外壁を高圧水流で洗浄するなどの仕事に従事するもの [096-99 建物外壁洗浄作業員]
- (10)ビル・建物の貯水槽を洗浄する仕事に従事するもの[096-99 貯水槽洗浄員]

096-02 ハウスクリーニング作業員

個人などの求めに応じて、住宅のキッチン・浴室・トイレなどの水回り設備、換気扇、エアコンなどを清掃する仕事に従事するものをいう。

賃貸住宅の入居者の退去にともなう原状回復工事の一環として行われる住宅内の清掃の仕事に従事するものを含む。

なお、個人の日常的な清掃を代行する仕事に従事するものは除く。

- 個人宅清掃員、住宅清掃員、賃貸住宅清掃員
 - × 家政婦(夫) [052-01]、家事代行員(料理等特定の仕事に従事するもの) [052-99]、建物清掃員 [096-01]、トイレ清掃員(ビル・建物) [096-01]、ビル清掃員 [096-01]
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)個人などの求めに応じて、個人家庭において掃除・洗濯・調理など各種の仕事に従事するもの [052-01 家政婦(夫)]
 - (2)家事代行業者の指示を受けて、個人家庭において掃除・洗濯・調理・買い物などの単一の仕事に従事するもの [052-99 家事代行員(料理等特定の仕事に従事するもの)]
 - (3)ビル・建物(住宅を除く)のガラス・床・階段・トイレなどを清掃する仕事に従事するもの [096-01 建物清掃員、096-01 ビル清掃員]
 - (4)鉄道の駅、空港、高速道路のサービスエリアなどの建物内のトイレを清掃する仕事に従事するもの [096-01 トイレ清掃員(ビル・建物)]

096-03 旅館・ホテル客室清掃整備員

旅館・ホテルにおいて、客室の清掃・整理・整頓、ベッドメーカー、備品の補充・交換などの仕事に従事するものをいう。

ただし、旅館において清掃、宴会の準備など各種の定型的な仕事に従事するのは、[099-99 旅館作業員(洗い場を除く)]に分類する。

- 客室係(ホテル・旅館：清掃の仕事に従事するもの)、客室清掃員(ホテル・旅館)、

ハウスキーパー（客室係）、ベッドメイク係、ルーム係（ホテル：清掃の仕事に従事するもの）

- × 接客係（旅館）[056-05]、ドアマン [056-05]、ベルパーソン [056-05]、旅館作業員（洗い場を除く）[099-99]

なお、旅館・ホテルのロビーにおいて、宿泊客の出迎え・案内などの仕事に従事するものは仕事の種類に即して[056-05 接客係（旅館）、056-05 ドアマン、056-05 ベルパーソン]に分類する。

096-04 道路・公園清掃員

道路の路面・側溝の清掃、路肩・歩道の除草などの仕事に従事するもの（道路清掃員）、公園・動植物園・遊園地などの園路・広場・遊具・トイレ・駐車場などの清掃の仕事に従事するもの（公園清掃員）をいう。

ただし、道路清掃車を運転して路面を清掃する仕事に従事するもの[086-99 路面清掃車運転手]を除く。

- 公園清掃員、植物園清掃員、除草作業員（道路・公園清掃）、動物園清掃員、道路清掃員、道路清掃作業員、遊園地清掃員
- × 芝植付作業員（造園業）[064-05]、樹木剪定作業員 [064-05]、散水車運転手 [086-99]、路面清掃車運転手 [086-99]、公園芝刈作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)公園に芝を植え付ける仕事に従事するもの[064-05 芝植付作業員(造園業)]
- (2)街路樹・公園の樹木を剪定する仕事に従事するもの [064-05 樹木剪定作業員]
- (3)道路清掃によるごみ・ほこりの舞い上がりを防ぐため散水車を運転して車道の端に水をまく仕事に従事するもの [086-99 散水車運転手]
- (4)公園の芝刈り・散水などの仕事に従事するもの [099-99 公園芝刈作業員]

096-05 ごみ収集・し尿汲取作業員

ごみ（家庭の廃棄物及び事業所の一般廃棄物）を取り集める仕事に従事するもの（ごみ収集作業員）、し尿を汲み取る仕事に従事するもの（し尿汲取作業員）をいう。

ごみ中継所においてごみを大型車両などに積み替える仕事に従事するものを含む。

- 汚物抜取作業員（航空機・列車）、ごみ収集作業員、し尿汲取作業員、積替作業員（ごみ中継所）
- × ごみ収集車運転手[083-99]、し尿汲取車運転手[083-99]、ごみ焼却設備操作員[089-99]、し尿処理設備操作員 [089-99]、再生資源回収作業員（回収作業にのみ従事するもの）[095-02]、工場汚泥回収作業員[096-06]、産業廃棄物収集作業員[096-06]、浄化槽汚泥回収作業員 [096-99]、ごみ選別作業員（清掃工場）[098-01]、病院用務

員 [099-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ごみ収集車、し尿汲取車を運転する仕事に専ら従事するもの [083-99 ごみ収集車運転手、083-99 し尿汲取車運転手]
- (2)清掃工場、し尿処理施設において、焼却炉設備、し尿処理設備を運転・操作する仕事に従事するもの [089-99 ごみ焼却設備操作員、089-99 し尿処理設備操作員]
- (3)空瓶・古紙などの再生資源を回収する仕事に従事するもの [095-02 再生資源回収作業員（回収作業にのみ従事するもの）]
- (4)事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 工場汚泥回収作業員]
- (5)産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 産業廃棄物収集作業員]
- (6)浄化槽の汚泥を回収する仕事に従事するもの [096-99 浄化槽汚泥回収作業員]
- (7)清掃工場においてごみを選別する仕事に従事するもの [098-01 ごみ選別作業員（清掃工場）]
- (8)病院において医療廃棄物を分別する仕事に従事するもの [099-04 病院用務員]

096-06 産業廃棄物収集作業員

事業活動に伴って生じた汚泥・廃油・廃プラスチック類・コンクリートくず・がれき類・動物のふん尿・医療廃棄物などの産業廃棄物を収集する仕事に従事するものをいう。

- 医療廃棄物回収作業員、医療廃棄物収集作業員、がれき収集作業員、工場汚泥回収作業員、工場廃液回収作業員、廃プラスチック回収作業員
- × 汚泥吸引車運転手 [083-99]、産業廃棄物焼却設備操作員 [089-99]、産業廃棄物選別作業員 [098-01]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)貨物自動車を運転して産業廃棄物を運搬する仕事に従事するもの [運転する貨物自動車の種類に即して分類する：083-99 汚泥吸引車運転手など]
- (2)産業廃棄物の中間処理施設において焼却炉設備・破碎設備・汚泥処理設備などを運転・操作する仕事に従事するもの [運転・操作する設備の種類に即して分類する：089-99 産業廃棄物焼却設備操作員など]
- (3)産業廃棄物の中間処理施設において廃棄物を選別する仕事に従事するもの [098-01 産業廃棄物選別作業員]

096-07 乗物洗淨・清掃員

自動車、鉄道車両、航空機、船舶の車体・機体・船体を高圧水・洗剤を使用し
て洗淨する仕事に従事するもの（乗物洗淨員）、自動車、鉄道車両、航空機、船
舶などの座席・通路・化粧室等を清掃する仕事に従事するもの（乗物清掃員）を
いう。

清掃仕事に付随して座席ヘッドカバーを交換する仕事に従事するものを含む。

- 航空機洗淨員、航空機内清掃員、座席ヘッドカバー取付人（航空機・列車）、車内清
掃員（自動車）、洗車作業員、船内清掃員、船舶洗淨工、鉄道車両洗淨員、バス清
掃員、列車清掃員、乗物内清掃員
- × ガソリンスタンド店員 [045-13]、汚物抜取作業員（航空機・列車） [096-05]、車内
広告取換作業員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ガソリンスタンドにおいて給油、自動車用品の販売、洗車などの仕事に従事
するもの [045-13 ガソリンスタンド店員]
- (2)鉄道車両・航空機の汚物タンクから汚物を抜き取り、清水を補給する仕事に
従事するもの [096-05 汚物抜取作業員（航空機・列車）]
- (3)鉄道車両の車内に中吊り広告・ポスターなどを張る仕事に従事するもの
[099-99 車内広告取換作業員]

096-99 その他の清掃・洗淨作業員

産業用ボイラーなどの洗淨、伝染病予防のための消毒、白ありなどの害虫・害
獣防除、輸入果物などの燻蒸（くん蒸）処理、浄化槽・貯水槽の清掃、その他 096-
01～096-07 に含まれない清掃の仕事を用いる。

なお、浄化槽の清掃仕事に付随して、浄化槽の機器・装置の点検・調整、消毒
薬の補充、水質検査などの仕事に従事するものを含む。

- 害虫駆除作業員、機械洗淨員、燻蒸殺虫作業員、下水管洗淨工（公共下水道）、産業
洗淨工、受水槽洗淨員、浄化槽汚泥回収作業員、浄化槽清掃員、浄化槽保守点検作
業員、上下水道管渠施設洗淨員、消毒・害虫防除作業員、消毒作業員、白あり駆除
作業員、清掃員（敷地内の屋外清掃）、建物外壁洗淨作業員、タンク洗淨員、貯水槽
洗淨員、堤防清掃人、福祉用具洗淨員、ペストコントロールオペレーター（PCO）、ペ
ストコントロール従事者、捕鼠作業員、ボイラー洗淨員、墓地掃除人、防疫作業員、
輸入果物燻蒸員
- × 農作物病虫害防除員 [064-99]、山林病虫害防除作業員 [065-99]、下水処理設備操
作員 [089-99]、浄化槽埋設工 [092-01]、容器洗淨員 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)病虫害による農作物の被害を防ぐため農薬を散布する仕事に従事するもの
[064-99 農作物病虫害防除員]
- (2)松くい虫・ナラ枯れなどによる森林被害を防ぐため薬剤の散布・樹幹注入、

- 被害木の伐倒などの仕事に従事するもの [065-99 山林病虫害防除作業員]
- (3)下水処理場において下水処理設備の運転・操作・監視の仕事に従事するもの
[089-99 下水処理設備操作員]
- (4)浄化槽を埋設する仕事に従事するもの [092-01 浄化槽埋設工]
- (5)容器を洗浄する仕事に従事するもの [099-99 容器洗浄員]

097 包装作業員

品物の保護・保存などのため、各種の材料を用いて包装する仕事及び包装に関連する仕事に従事するものをいう。

包装機械を運転して仕事に従事するものを含む。

なお、輸送目的のため梱包（こん包）の仕事に従事するものは、[095 荷役・運搬作業員]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

097-01 製品包装作業員

097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員

097-01 製品包装作業員

製品を保護・保存し、運搬・保管・陳列・携帯などの利便性を高めるため、紙・プラスチック・金属・ガラスなどの材料を用いて箱詰・袋詰・びん詰・結束などを行う仕事に従事するものをいう。

機械を運転して製品を包装する仕事に従事するものを含む。

- 機械包装作業員、青果加工・包装係（食品スーパーマーケット）、生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）、食品びん詰作業員、自動包装機械運転員、贈答品包装作業員、たばこ包装工、箱詰作業員（包装）、パッケージ機械操作員、フィルム包装作業員、袋詰作業員（包装）、包装機械操作員、ラッピング工（包装）
- × 缶詰食品製造設備オペレーター[068-01]、清涼飲料製造設備オペレーター[068-02]、梱包（こん包）工 [095-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 飲食料品の製造工程において、自動化された生産設備を運転・操作して容器に中身を詰める仕事に従事するもの [製造する食品・飲料の種類に即して分類する：068-01 缶詰食品製造設備オペレーター、068-02 清涼飲料製造設備オペレーターなど]
- (2) 輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]

097-02 ラベル・シール・タグ付け作業員

商品にラベル・シールなどを貼り付ける仕事、タグ（下げ札）を付ける仕事などの包装に関連する仕事に従事するものをいう。

- シール貼付作業員、ステッカー貼付作業員、タグ（下げ札）付作業員、値札貼付作業員、マーク打作業員（製品の箱等に行うもの）、ラベル貼付作業員
- × 送付物宛名張り人 [035-99]、梱包（こん包）工 [095-04]、ダイレクトメール宛名

貼付人 [099-99]、ダイレクトメール封入工 [099-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)送付物に宛名シールを貼り付ける仕事に従事するもの [035-99 送付物宛名張り人]
- (2)輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]
- (3)ダイレクトメールに宛名シールを貼り付ける仕事に従事するもの [099-99 ダイレクトメール宛名貼付人]
- (4)ダイレクトメールに印刷物を封入する仕事に従事するもの [099-99 ダイレクトメール封入工]

098 選別・ピッキング作業員

原材料・農水産物・棄物などを選別する仕事に従事するもの及び在庫品の中から指定された商品を取り集める仕事に従事するものをいう。

なお、港湾・倉庫などにおいて貨物・荷物・商品などの搬入・搬出・仕分けの仕事に従事するものは、[095 荷役・運搬作業員]に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

098-01 選別作業員

098-02 ピッキング作業員

098-01 選別作業員

原材料・野菜・果物・鶏卵・魚貝・洗たく物・棄物などを選別する仕事に従事するものをいう。

機械を運転・操作し選別する仕事に従事するものを含む。

- いも類選別作業員、果実選別作業員、原材料選別作業員、古紙精選作業員（紙製造）、ごみ選別作業員（清掃工場）、産業廃棄物選別作業員、資源物選別作業員（リサイクル工場）、自動車解体部品選別作業員、水産物選別作業員（漁協）、青果選別作業員、選果作業員（卸・小売店、出荷組合、農協）、選果作業員（缶詰製造）、選鉱作業員（製鉄、製鋼）、選石作業員（石材加工）、洗たく物荷分け作業員、選卵作業員、茶葉選別作業員、野菜選別作業員、リサイクル家電解体部品選別作業員
- × 郵便内務員 [042-03]、沿岸荷役作業員 [095-01]、仕分作業員（貨物）[095-02]、仕分作業員（航空貨物）[095-02]、宅配便仕分け作業員 [095-02]、仕分作業員（倉庫）[095-03]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)郵便局において郵便物を仕分ける仕事に従事するもの [042-03 郵便内務員]
- (2)港湾の貨物上屋において貨物を仕分ける仕事に従事するもの [095-01 沿岸荷役作業員]
- (3)宅配便事業者の営業所・トラックターミナル・中継所などにおいて地域別・配送先別に荷物を仕分ける仕事に従事するもの [095-02 仕分作業員（貨物）]
- (4)空港の貨物上屋において航空貨物を仕分ける仕事に従事するもの [095-02 仕分作業員（航空貨物）]
- (5)宅配便貨物の仕分けの作業に従事するもの [095-02 宅配便仕分け作業員]
- (6)物流センターなどの倉庫において商品の搬入時の仕分け（所定の基準にもとづく仕分け、所定の場所への配置など）及び出荷時の仕分け（配送先別の仕分けなど）の仕事に従事するもの [095-03 仕分作業員（倉庫）]

098-02 ピッキング作業員

倉庫・工場・小売店などにおいて、注文書・出荷指示書に記載された商品を在庫品の中から取り集める仕事に従事するものをいう。

機械を運転・操作して商品を選び出す仕事に従事するものを含む。

○ 商品仕分け作業員、商品取集め作業員、商品ピッキング作業員、ピッキング作業員（倉庫）、ピッキング作業員（倉庫、卸・小売店）

× 仕分作業員（倉庫）[095-03]、梱包（こん包）工 [095-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)倉庫において商品の搬入時の仕分け（所定の基準にもとづく仕分け、所定の場所への配置など）及び出荷時の仕分け（配送先別の仕分けなど）の仕事に従事するもの [095-03 仕分作業員（倉庫）]

(2)輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]

099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

[095 荷役・運搬作業員]～[098 選別・ピッキング作業員]に含まれない、主に身体を使って行う各種の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 099-01 工場業務員
- 099-02 小売店品出し・陳列・補充作業員
- 099-03 洗い場作業員
- 099-04 用務員
- 099-99 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

099-01 工場業務員

工場において、原材料の搬入、製品の搬出、機械の清掃、燃料の補給、廃棄物の分別、構内の清掃など主に身体を使って行う各種の定型的な仕事に従事するものをいう。

ただし、特定の仕事にのみ従事する場合は、主に従事する仕事に即して分類する。

- 工場労務員、工場労務作業員、構内作業員（工場）
- × フォークリフト運転作業員[088-04]、工場内運搬作業員[095-02]、倉庫作業員[095-03]、梱包（こん包）工[095-04]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトを運転して資材の運搬・積み卸しの仕事に従事するもの
[088-04 フォークリフト運転作業員]
- (2)工場の構内において原材料・製品を運搬する仕事に従事するもの[095-02 工場内運搬作業員]
- (3)工場の倉庫において製品の搬入・搬出、積み卸しなどの仕事に従事するもの
[095-03 倉庫作業員]
- (4) 輸送目的のため、段ボール箱・木箱・木枠・パレットの組立、箱詰・袋詰（小袋詰を除く）、テープ止め・バンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの梱包（こん包）の作業に従事するもの [095-04 梱包（こん包）工]

099-02 小売店品出し・陳列・補充作業員

百貨店・スーパーマーケット・ホームセンター・ドラッグストア・ディスカウントストアなどの小売店において、商品の品出し・陳列・補充の仕事に従事するものをいう。

- 小売店作業員、品出係（食品スーパーマーケット）、商品品出作業員（小売店）、商品陳列作業員（小売店）、商品補充作業員（小売店）、店頭商品補充係、バックヤ-

ド作業員（スーパーマーケット食品部門）

- × 百貨店店員（販売員）[045-02]、コンビニエンスストア店員 [045-03]、食品スーパーマーケット店員 [045-05]、生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）[097-01]、ピッキング作業員 [098-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)百貨店・食品スーパーマーケットにおいて、商品の接客販売を主とし、陳列・補充も含めた各種の仕事に従事するもの [045-02 百貨店店員（販売員）、045-05 食品スーパーマーケット店員]
- (2)コンビニエンスストアにおいて商品の検収・陳列・補充・在庫管理・販売など各種の仕事に従事するもの [045-03 コンビニエンスストア店員]
- (3)食料品を扱うスーパーマーケットにおいて生鮮品（青果・精肉・鮮魚）の仕分け、包装、値札貼付の仕事に従事するもの [097-01 生鮮食品包装係（食品スーパーマーケット）]
- (4)小売店において注文書に記載された商品を在庫品の中から取り集める仕事に従事するもの [098-02 ピッキング作業員]

099-03 洗い場作業員

飲食店・ホテル・旅館などにおいて、食器を洗浄する仕事に従事するものをいう。

- 洗い場係（料理見習でないもの）、食器洗浄係
- × 調理補助者 [055-08]

なお、食材の洗浄・切り込み、食器の準備・片付けなど調理の補助業務に従事するものは、[055-08 調理補助者] に分類する。

099-04 用務員

学校・病院・福祉施設・官公庁などにおいて、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換、施設の見回り、ごみの分別、清掃・除草・散水、文書・荷物の受発送などの主に身体を使って行う各種の仕事に従事するものをいう。

ただし、特定の仕事にのみ従事する場合は、主に従事する仕事に即して分類する。

- 営繕作業員（施設補修・清掃）、学校用務員、校務員、校務主事、庁務員、病院用務員、保育園用務員、幼稚園用務員、用務員（介護施設）、用務員（福祉施設）
- × 看護助手 [028-01]、医療廃棄物回収作業員 [096-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)病院において治療処置の準備・片付け、医療器具の洗浄・消毒などの仕事に従事するもの [028-01 看護助手]
- (2)医療廃棄物を回収する仕事に従事するもの [096-06 医療廃棄物回収作業員]

099-99 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

建設現場・旅館などにおける主に身体を使って行う各種の仕事、展示・催事会場の設営、公園・競技場の整備、容器の洗浄（ガラスびんなど）、電車・バスの車内広告取換え、遺跡・埋蔵物の発掘、その他 099-01~099-04 に含まれない、主に身体を使って行う各種の仕事を行う。

- 遺跡発掘作業員、会場設営作業員、競技場整備員、グラウンドキーパー、グラウンド整備員、建設現場労務作業員、建設労務員、公園芝刈作業員、公園整備員、ゴルフ場整備員、コンサート会場設営作業員、下番（旅館）、車内広告取換作業員、食堂作業員（洗い場を除く）、ショッピングカート回収員、新聞広告チラシ折込作業員、洗瓶工、ダイレクトメール宛名貼付人、ダイレクトメール封入工、展示場設営作業員、電車広告張り人、内務係（旅館）、中番（旅館）、発掘調査補助員、封入作業員（印刷物）、容器洗浄員、旅館作業員（洗い場を除く）
- × 社内集配係 [035-99]、筆耕人・筆耕者 [035-99]、会場警備員 [059-02]、ゴルフ場芝植付作業員 [064-05]、航空機給油作業員 [088-99]、公園清掃員 [096-04]、がれき収集作業員 [096-06]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)会社などに届いた郵便物・荷物の仕分け・配付の仕事に従事するもの [035-99 社内集配係]
- (2)賞状、招待状、案内状、席札の名前などを毛筆で書く仕事に従事するもの [035-99 筆耕人・筆耕者]
- (3)催事の開催場所において来場者の流れを整理・誘導する仕事に従事するもの [059-02 会場警備員]
- (4)ゴルフ場において芝の植付け仕事に従事するもの [064-05 ゴルフ場芝植付作業員]
- (5)空港において航空機に燃料を給油する作業に従事するもの [088-99 航空機給油作業員]
- (6)公園を清掃する仕事に従事するもの [096-04 公園清掃員]
- (7)建設現場においてがれき類・木くずなどの産業廃棄物を収集する仕事に従事するもの [096-06 がれき収集作業員]